二〇二二年度～二〇二五年度　科学研究費助成事業
基盤（C）　研究成果報告書
ＪＳＰＳ科研費ＪＰ２２Ｋ００８８５

神奈川県域における江戸幕府評定所裁許絵図の基礎的研究

研究代表者　根本　佐智子
（神奈川県立歴史博物館）

目次

・目次　凡例　2
・研究の概要　3
・旧幕府裁許絵図目録掲載裁許絵図
裏書裁許文　相模・武蔵三郡　14
・論考　40
・カラー図版　65

凡例

一、本書は、二〇二二年度～二〇二五年度、科学研究費助成事業、基盤（C）、『神奈川県域における江戸幕府評定所裁許絵図の基礎的研究』（JSPS科研費JP22K00885）の研究成果報告書である。

一、裁許絵図のカラー写真・絵図トレース・裏書裁許文の写真はカラー図版に掲載した。

一、調査した裁許絵図の情報は、「研究の概要」表3「旧幕府裁許絵図目録掲載の裁許絵図情報（相模国・武蔵三郡）リスト」に掲載した。

一、旧幕府裁許絵図目録掲載裁許絵図裏書裁許文相模・武蔵三郡では、「旧幕府裁許絵図目録」掲載の現神奈川県域（相模国・武蔵三郡）の裁許絵図の裏書裁許文の翻刻を年代順で掲載した。

一、漢字の旧字体は原則として常用漢字に改めた。人名・地名などの固有名詞は原文のままとした。変体仮名・合字は原則として常用のひらがな表記に改めたが、そのままとしたものもある。

一、平出・台頭は二字あけ、欠字は一字あけとした。虫損・破損箇所で文字が読めない部分は一文字分を□とし、字数不明の場合は「　」で示した。また判読できない文字についても同様とした。

一、現物確認を行うことができた裏書裁許文に関しては、資料の改行のとおりに掲載した。文字数が多く二行にわたる際には、二行目の一文字目は一文字サゲとした。

一、自治体史等出版物に掲載されたもからの転載の場合は、前行へ送り掲載した。

一、勘定奉行の呼称に関しては、勘定頭から「勘定奉行という名になったのは元禄年間」（藤田覚『勘定奉行の江戸時代』）であるため、元禄期以前は勘定頭、元禄期以降は勘定奉行とした。

一、自治体史等から転載のものは、明らかな誤字・脱字・誤用・当字は右傍に（　）で正しい文字を示し、推定したものは（　カ　）としている。字順転倒や意味不明の場合は右傍に（ママ）と付している。

一、翻刻者の注釈は右傍に〔　〕でそれを示した。

研究の概要

裁許絵図[1]とは、村落や共同体間の村境や山林原野・河川・用水・浦など論所を巡る争論に際し、江戸幕府評定所等[2]により下された裁許の証拠として作られた判決書類である。裁許で決定した内容を絵図で示し、その裏面には裁許を文章で示した裁許文（判決文）が記され、表裏でその裁許内容が詳細に判るように作られている。その裁許を下した者、幕府評定所であれば評定所一座の三奉行（勘定奉行・江戸町奉行・寺社奉行）、場合によっては老中[3]も加わり署名捺印がなされた。

裁許絵図に描かれる絵図の内容は様々だが、裁許によって定められた新たな秩序が絵図に描かれた。また境界争論の場合には、裁許によって決した境界を太い墨筋で示し、その境界線上に評定所一座が押印するという形式が多く取られている。幕府評定所で作成された裁許絵図は大変詳細に描かれる大型の絵図であるため、裁許の内容だけでなく、争論当時の論所の景観が詳細に描かれる大変貴重な資料でもある。裁許絵図は裁許の証拠として訴訟方・相手方双方へ与えられ、それぞれ大切に保管[4]され、幕府評定所でも保管されていた。

維新後、幕府評定所に保管された裁許絵図は、その他評定所の諸書類と共に明治政府に引き継がれ、司法省へ入った。その後は明治二六年（一八九三）、同二九年に内閣記録課へ移管され、同三七年東京帝国大学法科大学へ譲渡されたが、関東大震災で灰燼に帰してしまった。

さて、司法省所属であった時代の明治九年（一八七六）、司法省御用掛木村正辞・同中録菊池駿助により旧幕府書類の整理が行われた。整理が行われると共に目録が作成されたが、裁許絵図も諸書類同様に整理され、目録が作成された。この時に作成された裁許絵図の目録が「旧幕府裁許絵図目録[5]　3巻」（以下三冊本と略す）である。この「旧幕府裁許絵図目録」には幕府評定所で保管されていた一五三九枚の裁許絵図が、国別に分類され、年代順に名称が掲載されている。こちらに掲載されている裁許絵図は、幕府評定所が重要又は有要と考え、保管していたものと考えてよいだろう。

本研究は、「旧幕府裁許絵図目録」に掲載された裁許絵図のうち、現在の神奈川県域にあたる相模国各郡・武蔵国橘樹郡、都筑郡・久良岐郡（現川崎市・横浜市の一部以下武蔵三郡と略す）に関わる裁許絵図七十一枚の現況を調査し、内容を記録するとともに、デジタル写真撮影を行い画像を収集し、トレース図化して情報を保存、広く公開し、活用に供することを目的とする。

一・研究の経緯

初年度である二〇二二年度は、「旧幕府裁許絵図目録」掲載の資料の文献調査を行った。名称に記されている村だけでなく、訴訟相手が複数の村の場合もあるため、近隣村々も含めて資料の郡名・村名より該当市町村を推定し、自治体史、博物館図録等の掲載状況を確認した。掲載が無い場合は、『神奈川県史資料所在目録』[6]、『神奈川県古文書資料所在目録・神奈川県歴史資料所在目録』にて確認をした。これらにより取得した裁許絵図に関連する情報はデータ化して蓄積した。また、「相模国第壱號」にあたる絵図について、資料紹介「神奈川県立歴史博物館所蔵　相州愛甲郡七沢村田畑境并山論絵図」を発表した。

二〇二三年度は前年度の文献調査の結果から、「旧幕府裁許絵図目録」掲載資料の所蔵・寄託・保管先である、あつぎ郷土博物館、厚木市文化魅力創造課文化財保護係、神奈川県立公文書館、横浜市歴史博物館において調査を行った。計一六件の裁許絵図の原本、写、裏書裁許文写の調査・写真撮影を完了した。大型絵図であることから、研究協力者である古宮雅明氏・寺西明子氏と共に調査先へ赴き、資料を俯瞰で分割撮影した。さらに月一回の裁許絵図研究会を開始した。

二〇二四年度は世田谷区立郷土資料館、横須賀市自然・人文博物館、富津市教育委員会、相模原市博物館、はだの歴史博物館、藤沢市文書館において調査を行い、計一二件の調査・撮影を完了した。また、「旧幕府裁許絵図目録」の書誌研究も開始し、国立国会図書館所蔵の三冊本および『旧幕府裁許絵図目録』甲、同乙本、東大史料編纂所本、国立公文書館本の調査も行った。この調査により、本研究の基礎資料としていた三冊本の記述の誤りが明らかとなり、年代・資料名称の誤りを正し、掲載裁許絵図と思われる資料の発見に至った。研究成果公開では、神奈川県立歴史博物館常設展示テーマ3において、トピック展「裁許絵図」を開催し、研究成果の一部を発表した。本研究は当初は三年計画であったが、より良い成果を得るため研究期間を一年延長した。

最終年度である二〇二五年度は、平塚市博物館、座間市教育委員会、琴平神社、逗子市教育委員会、はだの歴史博物館、湯河原町教育委員会、秦野市個人宅において調査を行い、計八件の調査・写真撮影を完了した。研究協力者として椎橋郁実氏に参加いただき、分割撮影データの処理、写真合成、トレース作業をお願いした。それら裁許絵図の画像など四年間の研究成果をまとめた本報告書の編集を行い、刊行した。一

般向けではあるが、「江戸時代の巨大絵図」と題して講演会を行い、研究成果を発表した。

二、相模国・武蔵国三郡の評定所裁許絵図

「旧幕府裁許絵図目録」には、裁許絵図の成立年順に、国ごとに「第壱號」[7]から番号を振り、絵図の名称・枚数が記されており、名称は国名、郡名、村名（一ヶ村）、論の内容（野論・水論・山論・境論など）で構成されている。本研究の対象とした現神奈川県域は、相模国と武蔵国三郡の範囲に当たり、研究対象は、相模国の項に記されているもの、武蔵国の項に掲載されているものに限定し、相模国は五十四件、武蔵三郡は一七件、計七一件とした。「旧幕府裁許絵図目録」の該当する部分を抜粋して示したものが（表1）である。

まず、裁許絵図の件数について見てみよう。三冊本を研究された山本英二氏[8]によると、掲載される裁許絵図の件数については関東地方で見ると上総国の一七七枚が最多で、武蔵国一四〇枚、常陸国一三二枚、下総国一二九枚、下野国九九枚、上野国六〇枚、相模国五四枚、安房国三六枚であるという。山本氏はこの枚数の差異について、国の広狭、村数の多さを理由として挙げ、江戸近郊には零細な旗本知行地が分散的に設定され、支配違いにともなう出入りが頻発しただろうから、件数は当然に増加するとも示されている。相模国は比較的点数が少ないが、数が少ない理由として、国の面積が比較的小さく、また村数がやや少ないから数字として妥当な線だろうとされている。武蔵国は二一郡あり、全体で一四〇枚である。平均すると一郡六・六枚となる。その中で三郡分と考えると、一七枚は平均的な数であるだろう。

次に、裁許絵図の作成年代について見ると、相模国が慶安二年（一六四九）～安永八年（一七七九）、武蔵三郡は寛文五年（一六六五）～寛保二年（一七四二）であり、一七世紀半ばから一八世紀半ばの時期に集中している。関東各国（常陸国・安房国を除く）には数は少ないが一七八〇年（天明元）以降の裁許絵図が掲載されているが、相模国、武蔵三郡には存在していない。

現在確認できるすべての裁許絵図が「旧幕府裁許絵図目録」に掲載されているというわけではない。昭和五十年代の県内の悉皆調査の結果である『神奈川県史別編2資料所在目録』[9]から裁許絵図の名称の付けられているものを抽出し、表にまとめた（表2）。勿論、絵図として分類されてしまい、裁許絵図の名称で掲載されていない資料も多数あると思われるが、『神奈川県史別編2資料所在目録』に掲載されている裁許絵図は四三件、そのうち「旧幕府裁許絵図目録」に掲載されている裁許絵図は二九件（他村に伝わる同一裁許絵図も含まれている）であった。「旧幕府裁許絵図目録」掲載の裁許絵図は凡そ七割を下回っており、評定所で作成された裁許絵図全てが評定所において保管されていたわけではなく、またはすべてが司法省へ引き継がれたわけではないことがわかる。このように「旧幕裁許絵図目録」に掲載されていない裁許絵図も多数存在することから、掲載されている裁許絵図は評定所が重要又は有要と考え、保管していたものであると考えられるのである。

一方、『神奈川県史別編2資料所在目録』の裁許絵図の作成時期を見ると、三之宮村（伊勢原市）の「文政一一年栗原村林昌寺一件裁許絵図」を除けば、凡そ裁許絵図目録と同時期、一七世紀半ばから一八世紀半ばに集中している。神奈川県域に残された裁許絵図は、全体的に見ても凡そ一七世紀半ばから一八世紀半ば作られたと考えてよいだろう。

郡別でみると、相模国は八郡一縣あるが、三浦郡八件、鎌倉郡七件、高座郡四件、大住郡一七件、愛甲郡一一件、足柄下郡三件、足柄上郡〇件、淘綾郡〇件、津久井縣四件。神奈川県域に武蔵国は三郡あり、橘樹郡五件、都筑郡九件、久良岐郡三件となり、郡・縣ごとに大きく点数の差がある。小規模な旗本領・大名領・寺社領が入り乱れ支配が複雑で、丹沢の山林を擁する大住郡が一七件・愛甲郡が一一件と多く、山間部ではあるが大部分が幕府領である津久井縣が四件、小田原藩領である足柄上郡が〇件・足柄下郡が三件と点数が大変少ない。このことは、同一領主支配の村落間争論に関してはその領主によって裁断され、支配違いの争論に関しては幕府評定所へ持ち込まれるという事情から、争論が起こっても幕府評定所に裁定を仰ぐ必要がなく、領主による裁定で決することができる地域であったことが考えられるだろう。

三、現存する評定所裁許絵図

「旧幕府裁許絵図目録」の資料名（表1）と本研究で確認ができた該当資料とを対応させたのが（表3）である。目録に掲載されている相模国五十四件、武蔵国十七件、計七十一件のうち、

①絵図面、裁許文面ともに不明のもの　二七件
（所在目録等に掲載されているが、所蔵者の連絡先が不明のため調査できなかったもの、時間的に間に合わなかったものを含む）

②裏書裁許文のみ写した資料（形態が状や竪帳のもの）・自治体史等に掲載され、裏書裁許文の文面のみわかるもの　一一件
（一一件のうち、書籍等に掲載されていて写真が確認できるが、所蔵者の連絡先等が不明のため裁許文のみ転載となったものも含む）

③原本・写・部分図に関わらず絵図面が確認できた資料　三三件

という結果を得た。①の全く不明であるものが二七件、②③の裁許文面・絵図面等が一部でも分かるものが四四件と、半分以上の裁許絵図について内容を判明することができた。

本報告書には、「旧幕府裁許絵図目録」に掲載された絵図の内、内容が判明した四四件の裁許絵図の裏書裁許文全文を国別・年代順に可能な限り掲載した。裁許絵図原本の調査を行うことができない状況であっても、状や竪帳などに裏書裁許文の文言のみを記した写が作られ、周辺村々に伝存することもあり、その裁許文の内容から多くの情報を得ることができた。裁許文には、写であっても裁許の内容に加え墨引きの有無、裁許を下した評定所一座の名などがそのままに記されるため、村方に残る貴重な裁許の証拠資料であるといえる。

裁許絵図本体と「旧幕府裁絵図目録」掲載の資料名称を比較すると、裏書裁許文一行目にある事書、「〇〇国〇〇郡〇〇村与〇〇郡〇〇村〇〇論之事」から情報を得て作成しているであろうことがわかる。しかし、これらを確認する中で、「旧幕府裁許絵図目録」の資料名称が、原本そのものを正確に表わしている訳ではないことが明らかとなった。さらには、事書自体も、その争論を正しく示している訳ではないことも判明した。

本報告書カラー図版には、本調査にて撮影、提供のあった三三件の裁許絵図の写真（写・部分図を含む）を収載した。それぞれ絵図写真、絵図面トレース、裏書裁許文の写真を可能な限り掲載している。個人蔵であったり、資料の調査・撮影が難しい資料に関しては、各所より写真の提供をいただいた。調査・撮影が可能なものに関しては、資料を俯瞰で分割撮影し、デジタルで結合し、一枚のデータを作成した。裁許絵図は絵図の中でもかなり大型のものであり、最大のものは六畳間ほどの大きさにもなる。かつては撮影が難しく、書籍に掲載されていても全体像が不明のものや、細部が不鮮明なものが多かった。大きく掲載することで、絵図の細部まで確認することができるよう心がけた。さらに、今回トレース図を作成したことで、絵図面の理解がしやすくなり、裁許絵図の情報から作成当時の自然環境や、土地利用、河川の流路、道や村の様子など多くの情報を得ることができるのではないだろうか。本報告書が各方面の研究に活用いただくことを期待したい。

本研究の調査を行う中で、神奈川県内には近世初期～中期の裁許絵図が、想像以上に数多く残されていた。江戸幕府の権威の象徴のように大きく美しい評定所裁許絵図は、一般的にもその価値を評価しやすいからか、市町村で文化財に指定されている資料もあり、現在も変わらず大切に保管されていることが分かった。今後も大切に保管されることを祈念する。

最後に、本研究にご許可、ご協力をくださいましたご所蔵者の皆様、資料の所在調査、資料の閲覧にご尽力くださいました各市町村のご担当者様、各博物館ご担当者様へ心よりお礼申し上げます。

（根本佐智子）

注

注(1)裁許裏書絵図ともいう。

注(2)争論の決着に裁許絵図形式を採用したのは幕府評定所だけではない。神奈川県内の例を挙げると、寛文九年西富岡・日向村芝地争論裁許絵図（『堀江文書』所収）は、幕府代官成瀬五左衛門による裁許絵図である。

注(3)「国郡境御老中加印、三奉行連印、右之外絵図裏書を以裁許之時ハ、三奉行連印」国境・郡境に関する裁許絵図の裏書には、老中も加印すべきものとされていた。『公事方御定書』（日本歴史学会編『概説古文書学近世編』吉川弘文館　一九八九）

注(4)訴訟に関わった村の名主家などに伝わる裁許絵図は、その大きさもあり、裁許絵図用に誂えた木箱に入れて保管するなど、他の文書とは扱いが違う。

注(5)『旧幕府裁許絵図目録 3巻』・写．国立国会図書館デジタルコレクション https://dl.ndl.go.jp/pid/2606958（参照 2026-02-01）「旧幕引継書」。資料内題には「旧幕裁許絵図目録」と記されている。「旧幕裁許絵図目録」が当初の名称だったのだろう。書誌情報については山本英二『論所裁許の数量的考察』（徳川林政史研究所研究紀要第二七号　一九九三）に詳しい。

注(6)『神奈川県史資料所在目録』第1集～第53集．（県史編集室．一九六七～八三）、『神奈川県古文書資料所在目録　神奈川県歴史資料所在目録』第1集～第32集、（神奈川県立文化資料館・神奈川県立公文書館　一九七九～二〇一三）第29集以降は紙媒体ではなくPDF公開

注(7)「旧幕府裁許絵図目録」を使用した研究は、前掲山本英二「論所裁許の数量的考察」、同「論所裁許の数量的考察―関東編―」（『栄町の歴史』創刊号　一九九三）がある。「論所裁許の数量的考察―関東編―」で山本氏は「一八世紀後半以降の絵図が全く存在しないことが目に付く」とされるが、相模53の安永二年、相模54の安永八年の裁許絵図を見落としている。（表にも記載されていない）

注(8)相模国では番号の重複が発生しており、「第廿八號ノ下　元禄十三辰年　相州足柄下郡門村小田原境論絵図」、「第廿八號ノ上　元禄十一寅年　相州愛甲郡中三田村野河原論絵図」が存在する。この二点は年代も違い、内容も全く関わりのないものであり、おそらく目録作成中に重複を発見し、番号を順にずらすことを誤め、上、下として修正したものと考えられる。

注(9)『神奈川県史　別編　2　資料所在目録』（神奈川県　一九八一）

表１　「旧幕府裁許絵図目録　３巻」 掲載　神奈川県域の裁許絵図一覧

○相模国

第二番長持　国郡都市村邑境界争論地所　旧幕裁許絵図目録

	番号	年代	資料名	枚数
1	第壱號	慶安二年	相州愛甲郡七沢村田畑境幷山論絵図	壱枚
2	第貳號	承応元年	相州丸島村　以下蝕　絵図	壱枚
3	第三號	承応三年	相州中志村川原論　絵図	壱枚
4	第四號	明暦元年	相州長坂村水論　絵図	壱枚
5	第五號	寛文元年	相州高倉郡上々村川原境論　絵図	壱枚
6	第六號	寛文四年	同国愛甲郡川入村論　絵図	壱枚
7	第七號	寛文六年	同国中郡飯山々之内成瀬五左衛門云々　蝕	壱枚
8	第八號	寛文六年	同国愛甲郡半原村境論　絵図	壱枚
9	第九號	寛文八年	同国鎌倉郡今泉村山論　絵図	壱枚
10	第拾號	寛文九年	同国高座郡座間村境論　絵図	壱枚
11	第拾壱號	寛文十一年	相州成瀬五左衛門代官所上川入村勝楽寺論絵図	壱枚
12	第拾貳號	寛文十二年	同国妻田村河原論　絵図	壱枚
13	第拾三號	延宝四年	相州岡津村境論　絵図	壱枚
14	第拾四號	延宝五年	相州三浦郡大多和村浦論　絵図	壱枚
15	第拾五號	延宝八年	相州鎌倉郡阿久和村津論　絵図	壱枚
16	第拾六號	天和二年	相州大住郡神戸村田畑訴論　絵図	壱枚
17	第拾七號	天和二年	相州愛甲郡及川村運上山論　絵図	壱枚
18	第拾八號	天和三年	相州愛甲郡厚木村堰論　絵図	壱枚
19	第拾九號	貞享元年	相州愛甲郡上荻野村相名寺境内論絵図	壱枚
20	第貳拾號	貞享元年	相州大住郡小稲葉村水論　絵図	壱枚
21	第廿壱號	貞享二年	相州大住郡平澤村野論　絵図	壱枚
22	第廿貳號	貞享三年	相州大住郡岡田村堰論　絵図	壱枚
23	第廿三號	貞享四年	相州三浦郡浦賀村野論　絵図	壱枚
24	第廿四號	貞享五年	相州大住郡白根村野論　絵図	壱枚
25	第廿五號	元禄二年	相州大住郡東田原村山論　絵図	壱枚
26	第廿六號	元禄五年	相州大住郡平塚村浦境論　絵図	壱枚
27	第廿七號	元禄九年	相州愛甲郡熊坂村川境論　絵図	壱枚
28	第廿八號ノ上	元禄十一年	相州愛甲郡中三田村野河原論　絵図	壱枚
29	第廿八號ノ下	元禄十三年	相州足柄下郡門川村小田原境論　絵図	壱枚
30	第廿九號	元禄十四年	相州三浦郡達子村境論　絵図	壱枚
31	第三拾號	宝永元年	相州大隅郡中原村河原論　絵図	壱枚
32	第三拾壱號	宝永二年	相州津久井縣寸澤嵐村山論　絵図	壱枚
33	第三拾貳號	宝永二年	相州大住郡岡田村秣場論　絵図	壱枚
34	第三拾三號	宝永七年	相州大住郡西海地村水論　絵図	壱枚
35	第三拾四號	宝永七年	相州大住郡堀山下村山論　絵図	壱枚
36	第三拾五號	宝永七年	相州愛甲郡葉山島村山論　絵図	壱枚
37	第三拾六號	享保三年	相州高倉郡社家村地境論　絵図	壱枚
38	第三拾七號	享保四年	相州鎌倉郡極楽寺村山論　絵図	壱枚
39	第三拾八號	享保八年	相州大住郡今泉村境論　絵図	壱枚
40	第三拾九號	享保八年	相州大住郡尾尻村境論　絵図	壱枚
41	第四拾號	享保十年	相州高倉郡座間村畑論　絵図	壱枚
42	第四拾壱號	享保十一年	相州鎌倉郡片瀬村常立寺山論　絵図	壱枚
43	第四拾貳號	享保十四年	相州三浦郡浦々村猟場論　絵図	壱枚
44	第四拾三號	享保十六年	相州箱根山金剛王院境論　絵図	壱枚
45	第四拾四號	元文四年	相州小田原大久保出羽守ト権現領山境論絵図	壱枚
46	第四拾五號	寛保元年	相州津久井縣青山村秣山論　絵図	壱枚
47	第四拾六號	寛保二年	相州三浦郡森崎村秣場論　絵図	壱枚
48	第四拾七號	寛保三年	相州三浦郡金田村境論　絵図	壱枚
49	第四拾八號	延享二年	相州鎌倉郡西御門村地論　絵図	壱枚
50	第四拾九號	延享二年	相州三浦郡公郷村海境論　絵図	壱枚
51	第五拾號	延享四年	相州大住郡東冨田村境論　絵図	壱枚
52	第五拾壱號	延享四年	相州大住郡戸川村山論　絵図	壱枚
53	第五拾貳號	安永二年	相州鎌倉郡腰越村魚猟論　絵図	壱枚
54	第五拾三號	安永八年	相州津久井縣青野原村山論　絵図	壱枚

○武蔵国

	番号	年代	資料名	枚数
1	第六號	寛文五年	同国都筑郡川和村野論　絵図	壱枚
2	第廿三號	延宝六年	同国都筑郡高田村水論　絵図	壱枚
3	第四拾號	貞享二年	同国久良岐郡中里村水論　絵図	壱枚
4	第五拾六號	元禄二年	同国都筑郡恩田村秣場論　絵図	壱枚
5	第六拾二號	元禄三年	同国都筑郡上矢本村芝野論　絵図	壱枚
6	第六拾六號	元禄五年	同国稲毛領諏訪河原村地論　絵図	壱枚
7	第八拾壱號	元禄九年	同国橘樹郡南河原村玉川出洲訴論絵図	壱枚
8	第八拾八號	元禄十四年	同国久良岐郡野島村魚猟場論　絵図	壱枚
9	第九拾四號	元禄十五年	同国都筑郡岡上村秣場論　絵図	壱枚
10	第九拾五號	元禄十五年	同国都筑郡寺家村野論　絵図	壱枚
11	第九拾六號	元禄十六年	同国久良岐郡岡村山論　絵図	壱枚
12	第百四號	宝永七年	同国多摩郡宇奈根村外二ヶ村村境論絵図	壱枚
13	第百拾三號	享保二年	同国橘樹郡小杉村地境論　絵図	壱枚
14	第百拾五號	享保五年	同国都筑郡恩田村六給秣場論　絵図	壱枚
15	第百拾七號	享保八年	同国橘樹郡菅村境論　絵図	壱枚
16	第百廿壱號	元文三年	同国都筑郡荏田村畑境論　絵図	壱枚
17	第百廿七號	寛保二年	同国都筑郡小山村芝野境論　絵図	壱枚

相模国54件　武蔵国17件　合計　71件

※『旧幕府裁許絵図目録 3巻』,写. 国立国会図書館デジタルコレクション https://dl.ndl.go.jp/pid/2606958（参照 2026-02-01）

※第壱號以降絵図を同断と省略しているが今回は絵図と戻した

表２　『神奈川県史 別編２（資料所在目録）にみる裁許絵図

頁	市町村	所蔵者	役職	住所	目録有無	資料名
64	横浜市	県立文化資料館		多摩郡上壱分村内田家		寛文８年寺方村入会争論につき裁許絵図
64	横浜市	県立文化資料館		多摩郡上壱分村内田家		正徳３年山入村遠野谷入会裁許絵図
69	横浜市	渋谷良雄		間門（本郷村）		寛保３年根岸村本郷村運上野地境争論裁許絵図
102	横浜市	池谷陸朗	名主	南綱島町（南綱島村）	○	延宝６年村境裁許絵図
108	横浜市	渡辺省五		中山町（大棚村）		万治２年牛窪村野論裁許絵図
109	横浜市	飯島利貞		成合町（成合村）	○	元禄２年成合村恩田村秣場争論裁許絵図
110	横浜市	大曽根俊雄	名主	寺家（寺家村）	○	元禄15年寺家村鴨志田村野論裁許絵図
114	横浜市	松本金作		恩田町（恩田村）	○	享保5年恩田村相給地秣場争論裁許絵図
156	川崎市	志村文雄	名主	王禅寺（王禅寺村）		寛永7年～寛永10年麻生村秣場争論口上書、同裁許絵図
156	川崎市	志村文雄	名主	王禅寺（王禅寺村）	○	寛文5年川和村池辺村野論入会絵図写
157	川崎市	志村文雄	名主	王禅寺（王禅寺村）		正徳2年王禅寺江相掛り候社地及山論出入裁許絵図
170	横須賀市	大野秋正		公郷（公郷村）	○	享保14年浦郷外四ヶ村と紀州外五ヶ国四艘引網方漁場争論につき裁許絵図
172	横須賀市	小矢部自治会		小矢部（小矢部村）	○	寛保2年小矢部村森崎村秣場争論吟味につき返答書・同裁許絵図（裏絵図面）
182	横須賀市	永嶋重美	名主	公郷（公郷村）	○	享保14年長浦村外漁猟場裁許絵図
182	横須賀市	永嶋重美	名主	公郷（公郷村）	○	延享2年漁猟場裁許絵図
185	横須賀市	一本太郎	名主	西浦賀（西浦賀村）	○	貞享4年浦賀村大津村境論裁許絵図
203	逗子市	高橋磐		小坪（小坪村）	○	元禄14年逗子村小坪村境裁許絵図
224	鎌倉市	金田信		稲村ガ崎（極楽寺村）	○	享保4年極楽寺村与津村腰越村山論裁許絵図
276	藤沢市	山本龍太郎	名主・網元	片瀬海岸（片瀬村）	○	安永2年津村腰越村片瀬村漁場争論裁許絵図
290	茅ヶ崎市	重田英弘		十間坂（茅ヶ崎村）		寛文4年小和田村茅ヶ崎村漁場争論裁許絵図
315	相模原市	渋谷雄一		上鶴間（上鶴間村）		慶安3年中和田座間秣場争論裁許絵図
369	厚木市	大村直利		下津古久（下津古久村）	○	貞享元年小稲葉村津古久村等水論裁許絵図写
376	厚木市	小島菊次		岡田（岡田村）	○	貞享3年田村用水争論裁許絵図
411	愛川町	染谷太郎	名主	半原（半原村）	○	寛保元年青山村半原村秣場争論裁許絵図
419	清川村	山田明		煤ヶ谷（煤ヶ谷村）	○	慶安2年煤ヶ谷村七沢村山論裁許絵図
428	平塚市	今井治良	名主	岡崎（西海地村）	○	宝永7年当村外三村水論裁許絵図
470	秦野市	菅沼稲吉		戸川（戸川村）	○	延享4年～安永2年戸川村堀山下村山論裁許絵図裏書写
470	秦野市	菅沼勝又		戸川（戸川村）	○	延享4年戸川村堀山下村山論裁許絵図
476	秦野市	露木英		平沢（平沢村）	○	貞享2年小原村平沢村境論訴状・裁許絵図
479	秦野市	羽根区有（自治会）			○	元禄2年東西田原村蓑毛村山論裁許絵図裏書写
484	秦野市	三屋造林組合		戸川	○	延享4年戸川村堀山下村山論裁許絵図
489	伊勢原	石井誠一	名主	三ノ宮（三之宮村）		享保17年神戸村三之宮村山論裁許絵図
490	伊勢原	石井誠一	名主	三ノ宮（三之宮村）		文政11年栗原村林昌寺一件裁許絵図
495	伊勢原	堀江政邦	名主	坂戸（西富岡村）		寛文9年芝地論裁許絵図
497	伊勢原	守屋良平		坂戸（日向村）		寛文9年日向村富岡村芝地争論裁許絵図
497	伊勢原	守屋良平		坂戸（日向村）	○	貞享元年小稲葉村津古久村上下落合村長沼村日向村水論裁許絵図
498	伊勢原	山口一夫	名主	上糟屋（上糟屋村）	○	貞享5年白根村外三ヶ村野論裁許絵図写
526	南足柄	狩野自治会		狩野（狩野村）		元禄度裁許絵図写（塚原村入会地）
543	大井町	古谷佐七郎		山田（山田村）		貞享5年上大井村山田村草苅場争論裁許絵図
553	松田町	虫沢自治会		寄（虫沢村）		元禄7年山論裁許絵図
616	湯河原町	湯河原町役場		門川	○	元禄13年豆州権現領相州小田原領境争論裁許絵図
624	津久井町	天野望	名主	鳥屋（鳥屋村）	○	安永8年青野原村鳥屋村山村裁許絵図
632	津久井町	平本次郎	名主	青山（青山村）	○	寛保元年青山村半原村秣場争論裁許絵図
657		国立国文学研究資料館史料館（1）祭漁洞文庫水産資料		大住郡羽根村今井家資料	○	延宝7年堀山下村渋沢村等入会山論裁許絵図裏書写
657		国立国文学研究資料館史料館（1）祭漁洞文庫水産資料		大住郡羽根村今井家資料	○	元禄2年東西田原村等山論裁許絵図裏書

※目録有無：「旧幕府裁許絵図目録」への掲載の有無のこと

※『神奈川県史 別編 2　資料所在目録』（神奈川県，1981.3）

表3　旧幕府裁許絵図目録掲載の裁許絵図情報（相模国・武蔵三郡）リスト

国番号	郡番号	番号	年代	三冊本「旧幕府裁許絵図目録」資料名称	絵図裏書裁許文冒頭事書	年月日	原本/写	寸法（縦×横㎜）	厚	料紙枚数	料紙向き	裁許線有無/墨引文言有無	評定所一座	内容分類	裁許文文字数	絵図情報
相模1	愛甲1	第壱號	慶安二年	相州愛甲郡七沢村田畑境并山論絵図	相州七沢村与煤ヶ谷村田畑境并山論之事	慶安2年5月朔日	原本	605×920	0.13	6	縦	有（朱）印有	勘定2/目付2/新番頭/大目付	村境論	198	[原本]神奈川県立歴史博物館所蔵 七沢村と煤ケ谷村田畑境并山論裁許絵図　厚木市史近世資料編4村落2/[原本]個人蔵
相模2	大住1	第貳號	承応元年	相州丸島村　以下蝕　絵図												大住郡
相模3	大住2	第三號	承応三年	相州中志村川原論　絵図	表書之相州中志村と平沢村と水無川原相論之儀…	承応3年3月25日	原本	895×610	裏打	6	縦	無	書院番3/小姓番3/留守居3/勘定頭3/町奉行2/寺社奉行2	河原論（入会）	154	[原本]秦野市所蔵　中志村と平沢村との水無川入会争論の裁許絵図　秦野市史通史編2
相模4	三浦1	第四號	明暦元年	相州長坂村水論　絵図												三浦郡
相模5	高座1	第五號	寛文元年	相州高倉郡上々村〔高座郡上郷村〕川原境論　絵図												
相模6	愛甲2	第六號	寛文四年	同国愛甲郡川入村〔下川入村〕論　絵図	相州三田村与下川入村境論之事	寛文4年9月14日	（原本）	846×1446 厚木市史掲載寸法		10	縦	有（一部）印有	勘定頭2/町奉行2/寺社奉行2	村境論	122	[原本]個人蔵　掲載資料名：三田村・下川入村境論裁許絵図　厚木市史近世資料編4村落2
相模7	愛甲3	第七號	寛文六年	同国中郡飯山々之内〔飯山郷之内〕成瀬五左衛門云々蝕	相州中郡飯山郷之内成瀬五左衛門百姓共御領所之者…	寛文6年12月4日	（原本）	116.5×209 厚木市史掲載寸法				無	勘定頭3/町奉行2/寺社奉行3/老中4	樹木伐採論	172	[原本]個人蔵　掲載資料名：飯山村新開発新林停止裁許絵図　厚木市史近世資料編5村落3付録絵図
相模8	愛甲4	第八號	寛文六年	同国愛甲郡半原村境論　絵図	相州中郡之内半原村与田代村境論付而…	寛文6年6月4日	原本	1011×1365	0.2	15	縦	無（川筋）印有	勘定頭2/町奉行2/寺社奉行2/老中4	村境論	205	[原本]神奈川県立公文書館寄託大矢家文書　御裁許絵図面写　寛文六年
相模9	鎌倉1	第九號	寛文八年	同国鎌倉郡今泉村山論　絵図												
相模10	高座2	第拾號	寛文九年	同国高座郡座間村〔座間郷〕境論　絵図	相州関口村与座間郷与境論之事	寛文9年12月14日	裁許文					無	勘定頭3/町奉行2/寺社奉行2	村境論	247	[不明]個人蔵　関口村・座間郷境論裁許絵図　裏書及び高座郡磯部村斎藤嶌由緒　厚木市史近世資料編4村落2
相模11	愛甲5	第拾壱號	寛文十一年	相州成瀬五左衛門代官所上川入村勝楽寺論絵図	相州成瀬五左衛門御代官所上川入村之内勝楽寺文口訴論之事	寛文11年7月6日	原本	851×1438	0.2	8	縦	有印有	勘定頭3/町奉行2/寺社奉行3	寺領境内論	258	[原本]神奈川県立公文書館寄託大矢家文書　御裁許絵図面写　寛文11年
相模12	愛甲6	第拾貳號	寛文十二年	同国妻田村河原論　絵図	相州妻田村金田村厚木村河原論之事	寛文12年11月6日	（写）	940×1590 厚木市史掲載寸法				有 印無（写）	勘定頭4/町奉行1/寺社奉行3	河原論・村境論	156	[写]個人蔵　掲載資料名：厚木・妻田・金田三か村河原論裁許絵図　厚木市史近世資料編2・4村落1・2
相模13	鎌倉2	第拾三號	延宝四年	相州岡津村境論　絵図												鎌倉郡
相模14	三浦2	第拾四號	延宝五年	相州三浦郡大多和村〔大田和村〕浦論絵図	三浦郡大田和村と同郡長井村・左嶋村浦論之事	延宝5年5月14日	（写）					無	勘定頭4/町奉行2/寺社奉行2	浦論（大網猟）	317	[写]個人蔵　掲載資料名：（裁許絵図裏書）三浦郡大田和村と同郡長井村・左嶋村浦論之事　県史資料編9
相模15	鎌倉3	第拾五號	延宝八年	相州鎌倉郡阿久和村津論　絵図												
相模16	大住3	第拾六號	天和二年	相州大住郡神戸村田畑訴論　絵図												
相模17	愛甲7	第拾七號	天和二年	相州愛甲郡及川村運上山論　絵図	相州愛甲郡及川村与同郡御代官所荻野村運上山争論之事	天和2年3月14日	（原本）	写:1572×3040（原本:1610×2650厚木市史掲載寸法）		36	縦	有印有	勘定頭3/町奉行2/寺社奉行3	運上山境論	474	[原本]個人蔵　及川村上荻野村運上山裁許絵図　厚木市史近世資料編4村落2　厚木市史近世資料編5村落3付録絵図/[写]厚木市寄託難波家文書
相模18	愛甲8	第拾八號	天和三年	相州愛甲郡厚木村堰論　絵図	相州愛甲郡厚木村与同郡林村堰論之事	天和3年9月22日	原本	880×1317		10	縦	無印無	勘定頭3/町奉行2/寺社奉行4	用水堰論	248	[原本]林自治会所蔵　林村・厚木村堰論裁許絵図　厚木市史近世資料編4村落2
相模19	愛甲9	第拾九號	貞享元年	相州愛甲郡上荻野村相名寺〔松石寺〕境内論　絵図	相州愛甲郡松石寺境内井上荻野村下荻野村及川村林村反田村妻田村三田村下川入村棚澤村諍論裁許之条々	貞享元年8月14日	原本	1438×2460	0.3	30	横	有印有	勘定頭3/町奉行2/寺社奉行3	寺領境内・村境・入会地境論	412	[原本]厚木市寄託難波家文書　掲載資料名：松石寺境内及び上荻野村など九か村争論裁許絵図　厚木市史近世資料編5村落3
相模20	大住4	第貳拾號	貞享元年	相州大住郡小稲葉村水論　絵図	相州小稲葉村井津古久村上下落合村長沼村与同国日向村水論之事	貞享元年4月14日	（写）	1210×1860 厚木市史掲載寸法		20	横	無印無（写）	勘定頭3/町奉行2/寺社奉行4	用水論	418	[写]個人蔵　掲載資料名：大住郡下津古久村ほか四か村と日向村水論裁許絵図　厚木市史近世資料編6
相模21	大住5	第廿壱號	貞享二年	相州大住郡平澤村野論　絵図												貞享2年小原村平沢村境論訴状・裁許絵図　神奈川県史別編 2
相模22	大住6	第廿貳號	貞享三年	相州大住郡岡田村堰論　絵図	相州大住郡岡田村与同国愛甲郡厚木村諍論之事	貞享3年6月6日	写部分	部分図 471×1310（原本:1206×2420厚木市史掲載寸法）	0.15	10	横	無印無（部分写）	勘定頭3/町奉行2/寺社奉行3	用水堀堤樹木伐採論	321	[写部分図]神奈川県立公文書館所蔵小塩家文書2　相州大住郡岡田村と同愛甲郡厚木村争論之事、小鮎川絵図　写/[原本]個人蔵　掲載資料名：岡田村と厚木村田村用水堤柳植立争論につき幕府裁許状　厚木市史近世資料編6
相模23	三浦3	第廿三號	貞享四年	相州三浦郡浦賀村野論　絵図	相州三浦郡浦賀村与同郡大津村野論之事	貞享4年6月6日	原本	875×1461	0.19	10	横	無印無	勘定頭3/町奉行2/寺社奉行4	野論（入会）	393	[原本]横須賀市自然・人文博物館所蔵一本家文書（浦賀・大津村野論裁許絵図）　横須賀市指定重要有形文化財
相模24	大住7	第廿四號	貞享五年	相州大住郡白根村野論　絵図	相州大住之郡白根村坂戸村田中村并上糟屋郷之内峰岸村同郡子安村野論之事	貞享5年4月6日	裁許文					（有）／入会山之境所之墨筋各々加印判を双方へ下置	勘定頭2/町奉行2/寺社奉行3	山論（入会）	846	[写]個人蔵　掲載資料名：坂戸村等四か村と子易村入会地争論につき幕府評定所裁許状　伊勢原市史資料編近世1

相模25	大住8	第廿五號	元禄二年	相州大住郡東田原村山論　絵図	相州大住郡東田原村西田原村与同郡蓑毛村小蓑毛村寺山村山論之事	元禄2年5月6日	写
相模26	大住9	第廿六號	元禄五年	相州大住郡平塚村浦境論　絵図	相州大住郡平塚村与同国淘綾郡大磯村浦境諍論之事	元禄5年9月18日	原本
相模27	愛甲10	第廿七號	元禄九年	相州愛甲郡熊坂村川境論　絵図			
相模28	愛甲11	第廿八號ノ上	元禄十一年	相州愛甲郡中三田村野河原論　絵図	相州愛甲郡中三田村下三田村与同郡上三田村争論之事	元禄11年5月14日	裁許文
相模29	足柄下1	第廿八號ノ下	元禄十三年	相州足柄下郡門川村小田原境論　絵図	豆州権現領与小田原領境論之事	元禄13年10月4日	写
相模30	三浦4	第廿九號	元禄十四年	相州三浦郡逵子村〔逗子村〕境論　絵図	相州三浦郡逗子村与同郡小坪村境論之事	元禄14年3月6日	原本
相模31	大住10	第三拾號	宝永元年	相州大隅郡〔大住郡〕中原村河原論　絵図			
相模32	津久井1	第三拾壱號	宝永二年	相州津久井縣寸澤嵐村山論　絵図	相模国津久井縣寸沢嵐村孫大夫与寸沢嵐若柳両村惣百姓山論裁許之事	宝永2年12月	裁許文
相模33	大住11	第三拾貳號	宝永二年	相州大住郡岡田村秣場論　絵図			
相模34	大住12	第三拾三號	宝永七年	相州大住郡西海地村水論　絵図	相州大住郡西海池村入山瀬村矢崎村与同郡大句村水論之事	宝永7年7月25日	原本
相模35	大住13	第三拾四號	宝永七年〔延宝七年〕	相州大住郡堀山下村山論　絵図	相州大住郡堀山下村与同国堀川村堀斎藤村渋澤村山諍論之事	延宝7年12月22日	写
相模36	津久井2	第三拾五號	宝永七年	相州愛甲郡葉山島村山論　絵図			
相模37	高座3	第三拾六號	享保三年	相州高倉郡〔高座郡〕社家村地境論　絵図			
相模38	鎌倉4	第三拾七號	享保四年	相州鎌倉郡極楽寺村山論　絵図			
相模39	大住14	第三拾八號	享保八年	相州大住郡今泉村境論　絵図			
相模40	大住15	第三拾九號	享保八年	相州大住郡尾尻村境論　絵図			
相模41	高座4	第四拾號	享保十年	相州高倉郡〔高座郡〕座間村畑論　絵図	相模国高座郡座間村与同国同郡栗原村畑論裁許之事	享保10年10月13日	原本
相模42	鎌倉5	第四拾壱號	享保十一年	相州鎌倉郡片瀬村常立寺山論　絵図	相模国鎌倉郡片瀬常立寺与本蓮寺山論裁許之事	享保11年7月6日	裁許文
相模43	三浦5	第四拾貳號	享保十四年	相州三浦郡浦々村〔浦郷村〕猟場論　絵図	相模国三浦郡浦郷長浦横須賀公郷四ケ村より紀伊和泉三河安房上総五ケ国四艘張網方魚猟場出入裁許之事	享保14年3月4日	写部分
相模44	足柄下2	第四拾三號	享保十六年	相州箱根山金剛王院境論　絵図	相模国足柄下郡箱根権現領と同国足柄上郡仙石原村境論裁許之事	享保16年7月25日	
相模45	足柄下3	第四拾四號	元文四年	相州小田原大久保出羽守ト権現領山境論絵図	相州小田原領主大久保出羽守与同国箱根権現領山境裁許之事	元文4年12月21日	写
相模46	津久井3	第四拾五號	寛保元年	相州津久井縣青山村秣山論　絵図	相模国津久井縣青山村与同国愛甲郡半原村山論裁許之事	寛保元年5月13日	（原本）
相模47	三浦6	第四拾六號	寛保二年	相州三浦郡森崎村秣場論　絵図	相模国三崎郡小矢部村ト同国同郡森崎村秣場地境論裁許之事	寛保2年	
相模48	三浦7	第四拾七號	寛保三年	相州三浦郡金田村境論　絵図			
相模49	鎌倉6	第四拾八號	延享二年	相州鎌倉郡西御門村地論　絵図			
相模50	三浦8	第四拾九號	延享二年	相州三浦郡公郷村海境論　絵図	相模国三浦郡大津村与同国同郡公郷村魚猟場海境論裁許之事	延享2年6月25日	原本
相模51	大住16	第五拾號	延享四年	相州大住郡東冨田村〔東富岡村〕境論絵図			

1336×2331	0.2	32	縦	無 印無	勘定奉行2/町奉行2/寺社奉行3	山論 （入会）	507	[原本あるが開披困難　写を使用]東西田原共有林組合所蔵秦野市寄託　東西田原村と蓑毛・小蓑毛・寺山三か村山論裁許絵図　秦野市史第三巻近世史料2付録絵図
1680×1440	0.16	16	横	有 印有	勘定吟味役2/勘定奉行2	村境論・浦境論	543	[原本]平塚市博物館所蔵　平塚村・大磯村浦境論裁許絵図　平塚市博物館企画展図録『ひらつかの村絵図を読む』2017所収
				無	勘定奉行4/町奉行2/寺社奉行4	河原論 （入会）	238	[裁許文写]神奈川県立公文書館寄託曽根家文書　相州愛甲郡中三田村下三田村と同郡上三田村争論之事
1392×2326	0.15	30	横	無 印無 （写）	勘定奉行4/町奉行2/寺社奉行4/老中4	社領境内論・国境論	333	[写]湯河原町所蔵　湯河原町指定文化財　伊豆山権現領と小田原藩との境論についての幕府裁許状（裁許図）　湯河原町史第1巻付録
東1733西1704 南1874北1831	裏打	30	横	有 印有	勘定奉行4/町奉行2/寺社奉行4	村境論（秣場）	540	[原本]髙橋磐家文書　掲載資料名:逗子村小坪村境論絵図幷裏書　逗子市史資料編1
				絵図之面引墨筋加印判雙方江渡置候	不明	畑入会地境論	1113	[裁許文写]神奈川県立公文書館所蔵若柳村鈴木家文書（相模国津久井県寸沢嵐村孫太夫与寸沢嵐・若柳惣百姓山論二付訴状及裁許状綴）
1288×1803	0.2	18	縦	無 印無	勘定奉行4/町奉行3/寺社奉行4	悪水論	228	[原本]平塚市博物館寄託　五ヶ村用水裁許絵図　平塚市博物館特別展図録『ひらつかの村絵図を読む』2017所収
1350×1820		18	縦	有 印無 （写）	勘定奉行3/町奉行2/寺社奉行2/老中4	入会山論	405	[写]個人蔵　山論に関する絵図/[裁許文写]秦野市所蔵　堀山絵図御裏書
2170×2350	0.18	42	縦	有 印有	勘定奉行4/町奉行2/寺社奉行3	畑境界論	602	[原本]個人蔵　座間市指定重要文化財　座間村と栗原村畑争論評定所裁許状　座間市史2近世資料編
				仍為後鑑絵図面墨筋引之令裏書各印判双方江下置条	寺社奉行3	寺領境内論	319	[裁許文写]藤沢市文書館登録複写物 ID094本蓮寺文書-4　御裁許絵図面御裏書写控(常立寺と本蓮寺の山論裁許)
327×470	0.2	未		鑑絵図面根付之通引墨筋各加印判	勘定奉行4/町奉行2/寺社奉行4	浦論・漁猟場・沖と根付運上場境論	735	[写部分図]神奈川県立公文書館所蔵三浦郡中里村文書　浦郷村外3ヶ村と紀伊国外4ヶ国の4艘網魚猟との出入裁許之事/[裁許文]　県史資料編9
								相模国足柄下郡箱根権現領と同国足柄上郡仙石原村境論裁許之事　享保16年7月25日　箱根町立郷土資料館企画展「絵図から読み解く江戸時代の箱根」出品
530×760	0.15	4	横	有 印無(写)	勘定奉行5/町奉行2/寺社奉行4	社領境内論	733	[写]神奈川県立公文書館所蔵相模国・武蔵国各郡文書(新収)　山境相論裁許絵図　写
2780×1960 津久井の古地図掲載寸法				有 印有	勘定奉行5/町奉行2/寺社奉行4	山論（秣山）・村境論	799	[原本]個人蔵　掲載資料名:青山村半原村秣山論裁許絵図『津久井の古地図』2002所収/津久井町史資料編近世2/
								衣笠地域文化振興懇話会『地図で見る 衣笠地域の変せんと商店街』(1997)表題のみ所収
1835×2180	0.3	36	横	有 印有	勘定奉行4/町奉行2/寺社奉行4	海境論・漁猟場境論	951	[原本]横須賀市自然・人文博物館所蔵永嶋家文書　相模国三浦郡大津村与同国同郡公郷村魚猟場海境論裁許之事　県史資料編9　新横須賀市史資料編近世1

相模52	大住17	第五拾壱號	延享四年	相州大住郡戸川村山論　絵図	相模国大住郡戸川村と同国同郡堀山下村山論裁許之事	延享4年6月	立会絵図
相模53	鎌倉7	第五拾貳號	安永二年	相州鎌倉郡腰越村魚猟論　絵図	相州鎌倉郡津村腰越村与同国同郡片瀬村魚猟場出入裁許之事	安永2年5月13日	原本
相模54	津久井4	第五拾三號	安永八年	相州津久井縣青野原村山論　絵図	相州津久井縣青野原村と同国同県鳥屋村山論裁許之事	安永8年2月8日	原本
武蔵1	都筑1	第六號	寛文五年	同国都筑郡川和村野論絵図	武州川和村与同国池邊村野論之儀…	寛文5年11月14日	写
武蔵2	都筑2	第廿三號	延宝六年	同国都筑郡高田村水論絵図	武州神奈川領高田村与綱島村高田堰之水論裁許申付之覚	延宝6年11月6日	（原本）
武蔵3	久良岐1	第四拾號	貞享二年	同国久良岐郡中里村水論絵図			
武蔵4	都筑3	第五拾六號	元禄二年	同国都筑郡恩田村秣場論絵図	武州都筑郡成合村与同郡恩田村秣場論之事	元禄2年3月14日	（原本）
武蔵5	都筑4	第六拾二號	元禄三年	同国都筑郡上矢本村〔上谷本村〕芝野論絵図			
武蔵6	橘樹1	第六拾六號	元禄五年	同国稲毛領諏訪河原村地論絵図	武州稲毛領諏訪河原村与世田谷領瀬田村諍論之事	元禄5年2月25日	写
武蔵7	橘樹2	第八拾壱號	元禄九年	同国橘樹郡南河原村玉川出洲訴論絵図			
武蔵8	久良岐2	第八拾八號	元禄十四年	同国久良岐郡野島村魚猟場論絵図	武州久良岐郡野島浦百姓与総州周集〔淮〕郡富津村漁猟論之事	元禄14年5月 （日の記載なし）	原本
武蔵9	都筑5	第九拾四號	元禄十五年	同国都筑郡岡上村秣場論絵図			
武蔵10	都筑6	第九拾五號	元禄十五年	同国都筑郡寺家村野論絵図	武州都筑郡寺家村与同郡鴨志田村野論之事	元禄15年2月25日	原本
武蔵11	久良岐3	第九拾六號	元禄十六年	同国久良岐郡岡村山論絵図	武州久良岐郡瀧頭村与同郡岡村山論之事	元禄16年7月6日	原本
武蔵12	橘樹3	第百四號	宝永七年	同国多摩郡宇奈根村外二ヶ村村境論絵図	武蔵国久地村与同国宇奈根大蔵鎌田三ヶ村村境論	宝永7年5月13日	写
武蔵13	橘樹4	第百拾三號	享保二年	同国橘樹郡小杉村地境論絵図	武州橘樹郡稲毛領小杉村と荏原郡世田ヶ谷領等々力村地境論之事	享保2年6月25日	原本
武蔵14	都筑7	第百拾五號	享保五年	同国都筑郡恩田村六給秣場論絵図	武蔵国都筑郡恩田村六給秣場論裁許之事	享保5年2月4日	原本
武蔵15	橘樹5	第百拾七號	享保八年	同国橘樹郡菅村境論絵図	武蔵国多摩郡下石原宿与同国橘樹郡菅村郡境論之事	享保8年11月11日	写
武蔵16	都筑8	第百廿壱號	元文三年	同国都筑郡荏田村畑境論絵図			
武蔵17	都筑9	第百廿七號	寛保二年	同国都筑郡小山村芝野境絵図			

※原本/写：本研究において資料を調査し、または研究代表者が過去に資料を調査し、捺印があるなど原本と確認したものを原本、確認できないものを写とした。今回現物を調査することはできなかったが、自治体史・図録・書籍等に掲載されている資料写真において捺印が確認できるものを（原本）、できないものを（写）とした。裁許文のみの写の場合は裁許文とした。
※裁許文文字数：句読点等記号も含めて数えている。
※網掛け：絵図面・裁許文面ともに不明のもの

				有 印無（立会絵図）	勘定奉行3/町奉行2/寺社奉行3/不明1	山論（秣山入会）	1097	[立会絵図]秦野市所蔵横野区有文書　絵図断簡/[裁許文写]掲載資料名：戸川村・堀四か村及び横野村の山論裁許状　秦野市史第二巻近世史料1
2685×3465	0.25	72	横	有 印有	勘定奉行3/町奉行2/寺社奉行4	村境・社領境内・帰属論	1509	[原本]神奈川県立歴史博物館所蔵　相州鎌倉郡津村腰越村与同国同郡片瀬村魚猟場出入裁許之事　県史資料編9
2464×3823	0.5	49	縦	有 印有	勘定奉行4	山境論	1180	[原本]相模原市立博物館所蔵天野家文書　相州津久井青野原と同県鳥屋村山論裁許之事　津久井町史資料編近世2
955×1334		9	横	有 印無（写）	勘定頭1/町奉行2/寺社奉行2	野論（入会）・境論	143	[写]個人蔵　川和村・池辺村野論入会絵図、同裁許状
				無	勘定頭3/町奉行2/寺社奉行2	堰論（構造）・用水論	292	[原本]個人蔵　掲載資料名：武州神奈川領高田堰水論裁許絵図　神奈川近世史研究会編『江戸時代の神奈川』1994所収
				有 印無（写）	勘定奉行2/町奉行2/寺社奉行3	入会地境論（秣場）	416	[原本]個人蔵　掲載資料名：成合村・恩田村裁許絵図　横浜市歴史博物館企画展図録『青葉の村々と矢倉沢往還』2008所収
				有 印無（写）				
1420×1575	0.26	30 （絵図） 25 （裁許）	横 （絵図） 縦 （裁許）	有 印無（写）	勘定奉行2/町奉行2/寺社奉行3	河原村境論	240	[写]世田谷区立郷土資料館所蔵瀬田村長崎家文書　玉川筋境目争論評定所裁許絵図／[写]大場代官屋敷保存会寄託　瀬田村諏訪河原村寄州訴訟裁決書及絵図　世田谷区立郷土資料館『世田谷の土地―絵図と図面を読み解く―』2015所収
1578×2145	0.2	30	横	無	勘定奉行4/町奉行2/寺社奉行3	漁猟場論	309	[原本]富津市教育委員会所蔵　富津市指定有形文化財　富津浦裁許絵図　富津市史史料集1／[写]神奈川県立公文書館所蔵野島浦鈴木家文書
1575×1852	軸装	30	横	有 印有	勘定奉行4/町奉行2/寺社奉行4	野論（入会）・村境論	414	[原本]個人蔵　掲載資料名：寺家・鴨志田村野論裁許絵図『寺家の歴史―大曽根家文書からみる村の暮らし―』／横浜市歴史博物館企画展図録『青葉の村々と矢倉沢往還』2008所収
910×1265	裏打	9	横	有 印有	勘定奉行4/町奉行3/寺社奉行3	山論（樹木伐採）・社地論	302	[原本]横浜市歴史博物館所蔵（武州久良岐郡滝頭村、岡村山論裁許と絵図）　横浜市歴史博物館収蔵資料展『ペリー来航と東京湾』2003所収
1444×2063	0.18	25	横	無 印無	勘定奉行4/町奉行3/寺社奉行4	村境論	658	[写]　世田谷区立郷土資料館寄託大蔵村井山家文書　世田谷区指定有形文化財　久地村と宇奈根大蔵鎌田三ケ村村境論裁許絵図　世田谷区郷土資料館特別展図録『世田谷の土地―絵図と図面を読み解く―』2015所収
1432×2107 図録掲載寸法	被災	25	横	有 印有	勘定奉行4/町奉行3/寺社奉行3	河原村境論	335	[原本]川崎市市民ミュージアム寄託安藤家文書　小杉・等々力論争判決及地図其ノ一　川崎市市民ミュージアム企画展図録『絵図でめぐる川崎』2010所収
西側1890×1547/東側1875×1313		49	縦	無 印無	勘定奉行4/町奉行2/寺社奉行4	秣場論	923	[原本]横浜市歴史博物館所蔵松本家文書（恩田村裁許絵図）　横浜市歴史博物館企画展図録『青葉の村々と矢倉沢往還』2008所収
1815×1575 図録掲載寸法	被災	20	縦	有 印無（写）	勘定奉行4/町奉行2/寺社奉行4/老中3	郡境論	331	[写]川崎市市民ミュージアム所蔵佐保田家文書　武蔵国多摩郡下石原宿・同国橘樹郡菅村郡境論裁許絵図　川崎市市民ミュージアム企画展図録『絵図でめぐる川崎』2010所収/[原本]個人蔵

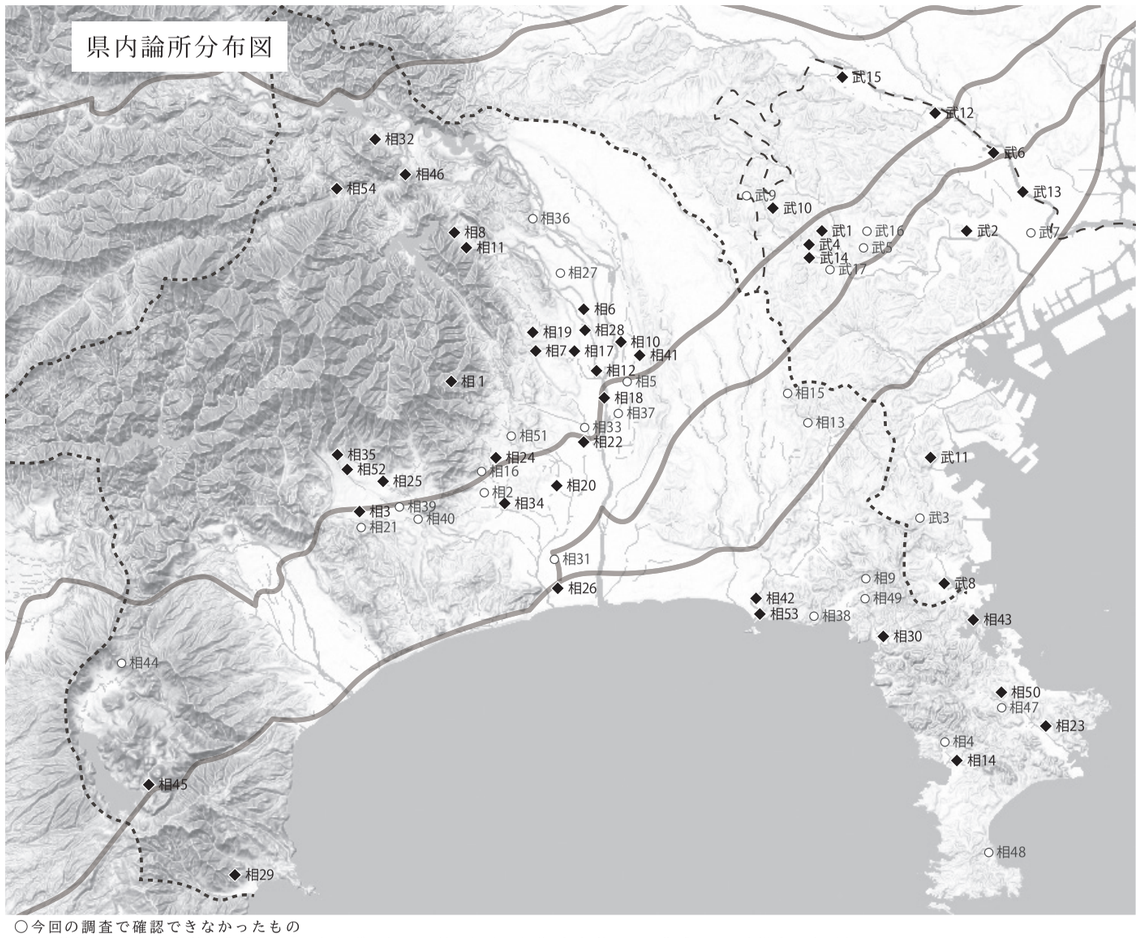

○今回の調査で確認できなかったもの
「地理院地図 Vector」を基に作成し、「れきちず」(https://rekichizu.jp/) を参考にして作成した。(根本・寺西)

〈旧幕府裁許絵図目録掲載裁許絵図裏書裁許文

相模・武蔵三郡〉

○相模国

相模一　第壱號　慶安二年　相州愛甲郡七沢村田畑境并山論絵図

厚木市・清川村

愛甲一　神奈川県立歴史博物館所蔵七沢村久崎家文書

相州七沢村与煤ヶ谷村田畑境并山論之事

見分之上遂穿鑿、表書之通麓は煤ヶ谷

七沢古田之境を用、かねヶ嶽までハ前々之道を

きり、其より大小屋とさわたかをの峯を三峯之

一本杉く見通し、杉ケ谷之澤をくらほねと上

から沢山之沢迄絵図に朱引をし、加印判候、

朱引より北は煤ヶ谷分、南は御運上之地ニ

申付候間、可相守此旨、但麓ニ塚より北新

畑論所之儀、只今迄有来分は可為如先規、

自今以後新畑立出不可仕其為、双方へ如此

證文下置者也

慶安弐丑五月朔日

勘左衛門㊞　（勘定　設楽勘左衛門能利）

次郎右衛門㊞　（勘定　雨宮次郎右衛門忠俊）

与兵衛㊞　（目付　黒川与兵衛正直）

半左衛門㊞　（目付　猪飼半左衛門正久）

新蔵　㊞　（新番頭　北條新蔵氏長）

越前　㊞　（大目付　宮城越前守和甫）

七沢村

名主百姓中

相模2　第弐號　承応元年　相州丸島村以下欠絵図　平塚市

大住1　現在未確認

相模3　第三號　承応三年　相州中志村川原論絵図　秦野市

大住2　秦野市所蔵

表書之相州中志村と平沢村と水無川原相論之儀度々遂穿鑿、近郷之

村々聞合候處、右川原之分者入相口由候、然者中志村平沢村斗可諍事

無之間可為入相候、但去年迄畑ニ（仕立候分者其）開主支配（可仕候）当年

畑ニ仕候分者双方共ニ荒し置可申候、勿論自今以後新畑立出し於相互一切仕間

敷候

為其目安之継目并絵図裏書も如此加印判双方へ渡置候者也

承応三午三月廿五日

かゝ甲斐守　（御書院番頭二番組加々爪甲斐守直澄）

戸　備後守㊞　（小姓番頭一番組　戸田備後守重種）

中　日向守㊞　（御書院番頭五番組　中根日向守正勝）

荒　山城守㊞　（御書院番頭六番組荒　川右馬之助定安）

瀧　長門守㊞　（小姓番頭四番組　瀧川長門守利貞）

酒　飛騨守㊞　（小姓番頭二番組　酒井飛騨守重之）

稲　若狭守㊞　（留守居　稲葉伊勢守正吉）

杉　内蔵允㊞　（留守居　杉浦内蔵允正友）

酒　紀伊守㊞　（留守居　酒井紀伊守忠吉）

村　次左衛門㊞　（勘定頭　村越次左衛門吉勝）

曽　源左衛門㊞　（勘定頭　曽根源左衛門吉次）

伊　蔵人㊞　（勘定頭　伊丹蔵人勝長）

石　将監㊞　（北町奉行　石谷左近将監貞清）

神　備前守㊞　（南町奉行　神尾備前守元勝）

松　出雲守㊞　（寺社奉行　松平出雲守勝隆）

安　右京進㊞　（寺社奉行　安藤右京亮重長）

平沢村　名主百姓中

相模4　第四號　明暦元年　相州長坂村水論絵図　横須賀市

三浦1　現在未確認

相模5　第五號　寛文元年　相州高倉郡〔高座郡上郷村〕上々村川原境論絵図　海老名市

高座1　現在未確認

相模6　第六號　寛文四年　同国愛甲郡〔下川入村〕川入村論絵図　厚木市

愛甲2　個人蔵　厚木市史所収翻刻文

相州三田村与下川入村境論之事、令糺明之、任慶安弐年双方取替証文之旨趣、川口(よ)り東方之道を□□(境ニ)相定、絵図之面各加印判、双方江遣置之畢、草之義双方可為入会、川流木之義、弥如前々三田村江可採之、其外猶以可為如取替之証文者也、仍為後鑑、如件

寛文四年甲辰九月十四日　妻　彦右　㊞（勘定頭　妻木彦右衛門頼熊）
岡　豊前　㊞（勘定頭　岡田豊前守善政）
渡　大隅　㊞（南町奉行　渡辺大隅守綱貞）
村　長門　㊞（北町奉行　村越長門守吉勝）
加々甲斐　㊞（寺社奉行　加々爪甲斐守直澄）
井　河内　㊞（寺社奉行　井上河内守正利）

（異筆　裁許文に対して横書）

「
指上申絵図
双方立会致相談
壱枚絵図調申候
相州三田村
弓気多忠右衛門
百　姓　㊞
三田村
川口源兵衛
百　姓　㊞
三田村
寛文四年　川村□□□（善次郎）
辰ノ八月十九日　百　姓　㊞
下川入村
大久保新八良

検使松平又兵衛・水野長兵衛被差遣之、見分之處、木を伐採儀無紛候、其上半原村之者如申、論所之内に半原之畑有之也、田代之者越境木を伐採事不届付而籠舎申付候、然上者半原村理運たるの間、向後半原之者申之通かわこ石、塩川の瀧の川筋をかきり境をたて、為後鑑絵図加印判令裏書、双方江出置之者也

寛文六年六月四日　彦右衛門㊞（勘定頭　妻木彦右衛門頼熊）
豊　前㊞（勘定頭　岡田豊前守善政）
大　隅㊞（南町奉行　渡辺大隅守綱貞）
長　門㊞（北町奉行　村越長門守吉勝）
甲　斐㊞（寺社奉行　加々爪甲斐守直澄）
河　内㊞（寺社奉行　井上河内守正利）
内　膳㊞（老中　板倉内膳正重矩）
但　馬㊞（老中　土屋但馬守数直）
大　和㊞（老中　久世大和守廣之）
美　濃㊞（老中　稲葉美濃守正則）

相模7　第七號　寛文六年　同国中郡〔飯山郷〕飯山々之内成瀬五左衛門云々　蝕　厚木市

愛甲3　個人蔵　厚木市史所収翻刻文

□（相）州中郡飯山郷之内、成瀬［　］（五左衛門　百）姓共御領所之者令支配畑付之古林にをひて、松・雑木［　］□(夏)目兵右衛門私領之者、［　］(諍)［　］採之段不届候、依之、三給人之百姓令籠舎、且又応其地［　］伐採候畑付・家廻之古林者、如前々はやしたて、御代官［　］仕、右之外於入会野、向後新開発・新林一切令停止之［　］裏書双方へ下置之間、永可相守此旨者也

寛文六年十二月四日　猪右衛門㊞（勘定頭　松浦猪右衛門信貞）
煩故無加印 彦右衛門（勘定頭　妻木彦右衛門頼熊）
豊　前㊞（勘定頭　岡田豊前守善政）
大　隅㊞（南町奉行　渡辺大隅守綱貞）
長　門㊞（北町奉行　村越長門守吉勝）
煩故無加印 甲　斐（寺社奉行　加々爪甲斐守直澄）
山　城㊞（寺社奉行　小笠原山城守長頼）
河　内㊞（寺社奉行　井上河内守正利）
内　膳㊞（老中　板倉内膳正重矩）
但　馬㊞（老中　土屋但馬守数直）
大　和㊞（老中　久世大和守廣之）
美　濃㊞（老中　稲葉美濃守正則）

（『厚木市史近世資料編5村落3』所収　付録絵図あり）

相模8　第八號　寛文六年　同国愛甲郡半原村境論絵図　愛川町

愛甲4　個人蔵　神奈川県立文書館寄託大矢家文書

相州中郡之内半原村与田代村境論付而半原之者申候者、田代村より越境林を伐採候由訴之、田代村之者は木を伐申儀偽之由申之、就其度々穿鑿之上今度為其上土手之西数年之以前、座間郷より発候田畠有之候得者、関口村不調(ママ)事候、然間新川筋両村之境たるへし、但シ川漁猟(ママ)之儀者双方入会たるへし、仍後証絵図ニ令裏書、双方江遣置者也

寛文九己酉年十二月十四日　杉　内蔵（勘定頭　杉浦内蔵允正昭）
松　猪右（勘定頭　松浦猪右衛門信貞）
岡　豊前（勘定頭　岡田豊前守善政）
嶌　出雲（北町奉行　島田出雲守忠政）
渡　大隈(ママ)（南町奉行　渡辺大隅守綱貞）
加　甲斐（寺社奉行　加々爪甲斐守直澄）
小　山城（寺社奉行　小笠原山城守長頼）

（『厚木市史近世資料編4村落2』所収）

相模9　第九號　寛文八年　同国鎌倉郡今泉村山論絵図　鎌倉市

鎌倉1　現在未確認

相模10　第拾號　寛文九年　同国高座郡〔座間郷〕座間村境論絵図　座間市・厚木市

高座2　個人蔵　厚木市史所収翻刻文　関口村・座間郷境論裁許絵図裏書及び高座郡磯部村斎藤嶌由緒　部分

関口村御裁許絵図裏書

相州関口村与座間郷与境論之事

関口村より者座間郷田畑きわ土手前規境之処ニ、大川関口地内江付替候ニ付て、座間郷之内新戸村・磯部村、関口地内之川原ニ当年新発仕迷惑之由申之、座間郷之者者先規より大川筋村境ニ而有之候土手之外、西方ニて数年以前座間郷より発候田畑有之由申之、令糺明之所ニ惣而川境之儀大略者川欠次第境相定畢、

相模11　第拾壱號　寛文十一年

相州成瀬五左衛門代官所上川入村勝楽寺論絵図　愛川町

愛甲5　個人蔵　神奈川県立文書館寄託大矢家文書

相州成瀬五左衛門御代官所上川入村之内勝楽寺文□

訴論之事、令糺明之處、寺中平山より大沢迄勝楽寺持分ニ而八拾年以前之古證文有之旨雖申之、弐拾弐年以前より御領所百姓致支配年貢　公儀江収納候上者、勝楽寺今度訴之義申おくれたるの間不謂事ニ候、然共右之地内畑三所勝楽寺致開発之處、御領之百姓不押之、其侭差置之上者寺領之外たりといへとも新発之畑勝楽寺可為進退、此畑三所合四反五畝有之由、右之外新発并新林勝楽寺より一切不可致之、但御領之百姓其所江入会馬草可刈之、仍為後鑑入会之場絵図之面境筋を引、各加印判、双方江遣置之条、不可違背者也

寛文拾壱辛亥年七月六日　杉内蔵㊞（勘定頭　杉浦内蔵允正昭）
松猪右㊞（勘定頭　松浦猪右衛門信貞）
徳五兵㊞（勘定頭　徳山五兵衛重政）
嶋出雲㊞（北町奉行　島田出雲守忠政）

渡大隅㊞（南町奉行　渡辺大隅守綱貞）
本長門㊞（寺社奉行　本多長門守忠利）
戸伊賀㊞（寺社奉行　戸田伊賀守忠昌）
小山城㊞（寺社奉行　小笠原山城守長矩）

相模12　第拾貳號　寛文十二年　同国妻田村河原論絵図　厚木市

愛甲6　個人蔵　厚木市史所収翻刻文

相州妻田村・金田村・厚木村河原論之事、遂穿鑿之処、厚木町宿頭江中津川押懸候付、慶安弐年金田村古川跡江川堀廻候節、厚木村より金田村江指出候証文之面、新川金田河(原脱)に無紛之由有之条、河原之儀金田村弥可為支配、仍為後鑑、絵図之面妻田・金田・厚木三村之地境墨筋引之、各加印判三方江下置之間、自今以後此旨不可違犯者也

寛文拾弐壬子年十一月六日　甲斐喜右（勘定頭　甲斐庄喜右衛門正親）
徳　五兵（勘定頭　徳山五兵衛重政）
杉(病気)松　内蔵（勘定頭　杉浦内蔵允正昭）
猪右衛門（勘定頭　松浦猪右衛門信貞）
嶋　出雲（北町奉行　島田出雲守忠政）
本　長門（寺社奉行　本多長門守忠利）
戸(在所御暇)伊賀（寺社奉行　戸田伊賀守忠昌）
小　山城（寺社奉行　小笠原山城守長矩）

（『厚木市史近世資料編2村落1』所収）

相模13　第拾三號　延宝四年　相州岡津村境論絵図　横浜市

鎌倉2　現在未確認

相模14　第拾四號　延宝五年　相州三浦郡大多和(大田和村)村浦論絵図　横須賀市

三浦2　神奈川県史所収翻刻文

相州三浦郡大田和村と同郡長井・左嶋村浦論之事、令糺明之処、右之浦長井村・左嶋村浦役・海役相勤大網引候儀無紛、九年以前長井・左嶋大網引候節、大田和之者不申出、今度訴之儀不謂事ニ候、然ハ、向後長井・佐嶋之大網大田和より百姓共、古林其間之田畑、拾八年以前御代官吟味之上高ニ結ひ、御役相勤候、古田古林之続、少々切添立出之分者御代官より穿鑿之上、九年以前是又高ニ結ひ候由申候、度々遂糺明、双方立合仕立候

絵図之面令照検之處、鷺坂山者古林古畑相見、用山・たきや山運上山慥候、其上七ヶ村之内及川一村今度罷出訴之儀不謂申分候、然者及川村旁以非分候、向後荻野村者勿論、七ヶ村申合、先規如相定運上野米出之、用山・たきや山江入、柴草可苅之、双方共新発新林不可致之、仍為後鑑運上山之通絵図面引墨筋各加印判双方江下置之条不可違失之者也

天和貳年壬戌三月十四日　高善左衛門㊞（勘定頭　高木善左衛門守蔵）
彦源兵衛㊞（勘定頭　彦坂源兵衛重治）
大五郎右衛門㊞（勘定頭　大岡五郎右衛門重清）
北安房㊞（北町奉行　北条安房守氏平）
甲斐飛騨㊞（南町奉行　甲斐庄飛騨守正親）
酒大和㊞（寺社奉行　本多淡路守忠周）
坂内記㊞（寺社奉行　坂本内記重治）
板伊豫㊞（寺社奉行　板倉伊豫守重形）
水右衛門㊞（寺社奉行　水野右衛門大夫忠春）

り不可構之、但大田和之者小網者入会之条、弥可為其通、仍為後鑑絵図令裏書、双方江下置之間、右之旨守之不可違者也

延宝五年丁巳五月十四日　岡(ママ)角左（勘定頭　岡部覚左衛門勝重）
甲斐喜右（勘定頭　甲斐庄喜右衛門正昭）
徳　五兵衛（勘定頭　徳山五兵衛重政）
杉　内蔵（勘定頭　杉浦内蔵允正昭）
宮　若狭（南町奉行　宮崎若狭守重成）
嶋　出雲（北町奉行　島田出雲守忠政）
太　摂津（寺社奉行　太田摂津守資次）
小　山城（寺社奉行　小笠原山城守長矩）

（『神奈川県史資料編9近世6』所収）

相模15　第拾五號　延宝八年　相州鎌倉郡阿久和村津論絵図　横浜市

鎌倉3　現在未確認

相模16　第拾六號　天和二年　相州大住郡神戸村田畑訴論絵図　伊勢原市

大住3　現在未確認

相模17　第拾七號　天和二年　相州愛甲郡及川村運上山論絵図　厚木市

愛甲7　〔原本〕個人蔵／〔写〕厚木市寄託難波家文書

相州愛甲郡及川村与同郡御代官所荻野村運上山争論之事、右運上山之儀、及川村より荻野村御代官江運上野米差出、鷺坂山江入、草柴苅来之處、貳拾四年以前より御領并私領、上荻野村之者運上山之内新畑新林大分仕立之、且又常跡寺　御朱印寺領之内与申、新林新屋敷致之、運上山地狭罷成之由及川村之者申之、荻野村之者者運上山者用山・たきや山ニ而三沢通道より河入境迄御代官支配之所ニ而、林村・妻田村・そり田村・下河入村・三田村・棚沢村・及川村以上七ヶ村入会、運上米御代官江被上納候、鷺坂山之儀者百姓居村ニ付、前々溜之内新堰致之、二堰ニ而水取候由厚木村之者訴之、林村之者ハ新堰ニ無之、古来林村之内穴口堰より水引来候由申候、双方遂糺明之處、穴口堰無之、林村之者申所不分明相聞候、弥為穿鑿飯山村之者召寄相尋之處、穴口と申所有之候得共穴口之堰ハ無之由申候、然者林村之者非分慥ニ候条、先規有来飯山村下［　］堰壱ヶ［　］置、穴口之堰可毀破之、為後鑑絵図令裏書厚木村・林村江壱枚宛下置之間右旨不可違背者也

天和三年癸亥九月廿二日　中隠岐㊞（勘定頭　中山隠岐守信久）
彦伯耆㊞（勘定頭　彦坂伯耆守重治）
大備前㊞（勘定頭　大岡備前守重清）
北安房㊞（北町奉行　北条安房守氏平）
甲斐飛騨㊞（南町奉行　甲斐庄飛騨守正親）
本淡路㊞（寺社奉行　本多淡路守忠周）
坂内記㊞（寺社奉行　坂本内記重治）
板伊豫㊞（寺社奉行　板倉伊豫守重形）
水右衛門㊞（寺社奉行　水野右衛門大夫忠春）

難波治兵衛養盛㊞

天保十四癸卯年
正月廿一日譲之

（原本は文頭二行分欠損しているため写の裁許文を掲載）

相模18　第拾八號　天和三年　相州愛甲郡厚木村堰論絵図　厚木市

愛甲8　林自治会所蔵

相州愛甲郡厚木村与同郡林村堰論之事、右堰之儀、厚木村ハ先規飯山川水、林村下ニ而堰来、林村ハ飯山村下ニ而堰来候、然處林村之者当年厚木村堰水

相模19　第拾九號　貞享元年　相州愛甲郡上荻野村相名(松石寺)寺境内論絵図　厚木市

愛甲9　厚木市寄託難波家文書

相州愛甲郡松石寺境内并上荻野村・下荻野村・及川村・林村・反田村・妻田村・三田村・下川入村・棚澤村諍論裁許之條々

一、松石寺境内之儀、三之塔・中尾・菩提尾之峯を限り傍示相定之間、全可進退之、

百姓等一切不可入附、薬師堂雖為松石寺支配属、運上山之条、樹木猥不可伐之、

薬師堂修造之節者達御代官可伐之事

一、運上山之内水帳ニ載候古田畑者地頭江可収納之、其外之新田畑者向後御代官江

可上納之、且右山之内裁立候松、是又　公儀御林ニ相定条、不可伐採之、尤
栽添不可致之、
但柴草者入会可刈之事
一、上荻野村境者南従三澤道、北可至入境乙見坂、但墨筋之西は上下荻野幷
七ヶ村入会柴草可刈之、墨筋之東者地頭林除之百姓松林江者上下荻野入会
柴草可刈之、七ヶ村可入并炭山続百姓松林茂可為同前事
右為検使国領半兵衛手代下條幸右衛門・伊奈半十郎手代奥村小三郎差遣之、令
見分田畑之新古
悉改之、如此裁断畢、自今以後運上山之内新開新林不可致之、仍為後證絵図
之面引
墨筋各加印判三方江下置之間、不可遺失者也
貞享元甲子年八月十四日　中隠岐㊞（勘定頭　中山隠岐守信久）
彦伯耆㊞（勘定頭　彦坂伯耆守重治）
大備前㊞（勘定頭　大岡備前守重清）
北安房㊞（北町奉行　北条安房守氏平）
甲斐飛騨㊞（南町奉行　甲斐庄飛騨守正親）
本淡路㊞（寺社奉行　本多淡路守忠周）
坂内記㊞（寺社奉行　坂本内記重治）
大坂就御用無加印
水右衛門（寺社奉行　水野右衛門大夫忠春）

相模20　第貳拾號　貞享元年　相州大住郡小稲葉村水論絵図　伊勢原市

大住4　神奈川県立公文書館所蔵【相模国大住郡戸田村　小塩家文書】厚木市史所収翻刻文

相州小稲葉村、幷津古久村・上下落合村・長沼村与同国日向村水論之事
日向村之下流玉川之水、小稲葉村、幷四ヶ村旱之歳、苗代之節者払、川上村々之堰引水処、頃年日向村より押出之由訴之、日向村より開堰為引候儀、終無之旨雖論之、双方証跡不明白、其上小稲葉村、幷四ヶ村耕地、近隣田越水堀・悪水堀等流入、其外玉川諸堀之水漏来用水不乏候、然共、旱魃之節者、村付堤傍之田地損毛相見之条、自今以後旱歳者春一度・夏両度、但、隔十ヶ日、小稲葉村一昼・一夜可引之、其翌日従卯上刻至申下刻一時半宛四ヶ村江順々可引、此
不及異論条、向後柳生繁候ハヽ、厚木村之者悉可伐之
且又用水堀埋候時者前々より岡田村百姓浚之由申間、今以
可為其通、其より已下順々可浚之、但分を越、猥水底
不可深之、仍為鑑絵図裏書双方へ下之条
永可相守者也
貞享三年丙寅六月六日　仙　和泉（勘定頭　仙石和泉守政勝）
彦　老者（勘定頭　彦坂伯耆守重治）
大（ママ）比　越前（勘定頭　大岡越前守重清）
安房（北町奉行　北条安房守氏平）
甲斐飛騨㊞（南町奉行　甲斐庄飛騨守正親）
本　淡路（寺社奉行　本多淡路守忠周）
坂　内記（寺社奉行　坂本内記重治）
大　安芸（寺社奉行　大久保安芸守忠増）

相模21　第廿壱號　貞享二年　相州大住郡平澤村野論絵図　秦野市

大住5　現在未確認

相模22　第廿貳號　貞享三年　相州大住郡岡田村堰論絵図　厚木市

大住6　神奈川県立公文書館所蔵【相模国大住郡戸田村　小塩家文書2】
相州大住郡岡田村与同国愛甲郡厚木村諍論之事、岡田村・
戸田村・大神村・田村四ヶ郷用水堀、小鮎川ヲ堰入水引来リ候
然處ニ厚木村・恩名村・湯水（温水）村之者堀之東西柳木植出シ
浚堀義難成ニ付、三ヶ村へ申断、恩名・湯水之百姓者
則柳伐取候、厚木村之者難渋致ス由訴之、因茲、双方
召寄遂糺明處、右用水堀厚木村田地之中より堰取之候
ゆへ、厚木村も水引来、水門於尓今令支配候、其上水除之柳
年々難伐採之、今般岡田村申断節、往還之人馬
役打続致遅怠、其後不残伐払之旨申之、然上者
貞享四年丁卯六月六日　仙和泉㊞（勘定頭　仙石和泉守政勝）
彦伯耆㊞（勘定頭　彦坂伯耆守重春）
大備前㊞（勘定頭　大岡越前守重清）
北安房㊞（北町奉行　北条安房守氏平）
甲斐飛騨㊞（南町奉行　甲斐庄飛騨守正親）
米出羽㊞（寺社奉行　米津出羽守政武）
戸能登㊞（寺社奉行　戸田能登守忠真）
大安藝㊞（寺社奉行　大久保安芸守忠増）
酒河内㊞（寺社奉行　酒井河内守忠挙）

相模23　第廿三號　貞享四年　相州三浦郡浦賀村野論絵図　横須賀市

三浦3　横須賀市自然・人文博物館所蔵一本家文書　横須賀市指定重要文化財
相州三浦郡浦賀村与同郡大津村野論之事、浦賀村之者申趣、論野
之内鴻谷弐反余之畑為浦賀村本畑之處、大津村之庄屋浦賀村江
古来小作ニ入置候由申掠、其上青池・篠山・貉ヶ谷之内五反余之田畠
是又大津村庄屋致隠田候、殊両村野境雖有之、大津村之者入込
松木下草猥伐採候由訴之、大津村百姓答候ハ従先規之境無之、両村
入会候、然共鴻谷之畑ハ大津村地内ニ而古水帳ニ載之、青池・篠山・貉ヶ谷
三ヶ所之畑も従前々大津村作来由申之、双方遂糺明之處、右之訴論
十四年已前申出候節、先奉行　詮議之上、證跡無之ニ付不取上之處、
此度浦賀村之者野境有之由雖申之、九十余年之儀證拠一円不分明
上者論所之野互ニ可為入会、勿論開発之田畠ハ両村持主作之、年貢ハ
其村之地頭江可収之、向後新発新林一切不可致之、但浦賀村之者
非拠之儀再往申出、其上大津村之者於論地致隠田之由構虚妄
之段重畳為不届ニ付、浦賀村庄屋壱人令籠舎畢、仍為後鑑絵図
令裏書双方江下置之間、不可違犯者也

山江計入候条可随先例、且又百姓林之中篠子沢江茂白根・坂戸・田中・上糟屋之内峰岸四ヶ村入候由子安村之者申条、是以可為其通、但シ子安村之者、村之中牛馬往来之草苅道有来ル分不塞之、此度鎌を取候畠際之道、往来不自由ニ無之程道幅可定之、勿論いより山之内子安村より発候新畑荒之分、自今以後於入会山新発開一切不致之、次ニ今般白根・坂戸・田中・上糟屋村之内峰岸村之百姓於子安山苗木伐荒候儀依為不届、右四ヶ村之庄屋令籠舎之上、為過料高百石ニ付鳥目壱貫文宛ニ出シ、且松杉苗壱千本可植返シ旨申付畢、仍為後証入会山之境所之墨筋、各々加印判を双方へ下置条、永可守此宗(旨)者也

貞享五戊辰年四月六日　小　遠江（勘定頭　小菅遠江守正武）
佐　長門（勘定頭　佐野長門守正周）
北　安房（北町奉行　北條安房守氏平）
甲　飛騨（南町奉行　甲斐庄飛騨守正親）
米　出羽（寺社奉行　米津出羽守政武）
戸　能登（寺社奉行　戸田能登守忠真）
酒　河内（寺社奉行　酒井河内守忠挙）

（『伊勢原市史資料編近世1』所収）

相模25　第廿五號　元禄二年　相州大住郡東田原村山論絵図　秦野市

大住8　東西田原共有林組合所蔵　秦野市寄託

相州大住郡東田原村・西田原村与同郡蓑毛村・小蓑毛村・寺山村山論之事、東田原村之者訴趣、

蓑毛村之西山・東山従先規入会秣薪取来処、蓑毛村之者寺山村山守と致一味、自去夏防止

旨申之、蓑毛村百姓申候は、東山は自先年両田原村之者入候儀無之処、申夏初て入込候故

押之候、西山江ハ五拾七年以前諍論之節より相定り峯道より入来候を、去夏蓑毛村之道より入候ニ付

是又制シ止由申之、小蓑毛村申候ハ、東山之内横曽根山ハ八大坊碩領之内ニ而為不入之地上ハ、

田原村入会ニ而無之旨申之、遂糺明処、五拾七年以前東田原村之者於入会山野火出シ候時、山元与及諍論候、其場所東田原村よりハ東山之内与申之、蓑毛村よりハ西山之内与申之、西山ハ丹沢山之内ニて

為運上山間、其節山守寺山村百姓御代官江可申出儀を不及沙汰、蓑毛村斗田原村与致訴論上は

野火出候地、東山与相聞え、古来東山江茂入会候段無紛、且又小蓑毛村、横曽根山為不入之地由雖申之

今以蓑毛村・寺山村入会候条、其趣難立、西山之儀、峯道より入、蓑毛村道より不入由、是又雖申之一円

證拠無之、然は東田原村西田原村所訴為理運条如前々東山・西山江可入会蓑毛村之者往来之道

不可防之、但入会山之内有来新畑新林は其侭差置之、自今以後立出シ開添一切不可為之

右論山之訳不分明ニ付嶋村惣左衛門手代樋口杢大夫・深谷忠兵衛手代佐藤与右衛門検使申付、先於当地

穿鑿之上、令致口書処入会之段為明白ニ付不及検分、則如此令裁断畢、仍為後證絵図令裏書

双方江下置間永可相守此旨者也

元禄弐年己巳五月六日　稲　五郎左衛門（勘定奉行　稲生伊賀守正照）
松　美濃（勘定奉行　松平孫大夫重良）
北　安房（北町奉行　北条安房守氏平）
甲斐飛騨（南町奉行　甲斐庄飛騨守正親）
本　紀伊（寺社奉行　本多紀伊守正永）
戸　能登（寺社奉行　戸田能登守忠真）
酒　河内（寺社奉行　酒井河内守忠挙）

相模26　第廿六號　元禄五年　相州大住郡平塚村浦境論絵図　平塚市

大住9　平塚市博物館所蔵

相州大住郡平塚村与同国淘綾郡大磯村浦境諍論之事、平塚之者訴趣、去未正月

平塚浦ニ而旅舩網を懸、鮫取申ニ付

従前々定置候通右之鮫半分平塚江網主方より可請取処、大磯之者我侭申不相渡、先規よりの境を打越、三ツ岩与申所を新境尓指、其境を見通し、西南之方大磯浦ニ而、地境ハ花水川より三ツ岩迄限之旨申由訴之、大磯之

もの答候ハ、大磯浦ニ旅舟網を懸、鮫取候ニ付相対を以極候通、鮫半分網主より大磯江請取筈ニ候処、平塚の

大勢罷出、猟魚不相渡、剰花水川より三ツ岩を限り従古来之地境浦境ニ而、殊大磯地引之網舟三艘年貢

出之致猟来処ニ、平塚の者還而我侭申旨答之、遂糺明処、大磯之者指所之三ツ岩浦境之證拠一円無之、

地境之儀花水川より三ツ岩迄限之、其上大磯地引舟三艘年貢出之致猟来旨、雖申之、花水川を打越

大磯之方ニ平塚之者刈来葭芝野有之、年貢永五百文平塚御代官江納之上者、平塚の者申所之笹葭有之

細沼古来よりの地境ニ相見へ、殊ニ花水川より海江之落口、三ツ岩より遥ニ大磯之方ニ有之、是又浦境ニ無紛、地引舩

之儀是以一向證拠難立条、平塚之者申所理運ニ候、依之地境者右葭芝野之末ニ大磯より作候田之際より

右細沼の中央を限り、浦境ハ花水川海江之落口より見通しを浦境ニ相定畢、為後證絵図之面墨筋引之、

各加印判、双方江下置之間、永此旨可相守者也

元禄五壬申年九月十八日

諸傳左衛門㊞（勘定吟味役　諸星傳左衛門忠直）
荻彦次郎㊞（勘定吟味役　荻原彦次郎重秀）
稲　伊賀㊞（勘定奉行　稲生伊賀守正照）
松　美濃㊞（勘定奉行　松平美濃守重良）

相模27　第廿七號　元禄九年　相州愛甲郡熊坂村川境論絵図　愛川町

愛甲10　現在未確認

相模28　第廿八號ノ上　元禄十一年　相州愛甲郡中三田村野河原論絵図　厚木市

愛甲11　神奈川県立公文書館寄託曽根家文書　裁許文写

相州愛甲郡中三田村・下三田村与同郡上三田村諍論之事

中三田・下三田両村百姓訴候ハ、野河原高割ニ可支配旨申之、上三田村百姓入会ニ草柴可刈取由答之、就不分明為検使

瀧野十右衛門手代間宮次左衛門・市川孫右衛門手代伊田政右衛門差遣遂糺明處、従先規野河原入会来候處、今度中三田下三田両村百姓野河原高割ニ可支配由申出段不謂事候、

次中依知村中津川之向ニ畑致所持河原江茂入来候、畑致川欠候以後無相違入会候、然上ハ自今已後中依知村百姓三田三ヶ村河原計可入会、仍為後鑑繪圖令裏書、雙方江下置間、不可再犯者也

元禄十一年戊寅五月十四日　荻近江　印（勘定奉行　荻原近江守重秀）
井對馬　印（勘定奉行　井戸対馬守良弘）
稲下野　印（勘定奉行　稲生下野守正照）
松美濃　印（勘定奉行　松平美濃守重良）
松伊豆　印（南町奉行　松前伊豆守嘉広）
川摂津　印（北町奉行　川口摂津守宗恒）
戸能登　印（寺社奉行　戸田能登守忠真）
永伊賀　印（寺社奉行　永井伊賀守直敬）
松志摩　印（寺社奉行　松平志摩守重栄）
井大和　印（寺社奉行　井上大和守正岑）

相模29　第廿八號ノ下　元禄十三年　相州足柄下郡門川村小田原境論絵図　湯河原町・熱海市

足柄下1　湯河原町所蔵　湯河原町指定文化財

豆州権現領与相州小田原領境論之事、権現領百姓訴候者、於境内小田原領之者石切出候由申之、小田原領

百姓答候者、西ハ日金道より祭神向尾弦通、東ハ鳴沢石川道迄限之、地境相分

候旨申之、論所就不
分明為検使平岡三郎右衛門・設楽喜兵衛被差遣遂糺明處、萬治年中伊豆山与熱
海村諍論之節、裁許
絵図今般般若院差出之候　御朱印被載権現領縁起之写・四至牓示之図引合令点
検處、門川・
七尾・岩戸・役行者・峠地蔵・日金地蔵・二色岩屋・帷子浜・足川浜・小匂戸
崎・弁財天・土肥浜迄名所
令符号ニ付、東方門川より西方役行者見通神領ニ相定畢、雖然、権現領之内よ
り小田原領江致収納来候
田畑并小田原領林者可為如有来、石切候儀者為神領之内間、相対之上山手出之
可切取之、仍為後證裁許之趣
令裏書、双方江下置之間不可遺失者也

元禄十三辰年十月四日　　戸備前　御印（勘定奉行　戸田備前守安広）
久因幡　御印（勘定奉行　久貝因幡守正方）
荻近江　御印（勘定奉行　荻原近江守重秀）
井対馬　御印（勘定奉行　井戸対馬守良弘）
保越前　御印（北町奉行　保田越前守宗郷）
松伊豆　御印（南町奉行　松前伊豆守嘉広）
阿飛騨　御印（寺社奉行　阿部飛騨守正喬）
永伊賀　御印（寺社奉行　永井伊賀守直敬）
松丹後　御印（寺社奉行　松平丹後守重栄）
青播磨　御印（寺社奉行　青山播磨守幸督）
但　馬　御印（老中　秋元但馬守喬知）
佐　渡　御印（老中　小笠原佐渡守長重）
相　模　御印（老中　土屋相模守政直）
豊　後　御印（老中　阿部豊後守正武）

相模30　第廿九號　元禄十四年　相州三浦郡逆（逗子）村境論絵図　逗子市

三浦4　髙橋磐家文書

相州三浦郡逗子村与同郡小坪村境論之事、逗子村百姓申趣、西ハ鎌倉海道を限
り田越川迄大濱と称之、逗子村
支配致之、秣幷寄藻草取来候、證拠者古水帳ニ載候永□田畑三町歩余有之、八
拾年以前逗子村加右衛門□仕、小坪村
藤七ニ新田畑遣置候処、右之田畑小坪村古水帳ニ載候由越旨訴之、小坪村百姓
答候ハ、田越浦之儀御菜川より田越川を
限小坪村地内ニ而、前々田越浦破舩等有之節者、小坪村より致支配ニ付数通之
證文令所持候、其上田越浦有之小坪村
田畑者古水帳ニ載り年貢致収納候、且論所ニ逗子村田地□（有）之儀者、先年御菜川
筋逗子村地内江堀替候ニ付古川跡之新田
逗子村江為致耕作候由申之、右所論不分明ニ付、為検使辻六郎左衛門手代山岡
忠四郎・馬場源兵衛手代吉田小野右衛門差遣之、
検分之上逗子村より小坪村江新田畑為作置候儀證拠一円無之、其上右荒論外ニ
茂有之間、不分明論所之内
開発之新田逗子村者無年貢ニ而作之、小坪村者年貢収来上者、逗子村より古川
跡令開発段小坪村申通無紛相見候、
且右之濱ニ而破舩之節小坪村支配致之、数通之證文令所持候上者、小坪村為地
内段歴然也、雖然逗子村者野山無之上者
向後小坪村江草銭出之可入会、勿論藻草小坪村進退致之、逗子村□不可妨之、
為後證絵図之面引墨筋、各加印判双方江下与之間、不可
違犯者也

元禄十四年辛巳三月六日　　戸　肥前㊞（勘定奉行　戸田肥前守安広）
久　因幡㊞（勘定奉行　久貝因幡守正方）
荻　近江㊞（勘定奉行　荻原近江守重秀）
井　対馬㊞（勘定奉行　井戸対馬守良弘）
保　越前㊞（北町奉行　保田越前守宗郷）
松　伊豆㊞（南町奉行　松前伊豆守嘉広）
阿　飛騨㊞（寺社奉行　阿部飛騨守正喬）
永　伊賀㊞（寺社奉行　永井伊賀守直敬）
松　日向㊞（寺社奉行　松平日向守重栄）
青　播磨㊞（寺社奉行　青山播磨守幸督）

相模31　第三拾號　宝永元年　相州大（大住）隅郡中原村河原論絵図　平塚市

大住10　現在未確認

相模32　第三拾壱號　宝永二年　相州津久井県寸澤嵐村山論絵図　相模原市

津久井1　神奈川県立公文書館所蔵【相模国津久井県若柳村　鈴木家文書】

相模国津久井縣寸沢嵐村孫太夫与寸沢嵐・若柳村惣百姓山論ニ付訴状及裁許状
綴　裁許文写

（前略）

相模国津久井縣寸沢嵐村孫大夫与
寸沢嵐・若柳両村惣百姓山論裁許之事

一、孫大夫訴候者、寸沢嵐村鼠坂山之内、東ハ大ざれ
西ハ日連村ぼつち山限、南ハ金山沢尾根ニ
有之、大石より新六沢幷大ざれ江見
通シ、北ハ小屋之沢迄之内、従先□持来、
尾根通り散在山境ニハ並木植置、右園ニ
縄請之古畑拾八筆有之、畑付山共ニ壱人ニ而
致所持候處ハ、去秋寸沢嵐・若柳両村百姓
大勢押込、畑畔迄入会散在之由申懸、並木幷
畑廻ニ有之松木百五拾本余理不尽ニ伐採候旨
申之、両村惣百姓答候ハ、大ざれよりほつち山境
迄之内、孫大夫縄請之古畑拾八筆致所持候得共、
畑畔迄両村散在ニ而、従前々入会、木草刈候処、
近年孫大夫家来指置、右園之内壱人之持
山之由我儘仕候旨申之、因茲為検使手代
岡田平六郎・内藤十右衛門差遣、水帳面を以
令地押遂吟味候處、古畑申處芝間又ハ
松林等ニ成、畑作有之處ハ新開之由、相争
場所不分明ニ、先年日連村ニ寸沢嵐・若柳両村
村境及論、小屋之沢村境ニ相究候、則境目ニ
林仕立、持主附置可然旨両村百姓相談之上
林ニ仕立、右近所に孫大夫親九兵衛畑有之ニ付
為致支配候由両村百姓申候、然上ハ小屋之沢
際林之儀向後茂如前々孫大夫可為持分事
一、大され尾根通り散在山境ニ並木有之由孫
大夫雖申之、見分之上、新六沢水流限横吹
之道上入会ニ可為散在事
一、金山沢尾根通り散在山境ニ並木有之、尾根下
大石より新六沢尾根江見通為境之由
申之候、尤金山沢尾根通り並木伐跡少々
相見候得共、大され境ニ並木無之、其上大石
有之所ヲ為境之由、一定不仕孫大夫申分
難有候、金山沢水流を限、横吹道上入会
可為散在事
一、新六沢尾根ニ弐尺廻りより三尺七八寸廻迄之松
木数十本有之、両村百姓も孫大夫帳面内与
存、近年不入会、去秋も伐残候由申之、其上
散在之場所ニ松木数年可立置謂無之候間、
金山沢・新六沢水流限ニ傍示、両沢之間孫
大夫可為持分事
一、横吹道下畑畔迄散在ニ無紛ニ付、日連村も
入会候旨両村百姓申ニ付日連村之者令詮
儀處、前々ハ入会候得共十ヶ年程以前より孫大夫
家来差置、縄請之場所之由觸申ニ付
近年入会不申由書物差出候、家居近所
萱畑萩畑等数年立置候様相見所、畑間ニ
有之松木弐三尺廻迄之伐跡数多有之、
入会之地与不相見、其上入会之證拠無之、
西北ハ小屋之沢限、東ハ大され下、孫大夫畑切ニ
傍示相立、横吹道下孫大夫可為持分、且又

弐ツ貝尾根ニ若柳村喜左衛門古畑六歩・松林
仕立致所持候處、孫大夫園内ニ而喜左衛門
古畑者外ニ有之由申ニ付令詮義候處、喜左衛門
畑与孫大夫申場所者名前高岩尾根与申候而
従前々両村散在之儀ニ有之由、畑主喜左衛門
幷両村百姓申上候へハ孫大夫申分難立候、
右之場所長三拾八間・横九間之松林喜左衛門
可為持分事
右之通検使遣〔ママ〕遂吟味令裁許
絵図之面引墨筋加印判雙方江渡
置候条、不可違背者也
宝永弐年乙酉十二月

相模33　第三拾貳號　宝永二年　相州大住郡岡田村秣場論絵図　厚木市

大住11　現在未確認

相模34　第三拾三號　宝永七年　相州大住郡西海地村水論絵図　平塚市

大住12　平塚市博物館寄託

相州大住郡西海池村・入山瀬村・矢崎村と同郡大句村水論之事、三ヶ村百姓訴候者、
鈴川用水堀所々悪水落合、西海池村前田水腐ニ成候由申之、大句村百姓答候者、
前田悪水堀浚候得者不致水腐旨申候、瀧野十右衛門手代佐々木竹右衛門・野田
三郎左衛門
手代青木園右衛門差遣検分之上、前田地面低候得共、悪水流通候、然上ハ無懈
怠浚之
満水之節ハ宮之下前堤先年築留候所、五ヶ村立合可築留之、向後大句村之者
大割道ニ置土不可致之、下坎樋ハ其侭可差置候、為後證絵図令裏書各加印判
双方江下置条、永可相守者也
宝永七年庚寅七月廿五日　大大隅㊞（勘定奉行　大久保大隅守忠香）
平若狭㊞（勘定奉行　平岩若狭守親庸）

相模35　第三拾四號　宝永七年〔延宝〕　相州大住郡堀山下村山論絵図　秦野市

大住13　個人蔵

相州大住郡堀山下村与同国堀川村・堀斎藤村・渋澤村山諍論之事、従堀山下村
者自分内山之由訴之、
堀川村・堀斎藤村者入会、渋沢村者山年貢出之入来ル旨申之、令糺明処、四拾
六年以前故渡邊吉左衛門
領地之時、従渋沢村為山年貢与米四表弐斗餘収納致候、其以後弐拾三年以前於
子
安村知行替有之而、堀山不残　公儀江差上ヶ置、尓今従渋沢村御代官所江山年
貢令上納段
無紛、然ハ堀山下村百姓所訴難立之条、右之論所四ヶ村一同如前之可入会、尤
従
渋沢納来ル山年貢之義、是又如先規之可上納、勿論双方共ニ新発新林不可致之、
但シ
堀山下村百姓植置候林数年有来上者弥々可進退之、仍林之四邊ニ墨筋引之、各
加
印判之間、自今以後一切不可植出之、是又先年堀山下村与堀斎藤村・堀川村
訴論其節、堀山下村百姓為御運上山之旨不申出、受裁許ニ付、此度及詮義、先
年
之證文取上畢、右為検使梶四郎兵衛・内藤弥市郎被差遣之上、評定面々遂相
談、裁断之趣絵図令裏書双方江下置之条、永可守此旨者也
延宝七年未十二月廿二日　喜右衛門印（勘定奉行　甲斐庄喜右衛門正規）
五兵衛　印（勘定奉行　徳山五兵衛重政）
内蔵允　印（勘定奉行　杉浦内蔵允正昭）
若　狭　印（南町奉行　宮崎若狭守重成）
出　雲　印（北町奉行　島田出雲守忠政）
山　城　印（寺社奉行　松平山城守重治）
石　見　印（寺社奉行　板倉石見守重種）
備　中　印（老中　堀田備中守正俊）
能　登　印（老中　土井能登守利房）
加　賀　印（老中　大久保加賀守忠朝）
美　濃　印（老中　稲葉美濃守正則）

相模36　第三拾五號　宝永七年　相州愛甲郡葉山島村山論絵図　相模原市

津久井2　現在未確認

相模37　第三拾六號　享保三年　相州高倉郡〔高座郡〕社家村地境論絵図　海老名市

高座3　現在未確認

相模38　第三拾七號　享保四年　相州鎌倉郡極楽寺村山論絵図　鎌倉市

鎌倉4　現在未確認

相模39　第三拾八號　享保八年　相州大住郡今泉村境論絵図　秦野市

大住14　現在未確認

相模40　第三拾九號　享保八年　相州大住郡尾尻村境論絵図　秦野市

大住15　現在未確認

相模41　第四拾號　享保十年　相州高倉郡〔高座郡〕座間村畑論絵図　座間市

高座4　個人蔵　座間市指定重要文化財

相模国高座郡座間村与同国同郡栗原村畑論裁許之事
座間村訴出、持畑中原之松木を栗原村者共盗伐段申之、栗原村者相手方所指名
所違之由答之、
右之地就不分明御代官河原清兵衛・鈴木小右衛門手代差遣令地押處、座間村者
栗原村田通り江
溝際より東西なだれ之分、不残高内之由申立候、栗原茂元来當村芝地たる由申
之といへとも、座間
申所之開畑、中原名所一々水帳ニ令符号、其上栗原本田附ニ候ハヽ、他村ニ為
切開へき様無之、旁以
論所者座間村分ニ無紛条、栗原より不可差綺、此外論地四箇所之内、下畑三畝
廿歩之場、座間者中原と称し、
栗原者西之原と申相争候、此地者中原・西之原双方名所続ニ而有之候間、栗原
村林・萱畑之間ニ入込候地面之
分者西之原江附ケ、栗原村弥三右衛門分たるへし、相残林之□□〔儀者〕中原江附ケ、
座間村加兵衛分たるへく候、
座間村喜兵衛持分之下畑弐拾歩之場者栗原かにが沢分と申といへとも、沢通り
より者一段高ク、中原
なたれ之内ニ相決シ候、座間村庄兵衛持分下畑弐畝歩之地者栗原より高外之本
田附と申候得共、座間之
水帳高内ニ無相違、殊ニ栗原地面ニハ六七尺高ク、格別之様子ニ候得者栗原本
田附ニハ難立候、座間村中
原之内之芝地者十右衛門・弥次右衛門三畝弐拾歩之畑附と申、栗原者七兵衛地
添之馬繋場と申之、然共七兵衛
持畑後谷戸よりハ一段高キ別地ニ而、並木可植置様無之、地添とハ難申、勿論
芝地之内之畑座間村より切開
作り候上者弥以座間村分たるへし、右之所々地押之上遂詮議相定畢、仍為後鑑
絵図面引墨筋令裏書
各加印判双方江下授之間、永不可違犯者也
享保十年乙己十月十三日　御用方無加印　稲下野（勘定奉行　稲生下野守正武）
久大和（勘定奉行　久松大和守定持）

相模42　第四拾壱號　享保十一年

相州鎌倉郡片瀬村常立寺山論絵図　藤沢市

鎌倉5　藤沢市文書館登録複写物ＩＤ094本蓮寺文書-4

相模国鎌倉郡片瀬常立寺与本蓮寺山論裁許之事

常立寺訴趣、隣寺本蓮寺より当寺境内江踏込、
廟所之竹松等伐採、理不尽仕候由申之、本蓮寺答
候者、右之地者当寺境内続ニ付、慶安年中百姓
方より買取山手米相納来、殊ニ常立寺境内より
地形茂格別高、境目分明之處申掠旨申之、
其上右山内慥成道筋茂無之、墓所入込候所
有之を以、證拠之由雖申立、先住及相対候□又者
小分之儀不差構□、證跡難取用、本蓮寺者
山内江道筋多、地形壇相立有之、境目無紛、
本蓮寺山歴然候条、今般詮議之上、山境者
西之方両寺畑際之並木より向、垳角江見通、
夫より南江垳縁通、山者峯を境、直卯木並木江
見通、可為両寺境、其末東南江折曲、卯木並木
本蓮寺与龍之口可為境候、仍為後鑑絵図面
墨筋引之令裏書各印判双方江下置条
永不可違犯者也

享保十一年七月六日　　信濃　印（寺社奉行　小出信濃守英貞）
豊前　印（寺社奉行　黒田豊前守直邦）

相模43　第四拾貳號　享保十四年

相州三浦郡浦〔浦郷村〕々村猟場論絵図　横須賀市・他国

三浦5　神奈川県立公文書館所蔵【相模国三浦郡中里村文書】・神奈川県史所収翻刻文

相模国三浦郡浦郷村・長浦村・横須賀村・公郷
四ヶ村与紀伊・和泉・三河・安房・上総五ヶ国四艘張
網方魚猟場出入裁許之事

浦郷・長浦・横須賀・公郷訴趣四ヶ村根続運上場、
夏嶋の入江江相手方者共鰯網舩乗込猟致付、
運上金可差出由申聞候得共令難渋候、惣而四ヶ浦之運上
場八ヶ所根続有之、海境相立有之段申之、四艘張網
方答候者、例年走水浦より品川前迄浦々相廻り猟致
といへとも、四艘張ニ限り、何れ之浦江茂運上金差出
儀無之旨申之、右場所御代官日野小左衛門差遣遂見分
處、四ヶ村海境之儀うわはた・そうが根・大根崎・かさご根
さく根・大多根・とも崎根・いかい根八ヶ所を根続
と雖指、さく根斗磯近ク、潮下ニ岩有之、根附与相見候、
其外者場所格別ニ隔り、潮下ニ岩根等も無之、根続与申
證跡無之、申伝斗ニ而候、古来より根続之内、他之猟舩運
上取候由、四ヶ村より證文数通差出といへとも、根続之字
等も無之、又四艘張網方より書付差出候ニ付、双方之證文
共逐一令吟味處ニ、相互ニ證跡ニ難取用候、依之此度僉
儀之趣、四ヶ村方浦郷延宝五年武州野嶋村与魚猟出入先
裁許ニ、夏嶋の根付より内江者野嶋村之もの一切不可旨書
記有之、且又延宝六年本牧村網主より浦郷江差出、夏嶋
根付江入間敷證文幷享保二年野嶋・室木・洲崎・
六浦・町屋・小柴・富岡より浦郷江渡置
夏嶋之根付より内江者肴代差出猟可仕

證文、何レ茂無紛候間、弥以夏嶋よりさく
根、夫より猿島迄見通シ、四ヶ村根付ニ□定
間、他之猟師濫ニ不可入、外七ヶ所者入会ニ
魚猟可致之、且網方之もの共鰯猟入
会ニ仕来運上場ニ而茂運上不差出由
雖申立、證跡無之難立候、然者運上場
おゐて他より猟仕上者、運上差出間敷
謂無之条、此度者勿論、自今ともニ
他之網方之者共猟致候時者運上金
相応ニ可出候旨裁許畢、仍為後鑑絵図
面根付之通引墨筋各加印判令裏
書双方江下授間、永不可違失者也

享保十四己酉年三月四日　　稲下野（勘定奉行　稲生下野守正武）
御用方無加印　久大和（勘定奉行　久松大和守定持）
御用方無加印　筧播磨（勘定奉行　筧播磨守正鋪）
御用方無加印　駒肥後（勘定奉行駒木根肥後守政方）
諏美濃（北町奉行　諏訪美濃守頼篤）
大越前（南町奉行　大岡越前守忠相）
小信濃（寺社奉行　小出信濃守英貞）
土丹後（寺社奉行　土岐丹後守頼稔）
井河内（寺社奉行　井上河内守政之）
黒豊前（寺社奉行　黒田豊前守直邦）

（『神奈川県史資料編9近世6』所収）

相模44　第四拾三號　享保十六年　相州箱根山金剛王院境論絵図　箱根町

足柄下2　現在未確認　箱根町立郷土資料館企画展「絵図から読み解く江戸時代の箱根」出品

相模国足柄下郡箱根権現領と同国足柄上郡仙石原村境論裁許之事

相模45　第四拾四號　元文四年

相州小田原大久保出羽守卜権現領山境絵図　箱根町

足柄下3　神奈川県立公文書館所蔵【相模国・武蔵国各郡文書（新収）】

相州小田原領主大久保出羽守与同国
箱根権現領山境裁許之事

大久保出羽守願之趣、権現領元箱根之者共小田原領内江温泉取建、塔婆を建、
権現領之
由申掠候、殊元箱根之儀者箱根・仙石原両御関所之間に挟り、御用害之地所に
候処、境
不相分候ニ付、此度惣境立度旨申上候、箱根権現別当金剛王院よりハ、取立候
温泉往古
之湯場にて、塔婆建候所も古例之由申之、右為検使斎藤喜六郎・永井孫次郎被
差遣
及見分處、双方申立無證拠にて難取用、抑駒ヶ嶽・冠ヶ嶽・地獄山・斎野河原
ハ権現
領、二子山・蘆之湯・宝蔵ヶ嶽ハ小田原領たる事歴然なり、依之享保（ママ）六亥年先
裁許
墨引たり、斎野河原より地獄山境小澤通り、底倉村地境、丸山之裾江引下し、
宝蔵ヶ
嶽与駒ヶ嶽間之沢江見通し、夫より死出之山・東之沢・二子山裾、奈津那ヶ池
縁通り、東
海道江移り、吾妻川限り、湖水端新屋之後、堂ヶ嶋之境通り、湖水之縁ニ随ひ、
漕入山之
出先押廻し、山伏峠之流と平石山之境□筋山上国境迄権現領境に相定畢、勿論
湖水幷
西山ハ雖権現境内、西山之内漕入山・平石山ハ箱根宿より畑林仕立、御伝馬之
飼草苅候
山ニ無紛故、箱根宿令進退之、湖水之内堂ヶしまより南之方、漕入山之出先入
江者箱根
御関所裏江入込候間、権現領より堅く不可差綺、惣而御要害之趣、前々之通急

相模国津久井県青山村と同国愛甲郡半原村秣山論裁許之事

青山村訴趣、青山地内南山ハ同県三ヶ木・又野・中野・大井・根小屋・長竹六ヶ村入会にて、七拾八年以前青山・半原両村立合、北ハ青山村続目論木尾根を限、南ハ中津川孫左衛門淵を限見通し、夫より西之川上かみなり瀬迄、向郷宮ヶ瀬村と半川宛鮎猟仕来、運上指上候川に被引包候南山にて證拠分明に有之候、入会六ヶ村ハ山札銭上納いたし秣計刈来、青山地元故先規より柴・秣ハ不及申、炭・薪を取、年中稼山に候処、半原之者共境を越、南山可奪取巧之旨訴之、半原村答候ハ、半原村稼山之儀七拾八年以前青山ト半原及出入候節、両地頭役人境定之證文致所持、其上右秣山之内に坂さ木沢幷大久保と申名所水牒に相載有之候、山中之儀故荒畑に罷成、畑形ハ所々に有之、證拠明白にて半原秣山に紛無之旨答之、右論山就難決、御代官原新六郎・辻六郎左衛門両手代差遣、地所改させ候処、青山より申立半川猟之場所、川丈拾七町四拾壱間と川検地牒幷川々絵図にも相載有之に付、川上かみなり瀬より半原差所之孫左衛門淵迄ハ拾壱町四拾六間半有之、定数に六町程令不足、又青山より申立孫左衛門淵迄ハ拾八町五拾五間半にて、定数に壱町余長し、然共、川之左右岩石にて間縄引候故、長短ハ雖有之、大略間数令符合、又半原より境定之證文雖出之、名所附も無之、不足取用、且申立論内之荒畑坂さ木沢・大久保之由、是又青山・長竹より申通場所違にて、青山・長竹両村より坂さ木沢・大久保と差所ハ半原よりひゝら木沢・おし久保と唱候得共、承応之検地牒ひゝら木沢・おし久保之名所無之、且検地牒筆移、両村申立通と令相違、将又、炭竈之儀段々申口不埒にて、其上青山より差所之目論木尾根通境と相見、旁以半原申分難相立、依之青山・半原・長竹三境之塚より南へ目論木尾根を中津川へ引下し、青山・半原山境に相極畢、右之趣今般衆議之上裁断之、仍為後鑑絵図面山境引、墨筋各加印判令裏書双方へ下授条、永不可遺失者也

寛保元酉年五月十三日

御用方無加印 木伊賀㊞（勘定奉行　木下伊賀守信名）
御用方無加印 水対馬（勘定奉行　水野対馬守忠伸）
御用方無加印 神若狭（勘定奉行　神尾若狭守春央）
御用方無加印 河豊前（勘定奉行　河野豊前守通喬）
神志摩㊞（勘定奉行　神谷志摩守久敬）
水備前㊞（南町奉行　水野備前守勝彦）
石土佐㊞（北町奉行　石河土佐守政朝）
山因幡㊞（寺社奉行　山名因幡守豊就）
大越前㊞（寺社奉行　大岡越前守忠相）
本紀伊㊞（寺社奉行　本多紀伊守正珍）
牧越中㊞（寺社奉行　牧野越中守貞長）」

（朱後筆は省略した）

相模46　第四拾五號　寛保元年　相州津久井縣青山村秣山論絵図　相模原市

津久井3　個人蔵　津久井町史所収翻刻文

石土佐㊞（北町奉行　石河土佐守政朝）
山因幡㊞（寺社奉行　山名因幡守豊就）
大越前㊞（寺社奉行　大岡越前守忠相）
本紀伊㊞（寺社奉行　本多紀伊守正珍）
牧越中㊞（寺社奉行　牧野越中守貞長）
（津久井町史資料編近世2所収）

相模47　第四拾六號　寛保二年　相州三浦郡森崎村秣場論絵図　横須賀市

三浦6　現在未確認

相模48　第四拾七號　寛保三年　相州三浦郡金田村境論絵図　三浦市

三浦7　現在未確認

相模49　第四拾八號　延享二年　相州鎌倉郡西御門村地論絵図　鎌倉市

鎌倉6　現在未確認

相模50　第四拾九號　延享二年　相州三浦郡公郷村海境論絵図　横須賀市

三浦8　横須賀市自然・人文博物館所蔵永嶋家文書

相模国三浦郡大津村与同国同郡公郷村魚猟場海境論裁許之事

大津村訴趣、両地頭江舩役金差出小猟仕来場所之内、名所二俣根・かくとせ根・裸磯者、享保年中公郷村外三箇村と旅猟師出入之節裁許墨引外にて、前々より藻草魚猟致来処、右三ヶ所之磯根、公郷村分之由申之、猟舩差押候、右場所当村附之證拠者御用舩往来之砌、引舩相勤、猿嶋沖にて公郷村と請取渡致間、海境相立候様仕度旨訴之、公郷村答者、当村運上場之内猿嶋根続裸嶋・三ツ嶋・かことせ根者猿嶋四町弐反五畝歩之

根附にて、右場所にて釣猟之餌磯目虫を走水村より運上金指出取之、先年旅猟師出入之節立会絵図に猿嶋根三ツ嶋迄と付札仕、其上御用舩往来引舟相勤、三ツ嶋沖にて走水村と請取渡いたし、大津村より引舩出候儀無之、公郷村根付に無紛処、大津村之者我儘に魚猟いたし、剰名所引違、村附之由申掛旨答之、

右論所難決、御代官幸田善大夫・宮村孫左衛門両手代差遣遂糺明候処、大津村申立享保年中公郷村外三箇村と旅猟師出入之節裁許有之、其節之出入者沖と根附運上場境論にて、海境之出入にハ無之、夏嶋・猿嶋者見通しの墨引迄にて、其節論外故絵図面に不書載上者、其墨引を以今般大津・公郷両村磯根海境之證拠にハ大津村申分難立、次に大津村両地頭江舩役金納由、去ル巳年隣郷走水村と出入之砌小猟之證拠にハ相立候得共、村附磯根之申立に難取用段其節之裁許證文に有之、御用引舩大津・走水両村より差出、猿嶋沖にて公郷村と代、鴨居村江渡由申之、且旅猟師出入之砌大津・走水連判之追訴状を證拠に差出といへ共、引舩請取場所之名所も無之、走水村申趣と全相違、大津村申分旁以難相立、且又公郷村論所三箇所之根共に猿嶋反別四町弐反五畝歩余之根附にて岩根続之由難申、令見分所、猿嶋之岩根続とハ不相見、其上水牒反別に除地猿嶋春日明神社地と有之、論所之名前者無之、猿嶋之岩根続と申事難立、先年旅猟師出入之節絵図裏書にも不相載、将又走水村より運上釣餌之證文差出処、戌年以来にて旧年之事にも無之、此度之證拠に難取用、三ツ嶋沖にて御用引舩代り合候事、大津村同様に證拠書物無之、浦続論外拾三ヶ村江相尋処、申口区々にて双方共に可取用證拠一切無之、依之磯者地附之定例を以大津・公郷両村境より大津村者二俣根と所指、公郷村より者三ツ嶋と所差之岩根を見通し、両村猟場海境に相定、沖者入会たるへき旨、今般衆議之上裁断畢、仍為後證絵図面海境引墨筋各加印判令裏書双方江下授条永不可遺失者也

延享二丑年六月二十五日

御用方無加印 木伊賀㊞（勘定奉行　木下伊賀守信名）
御用方無加印 神若狭（勘定奉行　神尾若狭守春央）
神志摩㊞（勘定奉行　神谷志摩守久敬）
能肥後㊞（北町奉行　能勢肥後守頼一）
嶋長門㊞（南町奉行　嶋　長門守正祥）
山因幡㊞（寺社奉行　山名因幡守豊就）
大越前㊞（寺社奉行　大岡越前守忠相）
本紀伊㊞（寺社奉行　本多紀伊守正珍）
御用方無加印 逸出羽（勘定奉行　逸見出羽守忠栄）

松主計㊞（寺社奉行　松平主計頭武元）

相模51　第五拾號　延享四年　相州大住郡（東富岡村）戸川村境論絵図　伊勢原市

大住16　現在未確認

相模52　第五拾壱號　延享四年　相州大住郡戸川村山論絵図　秦野市

大住17　秦野市史所収翻刻文

相模国大住郡戸川村と同国同郡堀山下村山論裁許之事

一、砥川村訴趣、去冬戸川村入山之内いよこう山え堀山下村之者共大勢入込、萱苅　採候ニ付、差押え候処、砥川村之者打擲ニ逢、致迷惑候、其場所は戸川山ニ無紛旨訴之、相手堀山下村答趣、元来堀山は塔嶽よりひかう山迄峰通、夫より尾筋引下げ、東は横野山、西は堀山之所、戸川入山と名ヲ付替、堀山下村ヲ相掠、難儀之旨答之、就両村之出訴、横野村訴候は、此度戸川村より堀山下村ヲ相手取、戸川運上山と偽申立候、論山横野山ニ無紛間、戸川村不差綺様ニ致旨（ママ）申立、三屋村訴候は、戸川村之枝郷ニて山手米相納間、如先規論山え入会度旨、堀斎藤・堀沼城・堀川三ヶ村訴候は、前々より堀山下村同様ニ論所之堀山え三ヶ村入会来り候間、向後戸川村之者共不入込様ニ致度旨申立、右出入双方并其外村々立会絵図ヲ以再応遂吟味所、訴訟方は戸川村入山と申、相手方ハ堀山之旨、横野村は横野山と唱成、各證拠跡無之、勿論相手方より為堀山之證拠ニ延宝之裁許絵図差出といへ共、其節は堀山下村と堀斎藤・堀川・渋沢三ヶ村入会山之論ニて、此度之證拠難取用、殊ニ其絵図面ニ沢より西方堀山と書記、沢之末ニ堀山下村林有之処、墨筋沢ヲ限り、堀山下村之方え引候上、堀山ハ沢限りたる事的然（ママ）ニして、右沢之儀戸川村・堀山下村境川之上ニて、塔嶽尾絃まで沢続之処、ひこう山まで沢を限、夫より上ハ峰境之由證拠書物曽て無之、堀山下村申分難立、猶又横野村寛永年中六種之木品横野村え預り候書附、横野山之證拠ため差出候得共、年号も無之、殊ニ其木品論山砥山を打越、論外之場ニ有之、是以證拠難取用、然共戸川・横野両村ハ此度之論山、去ル酉年より去春まで及出入、斎藤喜六郎吟味之内致内済、両村為入会段分明也、因茲今般評議之上相定所、戸川・横野両村境は戸川村地先沢際之戸川村百姓兵十郎・半三郎所持之林畑通り道ヲ限、横野百姓文六山畑え引付、夫より東え通ヲ限、萩山峰道通・烏尾山裾道よりひこう山・いよこう山峰留り、砥山峰行者山・両大日山・塔嶽え引続、ぶなの木を見通し、沢留り青砂りの所え引下ゲ、沢筋中央を境、西は堀山、東は戸川・横野取替候證文之通山ニ相極、但去春内済之節戸川・横野取替候證文之通り、戸川之者人馬共ニ入込、横野村は歩行持計可入合、次ニ戸川村枝郷三屋村之者山手銭親村え出シ入会来候由、戸川村も一同ニ申之間、只今迄之通たるべし、且堀山下村并堀斎藤・堀沼城・堀川三ヶ村も山手銭差出由、割付并村差出牒相記所、論山之山手ニては無之、入会無證拠之上は、四ヶ村共ニ一切不可入会、打擲之事ハ互ニ無證拠ニ付不及沙汰候、仍裁判之趣令絵図裏書、山境引墨筋各加印形、双方下授条永不可違背者也

延京四年（享）卯ノ六月　御用方無加印（逸カ）遠出羽　御用方無加印神若狭

（勘定奉行　逸見出羽守忠栄）
（勘定奉行　神尾若狭守春央）
神　志摩印（勘定奉行　神谷志摩守久敬）
馬　讃岐印（南町奉行　馬場讃岐守尚繁）
能　肥後印（北町奉行　能勢肥後守頼一）
山　因幡印（寺社奉行　山名因幡守豊就）
大　越前印（寺社奉行　大岡越前守忠相）
木　伊勢印（不明　寺社奉行は小出信濃守英智）
酒　修理印（寺社奉行　酒井修理大夫忠用）

相模53　第五拾貳號　安永二年

相州鎌倉郡腰越村魚猟論絵図　藤沢市・鎌倉市

鎌倉7　神奈川県立歴史博物館所蔵

相刕鎌倉郡津村腰越村与同国同郡片瀬村魚猟場出入裁許之事

津村腰越村訴趣、享保十二年龍口寺輪番八箇寺と及出入、裁許之上地境相立処、去ル子年三月両村地先へ難舩之舩板流寄を片瀬村にて取揚、且片瀬村ハ地引網猟いたし、津村腰越村ハ沖猟いたし来段申之、片瀬村答趣、享保之裁許雖有之、其刻片瀬村ハ論外故不拘、字正力坊より南海際まで境、西ハ片瀬村地内に付舩板取揚由、片瀬村ハ地引網猟いたし津村腰越村ハ沖猟いたし来段ハ無相違旨申之、右論所絵図面を以就難決、御普請役御代官小笠原友右衛門手代致地改処、村境に付猶又御代官蓑笠之助差遣遂吟味處、津村腰越村申立先裁許絵図三ツ星之定杭茱萸木より濱高場通りに当り、夫より江嶋弁天鳥居南へ見通由、方角不引合、裏書にも不相見、村境定杭論外に可立無謂、論所ハ津村腰越村野銭場と申儀無證拠難取用、片瀬村にて古境法源寺道より龍口寺門前百姓長兵衛屋敷通、夫より鎌倉往還道向百姓吉十郎屋敷裏通、藤澤通路細道際より字正力坊、津村腰越村にて字下町濱と申場所へ見通、夫より南浪打際まで片瀬村地内と雖申、吉十郎屋敷裏角より字正力坊ハ午未に相当夫より南浪打際まて可見通様無之、是亦申分難取用、先裁許之境墨引山形も不令符合、右裁許にて龍口寺并門前百姓ともも津村腰越村之地附に雖成、龍口明神之社地ハ其節為論外、明神ハ津村腰越村両村鎮守にて津村地内之由、別当同村寶善院宥仁一同雖申之、津村腰越村之鎮守まてにて津村地内と申證拠不分明、是又難信用、村境ハ同郡極楽寺村・手廣村・笛田村・片瀬村と津村腰越村ハ山峯弦通を境、片瀬村ハ西南に当り、津村腰越村ハ北東と相分処、本蓮寺・法源寺・龍口寺山境より出、山之峯弦を片瀬村と津村腰越村境之由雖申、全出山にて一体之峯続、東南へ法源寺道を下り村境に無相違、龍口寺ハ片瀬村地続にて其上輪番八箇寺之内本蓮寺ハ嘉元年中之開基にて夫より追々開基之寺々に有之、享保之裁許以前まてハ片瀬龍口寺と唱、札守等ハ勿論都て其旨認来段申之、寛永・正保・正徳・享保之鐘・半鐘・鰐口等之銘、片瀬龍口寺惣堂式常住と有之、津村腰越村より品々證拠に申立趣、何も元禄以来両村にて認置書付故難取用、寺社本末帳に片瀬龍口寺と有之上ハ、津村腰越村之地内と申儀取用に不相成龍口寺ハ片瀬村に無相違、然ハ明神社地東西南北ともに片瀬村に包り、延宝二年検地帳に字龍口下名請百姓有之、字令符合上ハ津村地内之由雖立、依之衆儀之上今般定趣、龍口寺境内ハ龍口明神鳥居東脇より北岩角へ見通、夫より西北東山峯弦通、法源寺道へ引下、右道通西へ廻り、龍口寺門前百姓長兵衛屋敷より鎌倉往還向吉十郎屋敷裏角、夫より西へ藤沢通路之細道、片瀬村申立古境より江嶋道之四辻より仁兵衛屋敷打廻、西之方八間三尺余・北之方八間弐尺余・東之方八間、夫より又藤澤通路之細道へ出、鎌倉往還出口より往還向明神鳥居東脇までを是まて之通龍口寺境内と心得、明神社地ハ北東ハ龍口寺境内を限、西ハ鳥居脇片瀬村百姓平右衛門屋敷通、北明神社下より西山根腹通り片瀬村秣山境より北山峯龍口寺境内境へ引登、社地境と心得、論所ハ門前百姓吉十郎屋敷裏角藤沢通路之細道際、片瀬村申立古境より相手方にて字正力坊訴訟方にて字下町濱と唱場所より午未へ浪打際まて見通、西之方片瀬村可為地内、是まて建置石之定杭取払、津村腰越村にて芝地へ植置小松ハ津村腰越村へ伐採、去子年流寄舩板ハ片瀬村へ取揚、以来龍口寺并門前百姓、次に龍口明神社地とも片瀬村分と心得、門前百姓宗門帳諸觸とも片瀬村にて致進退、津村腰越村ハ沖猟いたし片瀬村ハ地引網猟いたし相互に入会段ハ無相違間仕来之通可心得条裁断畢、仍絵図面引墨筋各加印判双方并龍口寺輪番へ下授間、永不可遺失者也

安永二巳年五月十三日　御用方無加印川越前（勘定奉行　川井越前守久敬）

松対馬㊞（勘定奉行　松平対馬守忠郷）
安弾正㊞（勘定奉行　安藤弾正少弼惟要）
御用方無加印石備後（勘定奉行　石谷備後守清昌）
曲甲斐㊞（北町奉行　曲淵甲斐守景漸）
牧大隅㊞（南町奉行　牧野大隅守成賢）
土美濃㊞（寺社奉行　土岐美濃守定経）
松伊賀㊞（寺社奉行　松平伊賀守忠順）
牧越中㊞（寺社奉行　牧野越中守貞長）
土能登㊞（寺社奉行　土屋能登守篤直）

相模54　第五拾三號　安永八年　相州津久井縣青野原村山論　相模原市

津久井4　相模原市立博物館所蔵文書

相州津久井縣青野原村と同国同縣鳥屋村山論裁許之事

青野原村訴趣、奥野稼山ハ前々より山元にて鳥屋村も入会来、去ル申三月右山内つくら岩にて致炭焼處、鳥屋村のもの共持山之由申之、炭竈打潰旨訴之、鳥屋村答趣、奥野稼山ハ持限にて入会ハ無之処、青野原村より炭竈築立、雑木伐採致炭焼ニ付打潰旨答之、右論所為地改御普請役関根五郎市・御代官中井清太夫手代差遣し遂糺明

処、山内杉・檜・槻之立木ハ四木と唱立置、其余木品を以板・材木等
伐採稼来ニ付、年々稼高に応し五分一運上納来、貞享五年山川三左衛門御代官
所之節、字ひるか嶽大杉丸にて四木寸間を改、差出書付之控幷
享保年中青野原・鳥屋・青根三箇村連印を以炭焼運上請負相願節之書控に山元
三箇村と認有之、正保二年四木之儀ニ付
鳥屋・青根両村と為取替證文いたし、其砌炭竈改に付書出之控、其外御用炭可
差出旨之廻状、野火制方之触書写有之、上野中堂
御用木伐採節枝末木等村方へ引取、同国西郡岸村之もの共槻・悪木伐出願請砌、
青野原・鳥屋・青根幷同縣牧野村とも差障ル間敷
旨之廻状写、宝暦十年支配役所へ差出村鑑に、青野原・鳥屋・青根三箇村奥野
山へ入会、炭焼・板材木等伐出相稼、五分一運上納趣
記有之、且焼山頂上に権現之社建置上ハ山元に無相違旨訴訟方申立といへど
も、五分一運上納来ル段ハ郡中一統にて、鳥屋・青根
両村之為取替證文ハ青根山へも入会上ハ山元之證拠に難引当、御用木之枝末木
引取由ハ申口のみにて難取用、其外納炭・野火
制方・槻・悪木伐出之節廻状写ハ、居村附御林幷青根山之内にも右四木立木有
之、青根山ハ青野原・青根・牧野三箇村入会来ル上ハ、
是以山元の證拠に難成、支配役所へ差出村鑑に奥野山へ入会旨書出といへとも
支配御代官より差出村鑑にハ奥之山へ入会趣無之、
焼山頂上ハ双方幷青根村とも三箇村山境にて、壱村に一社宛権現之社有之、分
間始之杭より壱番杭へ見通し両村山境之よし、
青根村申口も令符合、殊に延享年中支配役所へ差出村絵図控に右社有之場所ま
て持山に記置、其上論内に寛文年中
鳥屋村請之畑屋鋪壱町七畝拾七歩、高外見取畑七反七畝弐歩、其外論内松茸山
御林ハ鳥屋村より山守いたし、寛永十五年より
十二ケ年之間字笄ヶ嶽・六百澤・小金沢・浅黄丸の平通へ、同国愛甲郡宮ケ瀬
村入会之旨申懸、鳥屋村と及出入、其後奥野山入会之儀ニ付、
同縣三ケ木・根小屋・太井・中野・俣野五ヶ村と鳥屋村及争論節も青野原村不
携、其外書付控等訴訟方に有之といへとも、自己之
書留にて山元幷入会之證拠にハ難取用、字竹野の峯より焼山まて峯伝ひ境の由

ハ双方申口令符合、因茲今般評儀之上竹野の峯より焼山
分間始之杭まて峯伝ひを境、右杭より青野原・鳥屋両村持権現両社之間壱番杭
へ見通し両村持山境に極、右壱番杭より字ひるか嶽
まて押廻し、東南の方ハ鳥屋一村之持山と心得、青野原村不可入会旨裁許畢、
仍為後鑑墨筋引各加印判
双方エ下授条永不可違失者也
安永八亥年一月六日　山信濃㊞（勘定奉行　山村信濃守良旺）
桑伊予㊞（勘定奉行　桑原伊代守盛員）
安弾正㊞（勘定奉行　安藤弾正少弼惟要）
石淡路㊞（勘定奉行　石谷淡路守清昌）

○武蔵国

武蔵1　第六號　寛文五年　同国都筑郡川和村野論絵図　横浜市

都筑1　個人蔵

武州川和村与同国池邊村野論之儀
双方令糺明之處ニ、池邊村之雖為野、
川和村より田畑開候上者、可為入会、但シ絵図之
面野之中ニ墨引押印判候所より東江者
川和村之百姓不可入幷ニ於入会場唯今迄
作来候田畑者其分ニ而差置、向後互ニ新田
畑不可開発、林等不可立、是ヲ為後證絵図ニ加
裏書ヲ双方江下ヶ置者也、仍而如件
寛文五年乙己十一月十四日　岡豊前　御判　（勘定頭　岡田豊前守善政）
渡大隅　御判　（南町奉行　渡辺大隅守綱貞）
村長門　御判　（北町奉行　村越長門守吉勝）
加々甲斐　御判　（寺社奉行　加々爪甲斐守直澄）
井河内　御判　（寺社奉行　井上河内守正利）

武蔵2　第廿三號　延宝六年　同国都筑郡高田村水論絵図　横浜市

都筑2　個人蔵『江戸時代の神奈川　古絵図で見る風景』所収写真を解読
武州神奈川領□（ママ）田村与綱嶋村高田堰之水論
裁許申付之覚
一、高田堰高田村より可築之樋者、綱嶋村より可伏之
堰并樋之高下可任近山与左衛門申渡之旨、但、高田村
綱島村より遣候證文雖出之、萬治弐年内堰出入
之儀無紛之間、高田堰論拠難立事
一、用水取候儀、旱水之時者昼夜可為番水、但綱嶋村
地面越候条卯上刻より酉下刻迄七時、高田村者地面高
候之条、戌上刻より申下刻迄拾壱時、又綱島村酉
上刻より卯下刻迄七時、高田村辰上刻より寅下刻迄
拾壱時、右之通遂次第無相違水可引事
満水之節者樋下之坂迄取放水可流之事
右者近山与左衛門被遣置見分之上、評定之面々令
相談裁断畢、仍為後鑑絵図令裏書、双方江
下置之條、永不可遺失者也
延宝六戊午十一月六日　甲斐喜右（勘定頭　甲斐庄喜右衛門正昭）
徳五兵（勘定頭　徳山五兵衛重政）
杉内蔵（勘定頭　杉浦内蔵允正昭）
宮若狭（南町奉行　宮崎若狭守重成）
嶋出雲（北町奉行　島田出雲守忠政）
松山城（寺社奉行　松平山城守重治）
板石見（寺社奉行　板倉石見守重種）
（神奈川近世史研究会『江戸時代の神奈川　古絵図で見る風景』所収）

武蔵3　第四拾號　貞享二年　同国久良岐郡中里村水論絵図　横浜市

久良岐1　現在未確認

武蔵4　第五拾六號　元禄二年　同国都筑郡恩田村秣場論絵図　横浜市

都筑3　個人蔵『青葉の村々と矢倉沢往還』所収写真を解読
武州都筑郡成合村与同郡恩田村秣場論之事、成合村百姓申趣、恩田村之野江従
先規野銭壱貫弐百文宛出之、草札を取、入会秣苅来候処、近年恩田村之者右之
野江
新田畑新林致之、秣場狭り候間、荒之如前々可入旨訴之、恩田村之者答候者
札野境関ヶ谷田通りより中程之草苅道迄ニ相定り、五月五日より九月九日迄草
為苅候処、一面之野江入、剰帳面之新畑迄可荒由申断旨申之、右遂糺明処、恩
田村之者
申立候野境一円證拠無之条、成合村之者申所之境用之、西者野道を限り、東・
南者
そり町田より仏山田・地獄田・かるい沢谷田迄田地并林際を境ひ、成合村之者
可入会、但有来新田畑新林者其侭差置之、向後開発立出シ一切不可致之、勿論
野者如前々恩田村五給人之百姓入会、野銭者林無之両給人之百姓取之、草札
拾弐枚宛可出之、尤時節者五月五日より九月九日迄限之、朝草壱駄宛馬拾弐疋
ニ而
為苅候段、恩田村之者申条、是又可為其通、仍為後證入会野境引墨筋、各加印判、
双方江下置之間、不可違失者也
元禄二年己巳三月十四日　戸美作㊞（勘定奉行　戸田美作守直武）
松美濃㊞（勘定奉行　松平美濃守重良）
北安房㊞（北町奉行　北條安房守氏平）
甲斐飛騨㊞（南町奉行　甲斐庄飛騨守正親）
本紀伊㊞（寺社奉行　本田紀伊守正永）
戸能登㊞（寺社奉行　戸田能登守忠真）
酒河内㊞（寺社奉行　酒井河内守忠挙）
（横浜市歴史博物館企画展『江戸時代のよこはま　青葉の村々と矢倉沢往還』所収）

武蔵5　第六拾二號　元禄三年　同国都筑郡上矢本村（上谷本村）芝野論絵図　横浜市

都筑4　現在未確認

武蔵6　第六拾六號　元禄五年　同国稲毛領諏訪河原村地論絵図　川崎市

橘樹1　世田谷区立郷土資料館所蔵長崎家文書

武州稲毛領諏訪河原村与世田谷領瀬田村諍論之事、諏訪河原村百姓訴候ハ、六郷領用水堀江玉川之水押入、就致川欠、従御代官川違有之、諏訪河原村之秣場川向ニ成候、去春検地受之候、然ニ瀬田村之者理不尽ニ境を破之由申之、瀬田村百姓申候ハ、川筋之儀ハ流附次第之通例故、可為瀬田村之地旨答之、遂糺明處、所論絵図之面、草生有之川向、諏訪河原村之地ニ先年相極上ハ、諏訪河原村百姓申所有謂事ニ候、仍諏訪河原村百姓所指之牓示用之、為後證引墨筋各加印判双方江下置之条、諏訪河原村百姓一向可進退之、瀬田村百姓不可入者也

元禄五壬申年二月廿五日　稲伊賀　御印（勘定奉行　稲生伊賀守正照）
松美濃　御印（勘定奉行　松平美濃守重良）
能出雲　御印（南町奉行　能勢出雲守頼寛）
北安房　御印（北町奉行　北條安房守氏平）
本紀伊　御印（寺社奉行　本田紀伊守正永）
戸能登　御印（寺社奉行　戸田能登守忠真）
松壱岐　御印（寺社奉行　松浦壱岐守棟）

武蔵7　第八拾壱號　元禄九年　同国橘樹郡南河原村玉川出洲訴論絵図　川崎市

橘樹2　現在未確認

武蔵8　第八拾八號　元禄十四年　同国久良岐郡野島村魚猟場論絵図　横浜市・富津市

久良岐2　富津市教育委員会所蔵　富津市指定重要文化財

武州久良岐郡野嶋浦百姓与総州周〔ママ〕集郡冨津村漁猟論之事、野嶋浦百姓申趣、野嶋浦之儀両村入会ニ魚猟致来候、然ニ冨津村之者猥ニ猟舩押候由訴之、冨津村之者答候ハ、冨津村より野島浦江海上七里有之、舩留候場者冨津村地附之猟場無紛處、野嶋浦之者理不尽ニ入込候故舩押置候旨申之、右遂糺明處、野嶋浦之者入会ニ魚猟致来候由雖申之、冨津浦を江戸幷他国之者請負候證文数通冨津村差出ニ付、浦請之者召寄相尋候處、冨津村申所無相違上ハ不入会段無紛相聞間、向後海上七里之場、両村地附より海上迄三里ツヽ内海相定、其餘ハ両村可入会、内海江者互ニ不可入、且野嶋浦之者非分之儀訴出ニ付、為過怠庄屋令牢舎訖、為後證絵図令裏書各加印判双方江下置候条、不可違失者也

元禄十四年辛巳五月　戸備前（勘定奉行　戸川備前守安広）
久因幡（勘定奉行　久貝因幡守正方）
荻近江（勘定奉行　荻原近江守重秀）
井対馬（勘定奉行　井戸対馬守貞広）
保越前（勘定奉行　保田越前守宗易）
松伊豆（南町奉行　松前伊豆守嘉広）
阿飛騨（寺社奉行　阿部飛騨守正喬）
永伊賀（寺社奉行　永井伊賀守直敬）
松日向（寺社奉行　松平日向守栄重）
青播磨（寺社奉行　青山播磨守幸督）

武蔵9　第九拾四號　元禄十五年　同国都筑郡岡上村秣場論絵図　川崎市

都筑5　現在未確認

武蔵10　第九拾五號　元禄十五年　同国都筑郡寺家村野論絵図　横浜市

都筑6　個人蔵

武州都筑郡寺家村与同郡鴨志田村野論之事、寺家村百姓申趣、従先規鴨志田村野内江入会候故、寺家村野江茂鴨志田村之者入来候処、鴨志田村内野、寺家村古林境野道有之場所迄猥ニ新林仕立候由訴之、鴨志田村之者答候ハ、前々峯を限り両村境相極候故、寺家村内野江終不入会候ニ付、鴨志田野江茂入候儀無之旨申之、遂糺明処、寺家・鴨志田両村境峯を限り、鴨志田村内野ニ年貢収納之新古畑有之而寺家村之者入会候證拠一円無之上ハ、不入会之段分明也、且鴨志田村より新林仕立、寺家村作場道通路相留候由雖申之、是又寺家村申趣不慥ニ候条、向後寺家村之者、境を越一切不可入、為後證絵図之面両村境引墨筋各加印判双方江下置候条、不可違失者也

元禄十五年壬午二月廿五日　戸備前（勘定奉行　戸川備前守安広）
久因幡（勘定奉行　久貝因幡守正方）
荻近江（勘定奉行　荻原近江守重秀）
井対馬（勘定奉行　井戸対馬守貞広）
保越前（勘定奉行　保田越前守宗易）
松伊豆（南町奉行　松前伊豆守嘉広）
阿飛騨（寺社奉行　阿部飛騨守正喬）
永伊賀（寺社奉行　永井伊賀守直敬）

武蔵11　第九拾六號　元禄十六年　同国久良岐郡岡村山論絵図　横浜市

久良岐3　横浜市歴史博物館所蔵安室家文書

武州久良岐郡瀧頭村与岡村山論之事、瀧頭村之者申候ハ、伊勢山与申候所ニ伊勢・稲荷両社建置、瀧頭村密蔵院別当勤来候、三拾壱年以前山検地之節、竿除

致之、下草ハ瀧頭村江刈取候処、去年岡村之者猥ニ伊勢山之松木伐採候旨訴之、岡村之者答候ハ、くらほね・細山之儀、先年瀧頭〔　〕之御代官吟味之上岡村山ニ相極、御検地受之候、右くらほね山之内先規瀧頭村□借置、宮為建之、其外ハ百姓所迄猥ニ新林仕立候由訴之、鴨志田村之者答候ハ、前々峯を限り両村境相極候故、寺家村内野江終不入会候ニ付、鴨志田野江茂入候儀無之旨申之、遂糺明処、寺家・鴨志田両村境峯を限り、鴨志田村内野ニ年貢収納之新古畑有之而寺家村之者入会候證拠一円無之上ハ、不入会之段分明也、且鴨志田村より新林仕立、寺家村作場道通路相留候由雖申之、是又寺家村申趣不慥ニ候条、向後寺家村之者、境を越一切不可入、為後證絵図之面両村境引墨筋各加印判双方江下置候条、不可違失者也

元禄十五年壬午二月廿五日　戸備前（勘定奉行　戸川備前守安広）
久因幡（勘定奉行　久貝因幡守正方）
荻近江（勘定奉行　荻原近江守重秀）
井対馬（勘定奉行　井戸対馬守貞広）
保越前（勘定奉行　保田越前守宗易）
松伊豆（南町奉行　松前伊豆守嘉広）
阿飛騨（寺社奉行　阿部飛騨守正喬）
永伊賀（寺社奉行　永井伊賀守直敬）

武蔵12　第百四號　宝永七年　同国多摩郡宇奈根村外二ヶ村村境論絵図　世田谷区・川崎市

橘樹3　世田谷区立郷土資料館寄託井山家文書　世田谷区指定有形文化財

武蔵国久地村与同国宇奈根・大蔵・鎌田三ヶ村村境論

久地村訴趣、宇奈根村与村境之儀、久地・宇奈根両村畑境より向ハ新玉川打越、古玉川迄見通シ両村境候、山故従前々道川普請之砌松木伐採候由申之、右所論就不分明為検使野田三郎左衛門手代細井浅右衛門・細田伊左衛門手代戸倉文蔵差遣之令検分処、山内江岡村田畑入交り岡村為地内段無紛、其上岡村令所持候寛文十三年之山検地帳之写ニくらほね・細山反畝書記有之、然共右帳面ニくらほね・伊勢山論地、伊勢・稲荷之宮有之与書載候故反畝相改候処、先年検地之節、細山境よりくらほね山之窪迄除置、両社境内与相見間、向後社地ニ相定条、密蔵院致支配、岡村之者一切不可綺之、為後證絵図之面引墨筋、各加印判双方江下置候間、不可違犯者也

元禄十六年癸未七月六日　中出雲（勘定奉行　中山出雲守時春）
戸備前（勘定奉行　戸川備前守安広）
久因幡（勘定奉行　久貝因幡守正方）
荻近江（勘定奉行　荻原近江守重秀）
丹遠江（中町奉行　丹波遠江守長守）
保越前（北町奉行　保田越前守宗易）
松伊豆（南町奉行　松前伊豆守嘉広）
本弾正（寺社奉行　本多弾正少弼忠晴）
阿飛騨（寺社奉行　阿部飛騨守正喬）
永伊賀（寺社奉行　永井伊賀守直敬）

伊勢山ニ関スル書□□

大蔵村与村境ハ大蔵畑際、古玉川流跡通り境ニ候処、宇奈根よりハ久地村悪水
堀をむた堀与名付、為境旨
申掠之、大蔵村よりハ新玉川中央為境由申懸之、論地之内、古来久地村本石林・
鎮守社地等有之候処、
満水之後当時川原ニ罷成候、雖然高懸り之諸役等ハ勤来旨申之、宇奈根村答候
ハ、宇奈根・大蔵両村境
よりむた堀迄見通シ久地村与為境処、久地村より少々之流を古玉川与名付、新
境申懸ル旨申之、大蔵村申候ハ玉川
中央古来より久地村与境ニ而、論地ハ大蔵幷鎌田両村本石欠敷ニ付、拾三年以
来両村七町歩程之畑開発仕
今以年貢相納、其上柳雑木数多上置「候旨申之鎌」田村申趣茂大蔵村申処与為一同
右論所為「検分」
諸星内蔵助手代松井幸右衛門・下嶋甚右衛門手代中山源六郎差遣之、遂糺明処、
久地村本石社地林等之欠敷ニ付
高懸り諸役相勤旨雖申之、論地之内ニ大蔵・鎌田両村之畑有之、雑木植置段無
紛、久地村申処證跡一切
無之、且久地村より新玉川・古玉川与相分雖名付之、古玉川与所指ハ枝流ニ而、
新玉川与所指則為玉川之
名所、然上ハ右玉川之中央大蔵・鎌田両村与可為久地村境、久地・宇奈根両村
境之儀ハ双方申場川欠ニ成
不分明条、向後久地村よりハ宇奈根畑境より北江直ニ見通シ、玉川中央迄限之、
宇奈根村よりハ大蔵畑境より
南江直ニ見通シ、右川之中央迄相限り、久地・宇奈根両村境与定之畢、尤川筋
ハ為流付次第間、其中央
境之儀ハ任流付不可違之、為後證絵図令裏書、各加印判双方江下置之間、永不
可違失者也

宝永七年庚寅五月十三日　大大隅（勘定奉行　大久保大隅守忠形（香））
平若狭（勘定奉行　平岩若狭守親庸）
中出雲（勘定奉行　中山出雲守時春）
荻近江（勘定奉行　荻原近江守重秀）

水因幡㊞（勘定奉行　水野因幡守忠順）
大越前㊞（南町奉行　大岡越前守忠相）
中出雲㊞（北町奉行　中山出雲守時春）
坪能登㊞（中町奉行　坪内能登守定鑑）
石近江㊞（寺社奉行　石川近江守総茂）
土伊豫㊞（寺社奉行　土井伊豫守利忠）
松對馬㊞（寺社奉行　松平對馬守近禎）

武蔵13　第百拾五號　享保五年　同国都筑郡恩田村六給秣場論絵図　横浜市

都筑7　横浜市歴史博物館所蔵松本家文書

武蔵国都筑郡恩田村六給秣場論裁許之事、恩田村内三給百姓訴趣、恩田村秣野
之内成合村
入会札野幷内野、元禄先裁許絵面境相分候処、近年新畑林出来、秣場挟り、就
中成合村
野札返候而者、地頭拝領高減候間、一給切ニ相改、新規之分可潰之旨、去々戌
春六給申合證文取替、
札野江出合、畑林百三拾壱箇所荒候由申之、遂吟味之処、相手方古畑・林被伐
荒由雖申之、其通
差置及返答候段不念之至、殊申立趣為無證拠之間、札野内野共百四拾箇所之畑
林、向後
弥荒之可為入会之、秣場勿論、成合村之者・地元六給立合、新畑林潰之申分無
之上者、前々之通
野銭出之可入会、内野・札野ニ而畑林三百八拾四箇所相絵図之面、三拾年来新
開立出シ無紛ニ付、
相手方得心之上、十文字印附候由訴訟人申之、相手三給者古畑林之所論地之印
ニ書附候由、就中争
向寄、御代官河原清兵衛・江川太郎左衛門両人之手代差遣、場所令見分之処、
論地不残古畑林一面ニ而
新規之證跡曽而無之、訴訟人申立五箇條逐一加糺明処、元禄年中裁許絵図裏書
此度之

坪能登（南町奉行　坪内能登守定鑑）
松壱岐（北町奉行　松野壱岐守助義）
「丹遠江（中町奉行丹波遠江守長守）」
本弾正（寺社奉行　本多弾少弼忠晴）
三備前（寺社奉行　三宅備前守康雄）
鳥伊賀（寺社奉行　鳥居伊賀守忠英）
安右京（寺社奉行　安藤右京亮重行（信友））

武蔵13　第百拾三號　享保二年

同国橘樹郡小杉村地境論絵図　川崎市・世田谷区

橘樹4　川崎市市民ミュージアム寄託安藤家文書

武州橘樹郡稲毛領小杉村と荏原郡世田ヶ谷領等々力村地境論之事、小杉村
訴候者、往古田地川欠ニ成候付、九拾年餘已前玉川堀替、新川両村境相立候、
以後年々
川筋附替候而茂新川跡地境ニ用来候處、境を越、等々力村致開発由申之、等々
力村
答候者、両村地境分明ニ而、論所者等々力村本田幷野高内之旨申候、遂糺明處、
元禄八年
新検地之節、玉川之北、小杉村本田者検地受之、論地之分検地不受之由、小杉
村證文差出
候上者、所指之地境難立候、寛永年中等々力村水帳ニ新川向と記候田畑数多有
之、論所等々力村地内ニ相決候、且又元禄八年已来之川欠地令詮議處、相絵図
之面舊地境ニ小杉村・
等々力村、論外宮内村も立合致印形候、然上者小杉村本田地先より舊地境見通、
小
杉村地境相定候、為後證村境絵図之面引墨筋各加印判双方江下置間、不可違犯
者也

享保貳年丁酉六月廿五日　大下野㊞（勘定奉行　大久保下野守忠位）
御用ニ而上方江登候ニ付無加印
伊伊勢（勘定奉行　伊勢伊勢守貞勒）
水伯耆㊞（勘定奉行　水野伯耆守守美）

論地新規ニ決候訣不相見、拾八年前野潰帳面与地所可引合様無之、去々戌春六
給立合證文
双方連判ニ而互ニ取替置、同七月扱證文両通共文言紛敷不一決、扱人召出難加
僉議、口上迄ニ而可
取用儀無之、相手方百姓之内三拾弐人、訴訟方致相対由雖申之、拾七人者論地
一切不所持、拾五人者外畑林
新古之訣不存知、畢竟出入ニ拘り候儀迷惑存、致相対之條歴然也、猶又伊奈半
左衛門家来・江川太郎左衛門
手代差越再往論所相改之処、古畑林内論地入交り年久故、地面立木之様子ニ而
新古之訣難決、其外
於場所證拠ニ可用儀一切無之、最前申立候新畑林之證跡等相違之旨、訴訟方口
上書差出候出入之初発
立合絵図、百間弐寸之歩詰故、数百箇所之論地委難見分ニ付分間を延、地押絵
図仕直候処、訴訟方より
絵図歩詰を以地押之儀雖相願、相手三給ニ百姓持高帳斗有之、文禄年中検地之
由申伝迄ニ而、水帳
其外畑反別帳面無之、其上三拾年来之新畑林其通ニ致置、拾八年前茂相改候与
申名目迄ニ而、帳面地所
不慥、旁以訴訟人共申趣非分之至也、今更秣場令不足之由申段難相立條、不及
地押歩詰、内野・
札野共三百八拾四箇所之畑林有来通立置之、向後開発立出シ堅停止之、今般僉
議之上裁断之畢
仍為後鑑絵図面彩色相改、令裏書各加印判双方江下置之間、不可違失者也

享保五年庚子二月四日　駒肥後㊞（勘定奉行　駒木根肥後守政方）
大下野㊞（勘定奉行　大久保下野守忠位）
伊伊勢㊞（勘定奉行　伊勢伊勢守貞勒）
水伯耆㊞（勘定奉行　水野伯耆守守美）
大越前㊞（南町奉行　大岡越前守忠相）
中出雲㊞（北町奉行　中山出雲守時春）
土伊豫㊞（寺社奉行　土井伊豫守利忠）

松対馬㊞（寺社奉行　松平對馬守近禎）
牧因幡㊞（寺社奉行　牧野因幡守英成）
酒修理㊞（寺社奉行　酒井修理大夫忠音）

武蔵15　第百拾七號　享保八年　同国橘樹郡菅村境論絵図　川崎市・調布市

橘樹5　川崎市市民ミュージアム所蔵佐保田家文書

武蔵国多摩郡下石原宿与同国橘樹郡菅村郡境論之事、下石原訴趣、菅村より川欠跡地相争、志水川限り郡境之旨
申之、菅村答候者、玉川之中央郡境之段申之、右論所就不分明、為検使浅井傳蔵・鈴木平十郎被差遣及見分所、
下石原より所指之志水川地所不慥、郡境ニ可用證跡曽無之、且又菅村より玉川中央を郡境与雖申立、官庫国絵図ニ令
相違、其上当時之玉川下石原地内を流、郡境与申儀難立候、依之南東之方小嶋分村一之塚より見通、北西之方谷野口村論外之
郡境迄引続、右国絵図令符合上者、両郡境ニ相定畢、然れハ芝地ハ下石原可為村附、但菅村百姓武兵衛右之地ニ開置
畑弐反三畝拾五歩者、先達而御代官を請、年貢相納候条、自今下石原江附、出作之年貢収納可致之、仍為後鑑
絵図面引墨筋令裏書各加印判双方江下置間、永不可違犯者也
　享保八癸卯年十一月十一日　久大和（勘定奉行　久松大和守定持）
　　筧播磨（勘定奉行　筧播磨守正鋪）
　　駒肥後（勘定奉行　駒木根肥後守政方）
　　大下野（勘定奉行　大久保下野守忠位）
　　諏美濃（北町奉行　諏訪美濃守頼篤）
　　大越前（南町奉行　大岡越前守忠相）
　　土伊豫（寺社奉行　土井伊豫守利忠）
　　松相模（寺社奉行　松平相模守近禎）
　　牧因幡（寺社奉行　牧野因幡守英成）
　　黒豊前（寺社奉行　黒田豊前守直邦）
　　左　近（老中　松平左近衛将監乗邑）
　　對　馬（老中　安藤對馬守信友）
　　和　泉（老中　水野和泉守忠之）

武蔵16　第百廿壱號　元文三年　同国都筑郡荏田村畑境論絵図　横浜市
都筑9　現在未確認

武蔵17　第百廿七號　寛保二年　同国都筑郡小山村芝野境論絵図　横浜市
都筑10　現在未確認

相模国54件　　武蔵国17件　　合計　71件

神奈川県域の評定所裁許絵図

根本佐智子

現在の神奈川県域は、近世においては相模国全体と武蔵国橘樹郡・都筑郡・久良岐郡の武蔵国三郡（現在の川崎市・横浜市の一部。武蔵三郡と略す）から構成されていた。本稿は幕府評定所に保管された裁許絵図の目録である「旧幕府裁許絵図目録」に掲載された裁許絵図のうち、現神奈川県域に関わる相模国各郡五四件、武蔵三郡一七件、合計七一件の裁許絵図を研究するものである。

裁許絵図とは、土地所有権、支配権、土地や水利などに関わる村落、共同体、寺社領争論に対する裁許の際に発給された判決書類であり、表面に裁許の内容を絵図で描き、裏面に裁許文を記す。さらに、その裁許を下した者の名が明記され、押印されたものである。特に幕府評定所において作成されたものが全国に残されている。

争論当事者である訴訟方・相手方双方に、同一の裁許絵図が裁許の証拠書類として発給され、幕府評定所にも保管された。この幕府評定所に保管された裁許絵図は、その他書類と共に明治政府に引き継がれ、司法省、内閣記録課、東京帝国大学法科大学へと移管されたが、大正一二年の関東大震災の火災によりすべて失われてしまった。しかし、関東大震災までに数回にわたり調査・整理・目録作成が行われている。これら諸目録の詳細については、本報告書掲載の古宮雅明「旧幕府裁許絵図目録・旧幕府書類目録の諸本について」を参照されたい。

この失われてしまった評定所裁許絵図であるが、明治九年（一八七六）、司法省御用掛木村正辞・同中録菊池駿助により、幕府評定所より引き継いだ書類の整理が行われ、目録が作成されていた。評定所裁許絵図についても国ごとに年代順に整理され、五櫃の長持に入れられ、目録が作成された。この目録が国立国会図書館所蔵「旧幕府裁許絵図目録　3巻」[1]（上中下三冊　以下三冊本と略す）である。この三冊本には、評定所が保管していた裁許絵図一五三九枚が、五畿七道の順の国別で、年代順に番号（番号部分は朱書）を振って記され、「第〇號（号に虫）◎◎年　同国〇〇郡△△村□□論絵図」と資料名称が記されている。

三冊本の記述から、現在の神奈川県域に関わるものを相模国、武蔵国の項から抽出すると、相模国各郡五四件、武蔵三郡一七件、合計七一件が確認できた（「研究の概要」表1　6頁）。

一・「旧幕府裁許絵図目録」の資料名称情報について

今回、「旧幕府裁許絵図目録」に記載されている裁許絵図を調査した結果、

・裁許絵図の裏書裁許文のみを写した資料、および
　自治体史等に掲載され裁許文文面のみ判明するもの　一一件
・原本・写・部分図に関わらず絵図面に描かれた内容が判明する資料　三三件

の合計四四件を確認することができた。発見した裁許絵図の裏書裁許文の事書と、三冊本、三冊本の後に作成された目録『旧幕府裁許絵図目録』甲[2]（以下甲本と略す）の資料名称の相違点をまとめたのが（表1）である。

「旧幕府裁許絵図目録」の資料名称と、調査により確認された裁許絵図裏書裁許文の事書とを比較すると両者は酷似しており、事書から作成しているのではないか推測できる。

例を挙げると、「旧幕府裁許絵図目録」の相模国第壱號は
　相州愛甲郡七澤村田畑境幷山論絵図
であり、同一資料と思われる裁許絵図の裁許文冒頭の事書には
　相州七沢村与煤ヶ谷村田畑境并山論之事
と記されている。裁許文冒頭の事書にはその争論の訴訟方の村名と相手方の村名が記され、どのような争論であったのかが簡潔に記される。相模第壱號に関しては、訴訟方である七沢村の名を取り上げ、資料名称が作成されている。

三冊本は誤りが多く、高座郡を高倉郡と記すなどの郡名の誤記、三浦郡逗子村を達子村と記す、三浦郡浦郷村を浦々村と記す、大住郡東冨岡村を東富田村と記すなど、村名だけでも複数個所の誤記が確認できる。裁許絵図の捜索を行うにあたり、村名の誤りは大きな障害であった。年代間違いは一件だけだが、宝永七年と誤記されていた相模35相州大住郡堀山下村山論絵図は、甲本と照らし合わせることにより、延宝七年の誤りであったことが判明し、該当の裁許絵図を発見することができた。

また、多くが訴訟方の最初に書かれる村名を選び資料名称としているのに対し、相手方の村を資料名称に記しているものも一定数ある。資料名称を作成するにあたり、厳格に訴訟方の村名を記すと決めていた訳ではなかったようで、それが訴訟方なのか、相手方なのか、「旧幕府裁許絵図目録」の資料名だけで判断することはできない。

正しく記載されていないために内容が変化しているものもある。相模29相州足柄下郡門川村小田原境論絵図は、裁許文の事書では「豆州権現領与小田原領境論之事」で

表１　裁許絵図裏書裁許文事書と三冊本・甲本の相違点

国番号	番号	年代	裁許絵図裏書裁許文事書	三冊本　資料名	甲本　資料名	相違点
相模1	第壱號	慶安二年	相州七沢村与煤ヶ谷村田畑境并山論之事	相州愛甲郡七澤村田畑境幷山論絵図	相州愛甲郡七澤村田畑境幷山論絵図	郡名追加　七沢→七澤
相模6	第六號	寛文四年	相州三田村与下川入村境論之事	同国愛甲郡川入村論絵図	同国愛甲郡川入村論絵図	郡名追加　村名誤記、論記載無　村名が相手方
相模7	第七號	寛文六年	相州中郡飯山郷之内成瀬五左衛門百姓共…	同国中郡飯山々之内成瀬五左衛門云々蝕	同国中郡飯山々之内成瀬五左衛門云々蝕	飯山郷之内→飯山々之内　郡名誤記　中郡→愛甲郡
相模8	第八號	寛文六年	相州中郡之内半原村与田代村境論…	同国愛甲郡半原村境論絵図	同国愛甲郡半原村境論絵図	郡名違い　中郡→愛甲郡
相模10	第拾號	寛文九年	相州関口村与座間郷与境論之事	同国高座郡座間村境論絵図	同国高座郡座間村境論絵図	郡名追加　座間郷（新戸村磯部村）→座間村　村名が相手方
相模14	第拾四號	延宝五年	三浦郡大田和村と同郡長井村・左嶋村浦論之事	相州三浦郡大多和村浦論絵図	相州三浦郡大多和村浦論絵図	村名誤記　大田和村→大多和村
相模19	第拾九號	貞享元年	相州愛甲郡松石寺境内并上荻野村下荻野村及川村林村反田村妻田村三田村下川入村棚澤村諍論裁許之条々	相州愛甲郡上荻野村相名寺境内論絵図	相州愛甲郡上荻野村相名寺境内論絵図	寺名誤記　松石寺→上荻野村相名寺
相模29	第廿八號ノ下	元禄十三年	豆州権現領与小田原領境論之事	相州足柄下郡門川村小田原境論絵図	相州足柄下郡門川村小田原境論絵図	伊豆山権現領との訴訟、門川村と小田原境の争論ではない
相模30	第廿九號	元禄十四年	相州三浦郡逗子村与同郡小坪村境論之事	相州三浦郡達子村境論絵図	相州三浦郡逗子村境論絵図	村名誤記　逗子→達子　甲本で修正
相模31	第三拾號	宝永元年		相州大隅郡中原村河原論絵図	相州大隅郡中原村河原論絵図	郡名異表記　大住→大隅
相模32	第三拾壱號	宝永二年	相模国津久井縣寸沢嵐村孫大夫与寸沢嵐若柳両村惣百姓山論裁許之事	相州津久井縣寸澤嵐村山論絵図	相州津久井縣寸澤嵐村山論絵図	個人対２ヶ村惣百姓の争論
相模35	第三拾四號	延宝七年	相州大住郡堀山下村与同国堀川村・堀斎藤村・渋澤村山諍論之事	宝永七年　相州大住郡堀山下村山論絵図	延宝七年　相州大住郡堀山下村山論絵図	年代誤記　延宝七→宝永七　甲本で修正
相模36	第三拾五號	宝永七年		相州愛甲郡葉山島村山論絵図	相州愛甲郡葉山島村山論絵図	郡名誤記　津久井縣→愛甲郡　元禄４年より津久井縣
相模37	第三拾六號	享保三年		相州高倉郡社家村地境論絵図	相州高座郡社家村地境論絵図	郡名異表記　高倉→高座　甲本で修正
相模43	第四拾貳號	享保十四年	相模国三浦郡浦郷長浦横須賀公郷四ケ村より紀伊和泉三河安房上総五ケ国四艘張網方魚猟場出入裁許之事	相州三浦郡浦々村猟場論絵図	相州三浦郡浦郷村猟場論絵図	村名誤記　浦郷→浦々　甲本で修正
相模44	第四拾三號	享保十六年	相模国足柄下郡箱根権現領と同国足柄上郡仙石原村境論裁許之事	相州箱根山金剛王院境論絵図	相州箱根山金剛王院境論絵図	権現領→別当寺の金剛王院名
相模47	第四拾六號	寛保二年	相模国三崎郡小矢部村ト同国同郡森崎村秣場地境論裁許之事	相州三浦郡森崎村秣場論絵図	相州三浦郡森崎村秣場論絵図	村名が相手方
相模50	第四拾九號	延享二年	相模国三浦郡大津村与同国同郡公郷村魚猟場海境論裁許之事	相州三浦郡公郷村海境論絵図	相州三浦郡公郷村海境論絵図	村名が相手方
相模51	第五拾號	延享四年		相州大住郡東冨田村境論絵図	相州大住郡東冨岡村境論絵図	村名誤記　東富田→東冨岡　甲本で修正
相模53	第五拾貳號	安永二年	相州鎌倉郡津村腰越村与同国同郡片瀬村魚猟場出入裁許之事	相州鎌倉郡腰越村魚猟論絵図	相州鎌倉郡腰越村魚猟論絵図	津村が脱落
武蔵4	第五拾六號	元禄二年	武州都筑郡成合村与同郡恩田村秣場論之事	同国都筑郡恩田村秣場論絵図	同国都筑郡恩田村秣場論絵図	村名が相手方
武蔵5	第六拾二號	元禄三年		同国都筑郡上矢本村芝野論　絵図	同国都筑郡上矢本村芝野論絵図	村名誤記　上谷本村→上矢本村
武蔵11	第九拾六號	元禄十六年	武州久良岐郡瀧頭村与同郡岡村山論之事	同国久良岐郡岡村山論絵図	同国久良岐郡岡村山論絵図	村名が相手方
武蔵12	第百四號	宝永七年	武蔵国久地村与同国宇奈根大蔵鎌田三ヶ村村境論	同国多摩郡宇奈根村外二ヶ村々境論絵図	同国多摩郡宇奈根村外二ヶ村々境論絵図	村名が相手方　村名省略
武蔵15	第百拾七號	享保八年	武蔵国多摩郡下石原宿与同国橘樹郡菅村郡境論之事	同国橘樹郡菅村境論絵図	同国橘樹郡菅村境論絵図	村名が相手方

※三冊本：「旧幕府裁許絵図目録」上中下三冊　国立国会図書館所蔵　甲本：「旧幕府裁許絵図目録」甲本乙本　国立国会図書館所蔵

三冊本：『旧幕府裁許絵図目録 3 巻』, 写. 国立国会図書館デジタルコレクション https://dl.ndl.go.jp/pid/2606958（参照 2026-02-01）
甲本：『旧幕府裁許絵図目録』甲. 国立国会図書館デジタルコレクション https://dl.ndl.go.jp/pid/1365401（参照 2026-02-01）

表２　旧幕府裁許絵図目録　郡別点数、各郡の村数

○相模国

絵図件数		村数
三浦郡	8	77
鎌倉郡	7	90
高座郡	4	112
大住郡	17	123
愛甲郡	11	43
津久井縣	4	30
足柄下郡	3	91
足柄上郡	0	94
淘綾郡	0	20

○武蔵国

絵図件数		村数
橘樹郡	5	133
都筑郡	9	78
久良岐郡	3	55

目録に表記される地名を優先的に数えた村の数は『旧高旧領取調帳』（近藤出版 1969）による

二、神奈川県域各郡の裁許絵図

この項では「旧幕府裁許絵図目録」に記載される相模国・武蔵三郡の裁許絵図について、それぞれ郡別にその特徴を考えてみたい。

先に述べた通り現神奈川県域は相模国と武蔵三郡で構成されるが、相模国には三浦・鎌倉・高座・大住・愛甲・淘綾・足柄上・足柄下郡の八郡と津久井縣がある。それに武蔵国の橘樹・都筑・久良岐郡の三郡を加え、一二の郡・縣に分けることができる。裁許絵図をそれぞれ郡ごとに分け年代順に番号を振り、（「研究の概要」表３８-13頁）に「郡番号」として記した。

（表2）は絵図の郡別件数を示している。大住郡が一七件と最大数を誇り、愛甲郡一一件がそれに続く。山本英二氏は国別の件数の多少について、「武蔵国・上総国・常陸国などは国の広さとそれに比例するところの村数の多さが考えられる」[3]とされたが、村数最大一三三ヶ村の橘樹郡が五件、一一二ヶ村の高座郡が四件と、相模国・武蔵三郡の郡別件数に関しては、村数と比例している様子は見られない。

①三浦郡

三浦郡に関わる裁許絵図は八件である。三浦郡の村々は多くが海に面しており、漁業や海に関わる裁許絵図を見ることができる。相模14三浦2は大田和村と長井村・佐島村（横須賀市）による「大網漁」という漁法に関わる争論、相模43三浦5は三浦郡の浦郷・長浦・横須賀・公郷の四ヶ村（横須賀市）と、紀伊・和泉・三河・安房・上総国からの四艘張網漁をする旅舩との漁猟場争論、相模50三浦8は大津村と公郷村の隣り合う村同士の海境論・漁猟場論である。水論は相模４三浦1の長坂村水論がある（横須賀市）。入会・秣場論も3件あり、相模47三浦6の小矢部村と森崎村の秣場論（横須賀市）、相模23三浦3は浦賀村と大津村（横須賀市）の入会野をめぐる争論、相模30三浦4は逗子村・小坪村（逗子市）の海岸の所属をめぐる秣場・境界争論がある。

②鎌倉郡

鎌倉郡に関わる裁許絵図は七件あるが、残念ながら確認できたものは少なく二件のみであった。山論が三件あるが、鎌倉郡には標高の高い山々は存在せず、最高峰の大平山でも一五九メートル、その他は標高一〇〇メートル程の丘陵地である。内容を確認できた相模42鎌倉5片瀬村常立寺山論（藤沢市）も、片瀬山に隣り合う常立寺と本蓮寺の寺叢の境界を争ったものである。相模53鎌倉7の腰越村魚猟論は、魚猟場を争ったものではなく、津村・腰越村（鎌倉市）と片瀬村（藤沢市）の村境、および龍口寺境内・龍口明神社地、門前に住む百姓の帰属を定めたものである。相模15鎌倉４の阿久和村津論に関しては、阿久和村（横浜市瀬谷区）は内陸の村であるため、和泉川、または阿久和川の舟運に関わるものであったのではないかと推測できる。

③高座郡

高座郡に関わる裁許絵図は四件ある。相模5高座1、相模10高座2は双方とも相模川付の村であり、河原に関わる争論である。対岸の愛甲郡の村々との境界争論であったかもしれない。加えて、相模37高座3社家村地境論も、社家村（海老名市）も相模川付の村であるので、同様に相模川流路変更に伴う地境争論であり、郡境に関わる争

論であった可能性がある。また、相模10高座2は、正確には愛甲郡関口村（厚木市）と対岸の高座郡座間郷の内の新戸村（相模原市）・磯部村（座間市）との村境論で、相模川の流路変更による境界争いである。相模41高座4の座間村畑論は、座間村と栗原村（座間市）の間で相模原段丘を侵食して入り込む目久尻川の谷底低地(4)の縁に作られた畑地の所属を争うもので、現在もその地形がはっきりとわかる。

④大住郡

大住郡の裁許絵図は最大の一七件にのぼる。内容が判明した絵図は九件であった。大住郡には大山をはじめ、丹沢山地の山々を抱える地域であるため、山間の入会地をめぐる争論が多く四件ある。相模24大住7の白根村野論は、白根・坂戸・田中・上糟屋郷の峰岸村と、子安村（伊勢原市）内の秣山の入会をめぐる争論である。相模25大住8は東西田原村と蓑毛・小蓑毛・寺山村（秦野市）の山論であるが、蓑毛村西山・東山への入会権が争われた。相模35大住13は堀山下村と堀川・堀斎藤・渋沢村（秦野市）の入会山論である。堀山下村が内山と主張する論地は四か村の入会地と決した。相模52大住17は戸川村と堀山下村の山論裁許と事書にあるが、実際は戸川・戸川村枝郷三屋・堀山下・堀斎藤・堀沼城・堀川・横野村（秦野市）による入会山の争論である。この争論の裁許絵図は確認できなかったが、立会絵図を調査することができた。

用水に関わるものが三件あるがそれぞれに争う内容が違う。相模20大住4は用水の取水に関する争論である。下流の村である小稲葉・津古久・上下落合・長沼村が上流の日向村（厚木市・伊勢原市）を訴え、日向村より流れる玉川の水を、旱の際にどのように通水するかが争われた。玉川には流域村々を潤すための多くの堰が設けられ、取水している様子が詳細に絵図に描かれている。一方排水（悪水）について争われたのが相模34大住12西海池村水論である。また、相模22大住6は、争われたのは用水堀の堤に植えられた柳の伐採問題であり、堰からの取水についての争論ではない。相模3大住2は水無川の河原（秦野市）の入会地をめぐる争論であり、相模26大住9は平塚村（平塚市）と淘綾郡大磯村（大磯町）の旅舩による鮫漁に端を発した村境・浦境の争論である。

⑤愛甲郡

愛甲郡に関わる裁許絵図は一一件である。一〇件の裁許絵図が確認できた。愛甲郡の裁許絵図の特徴として、最も新しいものでも元禄一一年であり、相模国の中でも比較的古い時代のものが多く、慶安二年～貞享元年（一六四九～一六八四）と限られた時期に集中していることが挙げられる。内容は村境に関わるもの、林、用水、寺領、河原の入会地を巡る争論など多岐にわたる。相模17愛甲7、相模19愛甲9は運上山の範囲、寺領の範囲、上荻野村の境界を定めたものだが、凡そ同一の地域を描いており、併せて見ると地名などがよくわかる。

⑥淘綾郡

範囲が相模国内で最も狭く、村数も20ヶ村と少ない郡である。「旧幕府裁許絵図目録」には淘綾郡と記された裁許絵図は掲載されていないが、相模26大住9相州大住郡平塚村浦境論は大住郡平塚村と淘綾郡大磯村の争論であり、淘綾郡に関わる裁許絵図である。

⑦足柄上郡

足柄上郡も「旧幕府裁許絵図目録」に掲載がないが、相模44足柄下2相州箱根山金剛王院境論は、足柄下郡箱根権現領と足柄上郡仙石原村の境論裁許であり、足柄上郡に関わる裁許絵図である。箱根外輪山の山々のある地域であり、山論が起こる可能性は高いと思われるが、仙石原・矢倉沢・川村・谷ヶの各関所の要害であり、一円小田原藩領であるため、村落間での争論は小田原藩により裁定され、評定所へ持ち込まれることは少なかったと考えられる。

⑧足柄下郡

足柄下郡に関わる裁許絵図は三件である。足柄下郡も箱根外輪山を抱える地域だが、大部分が小田原藩領であり、藩内で裁定される地域である。評定所へ持ち込まれる形は支配違いの寺社領との争論であるが、例に漏れず足柄下郡に関わる裁許絵図三点すべて寺社領と争論である。相模29足柄下1は、採石に端を発した小田原藩領と伊豆国伊豆山権現領の境界争論である。相模44足柄2は箱根権現と小田原藩領である仙石原村の争論、相模45足柄下3は小田原藩主である大久保出羽守自身が箱根権現を訴えた境界争論である。

⑨津久井縣

津久井縣に関わる裁許絵図は四件である。北丹沢の山々に囲まれた地域で、4件すべてが山に関わる争論である。津久井縣（相模原市緑区）は元禄4年に代官山川金右衛門により愛甲郡・高座郡から分離独立した経緯があり、相模36津久井2愛甲郡葉山島村山論は、正しくは津久井縣葉山島村山論であるはずである。相模32津久井1は、孫大夫と寸沢嵐村・若林村惣百姓との争論で、尾根通りにある孫大夫所有の古畑が問題となっている。相模46津久井3は津久井縣青山村と愛甲郡半原村（愛川町）の郡を

越えた山論で、三ヶ木・又野ほか六ヶ村の入会山であった青山村地内南山へ半原村の者が入ったことに端を発した争論で、青山村・半原村の村境も定められた。現在も相模原市と愛川町の境界である。相模54津久井4は青野原村が鳥屋村と入会奥野稼山で炭焼をした所、鳥屋村の者が炭竈を打ちつぶし、争論となった。裁許の結果、青野原村持山の境は竹野峯より焼山山頂まで峯伝いに墨引きがなされ、境界が定められた。

⑩橘樹郡

橘樹郡に関わる裁許絵図は五件、すべてが多摩川に関係する争論と考えられる。現在の世田谷区域には彦根藩領の村々があり、橘樹郡側の川付の村は幕府領が多いため、支配違いで評定所へ出訴することになったのだろう。武蔵6橘樹1は諏訪河原村（川崎市）と荏原郡瀬田村（世田谷区）の河原争論である。多摩川の流路変更により諏訪河原村の秣場が川向となる。流着き次第自村分とする瀬田村と争い、川向でも諏訪河原村の地と決した。武蔵12橘樹3は久地村と多摩郡宇奈根村・大蔵村・鎌田村（世田谷区）の村境争論である。多摩川の旧流路を境界とする久地村に対し、多摩郡の村々は、旧流路は枝川であり現在の流れの中央が村境であると主張し、多摩川の中央を境とすることが決められた。武蔵13橘樹4は、小杉村（川崎市）と荏原郡等々力村（世田谷区）の村境争論である。川筋が付け変わっても新川跡地を境として来たが、等々力村が境を越えたと小杉村が訴えた。結果、論所は等々力村であるとされ、現在川崎市側にも等々力の地名が残る。武蔵15橘樹5は多摩川を挟んだ多摩郡下石原宿（調布市）と橘樹郡菅村（川崎市）の郡境争論である。郡境の争論であるため、三奉行に加え、老中三名も加印している。

⑪都筑郡

都筑郡に関わる裁許絵図は九件である。現在確認できる5件の内、1件は武蔵2都筑2の高田村水論で用水堰論であるが、それ以外はすべて入会地をめぐる野論・秣場論である。武蔵三郡で最古の武蔵1都筑1川和村野論は川和村と池邊村の野論で、池邊村の入会野について、墨引押印箇所より東へは川和村の百姓の進入禁止が定められた。武蔵4都筑3は成合村と恩田村の秣場争論であるが、その後武蔵14都筑8にも武蔵4都筑3で定められた裁許線が描かれる。武蔵14都筑8は恩田村村内で起こった秣場争論である。武蔵10都筑6は寺家村と鴨志田村の野論で、寺家村鴨志田村の境は峰限りであること、入会ではなく、寺家村が境を越えてはならないことが決まった。

⑫久良岐郡

久良岐郡に関わる裁許絵図は三件である。未確認の1点は水論、武蔵8久良岐2野島村魚猟場論は江戸湾の対岸、上総国周淮郡富津村（富津市）との海上の漁猟場論である。江戸湾の内、それぞれ地付から海上三里ずつ内海として進入禁止。それ以外は入会と定めた。武蔵11久良岐3は瀧頭村と岡村（横浜市）の山論（寺社設置論）で、岡村くらほね山内の伊勢山に瀧頭村が伊勢・稲荷社地を置いているが、岡村がその場の松木を伐採したことで争論となった。結果としては社地が認められた。

各郡ともに地域的な特徴があった。大河川沿いの郡には洪水後の流路変更に伴う河原の争論が数多く発生している。また全体的には入会地をめぐる争論が多く、入会山の争論も多い印象を受ける。

三、裁許絵図の大きさについて

今回の調査により、裁許の内容が分かるもの四四件を収集することができた。全体七一件のおよそ六一%に上り、裁許絵図が現在も変わらずに大切な資料として管理されていることを示している。中には、個人蔵のため調査はかなわなかったが、自治体史や書籍のために撮影した写真をお借りし、掲載させていただいた資料もある。

さて、今回調査を行った評定所裁許絵図の寸法について考えたい。（「研究の概要」表3）には裁許絵図の寸法と厚さが記載されている。裁許絵図＝巨大絵図というイメージが先行するが、相模国・武蔵三郡において原本で最大のものは相模53相州鎌倉郡腰越村魚猟論絵図である（以下相模53と略す）。二六八五㎜×三四六五㎜のおよそ六畳間の大きさであった。二番目は相模54相州津久井縣青野原村山論絵図（二四六四㎜×三八二三㎜　以下相模54と略す）である。それに対し、原本で最小のものは相模3相州中志村川原論絵図（八九五㎜×六一〇㎜　以下相模3）であり、相模1相州愛甲郡七澤村田畑境幷山論絵図（六〇五㎜×九二〇㎜　以下相模1と略す）がそれに続く。最大のものが相模53の安永二年（一七七三）、相模54の安永八年と、相模国・武蔵三郡で最も新しい裁許絵図であるのに対し、最小のものは相模3の貞応三年（一六五四）、相模1の慶安二年（一六四九）であり、年代が最古のものと、三番目のものであった。時代が新しくなるにつれて大型化しているとされる裁許絵図だが、ただ絵図が大型化するだけではなく、大型化する理由として、裁許文の分量の変化が考えられるのではないだろうか。

最小の原本裁許絵図である相模3、相模1は裏書の裁許文の文字数が一五四文字（相

模3）、一九三文字（相模1）、であるのに対し、大型のものは一五〇九文字（相模53）、一一八〇文字（相模54）となり、双方には圧倒的な差がある。

相模国の裁許絵図の裁許文の文字数の推移を見てみると、寛文期頃までは二五〇文字前後であるが、貞享年間では三〇〇文字～四〇〇文字程度が多く、元禄期には五〇〇文字を超えるものが出てくる。享保期には七〇〇文字を超えるものが登場し、それ以降は九〇〇～一〇〇〇文字と、明らかに時代が新しくなるにつれて文字数が増大している。文字数が増大してゆく理由として考えられるのは、裁許文の記述方法である。初期は判決のみを記すため裁許文が短文であるが、次第に訴訟方、相手方双方の主張が記されるようになり、その主張の中に過去の裁許の内容などが記されるようになったということだろう。特に享保以降は双方の言い分に対し、一つ一つ理に適っているのか、不適かを判断し、それを裁許文に記すようになる。争論が何度も繰り返される地域においては、双方の主張の中に、過去の争論の内容、裁許の経過なども記され、文字数が増え、裁許文が冗長になっている様子が見受けられる。

特に文字数の多い相模53の裁許文の内容を見てみよう。裁許文の事書が「相州鎌倉郡津村腰越村与同国同郡片瀬村魚猟場出入裁許之事」であり、津村腰越村（鎌倉市）と片瀬村（藤沢市）が魚猟場を争ったかのようだが、村々はかつてより漁法を分けて猟を行っているため、特に争われてはいない。

まず争点となったのは片瀬村と津村腰越村の村境であった。海辺の村々には漂着物は流れ着いた村のものとなるという慣習があり、明和五（一七六八）年三月、難破舩の舩板を片瀬村が取揚げたことを契機に、その舩板が流れ着いた場所がどちらの村に属するのか、村境の認識が違うことが判明し、境界争論となった。片瀬村と津村腰越村の間には龍口寺という日蓮ゆかりの古刹があり、これより前の享保一二年（一七二七）、津村腰越村と龍口寺輪番八箇寺との間で境内地をめぐる争論が起こり、評定所の裁許が下り裁許絵図が作られていた。津村腰越村はこの享保一二年の裁許絵図を利用し村境を示すが、主張は認められず、一方で片瀬村が主張した「古境」も方角が合わず不採用とされ、新規に境界線が定められた。絵図には双方の主張する村境が水色の線で引かれており、新たな境界線は太い墨色で示され、その上には評定所一座による押印が行われている。村境と龍口寺境内が接しているため、龍口寺境内および龍口明神の社地の帰属も問題視されたようで、本資料の裁許文の大部分は、龍口寺の境内地の決定とその帰属問題について記されている部分である。龍口寺境内を長い文章（一八七文字）で説明している。今回の裁許により、これまで曖昧であった龍口寺と龍口明神社地の帰属は、片瀬村とすることが定められた。この時、龍口寺へも裁許絵図が下されている。これだけの多岐にわたる内容を一枚の裁許絵図に盛り込んでいるために、文字数が特別に増大したのだろう。

検使による見分結果に基づいて評定所が新たに絵図を作成する場合には、裏書内容・絵図面内容が固まると儒者に起案させ、検討したうえで主管奉行宅で清書し、論所詰絵図の清書とともに老中に提出し、裁可を仰ぐ[7]という手順を踏む。その後、清書作業となるが、裏書内容の検討の過程で文字数が決まれば、絵図のサイズについてもおのずと調整が行われたのではないだろうか。

四、墨筋と押印

「旧幕府裁許絵図目録」に「国郡都市村邑境界争論地所　旧幕裁許絵図目録」と記されているように、裁許絵図は村境など境界を争うものが多い。または、入会地などの土地利用方法を定義するにあたり、境界線が必要になり、墨筋（裁許線）が書き込まれることもある。相模国・武蔵三郡の裁許絵図は、境界争論が多く見受けられる。絵図には評定所留役により墨筋（裁許線）の上には評定所一座により、押印がなされる[8]。

相模国・武蔵三郡の評定所裁許絵図について、墨筋の有無についても（「研究の概要」表3）に掲載した。四四件中二九件の裁許絵図・裁許文に墨筋（裁許線）の表現があった。全体の約六五％におよぶ。裁許線の表現は裁許文には「絵図之面引墨筋加印判雙方江渡置候」とこのような文章で表現される。絵図面が現存しなくても、裁許線の有無が裁許文で確認できるのである。

中には、裁許線が朱線のもの（相模1）、墨筋では境界線が引かれてはいないが、川筋が境界となり、川筋の上に評定所一座の押印があるもの（相模8）も存在する[9]。前項でも述べたが、「旧幕府裁許絵図目録」の資料名称に書かれている論の内容が境論・村境論などではなくとも、墨筋が引かれているものがあり、入会地の範囲を示すためなど、様々な裁許線を見ることができる。相模6は道を境界としたため、道の上は裁許線を引かずに押印、道から外れると細い墨筋が引かれ、その上にも押印している。また、時代が下ると裁許文に過去の裁許の内容などが記されるようになるのと同様、裁許絵図にも過去の裁許の裁許線が記されることもある。武蔵14には武蔵2（元禄二年）の際の裁許線が白線で引かれており、相模45では相模44（享保十六年）の裁

許線と重なる部分は、太い二重線で示している。裁許線の多くは線上に評定所一座により押印され、裁許線の両端は必ず押印される。裁許絵図の写にも、この押印の箇所は墨筋の上に〇印で示され、押印の重要性を示している。

五、老中加印の裁許絵図

「公事方御定書」の「裁許絵図裏書加印之事」には、「国郡境御老中加印、三奉行連印、右之外絵図裏書を以裁許之時ハ、三奉行連印」[10]との記述があり、国境と郡境に関しては老中が押印、三奉行連印、其外の絵図裏書をもって裁許の時は三奉行連印と決められていることがわかる。相模国・武蔵三郡の裁許絵図には郡境となる河川の対岸など郡の違う村との境界争論が数多く存在するが、その境界が郡の境に該当していても、あくまで村境であり、概ね老中は加印しておらず、国郡境としては扱われていない。

老中が加印した裁許絵図はわずか五件のみである。中でも、相模29は相模国と伊豆国の国境を設定する争論であり、老中の加印は当然なされている。

また、武蔵15は多摩郡と橘樹郡の郡境論であり、こちらも老中の加印がなされている。裁許文の事書にも「武蔵国多摩郡下石原宿与同国橘樹郡菅村郡境論之事」と郡境の争論であることが明記されている。争論の中で国絵図の郡境と符合するかどうかが問われており、適当でないと「郡境与申儀難立候」となってしまう。川欠けなどで変地したとしても、国絵図と大きく変わることは避けなくてはならなかったようである。

残りの三件は国境郡境と関わりのない争論である。相模7は愛甲郡飯山郷の林の利用についての争論であり、相模8は愛甲郡半原村と田代村の村境論だが、訴訟方相手方ともに愛甲郡の村である。しかし、二点はどちらも寛文6年の成立であり、この年は全ての裁許に老中も加わるなど、時期的な事情があるのかもしれない。相模35は大住郡堀山下村と堀川・堀斎藤・渋沢村の入会山の争論であり、すべて大住郡の村々である。この争論では先の裁許に対する詮議が行われ、證文が取り上げとなっていることから、このような事情から老中が加わったのかもしれない。

一方で評定所で保管されていた裁許絵図にもかかわらず、署名が評定所一座ではなく、寺社奉行手限り（相模42）、勘定奉行手限り（相模54）、勘定吟味役と勘定奉行よる裁許絵図（相模26）も存在する。評定所に保管された裁許絵図は、作成した役所の別は問わず、必要に応じて収集していたということなのだろうか。

おわりに

本究研では、評定所裁許絵図について、現神奈川県域に関わる相模国各郡五四件、武蔵三郡一七件、合計七一件の裁許絵図について、その原本にあたる四四件の裁許絵図および裁許文写の存在を調査したが、本稿では、明らかとなった裁許絵図の裏書裁許文と基本資料となった「旧幕府裁許絵図目録」を比べ、また内容を検討することで、「旧幕府裁許絵図目録」の資料名称が裁許絵図そのものの内容を正しく示しているわけではないことを明らかにした。また、各郡の裁許絵図はその郡の地域的特徴をもったものが多いということ、絵図の大きさには裁許文の長さが関係していることなどを解明した。評定所で保管されていた裁許絵図の中には、国郡境ではなくとも老中が加わっている裁許絵図、評定所一座による裁定ではない裁許絵図も含まれていた。なぜ、それらが評定所裁許絵図の中に含まれていたのかは今後の課題としたい。

最後に、裁許絵図の調査には多くの方々のお力添えを賜りました。資料の御所蔵者の皆様、資料を収蔵・寄託・保管されている各館の御担当者の皆様に、心よりお礼申し上げます。

注

注(1)『旧幕府裁許絵図目録 3巻』、写、国立国会図書館デジタルコレクション https://dl.ndl.go.jp/pid/2606958（参照 2026-02-01）

注(2)『旧幕府裁許絵図目録』甲、国立国会図書館デジタルコレクション https://dl.ndl.go.jp/pid/1365401（参照 2026-02-01）

注(3) 山本英二「論所裁許の数量的考察―関東編―」（『栄町の歴史』創刊号 一九九三）。

注(4) 今永勇・並木保男「神奈川県座間市域の相模原段丘の地質」神奈川県立生命の星・地球博物館『神奈川自然誌資料』(34)、神奈川県。

注(5) 杉本史子「「裁許」と近世社会―口頭・文字・絵図」『地図と絵図の政治文化史』（東京大学出版会 二〇〇一）

注(6) 武蔵三郡は点数が少なく、それほど顕著には見られない

注(7)・(8) 杉本史子編『絵図学入門』（東京大学出版会 二〇一一）

注(9) こちらは墨筋と同じ役割なので墨筋有で数えている。

注(10) 司法省大臣官房庶務課 編 ほか『徳川禁令考』別巻・創文社・一九六一・国立国会図書館デジタルコレクション https://dl.ndl.go.jp/pid/2999059（参照 2026-01-30）

旧幕府裁許絵図目録・旧幕府書類目録の諸本について

古宮雅明

旧幕府裁許絵図目録・旧幕府書類目録は明治政府が江戸幕府から引き継いだ法制関係の文書群の目録である。文書群本体は、明治政府の司法省から内閣記録課を経て、明治三七年（一九〇四）に東京帝国大学法科大学へ譲渡されたが、大正一二年（一九二三）の関東大震災ですべて焼失し、現在には伝わっていない[1]。しかしこの間に何種類かの目録が作成されており、失われた文書群の概要を知る貴重な手がかりとなっている。本稿では裁許絵図研究を進めるための基礎作業として、旧幕府書類目録と裁許絵図目録の諸本の書誌と諸本相互の関係について、知り得た情報を報告する。旧幕府書類目録を取り上げるのは、裁許絵図は旧幕府書類と一体であり、その目録は旧幕府書類目録と同時に作成されているため、併せて考察する事が諸本の成り立ちの理解に資すると考えたからである。表1は現在までに確認できた目録諸本の一覧である。

以下、各目録の作成者（機関）毎に、作成年代順（推定を含む）に報告する。

※国会図書館・東大法学部・史料編纂所の所蔵史料はインターネットでの画像を利用、国立公文書館所蔵史料は根本佐智子氏撮影の画像を利用した。

Ⅰ　司法省が作成した目録（書①②③ 絵①②③）国立国会図書館所蔵

司法省が旧幕府書類・裁許絵図を保管していた時に作成した諸目録である。

■書① 諸刑書類年号分目録（諸刑目録と略）

■絵① 旧幕府裁許絵図目録（三冊本と略）

「諸刑書類年号分目録」は旧幕府書類の目録で乾（初撰）・坤（次撰）の二分冊、「旧幕府裁許絵図目録」は上中下の三分冊からなる[2]。国会図書館の書誌情報では両目録とも「写」とするが検討の余地があるように思われる。写本であるとしても、共に司法省の美濃判十行罫紙を使用しているので司法省が作成したものである。

諸刑目録の凡例と三冊本の跋によれば、明治九年（一八七六）に司法省御用掛の木村正辞と同中録の菊池駿助が、司法省の倉庫に未整理のまま放置状態にあった旧幕府書類・裁許絵図の整理を行い、それに伴って作成した目録で、同年十月までに完成した。作業は、書類を収納されていた箱から取り出し、補修・殺虫処理を施した上で種類別に分別・年号順に整理し、再び箱に収納し、その際に箱に番号を付けるという手順で行われた。跋に作業は五ヶ月を要したとあるから、着手は同年五月頃となる。各冊に「東京府図書記」印と「帝国図書館蔵」印があり、司法省から東京府を経て帝国図書館（国立国会図書館の前身）へと移されたことがわかる。「東京府図書記」印は明治十年（一八七七）二月十二日付で制定された東京府記録科の蔵書印で、「旧幕府引継書類」及び東京府記録科所蔵の書籍に使用するとされている[3]。「旧幕府引継書類」とは東京府が引き継いだ、主に町奉行所保管の文書群のことで、明治二七年（一八九四）に帝国図書館へ永久貸与の形式で移管されたが、その中には東京府の地誌編纂事業で収集された資料も含まれているという[4]。以上から二つの目録は明治十年以降、地誌編纂事業廃止となる同十八年（一八八五）までの

表1　旧幕府書類目録一覧（所蔵機関別）

略記号	書名（所蔵機関の登録名称）	別書名（扉の書名等）	作成者 注1	所蔵機関	請求番号 注2
書①	諸刑書類年号分目録 2巻	諸刑書類年号分目録 坤 諸刑書類年号分目録 乾	木村正辞 菊地駿助 （司法省）	国会図書館	802-35 ※
書②	旧幕府裁判書類目録		司法省	国会図書館	B150 K9-1 ※
書③	旧幕府書類明細目録		司法省	国会図書館	B150 K9-3 ※
書④	旧幕府書類目録		司法省	国立公文書館	平23公文 00664100
書⑤	旧幕府書類目録 評定所	司法省ヨリ引継 旧幕府書類目録	内閣記録課	国立公文書館	平23公文 01477100
書⑥ （絵⑥）	内閣記録主管 旧幕府裁許絵図目録 旧幕府書類目録 注3		内閣記録課	国立公文書館	平23公文 01476100
書⑦	旧幕府評定所書類目録 （第一冊）	司法省 旧幕府書類明細目録	三浦周行	東大法学部 法制史資料室	甲-2-1948 ※
書⑧	旧幕府評定所書類目録 （第二冊）	評定所 旧幕府書類目録	三浦周行	東大法学部 法制史資料室	甲-2-1948 ※
書⑨	旧幕府書類目録	内閣 旧幕府書類目録	史料編纂掛	史料編纂所	RS4100-78 ※
書⑩	旧幕府書類目録	内閣記録科課主管 旧幕府書類目録	史料編纂掛	史料編纂所	RS4100-94 ※
書⑪	旧幕府書類目録	司法省引継 旧幕府書類目録	史料編纂掛	史料編纂所	RS4100-100 ※
書⑫	旧幕府評定所書類目録	旧幕府評定所書類目録	史料編纂掛	史料編纂所	RS4100-111 ※
書⑬	旧幕府書類目録	内閣記録課主管 旧幕府書類目録	京都帝大?	京都大学 経済学部	20-2-Kyu

旧幕府裁許絵図目録諸本一覧（所蔵機関別）

略記号	書名（所蔵機関の登録名称）	別書名（扉の書名等）	作成者	所蔵機関	請求番号
絵①	旧幕府裁許絵図目録 3巻	旧幕裁許絵図目録 （上/中/下）	木村正辞 菊地駿助 （司法省）	国会図書館	802-36 ※
絵②	旧幕府裁許絵図目録 甲		司法省	国会図書館	B150 K9-4 ※
絵③	旧幕府裁許絵図目録 乙		司法省	国会図書館	B150 K9-4 ※
絵④	旧幕府裁許絵図目録	内閣記録課主管 旧幕府裁許絵図目録	内閣記録課	史料編纂所	RS4145-38 ※
絵⑤	旧幕府書類付属絵図目録	旧幕府書類付属絵図ノ目録	史料編纂掛	史料編纂所	RS4145-62 ※
絵⑥ （書⑥）	内閣記録主管 旧幕府裁許絵図目録 旧幕府書類目録 注3		内閣記録課	国立公文書館	平23公文 01476100
絵⑦	旧幕府裁許絵図目録	内閣記録課主管 旧幕府裁許絵図目録	京都帝大?	京都大学 経済学部	20-2-Kyu

注1 個人名が判明しない場合は作成機関名/注2 ※印はインターネットで閲覧できる/注3 二目録で一冊

間に、旧幕府引継書類関連か地誌編纂事業関連の資料として東京府によって収集されたものと推定される。その後旧幕府引継書類とともに帝国図書館へ移管されたのであろう。両目録が司法省の手を離れた理由は、明治十年以降に書類の整理・保管方式が変更され（後述）、目録の記載と保管状態とが対応しなくなった事、新目録（裁判書類目録、絵図目録甲本・乙本）が作成された事により司法省としては不用となったためと思われる。

諸刑書類目録の記載形式は、号（書類を収納した箱の番号）・書名・年代・員数の順に記す。収載数は、乾巻は九一号まであり総計四三一〇冊、坤は一四五号までであるが、最末尾の二号が「鶏肋物」として冊数不記のためか、総冊数は記されていない。

裁許絵図は五畿七道順→国別→年代順で整理して五つの櫃（目録では長持と記す）に収納され、三冊本はこの順で記載される。記載内容は、国毎に年代順に番号を付け、郡（不記のものもある）・争論当事者・争点・年代・冊数を記す。収録総数は記されていないが、記載件数を数えると国郡不詳一枚を除き一五三九枚になる。この中には同一の争論に対する裁許絵図が二枚収録されている事例が三十組ほど確認できる（附表）。これは幕府がある時点で在地から裁許絵図を収集した事を示唆する。本目録は失われた裁許絵図の概要を知る手がかりとなる貴重な史料であるが、裁許文の内容を正確に反映していない事例が少なからずあること等（根本論文・同表1参照）、目録上の情報だけでは裁許内容を正しく把握できない可能性があることに留意が必要がある。

■書②「旧幕府裁判書類目録」（裁判書類目録と略）

「裁判書類」となっているが旧幕府書類の目録である。用箋は美濃判で匡郭のみの無罫で、司法省と柱書がある。冒頭に凡例がある。この目録では書類の整理方式と記載順序が諸刑目録と全く異なる。諸刑目録では書類の在処は書類を収納した箱番号で示されたが、ここでは「号」「匡」という区分が使われている。書類は一区～十四区に分けられ、その下に細区分の「号」がある。同じ時に作成されたと考えられる絵図目録甲本（後述）には十五区・十六区の「区」があり、各区冒頭に「自壱号至五号」と記す。目録本体には「号」の区切りが見られないが、数頁おきに耳部分に第壱号～第五号と記した小紙が添付されているので「号」によって細区分されている事が確認できる。また甲本の二丁目オモテ上欄に「棚ハ区ヲ以テ別チ、小部分ハ号ヲ以テ別ツ」との記載（異筆）がある。区番号は書類から絵図へと連続し、裁判書類目録の凡例には「旧幕府書類総計七千五百五拾六冊／内四百七十七冊虫蝕八函／絵図総数千五百四枚」とあって、書類と絵図が一括した文書群として扱われている。したがって甲本の頭注は旧幕府書類全体に関わるものとみてよい。即ち、「区」は書類・絵図を収納した棚の番号、「号」は各棚の小区画の番号と理解される。

収録書類の記載順序も異なる。例えば諸刑目録では冒頭（乾一号・二号）にある「科條類典」は裁判書類では第九区一号にあり、裁判書類冒頭（第一区～三区）にある「内寄合留帳」は諸刑目録では坤十七～四五号にある。また諸刑目録では書類の整理順に規則性がみられないが、裁判書類目録では系統性が窺える。絵図目録の配列は三冊本と同じである。旧幕府書類・裁許絵図の保管・整理方式が、書類を箱に収納して保管し、箱番号で各書類の在処を示す方式から、書類・絵図を「棚」に整理収納して、書類の在処は「区」（棚の番号）・「号」（各棚内の小区画の番号）で示す方式へと変わったと見てよい。同時に書類の系統的な整理分類も進められた事が窺われる。

■書③「旧幕府書類明細目録」（書類明細目録と略）

司法省の美濃判十三行罫紙が使われている。旧幕府書類一件毎に、書名・表題・作成年次・冊数を書き上げた詳細な目録である。見返しに「総計七千五百五拾六冊絵図千五百四枚」と記した紙が貼られている。「区」のみで「号」の区分がない。「区」も十区までしかなく、以降は内容別に分類され、記載順も裁判書類目録とは異る。このことから裁判書類目録から更に内容に基づいた整理が進められた事が窺える。

■絵②③「旧幕府裁許絵図目録」甲・乙二冊（甲本・乙本と略）

用箋は二冊とも司法省の美濃判十三行罫紙である。記載順は三冊本と同じであるが「区」「号」に区分されている。三冊本の誤りが修正されているが、個別の語句（村落名・郡名・年号等）に限られ、裁許内容を記した記載そのものの修正はない。甲本の修正方式は当該箇所を朱筆で見せ消しや挿入により修正する方式と修正後の文言のみを記す方式がある。前者は三冊本の区分で第一長持分（山城国～伊豆国）に集中し、第二長持分以降は殆ど後者の方式となるが、第一長持区分でも修正箇所を明示していない箇所もある。一方、原本を確認すれば容易に気づくような誤りが修正されていない箇所もあり、修正過程には疑問点が多い。新たな誤記も生じている。乙本は修正の結果のみが記載され、甲本で生じた誤記も再修正されているので、浄書本と思われる。

収載絵図の枚数については混乱がある。甲本では、末尾に「総計千五百四十枚」

と記すが「四十枚」の文字間隔が不自然に詰まり、「十」がやや右に寄り、「四」と「枚」の間に「十」を書き加えたように見え、千五百四枚としていたのを千五百四十枚と修正したのではないかと思われる。また区の冒頭にその区に収録されている国別に絵図枚数を列記し、一五区は「以上拾六ヶ国／合計八百三十三枚」、十六区は「廿四ヶ国／合計七百七枚／総計千五百四拾枚」と記す。しかし、国別の記載数値を合計すると十六区は七一〇枚になる。さらに目録に実際に収録されている絵図数を数え上げてみると十五区八三五枚、十六区は七一二枚（計一五四七枚）となり、いずれも一致しない。乙本では末尾は「総計千五百四枚」、区の冒頭部分は甲本と同じ、収録絵図実数は十五区八三四枚、十六区七一二枚（計一五四六枚）である。このように甲本・乙本とも絵図枚数が記載箇所ごとに異なる。この混乱の原因は不明である。なお「裁判書類目録」「明細目録」は絵図枚数を一五〇四枚としている。

作成時期は、裁判書類目録と甲本・乙本が区・号の区分となっている事と、区番号が連続している事から、この二目録は同じ時に作成され、明細目録は号区分が無く、内容による整理が進んでいる事から、前二目録より少し遅れて作成されたと推定する。

裁判書類目録・明細目録・甲本乙本は旧幕府書類と裁許絵図の本体が内閣記録課へ移管された後も司法省が保管し、第二次大戦後に法務省へと引き継がれ、現在は国会図書館支部法務図書館の所蔵となっている(5)。

2 内閣記録課が作成した目録（書④⑤⑥　絵⑥）国立公文書館所蔵

旧幕府書類と裁許絵図が司法省から内閣記録課へ移管された後に、内閣記録課が作成した諸目録である。

■書④「旧幕府書類目録」（内閣本①と略）

この目録には次の文書が同綴されている。

明治廿八年七月

記録課長　方印「内閣記録課長之印」

内閣書記官長

内閣書記官

別紙目録ニ記載之旧幕時代御仕置帳之類ハ嘗テ司法省ヨリ引継キタルモノニ有之候処、今般帝国大学法科大学ニ於テ本邦慣習法等取調上必要之趣ニテ譲受度旨相談有之候ニ付取調ヘ候ニ、当課ニ於テハ所蔵ノ必要無之モノト被認候ニ依リ、保管転換ヲ以テ法科大学ヘ引継方取計可然哉、此段御決裁ヲ乞フ

これは内閣記録課長から内閣書記官長に提出された「旧幕時代御仕置帳之類」を帝国大学法科大学へ譲渡移管することの決裁を仰いだ伺の鑑で、「別紙目録」が当目録（内閣本①）で、「旧幕府書類」七一五五冊と「旧幕府書類附属ノ絵図」の二つの部分からなる。絵図目録は国別に年号ごとの枚数しか記さないので絵図の具体内容は判らない。絵図総計は一五三八枚となっている。旧幕府書類と裁許絵図は明治二六年（一八九三）三月と同二九年（一八九六）十月に司法省から内閣記録課に移管された(6)。明治二六年移管時の「保管転換」に関する公文書(7)に「別冊乙号目録書籍ハ目下当省ニ於テ書類編纂中入用有之候儀ニ付追テ及御引渡候」とあり、また明治二九年移管時の公文書(8)に「旧幕府書類内閣記録課へ引継乙号目録」と記されていることから明治二六年移管分の目録は甲号目録と称され、書類移管時に司法省が作成して書類に添えたものと推定される。注7公文書にある目録は、絵図は年号ごとの枚数が記されず、書類は一部が「～等」と纏められているが、全体の記載順序と冊数は内閣本と一致する。以上から、内閣本①は明治二六年移管分の目録と確認できる。但し、司法大学への移管譲渡伺の省内手続き用に作成されたものであり、甲号目録そのものではない。また、明治二八年までには帝国大学法科大学から譲渡移管が打診され、内閣記録課としては「所蔵ノ必要無之モノ」なので譲渡してよいとの判断であったことが知れる。法科大学へ譲渡されるのは明治三七年（一九〇四）三月なので、理由は不明ながら伺は却下されたとみられる。

■書⑤「旧幕府書類目録　評定所」（内閣本②と略）

表紙には「評定所／幕府書類目録／編纂掛」と記されているが、異筆であり、目録本体とは紙も異なるので後付けと思われる。現状の扉が本来の表紙で、「司法省ヨリ引継／旧幕府書類目録」、右下隅に異筆で「明治三十七年三月法科大学へ引継／明治三十六年度証憑書類中ニ領収証アリ」と記されている。二丁目からが本文で、初頁の上欄外に朱筆で「甲」とあり、「内寄合留帳」から始まる旧幕府書類の目録、「旧幕府書類附属ノ絵図」の目録、一丁分空いて欄外に朱で「乙」と記され、明治廿九年十月廿八日司法省ヨリ引継書類」の目録が続く(9)。つまり内閣本②は明治二六年移管分（甲号目録分）と二九年移管分（乙号目録分）を合わせたものである。

甲の部は内閣本①と記載内容・記載順・訂正前の冊数が一致する。付属絵図は内

閣本①と同様に国別に年号ごとの枚数のみで、具体的内容は記されていない。書類目録部分では区・号の区分はなく、代わって甲部の幕府書類に上欄外に通し番号を付ける。絵図目録と乙部には番号は付けられていない。甲部は全件に上または下欄外に朱〇印があり、〇の中に墨点が打たれている箇所もある。旧幕府書類部分には追記、冊数の訂正が随所に見られる。また大冊の内寄合留帳を取扱の便宜上分割したので目録上の冊数とは大差がある旨を記した付箋があり、当該箇所の上欄外に朱筆で「改五拾六冊」のように分冊後の冊数を記す。附属絵図目録では枚数の多い年号度のものは枚数確認のためか収載している絵図の年次を列記している。乙部には訂正・追記・〇印はない。甲部「惣寄合留帳」二二番に「原簿下ヶ札ニ十三トアリ改テ十四ト記ス現物十三ナリ依テ又改ム」との追記があり、「原簿」の存在が確認できる。以上から内閣記録課は原簿を元に、書類・絵図現物と照合確認して内閣本②を作成したと考えられる。また司法省からの引継ぎ後に書類の保管形態に内閣記録課の手が加えられていることが判る(10)。司法省が保管していた旧幕府書類は基本的にそのまま内閣記録課に引き継がれたと考えられるが、明治三五年（一九〇二）年、内閣記録課所蔵の内閣本②と司法省所蔵の裁判書類目録・明細目録を調査した法科大学法制類聚編纂掛主任の三浦周行は、裁判書類目録にあって内閣本②にはない書類として「諸綴込／自寛政九年至天保十一年／三冊」「公方様薨御ニ付諸書物留／寛永六年／一冊」「諸文通留／安政三年／一冊」の三件を挙げている（三浦本②）。本目録の作成年代は乙号目録の書類が移管された明治二九年以降、三浦周行が書写した明治三五年六月までの間である。

■書⑥・絵⑥「内閣記録主管(ママ)旧幕府裁許絵図目録・旧幕府書類目録」（内閣本③と略）

旧幕府書類目録と裁許絵図目録が一冊になっていて、冒頭に次の識語がある。

本目録は昭和四年三月、東京文理科大学教授綿貫哲夫公文書閲覧の節、実物存否ニ就キ問合アリタルニ対シ東京帝国大学文学部史料編纂掛所蔵ニ係ル目録ヲ謄写シタルモノニシテ、現物調査ニ就キ参考ト致シタルモノナリ

右　内閣属　樋口龍太郎　㊞

ここから、内閣記録課が昭和四（一九二九）年に、後述の史料編纂所本絵図目録①と同書類目録①を謄写したものと判る。記載内容は史料編纂所本のところで述べる。

3 三浦周行が作成した目録写本（書⑦⑧）　東京大学法学部法制史資料室所蔵

目録を所蔵する東京大学法学部法制史資料室の資料解説には「帝国大学法科大学嘱託として『法制類聚』編纂主任を務めていた三浦周行が、明治三五年夏に史料採集のため内閣記録課書庫を調査した際に両目録を書写したもので、三浦の没後、古書肆を経て昭和一四年に東京帝国大学法学部の所蔵に帰した(11)」とあり、伝来の経緯がわかる。但し、第二冊の調査先は内閣記録であるが書写は同年六月、第一冊の調査先は司法省で、書写は明治三五年十一月である（後述）。

■書⑧「旧幕府評定所書類目録　二冊之内」の第二冊（三浦本②と略記）

末尾に「明治三五年六月内閣記録課ニ於テ複写」とあり、作成時が判明する。扉に「評定所／旧幕府書類目録」とあり、内閣本②を追記部分や修正箇所も含めてそのまま書写したものである。但し付箋部分は写されていない(12)。所載書類についての三浦の所見や見解などの詳細な書入れがある。また附属絵図目録部分の末尾に、明治三五年十一月十二日に司法省所蔵の裁許絵図目録を調査した旨が記され、絵図目録の第一番目にある山城国第壱号の記載を例示している。内閣本②にある「附属絵図ノ目録」では絵図の具体的内容が判らないため、司法省所蔵の絵図目録（甲本・乙本と推定）を調査したのであろう。

■書⑦「旧幕府評定所書類目録　二冊之内」の第一冊（三浦本①と略記）

扉に「司法省／旧幕府書類明細目録」と記され、司法省本の旧幕府書類明細目録と記載内容・記載形式がまったく同じなのでこれが親本と判断できる。本冊の後には裁判書類目録の凡例部分を写した法科大学の半紙版罫紙四丁が合綴されている。この時点では明細目録と裁判書類目録は司法省所蔵である。先述のように三浦は司法省所蔵の裁許絵図目録を調査し、同時に「旧幕府書類明細目録」「旧幕府裁判書類目録」も調査・書写したと考えられる。絵図目録の写本の存在は確認できないが、法科大学法制類聚編纂掛蔵本は甲乙本が基になっていると考えられるので、絵図目録も書写していた可能性がある。

4 東京帝国大学史料編纂掛が作成（書写）した目録（書⑨⑩⑪⑫　絵④⑤）　東京大学史料編纂所蔵

東京帝国大学史料編纂掛が諸機関が所蔵していた目録を書写したものである。

■書⑩「内閣記録課主管　旧幕府書類目録」（編纂所本書類目録①と略）
■絵④「内閣記録課主管　旧幕府裁許絵図目録」（編纂所本絵図目録①と略）

両目録とも「法科大学法制類聚編纂掛蔵本明治三六年九月謄写」という同文の書写識語があり、帝国大学史料編纂掛が法科大学法制類聚編纂掛蔵本（以下法科大学本）を同じ時に謄写したものと判る。前掲内閣本③はこの二つの目録を写したものである。

編纂所本書類目録①は扉に「内閣記録課主管／旧幕府書類目録」と記す。明治二六年移管分と同二九年移管分の旧幕府書類の目録で、書類名・掲載順・冊数は内閣本②（の訂正後の記載）と同じであるが、附属絵図目録がない。編纂所本絵図目録①は扉に「内閣記録課主管／旧幕府裁許絵図目録」と記すが、「内閣記録課主管」は抹消され、「昭和十年三月内閣記録課ヨリノ申出ニ依リ書名肩書ノ数字ヲ抹消ス／図書部」との付箋がある。記載内容・記載順は三冊本・甲本乙本と同じであるが、常陸国の後に続くはずの近江国と美濃国が「総計一五四〇冊」と記した後に丁を改めて追加のような形で記されている。また三冊本では長持ごとの五区分、甲本乙本では二区分され、それぞれの冒頭にその区分にある国と冊数を列記したインデックスがあったが、本目録にはそれがなく、切れ目なく記載されている。両目録とも史料編纂掛による朱修正があり、修正前の状態が法科大学本の姿である。作成事情について編纂所本絵図目録①の見返しに次の記載がある。

旧幕府裁許絵図目録
旧幕府評定所ニ於ケル裁許絵図ノ司法省ノ所管タリシ際同省ニ於テ編製セシモノニ係ル
旧幕府書類目録
旧幕府評定所町奉行所勘定所火附盗賊改小普請等ノ書類ノ司法省ヨリ内閣記録課ニ引継ガレシ際同課ニ於テ編製セシモノニ係ル

法科大学本の絵図目録は司法省が絵図を保管していた時に司法省が作成した目録を基に、同じく旧幕府書類目録は書類が内閣記録課に移管されたときに内閣記録課が作成した目録を基にして作成したという事であるが、「係ル」との文言に注目すると、司法省編製の絵図目録と、内閣記録課作成編製の書類目録をそのまま書写したのではなく、換骨奪胎して新たに作成したと理解できる。法科大学本の作成には三浦周行が中心的役割を果たしたと考えられるから、明治三五年の内閣記録課と司法省の史料調査の成果が反映されているはずで、内閣記録課編製の目録とは内閣本②であり、司法省編製の目録とは甲本乙本と推定される。法制類聚編纂掛は内閣本②に拠りつつ、本文以外の追記・付箋・頭番号・内寄合留帳の分冊後冊数等は記さず、また具体的内容を記さない「附属絵図ノ目録」も削除した書類目録を作成し、別途甲本乙本に基づいて具体的内容が判る絵図目録を作成したと考えられる。目録作成に関わる説明が絵図目録にまとめて記されていることから、法科大学本は絵図目録と書類目録が一冊になっていた可能性がある。絵図目録の「内閣記録主管」の抹消は、基になった目録が内閣記録課作成のものではないことに気づいたためであろう。法科大学本の現存は確認できず、関東大震災で焼失したと思われる。

■書⑫「旧幕府評定所　書類目録」（編纂所本書類目録②と略）

「大正二年七月大学付属図書館所蔵ノモノヲ写ス」との書写識語があり、親本は東京帝大附属図書館本（附属図書館本①と略）である。扉に「評定所／旧幕府書類目録」と記す。記載内容は明治二六年移管分（書類目録と附属絵図ノ目録）と明治二九年移管分の目録で、内閣本②にある訂正・追記・内寄合留帳分冊後の冊数・付箋もそのまま書写されているので、附属図書館本①は内閣本②を直接書写したものと推定される。

■書⑨「内閣　旧幕府書類目録」（編纂所本書類目録③と略）

「大正三年六月本学附属図書館蔵書目録ニヨリ謄写ス」との書写識語があり、親本は東京帝大附属図書館本（附属図書館本②と略）である。扉に「内閣／旧幕府書類目録」と記す。内容は明治二六年移管分の目録で、明治二九年移管分の目録はない。注目されるのは一八三番の書名が「ユスクカタリ之類書抜」と記されている箇所で、内閣本②・三浦本②・編纂所本書類目録①では「ユスリカタリ」（強請・騙）である。つまりこの箇所は「ユスリ」の誤記と考えられるが、内閣本①も「ユスク」と読める。このことから親本の附属図書館本②は内閣本①を書写したものと推定される。

以上から編纂所本②③の親本となる大学附属図書館本①②は内閣記録課所蔵の二つの目録（内閣本①・同②）を直接書写したものと考えられるが、その経緯は不明である。附属大学図書館本の現存は確認できず、関東大震災で焼失したものと思われる。

■書⑪「司法省ヨリ引継　旧幕府書類目録」（編纂所本書類目録④と略）

扉に「司法省ヨリ引継／旧幕府書類目録」と記す。内容は明治二六年移管分（書類目録と附属絵図目録）と明治二九年移管分の書類目録で、目録本体以外の訂正箇

所・通番号・追記・訂正・付箋・内寄合留帳分冊後の冊数は記されていない。内容と表紙の記載から原本は内閣本②と推定する。史料編纂所の書目データでは明治三十年（一八九七）頃の書写とするが、書写の経緯などの情報の記載がなく、具体的なことは不詳である。

■絵⑤「旧幕府書類附属絵図目録」（編纂所本絵図目録②と略）

裁許絵図の目録であるが、国別に年号毎の枚数を記す内閣本②の「付属絵図ノ目録」部分と一致するので、内閣本②が原本と推定する。史料編纂所の書目データでは「n.d.」とし、明治三十年（一八九七）頃の書写とするが、書写の経緯などの情報の記載がなく、具体的なことは不詳である。

5　京都大学経済学部図書室所蔵の目録（書⑬　絵⑦）

■書⑬「旧幕府書類目録」
■絵⑦「旧幕府裁許絵図目録」

二冊とも未見であるが、京都大学蔵書検索での書誌情報によれば「法科大学法制類聚掛蔵本　明治三六年九月謄写」との書写識語があるので史料編纂所本書類目録①と同絵図目録①の謄写本と考えられる。

注

注(1)　三浦周行によれば、評定所記録（旧幕府書類）は明治政府の弾正台→司法省→内閣記録課→法科大学と引継れたが、大正十二年の関東大震災で全て焼失した（同氏「失われたる近世法制史料」『続法制史の研究』一九二五年）

注(2)　山本英二「論所裁許の数量的考察」（『徳川林政史研究所研究紀』27号、一九九三）が詳しく分析している。

注(3)・(4)　安部玄将「東京府の地誌編纂事業と収集史料」（『東京都公文書館調査研究年報』第11号　二〇二五）

注(5)　この三目録は『国書総目録』にある法務省法務図書館本が該当する。山本英二氏はこれを国会図書館本裁許絵図（本書の三冊本）の正本と考えられるとされるが（同氏前掲注(2)論文、本論で述べたように正本ではない。尚、法務図書館所蔵貴重書目録（和書）一九七三）は裁判書類目録・明細目録・甲乙本いずれも写本としているが、検討の余地があるように思える。

注(6)　これとは別に明治十七年に二四四冊（異筆では二四七冊）、一八年に六三四冊の書類が引き継がれている（大賀妙子「江戸幕府評定所の記録類について」国立公文書館報『北の丸』三二号　一九九九）。大賀氏によれば明治二七年引継分は数冊を除いて内閣文庫所蔵が確認できるが、明治一八年分のものは、法科大学へ引き継がれた書類中には該当するものがなく、内閣文庫での所蔵も確認できないとの事である。つまり明治一八年分は内閣記録課へも法科大学へも引き継がれていないということであるが、同じ名称の書類は法科大学引継分の中に、冊数は一致しないが、確認できる。また明治十七年引継時の書類に合綴された司法省記録局長から太政官文書局長宛ての文書に「明治十七年一月第十号御達し二基キ和漢籍ノ分先以別紙ノ通リ及御引継候條御査収相成度候、尤右ハ統テ参考上必用ノモノニ付御調査済之上ハ早々御貸渡相成度此段及御照会候也」（同氏前掲論文の資料1）とあり、いったん引き継れた「和漢籍」は司法省に貸し渡されたことが判る。大賀氏はこの文書でいう和漢籍は明治十七年引継分とみているようであるが、明治二六・二九年引継時の文書には引継書類を裁許絵図も含めて「和書」と記されていることから、「和漢籍」は旧幕府書類と絵図も含んだものと考えてよいのではないだろうか。推測の域を出ないが、明治十八年引継分は「貸渡」という形で再び司法省が保管することとなり、その後司法省に残置されていた旧幕府書類と合わされ明治二六・二九年に改めて内閣記録課へ移管され、最終的に法科大学へ引継れたと考えることも可能ではないか。

注(7)　前掲注(6)大賀論文の資料2
注(8)　前掲注(6)大賀論文の資料4
注(9)　前掲注(6)大賀論文に附属絵図目録部分を除いた翻刻がある（同論文の資料5）。
注(10)　三浦周行はこれらの書類は内閣記録課の倉庫に未整理のまま放置されていた（同氏前掲注(1)論文）としているが、全く手つかずの状態ではなかったことが窺える。
注(11)　東京大学デジタルアーカイブ→旧幕府評定所書類目録→近世法制史料の解説
注(12)　このことから付箋は三浦調査（明治三五年夏）以降、法科大学へ移管される明治三七年三月までの間に付けられたと推定される。

附表　同じ裁許に対する裁許絵図が複数確認できる事例一覧

次の基準で抽出した

一、絵図原本・写し・目録等で争論当事者と争点が確認できたもの

二、同年で争点が同じか類似し、争論当事者の村が隣接しているもの

同じ争論に対する裁許絵図（国境争論）

	国・号	年代	郡	三冊本の記載内容	備　考
1	山城1	元禄13	相楽郡	大河原村と伊賀国阿部郡島ヶ原村国境論	①島ヶ原村史、伊賀市史５巻に画像あり
	伊賀3	元禄13	阿拝郡	島ヶ原村国境論①	
2	駿河38	元禄15	富士郡	根原村国境論②	②富士宮市上井出地区石有文書「甲駿国境争論裁許絵図」 ③鳴沢村指定文化財「元禄裁許状」（鳴沢村史に翻刻）
	甲斐36	元禄15	都留郡	成沢村外八ヶ村と駿州富士郡上井出根原村国境論③	
3	武蔵8	元禄15	久良岐郡	野島村魚猟場論	本報告書翻刻武蔵8参照
	上総108	元禄15	周准郡	富津村魚猟場論	
4	武蔵89	元禄15	賀美郡	五明村と上野国緑林七郡岡之郷村外一ヶ村国境論④	④緑林七郡は緑埜郡の誤記と推定
	上野34	元禄15	緑野郡	岡之郷村と武蔵国境論	
5	上野29	元禄15	那波郡	川井村と武蔵国境論	元禄15年に上野国那波郡川井村・同角渕村・武蔵国賀美郡児沙弥村との間で国境争論の裁許が行われている（群馬立文書館蔵茂木愛子家文書）。勅使河原村は児沙弥村に隣接するのでこの二件は同一の争論裁許と推定
	上野33	元禄15	那波郡	川井村と武蔵国境論	
	武蔵91	元禄15	賀美郡	勅使河原村国境論	
6	信濃1上	寛文4	佐久郡	塩野村九ヶ村国境裁許絵図	⑤群馬県長野原町羽根尾区文書（群馬県立文書館蔵）が該当と推定
	上野5	寛文4	沼田領	鎌原村と信濃国小諸領菱野村国境論⑤	
7	信濃57	元禄14	小県郡	大日向村外三ヶ村と野国吾妻郡大笹村国境論⑥	⑥長野県立歴史館蔵「山論水論裁許証文謄本写」第五号が該当　⑦群馬県立文書館蔵黒岩晴義家文書3/94が該当
	上野28	元禄14	吾妻郡	大笹村と信濃国境論⑦	

同じ争論に対する裁許絵図（同一国内）

	国・号	年代	郡	三冊本の記載内容	備　考
8	伊勢7	貞享2	飯野郡	中河原村川境論	稲木川は稲木村の誤記と推定 中河原村・高木村・稲木村は隣接
	伊勢8	貞享2	飯野郡	高木村稲木川境論	
9	三河23	元禄2	宝飯郡	長山村諍論	⑧西京村は西原村の誤記と推定 全て近隣の村々なので同じ争論の組み合わせがあると推定される
	三河24	元禄2	宝飯郡	東上村山論	
	三河25	元禄2	宝飯郡	大木村秣場論	
	三河26	元禄2	宝飯郡	西京原村本宮山入会諍論⑧	
	三河27	元禄2	宝飯郡	篠田村秣場論	
	三河28	元禄2	宝飯郡	大木村外村々猟場諍論	
	三河29	元禄2	宝飯郡	河田村と一ノ宮村、設楽郡村々山論	
	三河30	元禄2	宝飯郡	大木村と豊川村外数村諍論	
10	三河31	元禄5	八幡郡	上町村正念寺茶木論	三河に八幡郡はない。幡豆郡の誤記と推定 両寺は共に上町村にあり、近隣に立地
	三河32	元禄5	幡豆郡	上町村實相寺諍論	
11	遠江28	元禄4	城飼郡	峯田村堤論	争点同じ。川を挟んで両村隣接 峯田の現表記は嶺田
	遠江30	元禄4	城飼郡	河東村堤論	
12	駿河12	延宝3	安部郡	牛妻村山論	川を挟んで両村隣接。 湯山の現表記は油山
	駿河13	延宝3	安部郡	湯山村山論	
13	駿河19	貞享3	庵原郡	蜂谷村川境論	争点同じ。川を挟んで両村隣接
	駿河20	貞享3	庵原郡	梅ヶ谷村川論	
14	甲斐14	延宝2	都留郡	丹波村山論	争点同じ。両村隣接
	甲斐16下	延宝2	山梨郡	上萩原村外十ヶ村と都留郡丹波村山論	
15	武蔵10	寛文10	埼玉郡	白岡村水論	川に沿って両村隣接
	武蔵13	寛文10	埼玉郡	小久喜村水除論	
16	武蔵37上	天和3	多摩郡	大澤村野論	町田市立自由民権資料館蔵 「小山村鍵木村大澤村野論裁許絵図」 鮎木村は鍵木村の誤記と推定
	武蔵37下	天和3	（多摩郡）	（郡名不記）鮎木村野論	
17	武蔵60	元禄3	多摩郡	藤橋村秣山論	③卿寺村は武蔵国内には確認できない。 甲本は南古曽木村とする。 現地名は小曽木（おそぎ）。両村隣接
	武蔵64	元禄3	（多摩郡）	卿寺村外数ヵ村入会村諍論③	
18	上総128	宝永5	市原郡	山口村用水井山論	争点類似。両村隣接。 堺に溜池・水路がある
	上総129	宝永5	市原郡	本郷村堰山井草場論	
19	上総147	享保11	望陀郡	奈良輪村林井野境論	わずかに境を接するだけなので無関係か
	上総149	享保11	望陀郡	蔵波村野境論	
20	下総55	延宝5	海上郡	船木臺村野論	争点類似。両村隣接
	下総57	延宝5	海上郡	野尻村外一ヶ村畑論	
21	下総84	元禄3	香取郡	与倉村野論	争点同じ。両村隣接
	下総85	元禄3	香取郡	鳥羽村野論	
22	下総111	宝永5	香取郡	岩邊村林論	現地名は岩部
	下総112	宝永5	香取郡	岩邊村野論	
23	美濃8	延宝4	大野郡	島村と池田郡萩水村堤論	萩水・萩永村は美濃国内に確認できない 脛永村の誤記と推定 全く同文なので重複ヵ
	美濃10	延宝4	大野郡	島村と池田郡萩永村堤論	
24	美濃44	正徳2	池田郡	東野村外村々堰論	脛長村は脛永村の誤記 東野村（名古屋藩領）と脛永村は隣接
	美濃45	正徳2	池田郡	脛長村諍論	
25	美濃41	宝永3	厚見郡	上加納村瑞龍寺と同村百姓諍論	当事者（瑞龍寺）が共通
	美濃42	宝永3	厚見郡	上加納村瑞龍寺用水諍論	
26	常陸29	寛文10	行方郡	四鹿村境論	争点同じ。両村隣接
	常陸30	寛文10	行方郡	繁昌村野論	
27	常陸62上	貞享3	茨城郡	福田村山論	争点同じ。両村隣接
	常陸62下	貞享3	茨城郡	大橋村山論	
28	下野29	貞享3	那須郡	谷田村秣場論	争点同じ。両村隣接
	下野30	貞享3	那須郡 烏山領	吉田村草刈場論	
29	播磨9	延宝5	赤穂郡	相生浦境訴論	甲本には播磨10号に「重複」とあり 「郡和浦」は不詳
	播磨10	延宝5	揖西郡	室津相生浦郡和浦境訴論	

旧幕府書類目録・旧幕府裁許絵図目録諸本の系統図

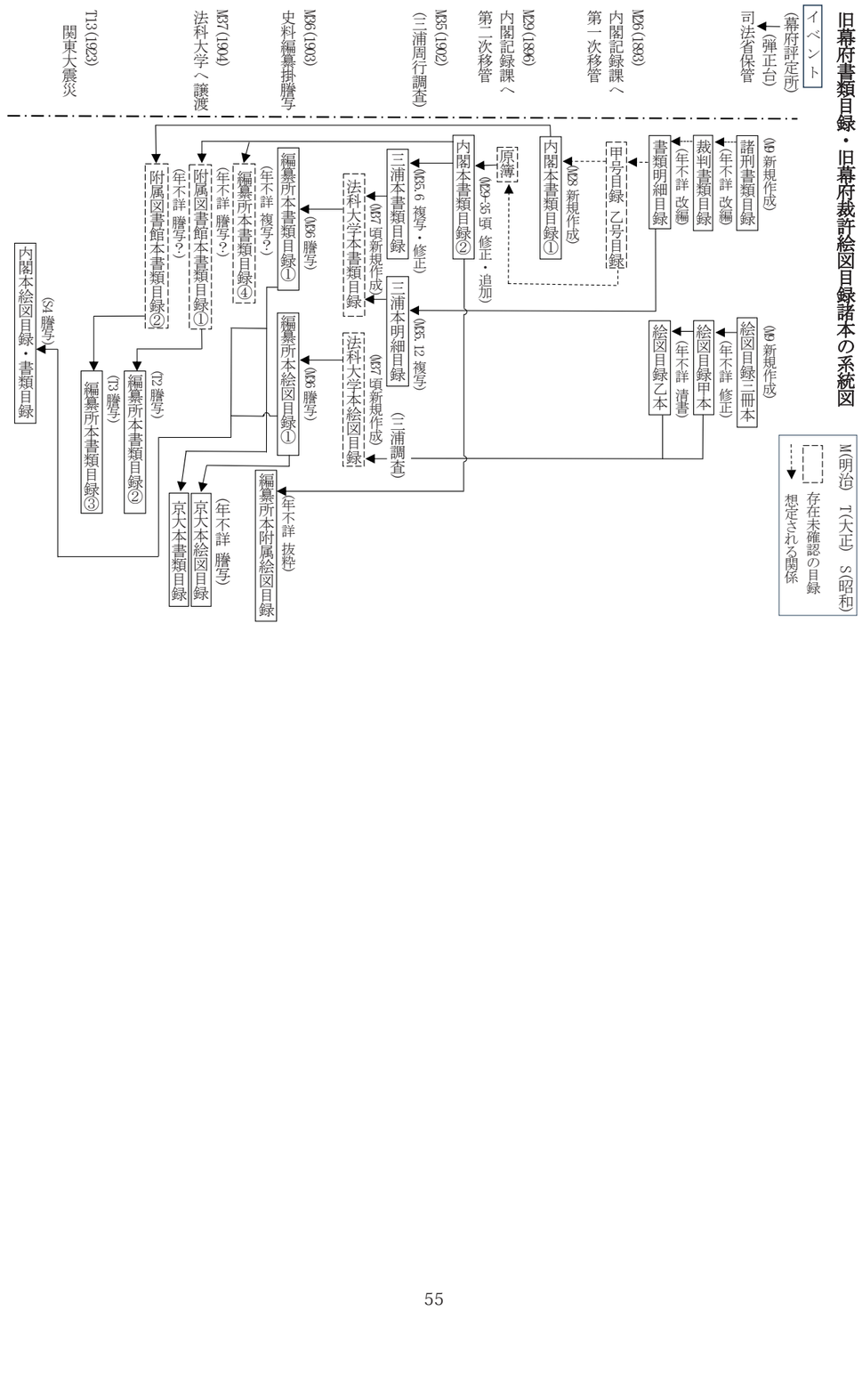

相模・武蔵国裁許裏書絵図の資料形態整理

寺西明子

裁許絵図は裁許の内容を図示したものにとどまらず、「「裁許裏書絵図」の絵図面の内容は、裏書以上の内容を含むことがあった」[1]ことが指摘されており、裁許に際し絵図自体が果たした役割は大きい。裁許絵図の研究においては、裁許内容の考察とあわせて、資料形態を整理し考察に加える必要があるだろう。本稿では相模・武蔵国裁許裏書絵図のうち調査で実見することができた絵図を対象に、寸法、厚さ、紙継ぎ方法を整理し、継ぎ目印[2]など特徴的な資料について紹介する。

なお、今回は所蔵者方で調査させていただくことが多く、時間の制約から丁寧な資料調査が実施できていない点が悔やまれる。料紙の継ぎ目幅、折り方、作成時の痕（針穴、へら痕等）、料紙寸法などは追加で調査されるべき項目である。

一　裁許絵図の作成手順、形式

まず評定所裁許絵図の作成手順、形式についての指定について整理する[3]。裁許絵図は、出入の訴訟方・相手方が立ち会って作成した立会絵図と、国絵図を突合し相違が認められない場合は見分なしでも作成された[4]。裁許絵図の元図となる立会絵図については、争論当事者が主体となって作製される資料であったため、「立会絵図の表現や形式についての具体的な指示はほとんど確認することができていない[5]」とされる。検使による見分が必要とされた場合は、調査によって「論所見分伺書絵図（見分絵図）」が作成された。この見分絵図の作成にあたっては、「一　論所絵図面ニ而極候義ハ絵図面ニ仕立差出候節絵図は色分ケニいたし何色ハ訴訟方、何色ハ相手方、何色ハ論所何村申口、又ハ山川道等悉絵図面を見候得は、色分之訳書にて双方之申口相分り候様可認候処、場所ニより入組候訳有之色分ケ計ニ而ハ趣意難分義有之時ハ細ニ断書を加可申儀ニ而[6]」と、色分け、色分けの凡例を示すことで絵図をわかりやすくするように指示されている。裁許絵図には色分けについての取り決めは確認されないが、見分絵図を参考に作成されたことを踏まえれば、絵図のわかりやすさのために同様の配慮がなされたと考えてよいだろう。今回調査した裁許絵図のうち色分け凡例を伴った絵図は9点（相模19、23、25、41、50、53、54、武蔵14、15）のみであり、分かりやすければ必ずしも色分け凡例を伴う必要がなかったともいえるだろう。

寺社奉行所の実務を書き留めたとされる『百箇条調書』から裁許絵図作成手順を確認する[7]。見分が終了すると、「裁許之趣評議極り候上、留役ニ伺書詰絵図仕立させ於宅猶又熟読いたし伺書絵図等請書於宅認」とある通り評議の通り伺書、詰絵図を作成し老中に進達する。その後、絵図の裏書裁許文は儒者が案文を作成、絵図面は町奉行・町年寄が下図を作成する。裁許文案は確認の上、「書面相直し御用日ニ儒者江相渡於内座儒者読之何も存寄無之上於宅竪紙大広美濃紙江認」と竪紙大広美濃紙に記すよう指定がされている。各案は評定所一座が確認の上、老中、右筆へその旨が進達されると、「夫より絵図、評定所より御勘定奉行江申談取寄置町奉行・御勘定奉行月番立合、表御右筆組頭絵図相渡」と絵図が右筆の手に渡る。裏書が済むと、絵図は評定所に戻され絵図の墨引きがなされる。次に評定所一座が揃い柳之間西之御椽類に絵図を広げ裏書各掛の箇所と墨引きの指定箇所にも押印し、右筆が裁許日を書き入れた。安永二年「相刕鎌倉郡津村腰越村与同国同郡片瀬村魚猟場出入裁許之事」（相模53）の場合、四月に裏書裁許文の作成が儒者に依頼され[8]、五月一三日に裁許絵図が下されている。

二　年代による形態の変化

裁許絵図はその大きさに資料的な特徴があるのは言うまでもない。図1は今回調査を行った裁許絵図（表3参照）のうち原本資料のものについて、作成年代と寸法（縦、横、厚さ）の関係を示した分布図である。

他地域[9]を対象にした調査でも指摘される通り、時代が下るにつれ絵図が大型化する様子が顕著である。江戸初期は一辺一メートル前後であったが、十八世紀には一辺が三メートルを超える絵図も現れる。

また、絵図の大型化に伴って本紙が厚くなる傾向も読み取れる。大型化の原因は、国絵図等を参考にした絵図面の細密化、美麗化のみならず、根本氏が46頁で指摘する通り裏書裁許文の長文化にもあろうことは図2からも明らかである。

三　紙継ぎからみる絵図

今回の調査実見では資料全体の寸法、厚さを計測するにとどまってしまったが、撮影した写真から可能な限り紙継ぎ方法を確認した。裏書裁許文の向きから資料の上側を仮定したところ、図3、4のように料紙の張り合わせ方は縦横まちまちであった。享保五年「同国都筑郡恩田村六給秣場論絵図」（図5、武蔵14）のように、作成段階において絵図面に沿った形状に整えるため縦横とも半端丈の本紙が使用され

図1

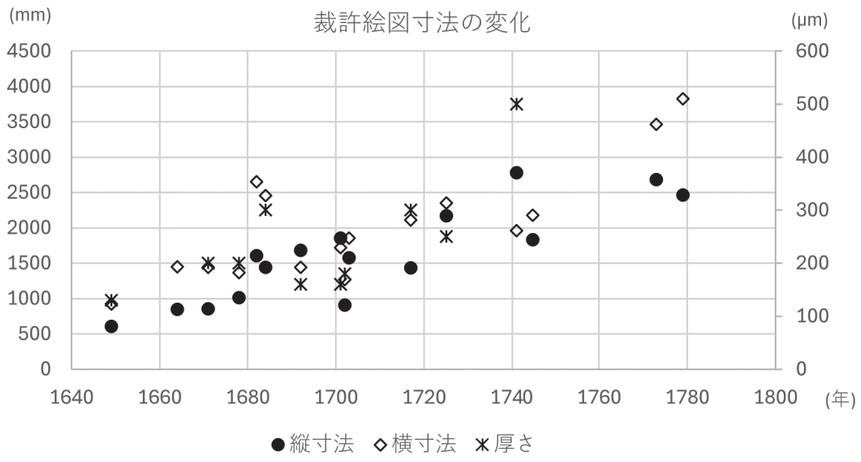

図2

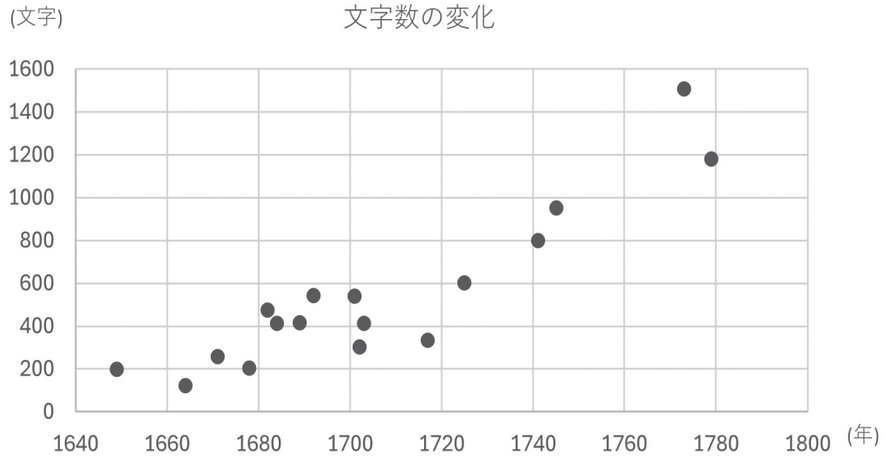

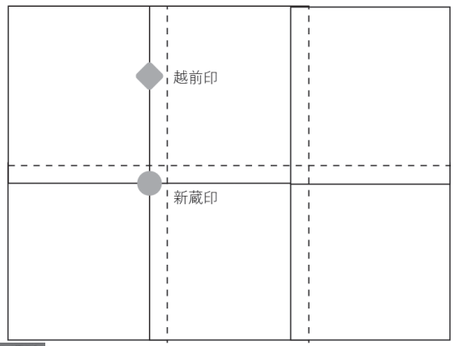

図８　慶安二年「相州七沢村与煤ヶ谷村
田畑境并山論之事」
（相模１）裏書裁許文側

参考：（相模１）絵図側
詳細は 66 頁参照

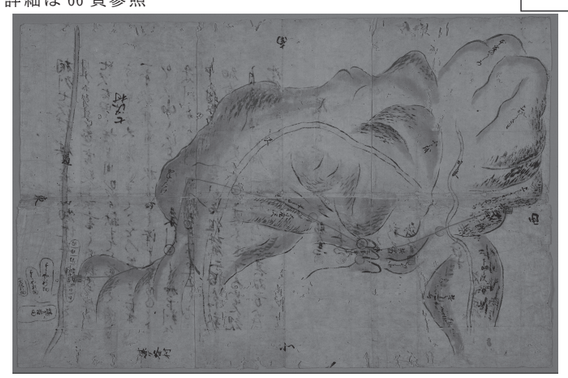

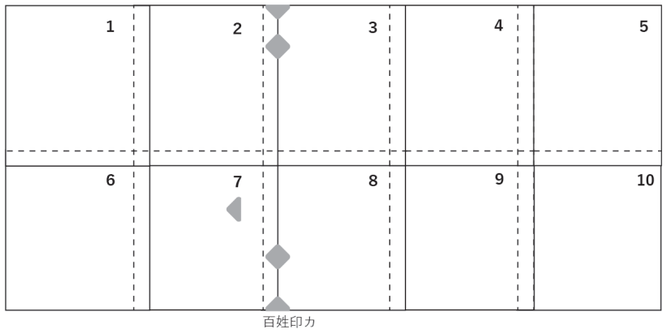

図９
寛文四年「相州三田村与
下川入村境論之事」（相模６）

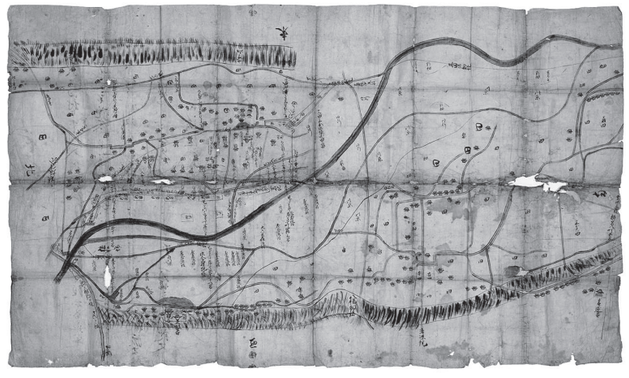

参考：（相模６）絵図側
詳細は 72・73 頁参照

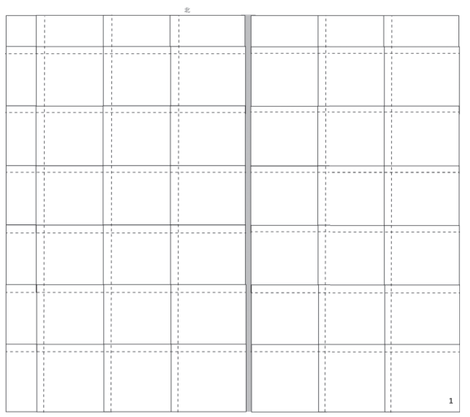

図５　享保五年「同国都筑郡恩田村六給秣場論絵図」
（武蔵 14）

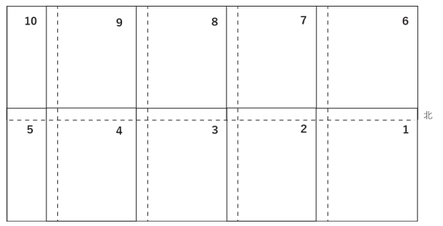

図３　天和三年「相州愛甲郡厚木村与
同郡林村堰論之事」（相模 18）

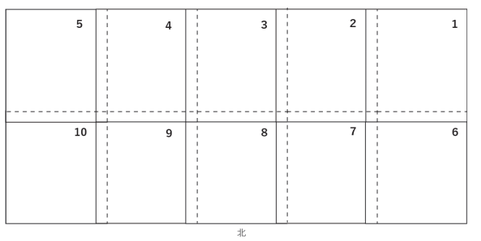

図４　貞享四年「相州三浦郡浦賀村与
同郡大津村野論之事」
（相模 23）

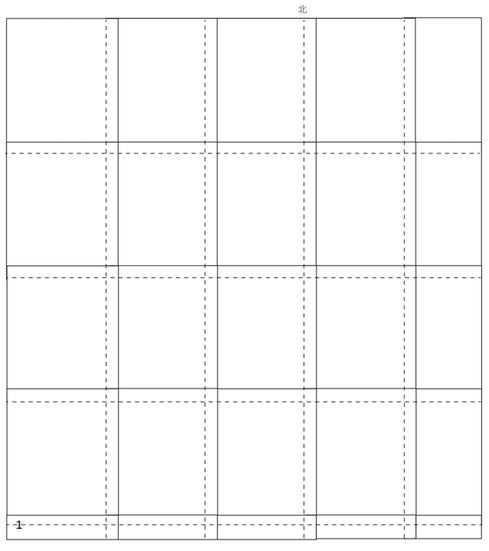

図７　（武蔵 6）裏書裁許文側

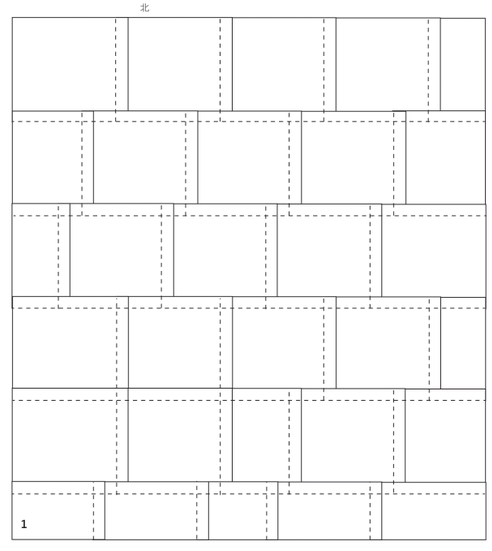

図６　元禄五年「武州稲毛領諏訪河原村与
世田谷領瀬田村諍論之事」（武蔵６）
絵図側

た資料も複数確認できた。

先に確認した通り、基本的には作成された絵図面が町奉行から右筆に渡り、裏書裁許文が記されるという手順を考えると、元禄一六年「武州久良岐郡瀧頭村与同郡岡村山論之事」（武蔵11）のように裁許文の位置と絵図のサイズがそぐわない資料も認められ作成方法が不確かである。

今回の調査では、評定所連印のない写しも複数調査した。裁許絵図の写しは願出を以て奉行所で作成された[10]。

貞享三年「相州大住郡岡田村堰論絵図」（相模22）は、絵図面と裏書裁許文部分が重ならないように作成されたようである。絵図や裏書裁許文を写す際に紙を他村原本に乗せ筆写したのかもしれない。

元禄五年「武州稲毛領諏訪河原村与世田谷領瀬田村諍論之事」（武蔵6、図6、7）は表面、裏面の紙継ぎが全く異なり、別々に作成し張り合わせたうえで端を調整したであろうことがわかる。

四　継ぎ目印

今回調査を行った裁許絵図には裏書裁許文文末の押印、墨引き線押印以外に継ぎ目印があるものが確認された。確認できたのは慶安二年「相州七沢村与煤ヶ谷村田畑境并山論之事」（以下、相模1）、寛文四年「相州三田村与下川入村境論之事」（以下、相模6）の二点である。いずれも評定所前身の評定衆が定められる寛永十二（一六三五）年以前の裁許であり、裁許絵図作成方法も黎明期にあったと考えられる。

相模1は図8のとおり、裏書裁許面に大目付宮城越前守和甫、新番頭北條氏長の継ぎ目印が認められる。この二名は裁定の一座であり、現地見分に赴いた検使でもある。表絵図面から鑑みるに論所付近に継ぎ目印が押されているように見受けられる。朱引きの裁許線上には二名以外の一座の印も押されている。

相模6にも図9の通り絵図面側、論書付近に継ぎ目印が認められる。また、現状は貼紙が剥がれてしまっているが、貼紙の箇所にも継ぎ目印が確認できる。本資料は実見が叶っていないため、『厚木市史近世資料編4村落2』所収の絵図面写真と裁許文翻刻から推測するほかないが、墨引き上の一座の印と継ぎ目印は異なるため、訴訟に関わった村々の百姓印とも考えられる。本資料は75頁で指摘される通り、訴訟方・相手方双方が立ち会って作成された立会絵図であり、検使の見分を経て貼紙を用いて情報を整理した見分絵図でもあり、さらに裁許の墨引き線と裏書裁許文を伴う裁許絵図でもある。

この二件に共通するのは、現地で作成された可能性がある絵図という点であり、現地で確認のため、また絵図を移動することによって変更が生じないようにするために論所付近の継目に印が押されたと考えられる。

注

注(1)　杉本史子「「裁許」と近世社会―口頭・文字・絵図」（『地図と絵図の政治・文化史』二〇〇一）　217頁

注(2)　裁許文文末の評定所一座の押印、絵図墨引き線上の押印は根本氏論考で触れられているためここでは触れない。

注(3)　鳴海邦匡「山論絵図の成立と展開」（『近世日本の地図と測量―むらと「廻り検地」』二〇〇七）において、近世山論絵図を分類・定義されたものに基づいた。

注(4)　布施弥平治 編『百箇条調書』第一巻・新生社・一九六六・国立国会図書館デジタルコレクション https://dl.ndl.go.jp/pid/2993186（参照 2026-02-10）　47頁「裁許絵図裏書加印之部」

注(5)　前掲注(3)　43頁

注(6)　前掲注(4)　46頁「論所見分何書絵図等書載候品之部」の一部抜粋、読点は筆者が補った。

注(7)　布施弥平治 編『百箇条調書』第3巻「論所見分幷地改之部　郡境公事取計方書抜」1087頁（新生社・一九六六・国立国会図書館デジタルコレクション https://dl.ndl.go.jp/pid/2993188（参照 2026-02-11）

注(8)　「牧野越中守殿（寺社奉行）／松平対馬守（勘定奉行）／相州津村外壱ヶ村与片瀬村漁猟場出入絵図裏書之義儒者衆江被　仰渡之事／巳四月」前掲注(7)1128頁「論所見分何書ニ入品之部」

注(9)　前掲注(1)　210頁

注(10)　「一　裁許絵図写願之事　都て裁許絵図、又ハ書下シ裁許状、虫入損候歟、或は焼失等致、写之義願出候節は双方之内、所持之方を取上候歟、奉行所写之方ニ而写いたし遣候儀ニ付、其株附之奉行所江為願可遣事」（『公裁筆記　5巻』[1]　巻之1　天明～文政「訴状糺方之部」「吟味物取捌方之部」「御年貢諸役取立方之部」・写・国立国会図書館デジタルコレクション https://dl.ndl.go.jp/pid/2547264（参照 2026-02-11））

裁許絵図撮影方法

寺西明子

本研究では『旧幕裁許絵図目録』掲載の評定所裁許絵図と神奈川県内に残存する裁許絵図を対照することが目的の一つであったが、残存する裁許絵図の現状を撮影によって記録することもまた目的であった。

撮影は基本的に所蔵機関の一室をお借りして実施した。そのため、所属機関に持ち込むことができる範囲で、巨大絵図を撮影するに足る機材を用意し、資料の安全を考慮しながら撮影を実施した。調査は二、三名で実施したが、資料の状態によっては、所蔵関の職員のお手を借りることもあった。

撮影の流れは凡そ次の通りである。

一　撮影環境の整備

大型絵図を床面で広げるため、ブルーシートで床を覆った上に清潔な布を敷いた。

二　カメラの設置

資料に対し水平に撮影すること、広い範囲を画角に収めるためできる限り高い位置から撮影することを目的として、アーム付き三脚を使用し、接地部分を保護した上で机上に設置した。三脚は二本の脚を机に揃えて垂直に立つようにし、もう一本を他の二本より長く伸ばして机に沿うように設置した椅子の上に設置した。ロープで椅子、重しに固定した。また、場所によっては照明（Phottix社）一対を設置した。

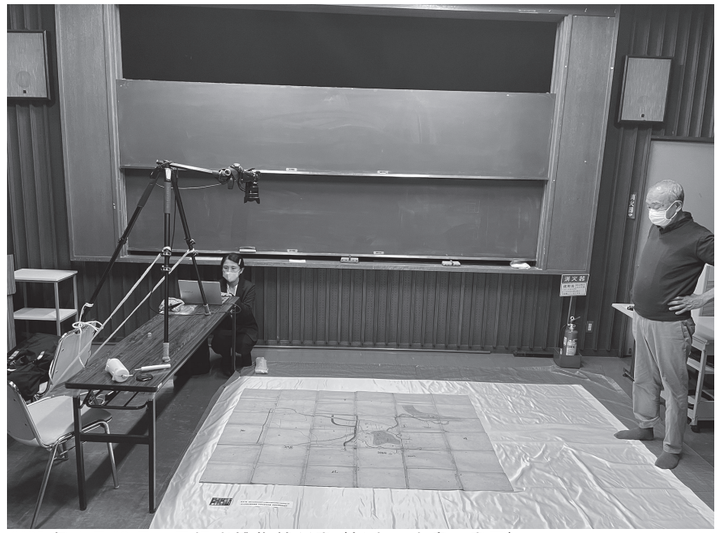

2025年4月23日　平塚市博物館調査（根本、古宮、寺西）

三　絵図の展開

絵図の折り方を確認し床の布の上で展開した。絵図短辺が机の脚の間に収まる寸法である場合は、短辺を撮影機材側に向け、絵図一面を二分割で撮影できるよう調整した。短辺が机の幅よりも大きな絵図である場合は、元の折り方に沿って半分に折ったまま撮影を行い、一面を四～六分割して撮影した。片面の撮影が終了すると一度絵図を畳み、反対の面の撮影のため再度展開し、同様に撮影した。

四　採寸、調査

撮影が終了したのち、縦、横の採寸、厚さの採寸を行った。

2025年12月19日　湯河原町調査（根本、寺西）

裁許絵図画像データの加工編集

椎橋郁実

本本研究における目的の一つに、デジタルデータとして撮影された裁許絵図画像のトレース図化による情報の保存と公開がある。

本研究で収載した三十三件のカラー図版のうち、相模1と武蔵15を除く三十一件について、画像編集とトレース図の作成、ならびに修正をおこなった。

編集作業にはAdobe製画像編集ソフトウェアのうちLightroom（以下、Lrと略記）、Photoshop[1]（以下、Ps）、Illustlator（以下、Ai）を用いた。作業はノートPCとタッチパネル搭載PC[2]の、機能の異なる二台のデバイスを用い、ソフトウェアの習熟に応じて使い分けながらおこなった。

ノートPCは、誌上報告で使用する画像データの作成を前提に、先述のAdobe製品の使用推奨要件に必要十分なものを研究代表者である根本氏と相談し、選定したものである。また、タッチパネル搭載PCは筆者が数年前に個人で購入、使用しているものである。ノートPCには劣るものの、画像処理に必要な要件をある程度満たす性能を持つものであり、特にAiにおける作業の一部で使用した。

手順の詳細は次のとおりである。

一　画像選出

撮影した画像のRAWデータをLrに取り込む。画像が一覧表示でき、一画面中での比較検討が可能であるほか、フラグや評価、変更情報などを画像の付属情報として保存することが可能なため便利である。

接合に適する画像について、ピンボケや白飛び、黒つぶれによる不備を防止するため、①接合画像同士が極力共通する露光量であり、かつ露光が低いこと、②撮影された絵図や文が目視で確実に判別できること、の二点を基準として選出した。

二　選出画像の調整と接合

Lrで選出した画像をPsに取り込み、ホワイトバランスを調整する。写真全体の調子を見つつ、可能な限り四千五百ケルビンから五千ケルビンほどの色温度になるよう調整した。

接合作業では、裁許絵図の面は道や川、田畑や裁許線などを目印に、裁許文の面は紙の合わせ目や文字の綴りを目印に重ね合わせて接合した。また、三分割以上で撮影された絵図については、文字や絵図の読み取りに支障がないよう、適宜切り抜きを施した。

撮影された画像は、カメラの設置状況により、横に長い画面に対して上下どちらかにすぼんでいる（図1）場合が多く、接合の際に支障がある。そのためレンズ補正フィルター機能で、レンズ由来の歪みと併せてこのすぼみを修正し、図版を平均化したうえで画像を接合した。こののち、光量の過不足など細かな調整を加え、Tiff形式など可逆圧縮される方法で保存した。

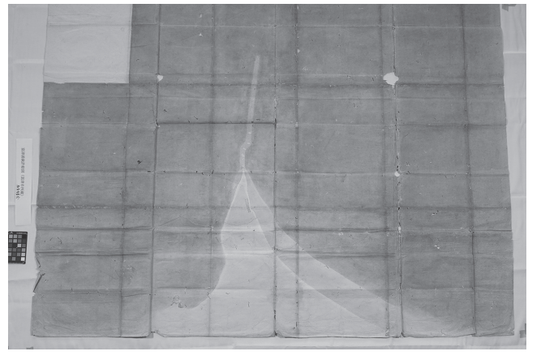

図1　同国久良岐郡野島村魚猟場論絵図（武蔵8）

三　トレース図の作成

接合した裁許絵図画像のトレース図作成にはAiを用いた。アートボードは原則A4サイズとし、拡大図作成の際は適宜調整した。

川、道、建物、裁許線などの作成は、タッチパネル搭載PCを使用した手描き作業により作成した。各色は画像に出力された色を原則採用したが、翻刻文の視認が困難になる場合や、記憶色とデータ上で出力された色が大きく異なる場合は適宜調整している。翻刻文字の入力にはBIZ　UDゴシックを使用した。

このほか、彩色の必要な箇所はAiの「トレース」機能で着彩した。この機能はドットで描画された画像データを平面上の座標データ（ベクターデータ）に変換するものである。接合画像のデータを複製後、複製画像からベクターデータを作成した。

なお、写真からベクターデータを作成する場合、色分けされた大量のデータの折り重なりとして描画される。元の画像に近い画質を維持して変換すると、山林や建物などの形状を表現することができる一方で、ベクターデータの分割が膨大になり、ファイルサイズが増えるだけでなく、不要箇所の消去や修正に割く時間も増加した。色の分割を抑えてベクターデータを作成することも可能であるが、消去したい箇所とそうでない箇所の分割を自身で行わなければならず、こちらも作業量は増加する。文字が記載された箇所は黒やそれに準ずる色で表現され、翻刻文の視認が困難になる場合もある。よく色分けされた図になり見栄えはよいものの、要不要の別は慎重に吟味する必要がある。

注

注(1)　BAIV メモリ16GB
　　13世代　Intel® Core™ i7―13650HX　プロセッサ

注(2)　Surface Pro 8 メモリ16GB
　　クアッドコア第11世代 Intel® Core™ i5―1135G7 プロセッサ

本報告書の主な参考文献

・三浦周行　「失われたる近世法制史料」『続法制史の研究』一九二五）
・山本英二「論所裁許の数量的考察」（『徳川林政史研究所研究紀』　27号　一九九三）
・山本英二「論所裁許の数量的考察―関東編―」（『栄町の歴史』創刊号　一九九三）
・杉本史子「「裁許」と近世社会―口頭・文字・絵図」『地図と絵図の政治文化史』（東京大学出版会　二〇〇一）
・杉本史子編『絵図学入門』（東京大学出版会　二〇一一）
・大賀妙子「江戸幕府評定所の記録類について」国立公文書館報『北の丸』三二号　一九九九）
・鈴木良明編『寺家の歴史―大曽根家文書からみる村の暮らし―』（一九九四）
・神奈川近世史研究会編『江戸時代の神奈川　古絵図で見る風景』（有隣堂　一九九四）
・津久井町史編集委員会編『津久井の古地図』（ふるさと津久井第3号（特別号）二〇〇二）
・横浜市歴史博物館収蔵資料展『ペリー来航と東京湾』（二〇〇三）
・横浜市歴史博物館企画展図録『江戸時代のよこはま　青葉の村々と矢倉沢往還』（二〇〇八）
・川崎市市民ミュージアム企画展図録『絵図でめぐる川崎―失われた景観をさぐる―』（二〇一〇）
・世田谷区立郷土資料館特別展図録『世田谷の土地　―絵図と図面を読み解く―』（二〇一五）
・平塚市博物館企画展図録『ひらつかの村絵図を読む』（二〇一七）
・磯子区制50周年記念事業委員会「磯子の史話」出版部会編『磯子の史話』（一九七八）
・『神奈川県史』・『厚木市史』・『秦野市史』ほか各自治体史

研究組織

研究代表者　根本佐智子（神奈川県立歴史博物館　非常勤学芸員）
研究協力者　古宮　雅明（元神奈川県立歴史博物館　学芸員）
　　寺西　明子（神奈川県立歴史博物館　学芸員）
　　椎橋　郁実（神奈川県立歴史博物館　資料整理員）
調査協力　山下　春菜（町田市立自由民権資料館　学芸員）

謝辞

本研究の実施に際し、多大なるご協力を賜りました。厚く御礼申し上げます。

厚木市文化魅力創造課文化財保護係　国立公文書館
あつぎ郷土博物館　神奈川県立公文書館　横浜市歴史博物館
世田谷区立郷土資料館　横須賀市自然・人文博物館　富津市教育委員会
相模原市立博物館　はだの歴史博物館　平塚市博物館
座間市教育委員会　藤沢市文書館　琴平神社
逗子市教育委員会　湯河原町教育委員会　川崎市市民ミュージアム
東西田原共有林組合　林自治会

伊從保美　山岡裕子　飯田好人　渡辺真治　小林紀子　仲泉　剛
菊地悠介　渡部仁美　鈴木綾乃　角和裕子　藤井明広　金木佑天
中村文洋　眞壁ゆい　早田美智代　早田旅人　栗山雄揮　越川真人
宇野淳子　佐藤仁彦　芦澤慶亮　常盤茂樹

今井利貞　加藤正芳　武　眞幸　志村幸男　飯島隆夫　高橋信行
小島　彰　高瀬有三　大曽根　武　金子誠一　難波武平　大村春蔵
安藤　均　（順不同　敬称略）

裁許絵図
カラー図版　絵図トレース
絵図裏書裁許文

カラー図版

凡例

・カラー図版には、「旧幕府裁許絵図目録」掲載の神奈川県域の裁許絵図のうち、写真の掲載が可能だったものを相模国・武蔵三郡の順で年代順に掲載した。
・資料情報は「研究の概要」表3「旧幕府裁許絵図目録掲載の裁許絵図情報（相模国・武蔵三郡）リスト」（8～13頁）を参照のこと。
・基本的には一点の裁許絵図に対し、絵図写真・絵図トレース・裏書裁許文写真を掲載した。やむを得ない場合は絵図トレースが無いもの、裏書裁許文写真がないものもある。絵図写真・絵図トレース・裏書裁許文の順であるが、紙面の都合上絵図トレース・絵図写真の順になっているものもある。
・絵図の向きは、裏書裁許文の方向に合わせていない。裏書裁許文の冒頭部分と文字の方向を示す印として赤矢印を示した。

裁許文冒頭↓

県内論所分布図

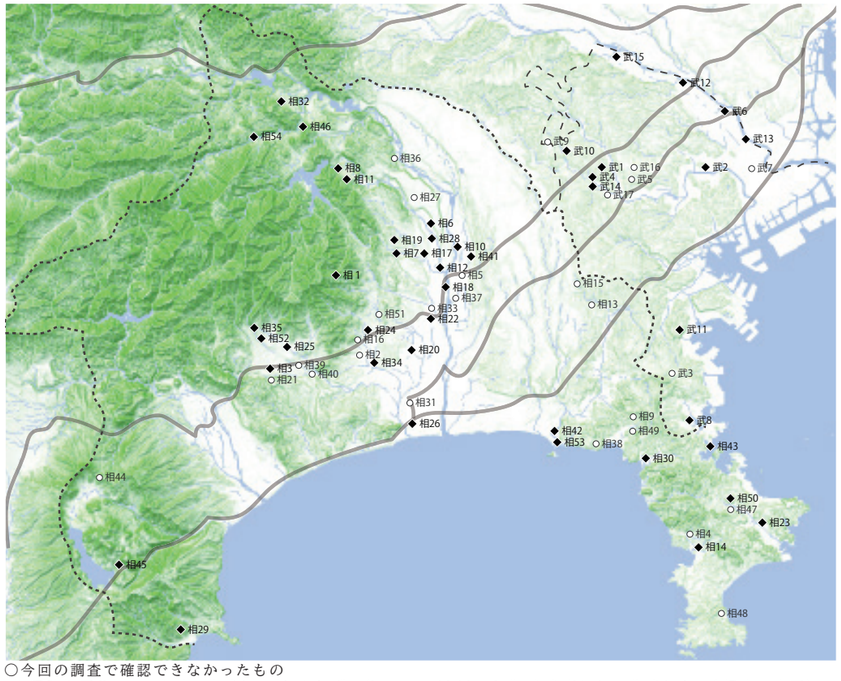

○今回の調査で確認できなかったもの
「地理院地図 Vector」を基に作成し、「れきちず」（https://rekichizu.jp/）を参考にして作成した。（根本・寺西）

裁許文言頭

相模１　第壱號　慶安二年　相州愛甲郡七沢村田畑境幷山論絵図
愛甲１　神奈川県立歴史博物館所蔵久崎家文書　原本

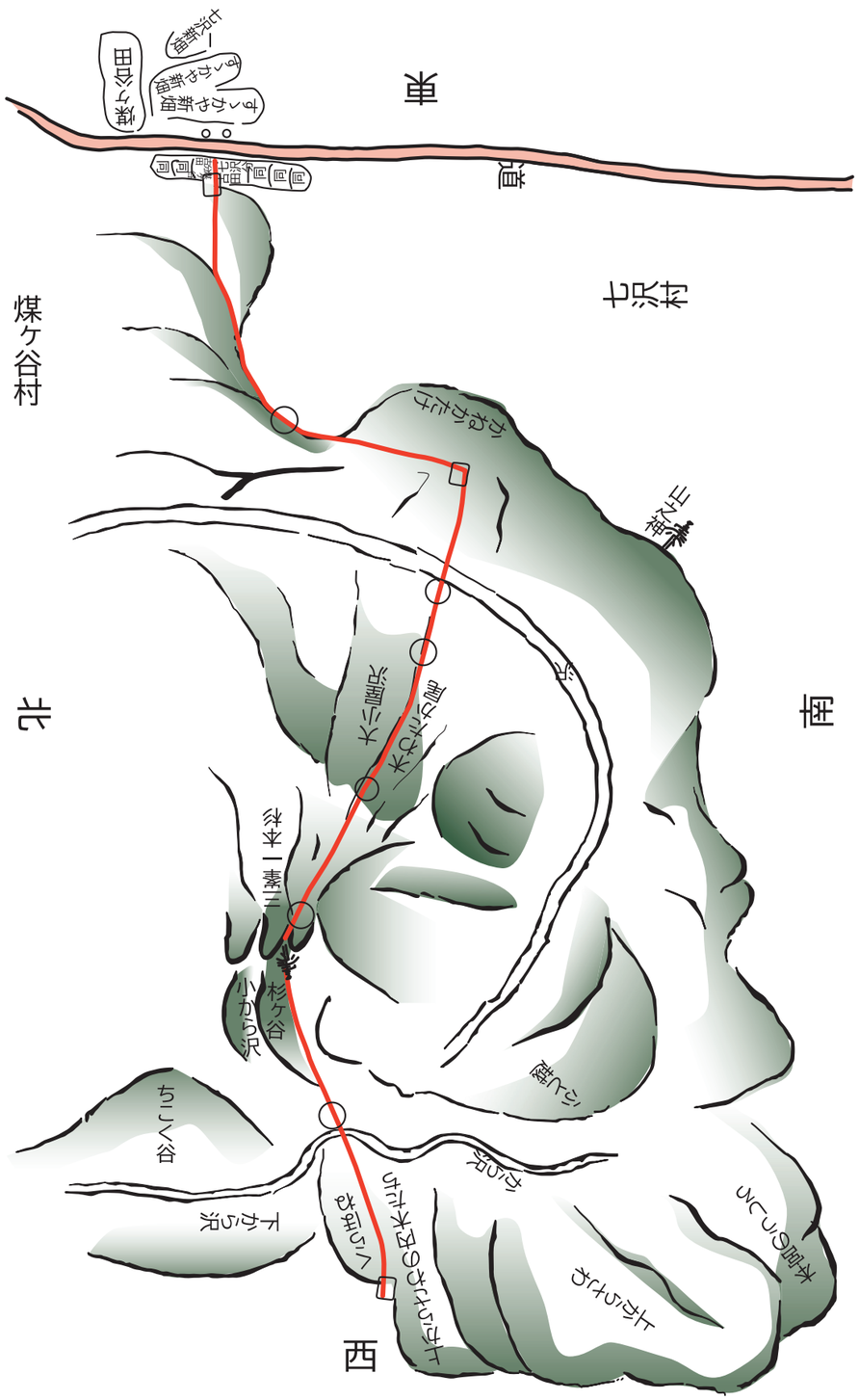

愛甲郡七沢村（現：厚木市七沢）と同郡煤ヶ谷村（現：愛甲郡清川村煤ケ谷）の村境論。見分の上穿鑿を遂げたところ、煤ヶ谷七沢の古田の境から、鐘ヶ嶽迄は道をきり、大小屋と木わたか尾の峯を三峯の一本松へ見通し、杉ヶ谷の沢をくらほねと上唐沢山の沢に朱引をし、北を煤ヶ谷村、南は御運上地（七沢村分）と定める裁許が下された。幕府評定所ではなく、幕府巡検使による裁定である。『徳川実紀』によると、慶安２年３月27日の項に「大目付宮城越前守和甫。目付北條新蔵。猪飼半右衛門正景。黒川與兵衛正直廻国の事命ぜられ、いとま給ふ。」、同７月16日の項には「各國巡視にまかりし大目付宮城越前守和甫。新番頭北條新蔵正房。目付猪飼半左衛門正景。黒川與兵衛正直歸りまいる。」とあり、この間検使として大目付宮城越前守、新番頭北條氏長、目付猪飼正久、目付黒川正直が派遣されていたことがわかる。

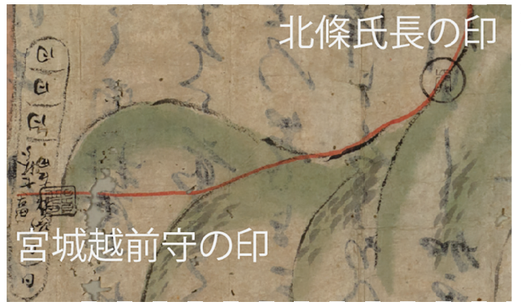

「旧幕府裁許絵図目録」掲載の相模国の裁許絵図の中で最古の裁許絵図である。裁許線が朱で記されているのが大変珍しい。簡素な紙に彩色も墨・朱・緑の三色の素朴な絵であに裁許線を引き、捺印したのではないだろうか。原本ながら小型。事書は田畑境弁山論だが、内容は村境論であり、今までの新畑は認め、新規の畑は禁止とした。

検使：勘定設楽能利・勘定雨宮忠俊
・目付黒川正直・目付猪飼正久・新番頭北條氏長・大目付宮城越前守和甫

裁許文目録

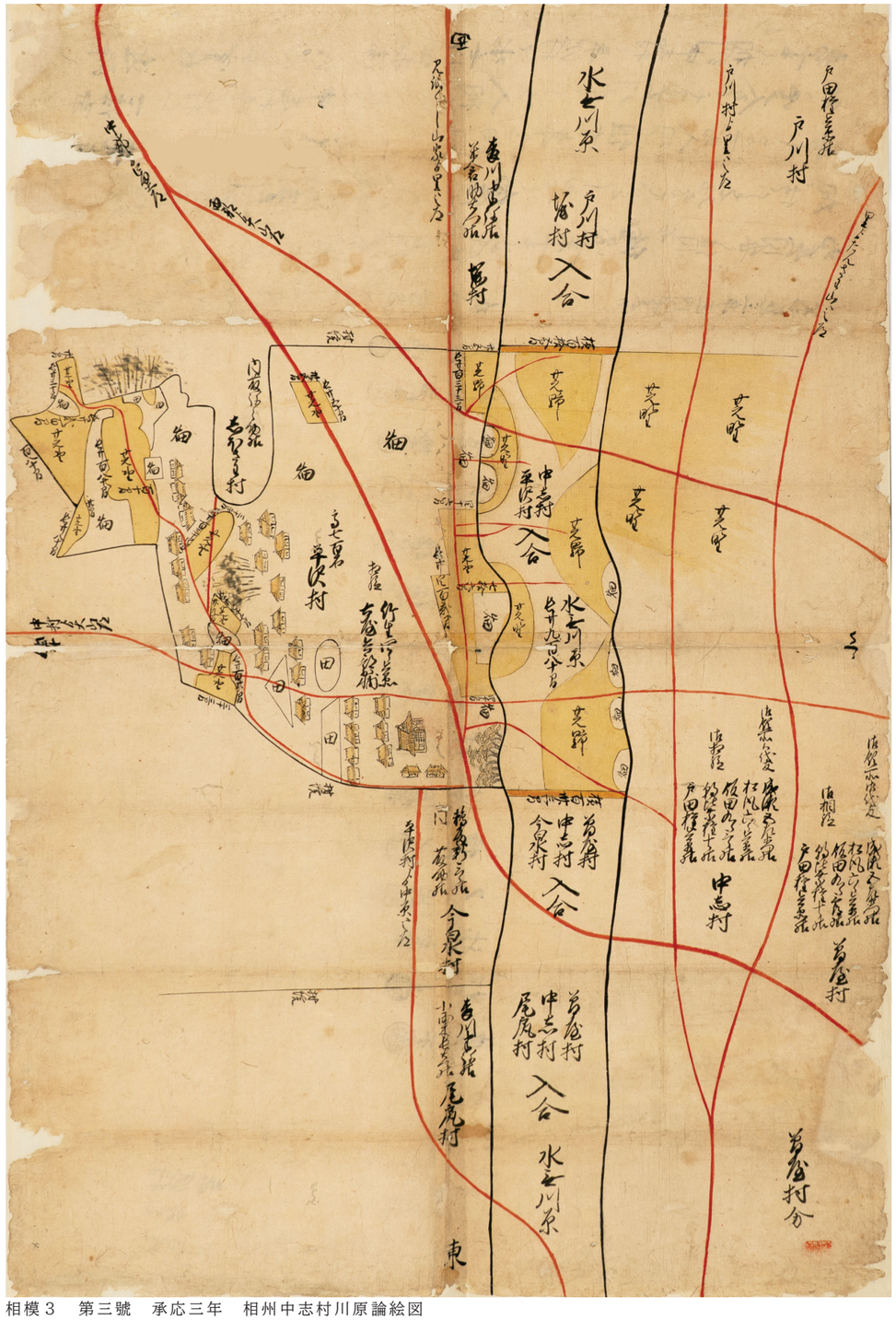

相模３　第三號　承応三年　相州中志村川原論絵図
大住２　秦野市所蔵　原本

大住郡中志村（曽屋村乳牛　現：秦野市曽屋周辺）と同郡平沢村（現：秦野市平沢）の水無川の入会地をめぐる河原論。近郷の村々聞き合わせの結果、水無川の河原は入会地であるため、論地は中志村・平沢村の入会地として決着。去年までに開発した畑は開主支配とし、当年開発分は荒れ地とすると裁定された。

絵図上に村々の領主が記されていることが珍しい。幕府領・複数の旗本に支配される相給の村々であり、支配の複雑さのため、評定所へ持ち込まれたのだろう。署名捺印の人数が大変多く、評定所一座ではない人物も署名捺印している。

大きさが「旧幕府裁許絵図目録」相模国・武蔵三郡の中で最小。修復済み　裏書裁許文面の上に薄い裏打紙あり。

迅速測図　農研機構農業環境研究部門
農業環境閲覧システムより

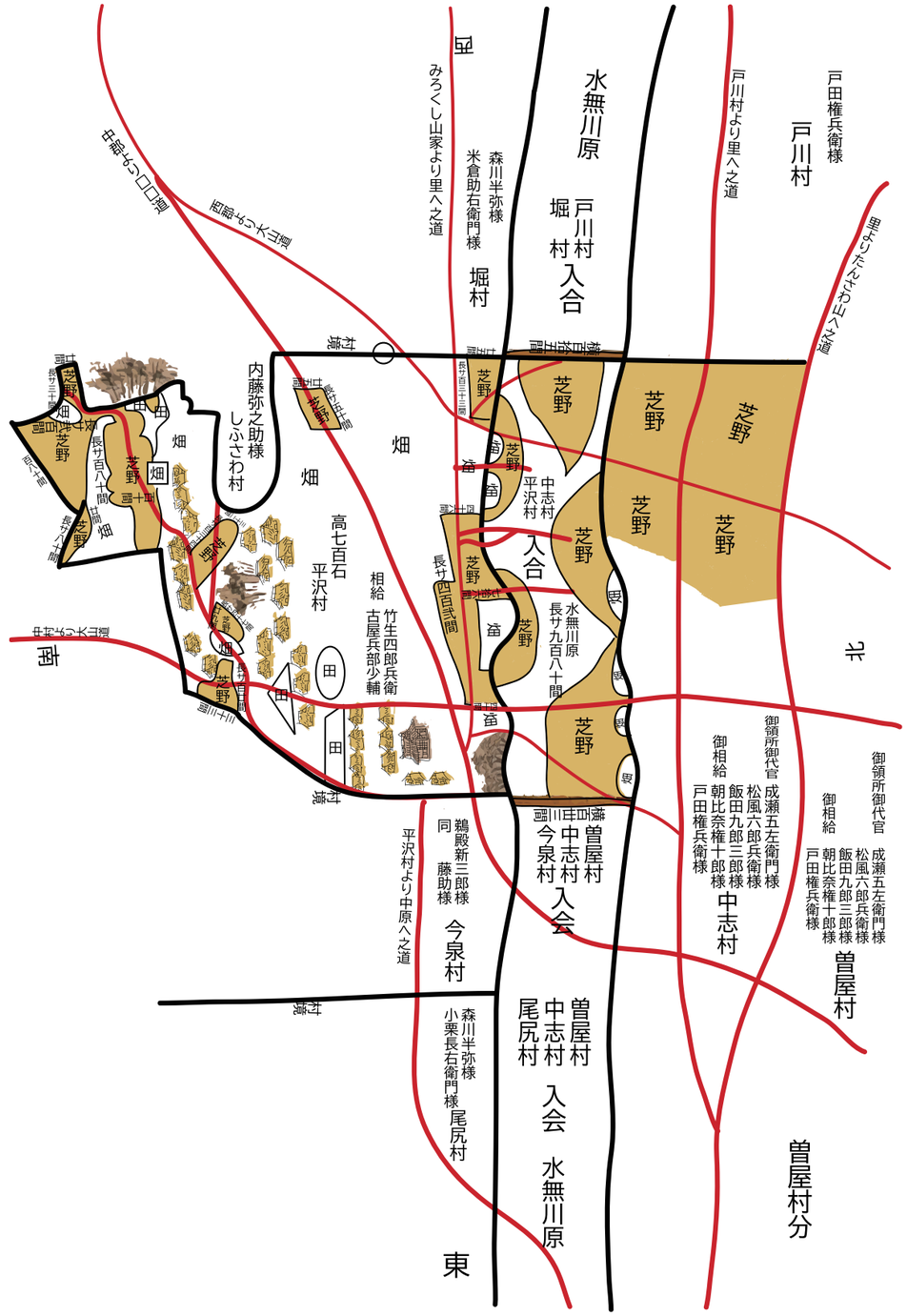

相模６　絵図

〔下川入村〕
相模６　第六號　寛文四年　同国愛甲郡川入村論絵図
愛甲２　個人蔵　原本　写真提供：厚木市

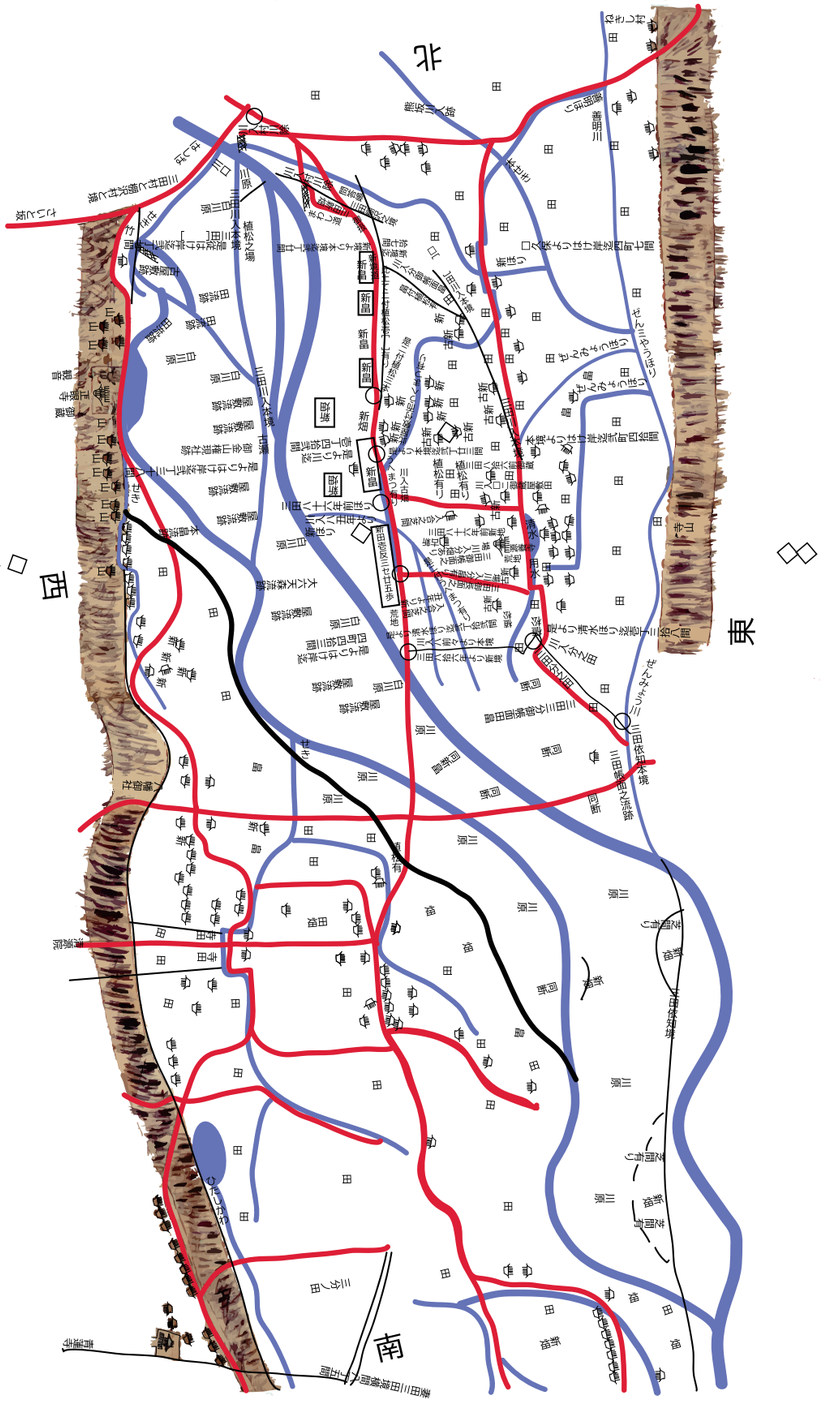

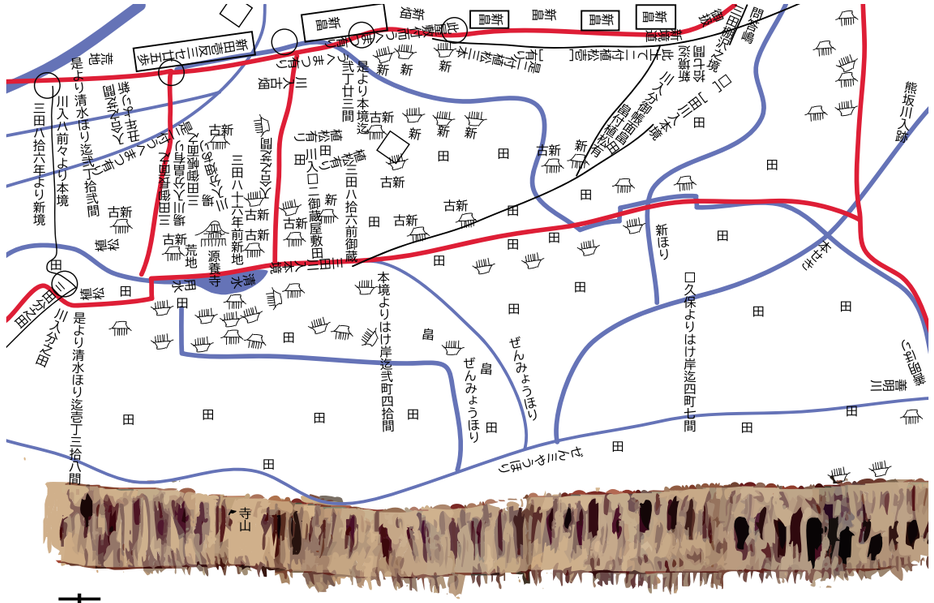

トレース図部分拡大

愛甲郡三田村（現：厚木市三田）と同郡下川入村（現：厚木市下川入）の村境論。慶安２年の証文の通り、中津川の東方直近の道を境とした。境界にあたる道上に印が押されており、道が中津川と交差する地点から道上から外れ、善明川までは細線だが裁許線が描かれている。裁許線上にも㊞あり。

裁許絵図裏面に「指上申絵図　双方立会致相談壱枚絵図調申候寛文四年辰ノ八月一九日」とあり、三田村・下川入村の者が双方立会の上、立会絵図を作成し提出したものであった。この立会絵図に裁許文を記し、捺印して作成した裁許絵図と考えられる。

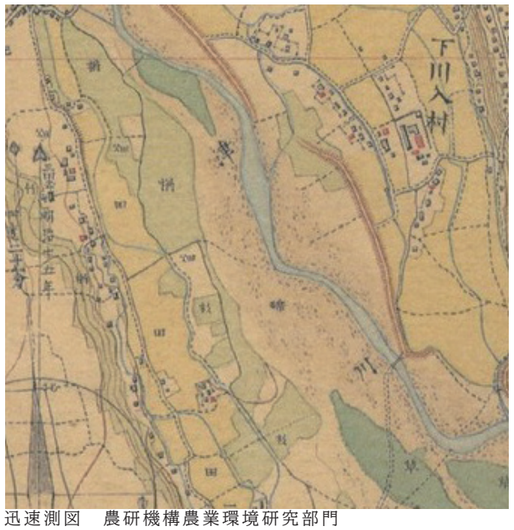

迅速測図　農研機構農業環境研究部門
歴史的農業環境閲覧システムより

相模８　第八號　寛文六年　同国愛甲郡半原村境論絵図
愛甲４　神奈川県立文書館寄託大矢家文書　原本

裁許絵図封筒

中郡（小田北条氏による領国支配の単位、正しくはこの当時既に愛甲郡）半原村（現：愛川町半原）と田代村（現：愛川町田代）の村境論。半原村の者が、田代村の者が越境し木を伐採したと訴えた。田代村は木を伐採していないとしたが、検使が遣わされ、田代村の者が伐採したことは間違いないと籠舎となった。裁許の結果、かわこ石から塩川の瀧までの川筋を村の境界とするとし、半原村の主張通りの村境が設定された。

検使：松平又兵衛・水野長兵衛

村境の川筋には、裁許線は引かれず、評定所一座による捺印のみがなされている。この時の裁許はどちらも愛甲郡の村であり、国境論、郡境論ではないが、四名の老中が裁許に加わり加印している。

塩川瀧は八菅山修験の行所。かわこ石とは革籠石山のことで、清川村・愛川町の境。

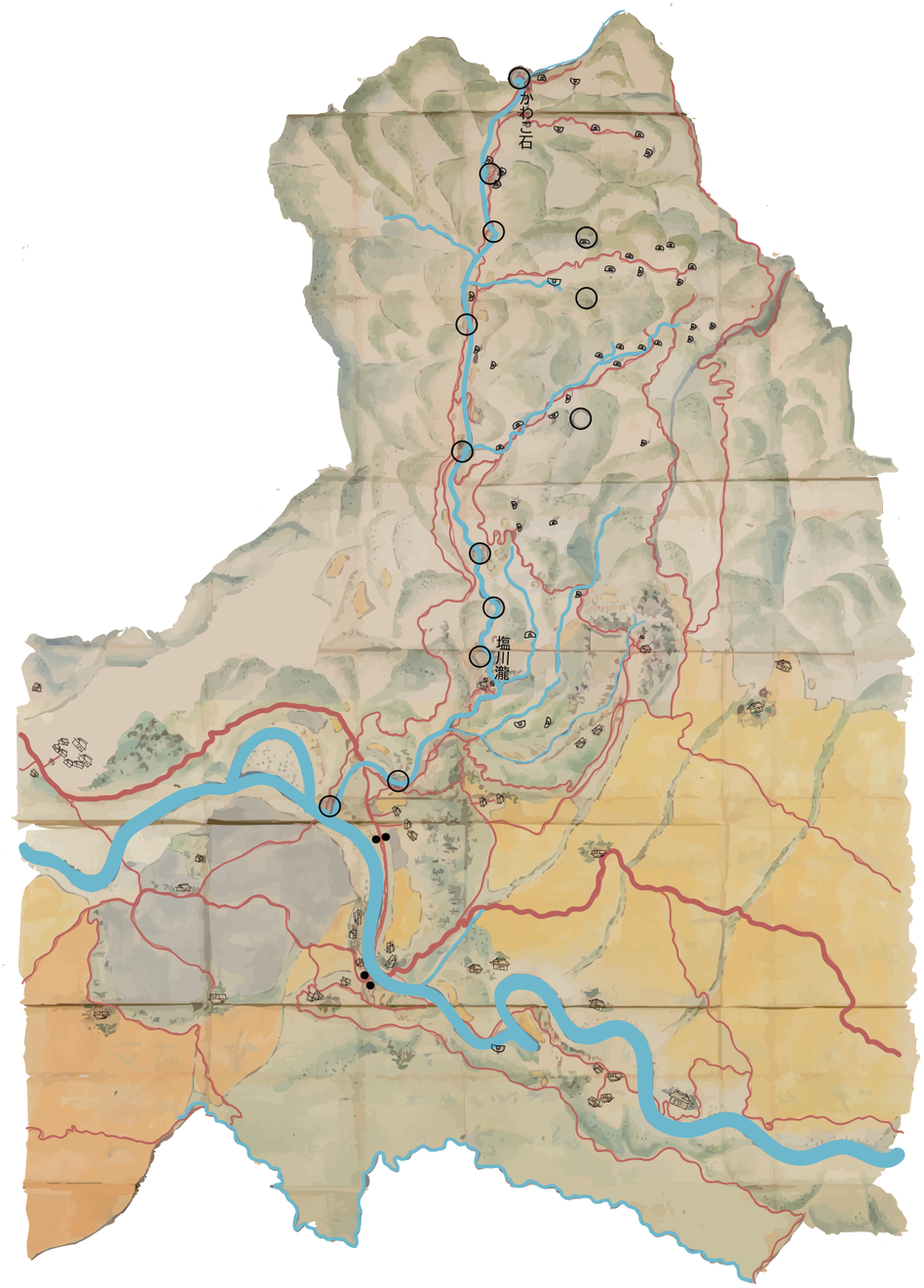

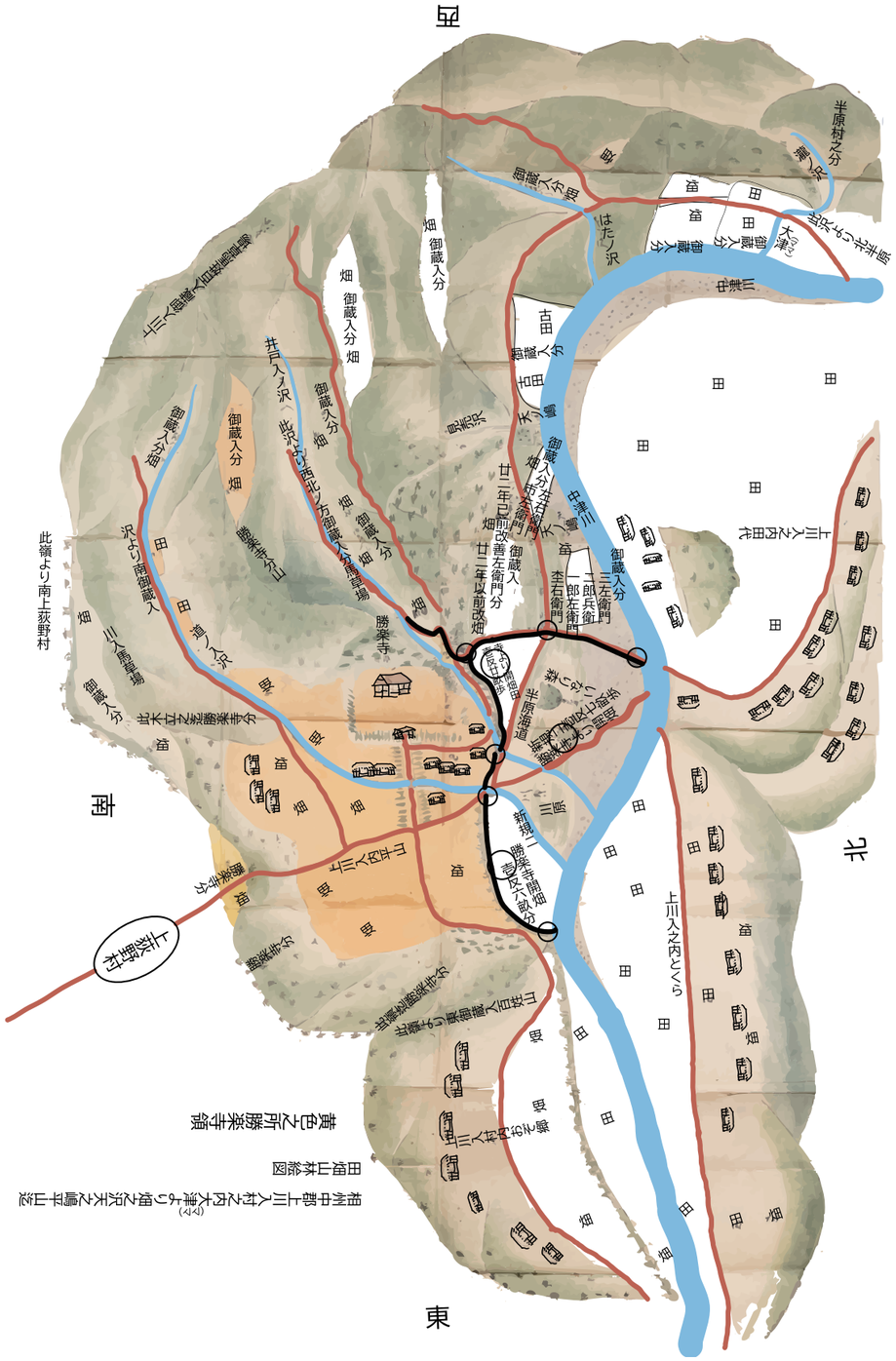

裏面文書綴 →

相模 11　第拾壱號　寛文十一年　相州成瀬五左衛門代官所上川入村勝楽寺論絵図
愛甲 5　神奈川県立文書館寄託大矢家文書　原本

相模 17　第拾七號　天和二年　相州愛甲郡及川村運上山論絵図
愛甲 7　個人蔵　原本　写真提供：厚木市

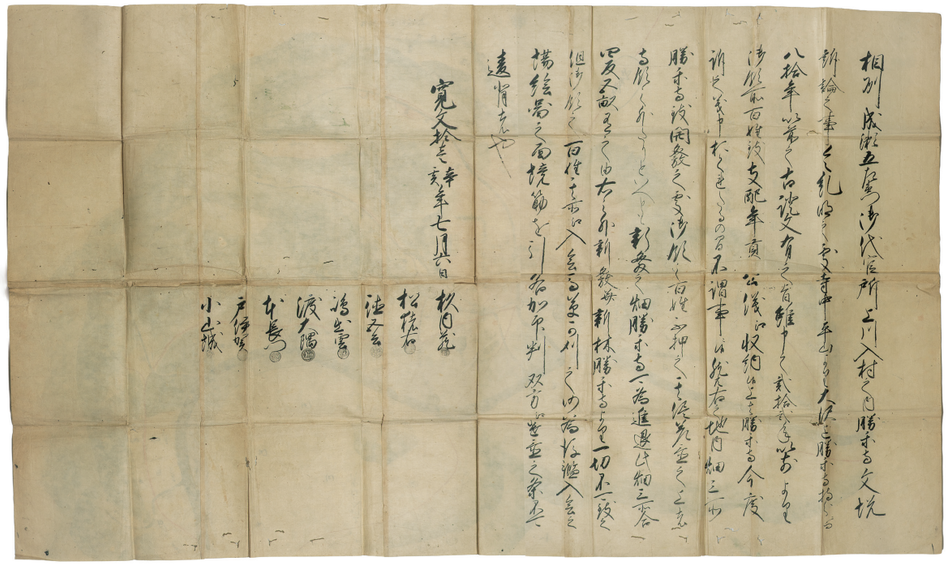

裁許絵図封筒

愛甲郡上川入村（延宝2年に田代村・角田村に分離）と村内勝楽寺（現：愛川町田代）の寺領争論。勝楽寺が寺領内を開発したと幕府領の百姓を訴えた。糺明を遂げたところ、平山から大沢までは勝楽寺分であるとの記録があるが、22年前より幕府領百姓が畑を作り年貢を納めており、勝楽寺によるこの度の訴えは申遅れのため無効とされた。しかし、寺領外に勝楽寺が開発した田畑が三か所あり、こちらは勝楽寺分と認められた。

このほかの新開発・新林は一切不可であるが、幕府領の百姓が入会、馬草を刈ることは認められた。

絵図には勝願寺領の境界線、および開発を認められた畑の境界に墨筋が引かれている。

相模 17　絵図

裁許文冒頭

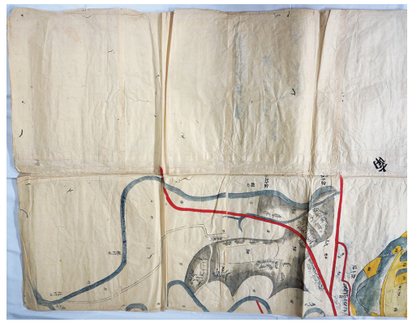

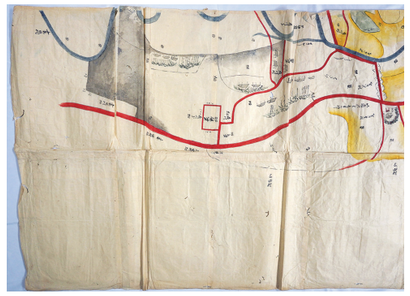

相州愛甲郡及川村運上山論絵図写（部分）
厚木市寄託難波家文書

愛甲郡及川村（現：厚木市及川村）と御代官所荻野村（現厚木市上荻野）の運上山範囲を争った争論。上荻野村の者が運上山に新畑新林を仕立て、運上山が狭くなったと及川村が訴えた。荻野村は運上山は用山・たきや山で、御代官支配七ヶ村の入会、運上米を納めていると主張。鷺坂山には古林古畑があり、用山・たきや山が運上山であるのは確かなので、及川村が非分であると裁定された。荻野村ほか七ヶ村と申合せ、運上米を出し、用山・たきや山で柴草を苅ることが認められた。裁許線は運上山である用山・たきや山と鷺坂山の境界を示している。用山・たきや山についてこの絵図には記載がないが、凡そ同じ地域を描いた相模19には陽野山、瀧谷山、鷺坂山の記述がある。

厚木市寄託難波家文書にはこの裁許絵図の写があり、原本では失われている両端の料紙八枚分が存在する。原本は裁許文冒頭部分が失われているため、裁許文は写の文面を掲載した。写の最後には「難波治兵衛養盛㊞　天保十四癸卯年　正月廿一日譲之」とある。

迅速測図　農研機構農業環境研究部門
歴史的農業環境閲覧システムより

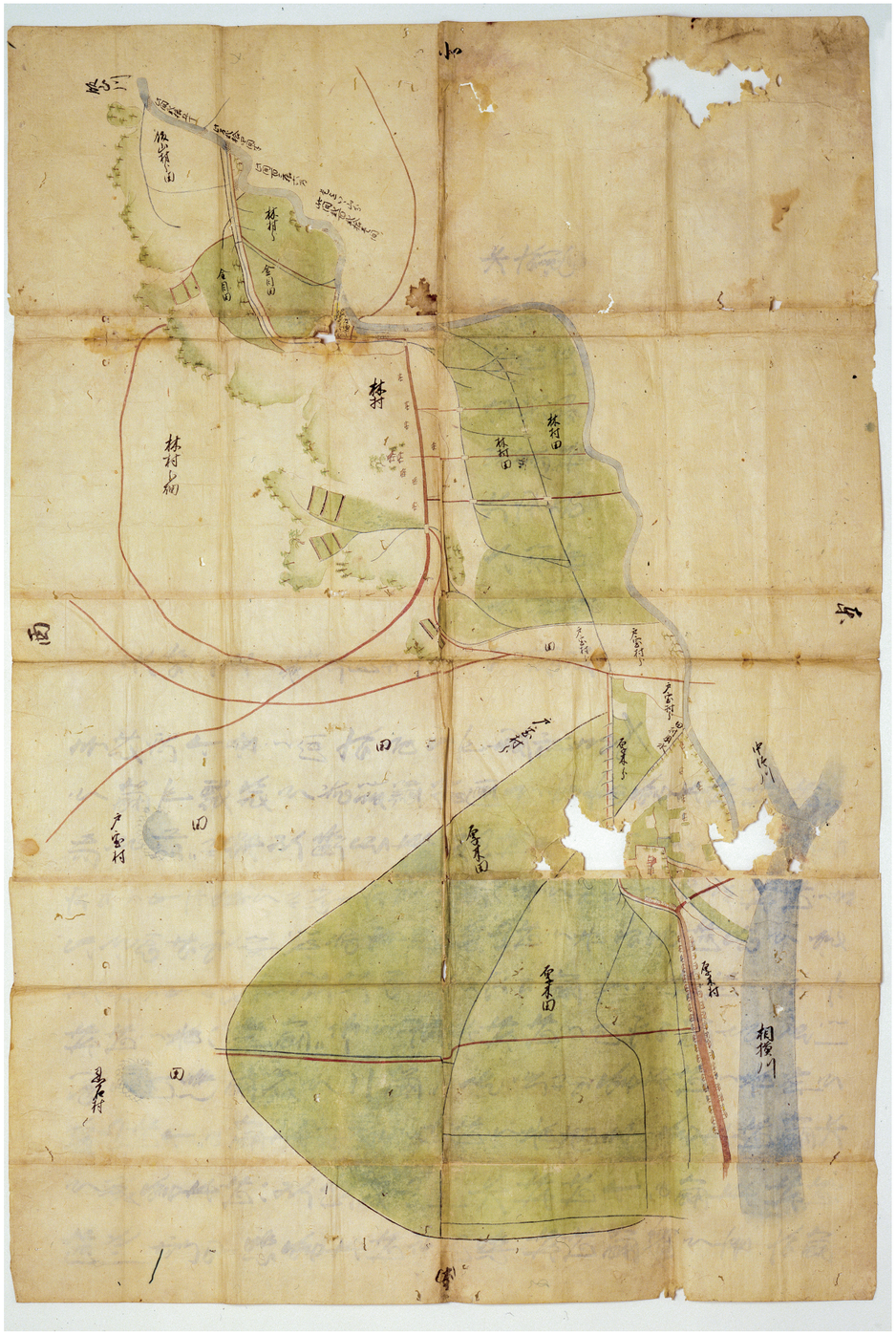

相模18　第拾八號　天和三年　相州愛甲郡厚木村堰論絵図　　裏面に冒頭文書
愛甲８　林自治会所蔵　原本　写真提供：厚木市

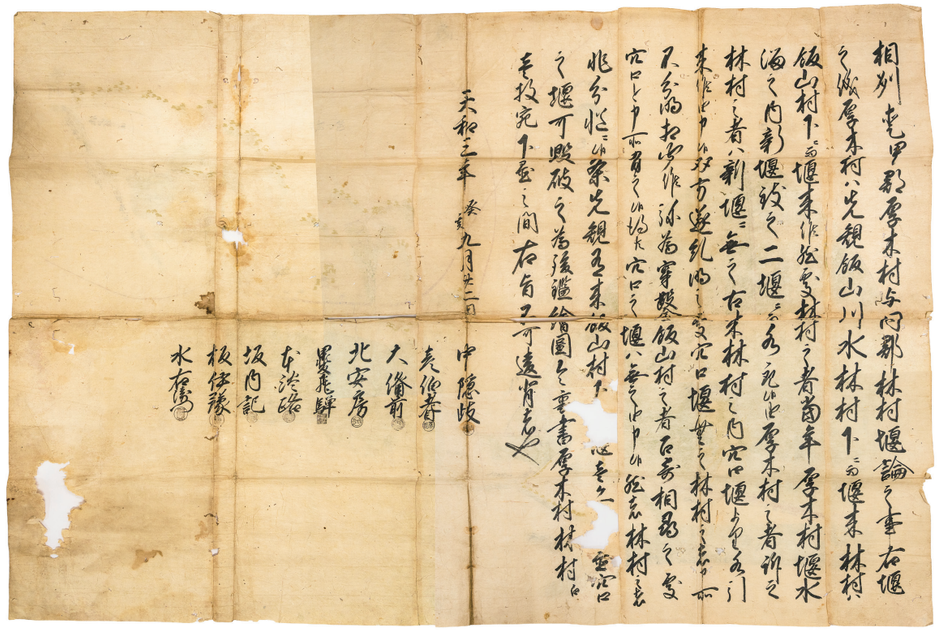

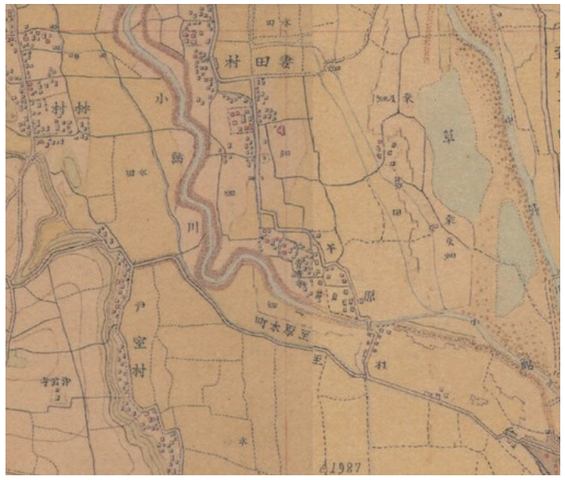

迅速測図　農研機構農業環境研究部門
歴史的農業環境閲覧システムより

愛甲郡厚木村（現：厚木市厚木）と同郡林村（現：厚木市林）の用水堰論。厚木村は飯山川（小鮎川）の水を林村下で堰を仕立て引いてきた。当年林村の者が厚木村堰の水溜りの中に堰を設け、二堰で引いていると厚木村の者が訴えた。林村は新堰ではなく、古来より林村内穴口堰より水を引いていると主張。糺明を遂げたところ、穴口堰はなく、林村の申口は不分明であった。飯山村に尋ねたところ、穴口という所はあるが、穴口堰はないと申し、林村は非分は確実となった。堰は飯山村下口堰一ヶ所とし、穴口堰は毀破を命じられた。

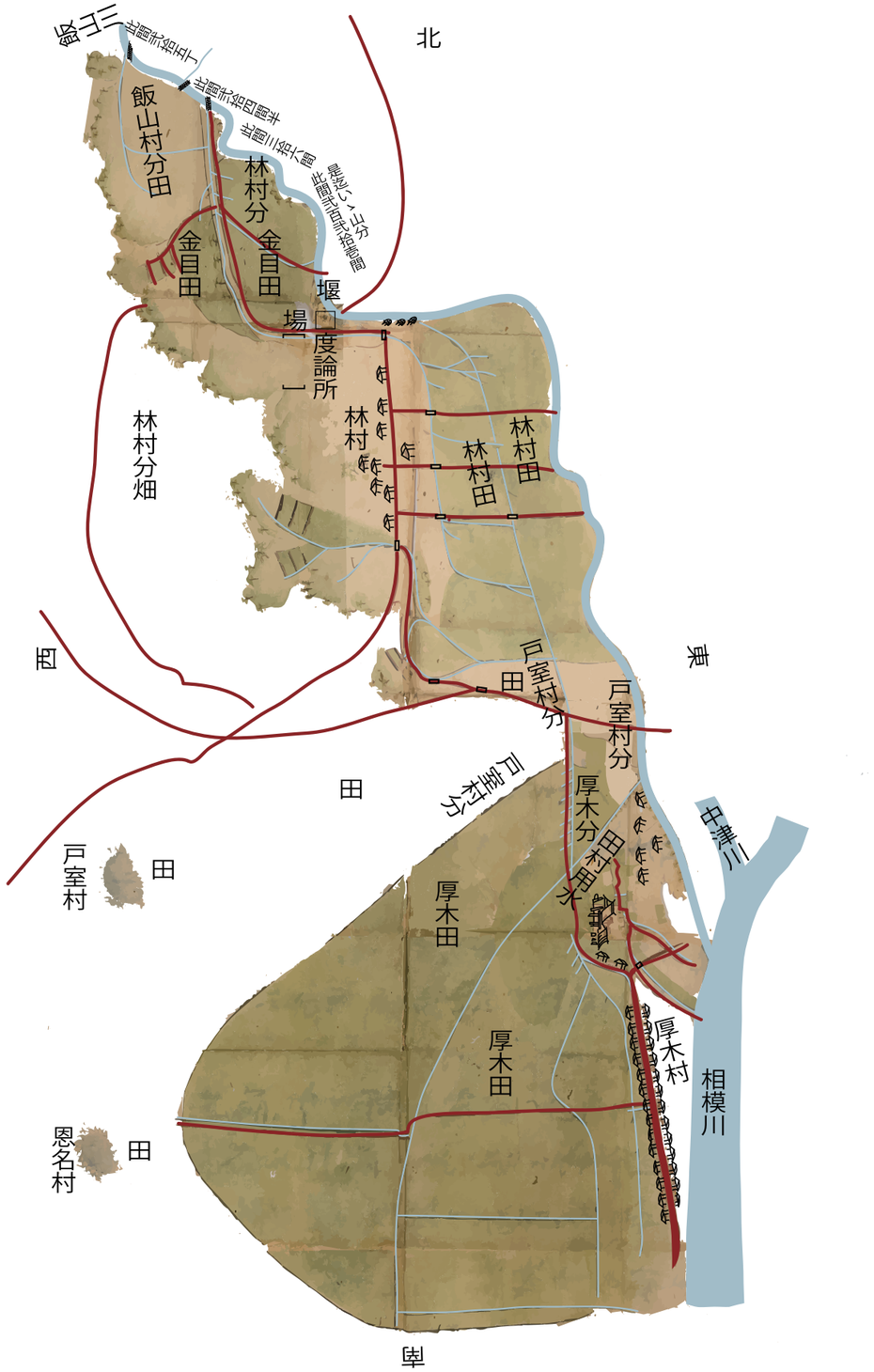

相模 19　第拾九號　貞享元年　相州愛甲郡上荻野村〔松石寺〕相名寺境内論絵図
愛甲 9　厚木市寄託難波家文書　原本　写真提供：厚木市

裁許文冒頭

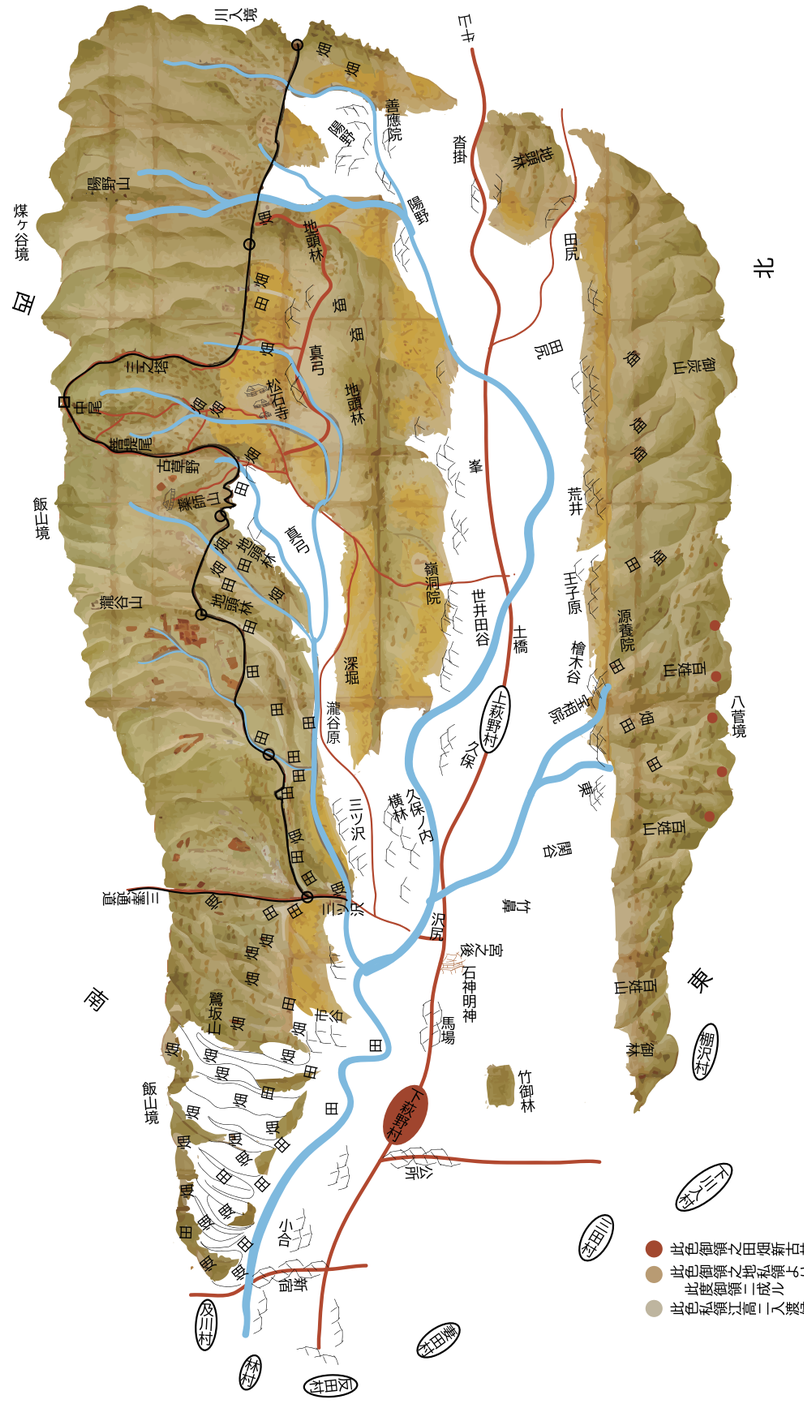
三ノ瀬
煤ヶ谷境
飯山境
西
東
北
南
上荻野村
下荻野村
及川村
林村
棚沢村
上三川村
小合
荻野川
世井田谷
上橋
荒井
王子原
檜木谷
八菅境
久保ノ内
三ツ沢
沢尻
石神明神
馬場
竹御林
鷲坂山
地頭林
真弓
松石寺
古田畑
薬師堂
深堀
瀬谷原
陽野山
古草野
三ノ塔
菅掛
田尻
用野
清田谷
棚沢
上三川
及川
林
小合
上荻野
荒井
上橋
八菅境
飯山境
煤ヶ谷境
三ノ瀬
川入境
瀧谷山
古草野
三ノ塔
陽野山
菅掛
田尻
荒井
世井田谷
上荻野村
下荻野村
棚沢村
上三川村
及川村
林村

図面文字説明 →

相模 20　第貳拾號　貞享元年　相州大住郡小稲葉村水論絵図
大住 4　個人蔵　原本　写真提供：厚木市

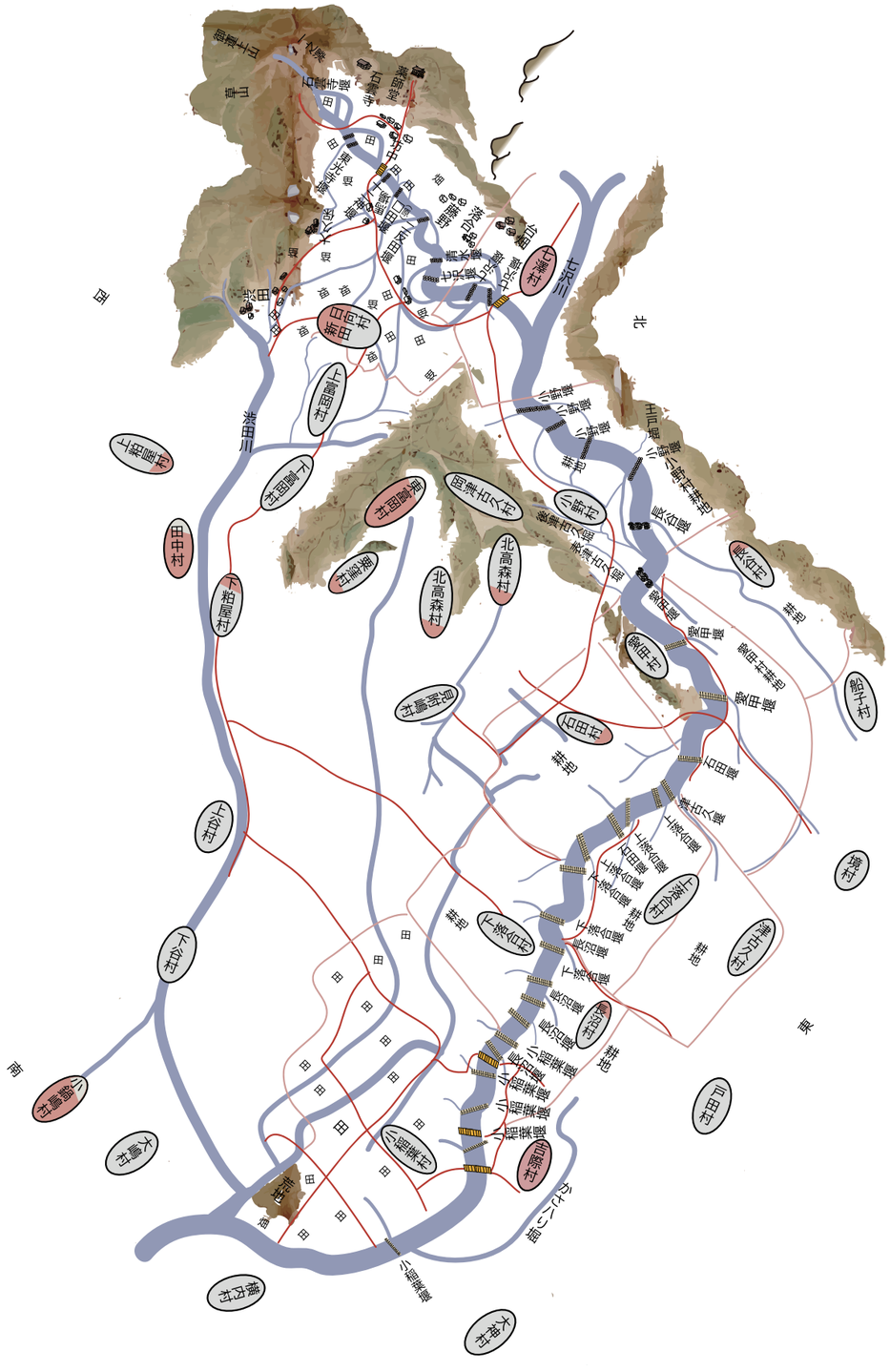

薬師堂
石雲寺
堰北端口
田
神橋
堰口
堰口
堰口

大住郡岡田村（現：厚木市岡田）と愛甲郡厚木村（現：厚木市厚木周辺）の用水堀堤管理の樹木伐採をめぐる争論。岡田・戸田・大神・田村四ヶ郷用水（田村用水）は小鮎川に堰を仕立て水を引いているが、厚木村・恩名村・温水村の者が堀の東西に柳を植え、堀浚いがし難くなったと申した所、恩名村・温水村の百姓は柳を刈り取ったが、厚木村は難渋であると訴えた。双方召寄せ糺明を遂げたところ、田村用水の用水堀は厚木村内で堰を仕立てるため、厚木村も使用し、水門を支配している。水除柳は年々伐採が難しく、今般岡田村へ断った際は、往還人馬役のため遅れた。今後厚木村がすべて伐採するとした。今後柳が繁ったら厚木村が伐採。用水堀埋まった時は岡田村百姓が浚い、以下順々に浚う。分を越え水底を深くしないようにとの裁許が下された。

　こちらの裁許絵図写は、田村用水流れと分水のみを描いた部分図である。厚木市史に掲載される原本トレースは、より広い範囲の絵図であり、厚木用水の流路や厚木村・岡田村の家並みまで描かれている。

　上に掲載した裏書裁許文は、所蔵館では別資料として登録されていたが、組み合わせたところ、同一資料であることが判明した。

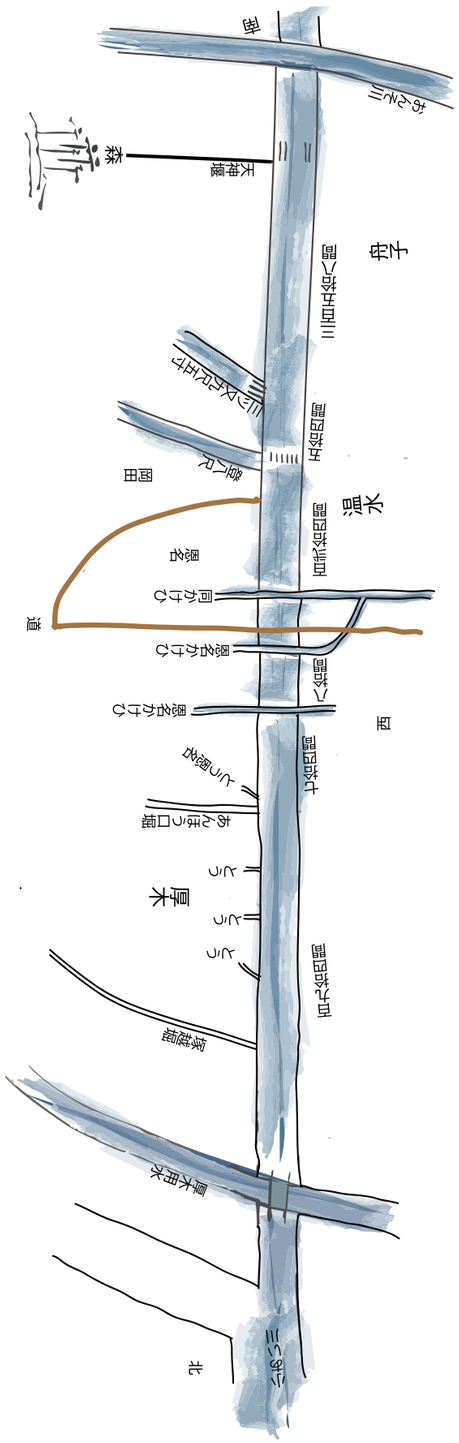

幾世文書類

相模 23　第廿三號　貞享四年　相州三浦郡浦賀村野論絵図
三浦 3　横須賀市自然・人文博物館所蔵一本家文書　原本　横須賀市指定重要文化財

東
西
北
南
大津村分
無宿村分
浦賀村
家屋
田
畑
青苗
已熟
苅高
苅取
苅高
苅取
苅高
苅取

三浦郡浦賀村（現：横須賀市浦賀周辺　元禄５年に西浦賀・東浦賀村に分かれる。）と同郡大津村（現：横須賀市大津町周辺）の野論。浦賀村の本畑である鴻谷の畑について、大津村庄屋が浦賀村に小作を入れたといい、さらに青池・篠山・貉ヶ谷の内五反余の田畑も隠田した。野境はあるが、大津村の者が入込み松木下草を猥りに伐採したと浦賀村が訴えた。大津村は境はなく入会地である。鴻谷の畑は水帳に載っており、青池・篠山・貉ヶ谷の田畑も旧来大津村が作ってきたと主張した。右訴論は14年以前に詮議の上証拠なしで取下げとなっており、浦賀村の野境も証拠不分明である。論所の野は相互入会とし、開発田畑は両村持主、年貢はその村の地頭へ収納。今後新発新林は一切禁止と決まった。浦賀村の者は再応の申出であり、大津村が隠田したとの虚妄は不届であるとされ、浦賀村庄屋一人が籠舎となった。

迅速測図　農研機構農業環境研究部門
歴史的農業環境閲覧システムより

裁許文冒頭 ←

相模 25　第廿五號 元禄二年 相州大住郡東田原村山論絵図 大住８ 東西田原共有林組合所蔵秦野市寄託　写

絵図面原本写真（部分）

裏面裁許文原本写真（部分）

大住郡東西田原村（現：秦野市東田原・西田原）と同郡蓑毛（現：秦野市蓑毛）・小蓑毛（現：秦野市小蓑毛）・寺山村（現：秦野市寺山）の山論。蓑毛村の西山・東山は入会秣薪取場であったが、蓑毛村の者が寺山村の山守と禁止と申してきたと東田原村が訴えた。蓑毛村が申すには、東山は両田原村は入らない所だったが、申夏初めて入込んだ故取り押さえたと主張。蓑毛村・寺山村山守の主張は通らず、東西田原村の理運であるとして、東山西山へ入会、蓑毛村の者は往来道を防げてはならない。入会山の内新畑新林はそのまま、今後新規に開発してはならないとの裁許が下された。

検使：嶋村惣左衛門手代樋口杢大夫・深谷忠兵衛手代佐藤与右衛門

原本は火災にでもあったのか、黒く変色した破片を裏打ちしている状態であった。開披に危険があったため、調査を断念し、写の写真を掲載した。秦野市史付録の絵図も写の写真である。

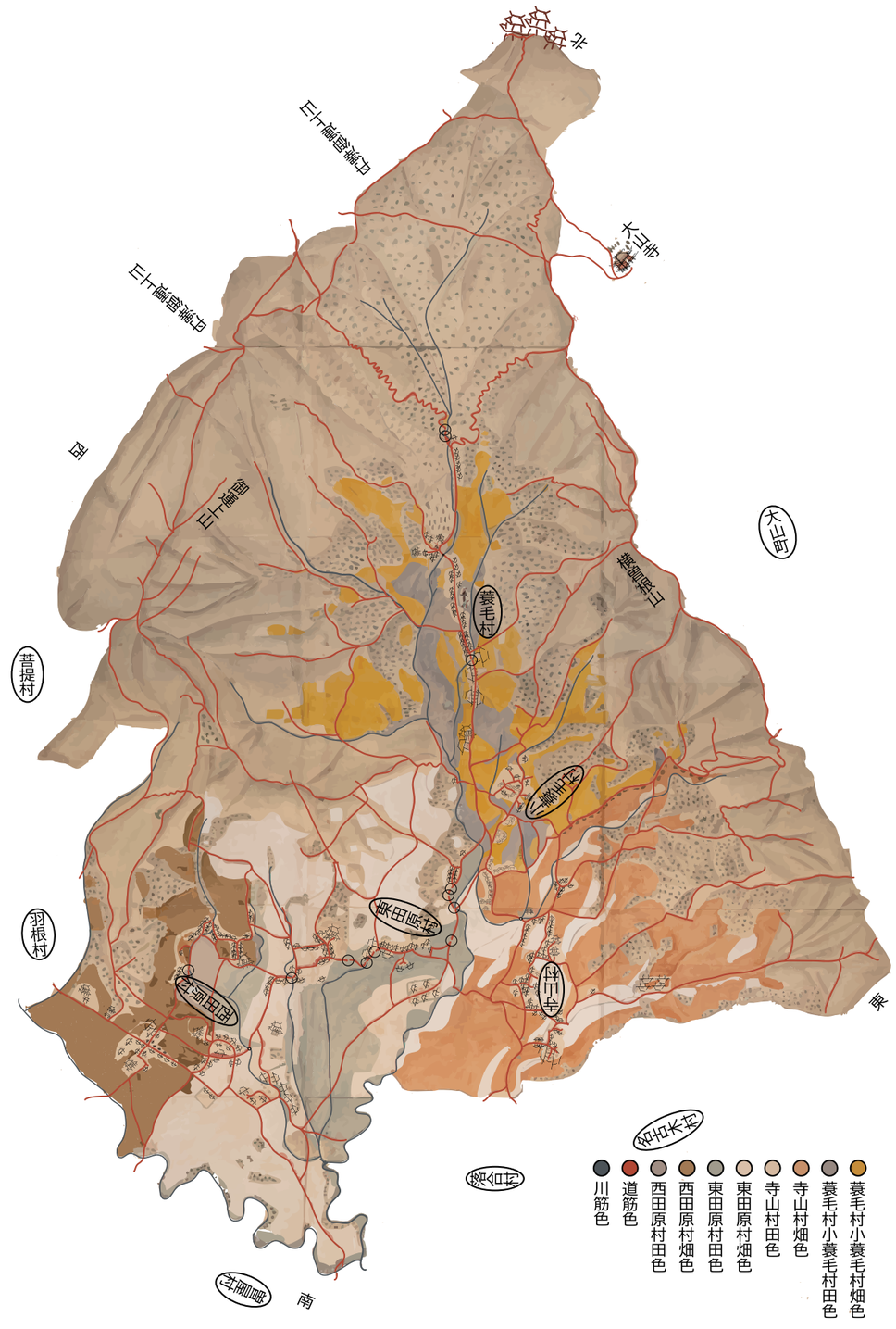

裏紙文書画 →

相模 26　第廿六號　元禄五年　相州大住郡平塚村浦境論絵図
大住 9　平塚市博物館所蔵　原本

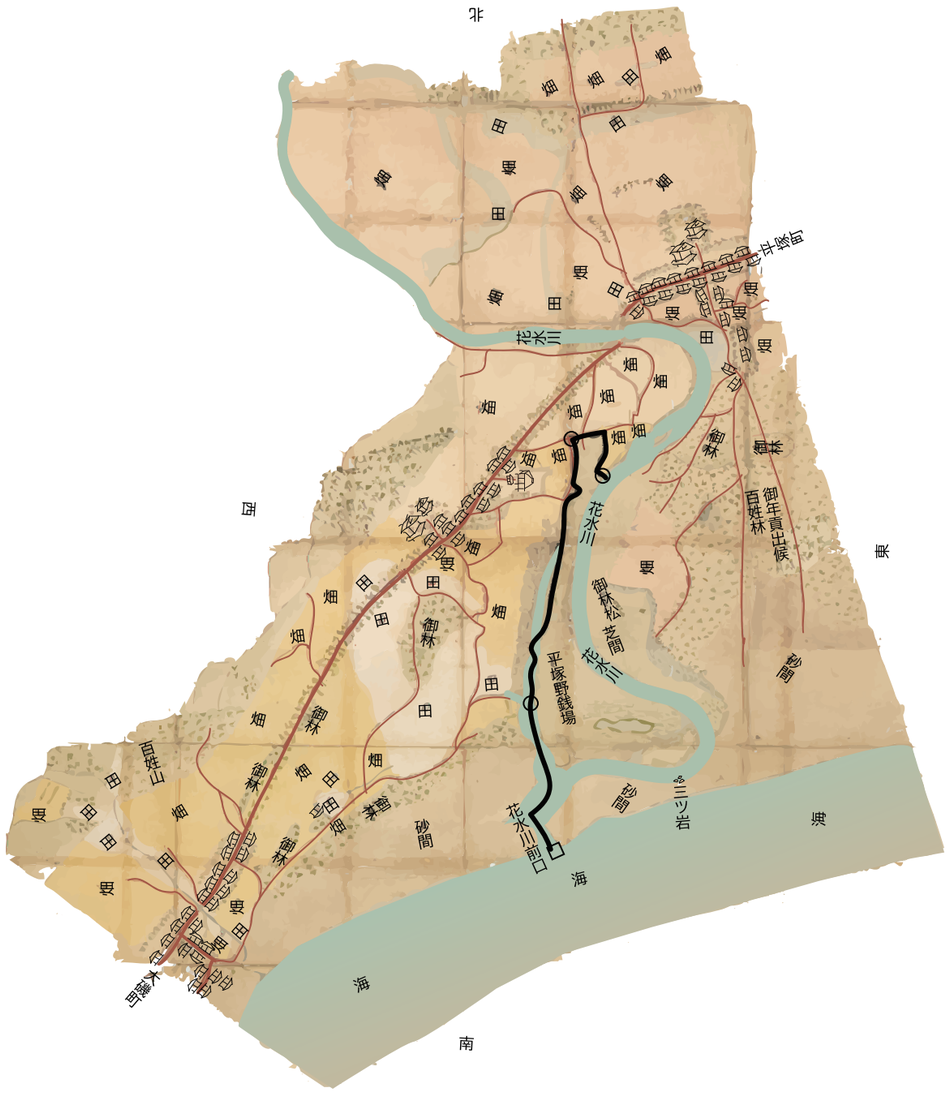

大住郡平大住郡平塚村（現：平塚市平塚）と淘綾郡大磯村（大磯町大磯）浦境・村境論。平塚浦で旅船が網で鮫を取った。鮫は半分平塚の網主が受取るはずであるが、大磯の者が渡さず、今までの境を越え三ツ岩を新境として、その西南は大磯浦であると主張すると平塚村が訴えた。大磯村は大磯浦に旅船が網を懸け鮫を取ったため、鮫の半分は網主より大磯が受取る筈のところ、平塚の者が大勢出て魚を渡さなかった。花水川より三ツ岩限りが古来の地境浦境である。地引網船三艘年貢を収めて猟をしていると答えた。糺明を遂げたところ、平塚の者が花水川を越え刈に来る葭芝野があり、年貢永を平塚代官へ納めている。平塚の者が申すには、笹葭の細沼が古来からの地境であり、花水川より海への落口は三ツ岩より遙に大磯の方であると主張する。平塚の主張が採用され、地境は葭芝野の末にある大磯作の田際より細沼の中央を限り、花水川の海への落口より見通しを浦境とすると裁許が下された。評定所一座でなはく、勘定吟味役二名・勘定奉行二名による裁許。

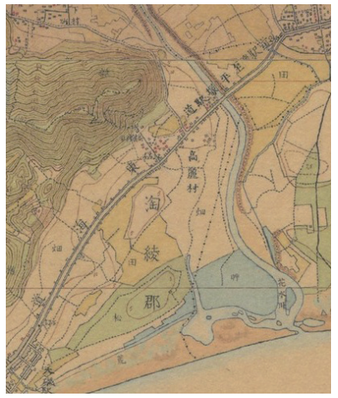

迅速測図　農研機構農業環境研究部門
歴史的農業環境閲覧システムより

迅速測図の河口は絵図よりも平塚側へ動いているが、境界は裁許絵図の位置と変わらないようにみえる。

北
西
東
海
湯川原
門川
宮上村之内 塩坪
宮上村之内 寺坂
宮上村之内 和泉
宮上村
鍛冶屋村
往来
往来
往来

裁許文冒頭

豆州権現領（伊豆国伊豆山権現）と小田原藩領の社領境内論・国境論。小田原領の者が境内から石を切出していると権現領の百姓が訴えた。小田原領百姓が答えるには、西は日金道より祭神向尾弦通、東は鳴沢石川道迄を限り地境であるという。検使派遣、糺明を遂げたところ、万治年中伊豆山と熱海村争論の時の裁許絵図を般若院が差出し、御朱印が載る権現領縁起の写・四至牓示を引き合い点検したところ、名所が符合した。東方門川より西方役行者を見通し神領に定める。権現領内より小田原領へ収納してきた田畑、小田原領林は変わらず、石切りは神領の内であるので相対の上、山手を出し、切り取るように、との裁許が下った。

検使：平岡三郎右衛門・設楽喜兵衛

相模国・伊豆国との国境争論にあたり、老中四名の署名捺印がある。この時境界と定められた門川（現：千歳川）は現在も神奈川県湯河原町と静岡県熱海市の境界となっている。

「旧幕府裁許絵図目録」では、「相州足柄下郡門川村小田原境論絵図」という内容とは違う資料名称がつけられている。

国境の千歳川　権現の下で二股に分かれる

裁許絵図に「権現」と描かれる熊野神社

相模 30　第廿九號　元禄十四年　相州三浦郡逢〔逗子村〕子村境論絵図
三浦 4　高橋磐家文書　原本

裁許文冒頭

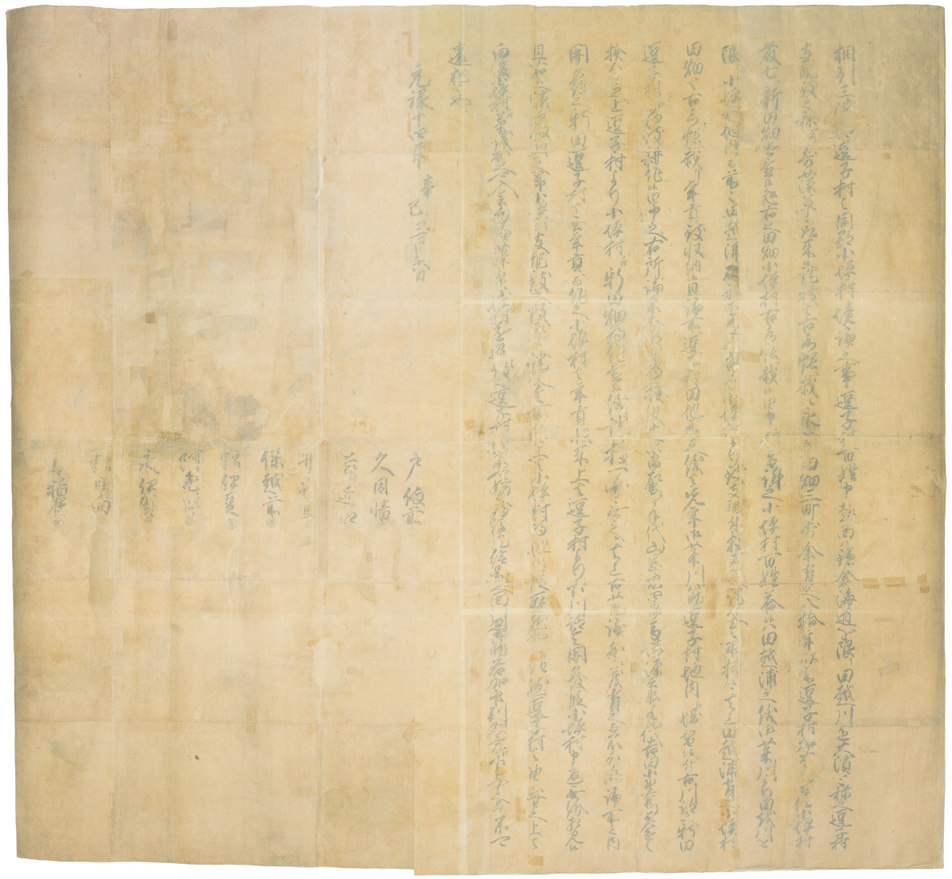

三浦郡逗子村（現：逗子市逗子）と同郡小坪村（現：逗子市小坪）の境論。逗子村が訴えるには、西は鎌倉街道を限り、田越川迄大濱と呼び、逗子村が支配して秣と寄藻草を採取してきた。水帳に載る田畑三町歩は80年以前逗子村加右衛門が小坪村藤七に新田畑を与えた所で、小坪村水帳にあると主張。小坪村は、田越浦は御菜川より田越川を限り小坪地内。以前田越浦で破船の時の小坪村が支配する旨の証文を所持している。田越浦の小坪村田畑は水帳に掲載され年貢を収納している。論所に逗子村田地があるのは御菜川筋が逗子村地内へ流路変更し、古川跡の新田を逗子村が耕作しているためであると主張した。論所不分明につき検使が検分したところ、田越浦が小坪村地内は歴然であり、逗子村は野山なく向後小坪村へ草銭を出して入会、勿論藻草は小坪村が進退し、逗子村は妨げるべからずとの裁許が下された。

検使：辻六郎左衛門手代山岡忠四郎、
　　馬場源兵衛手代吉田小野右衛門

修復済み　裏書裁許文面の上に裏打紙あり。

迅速測図
農研機構農業環境研究部門
歴史的農業環境閲覧システムより

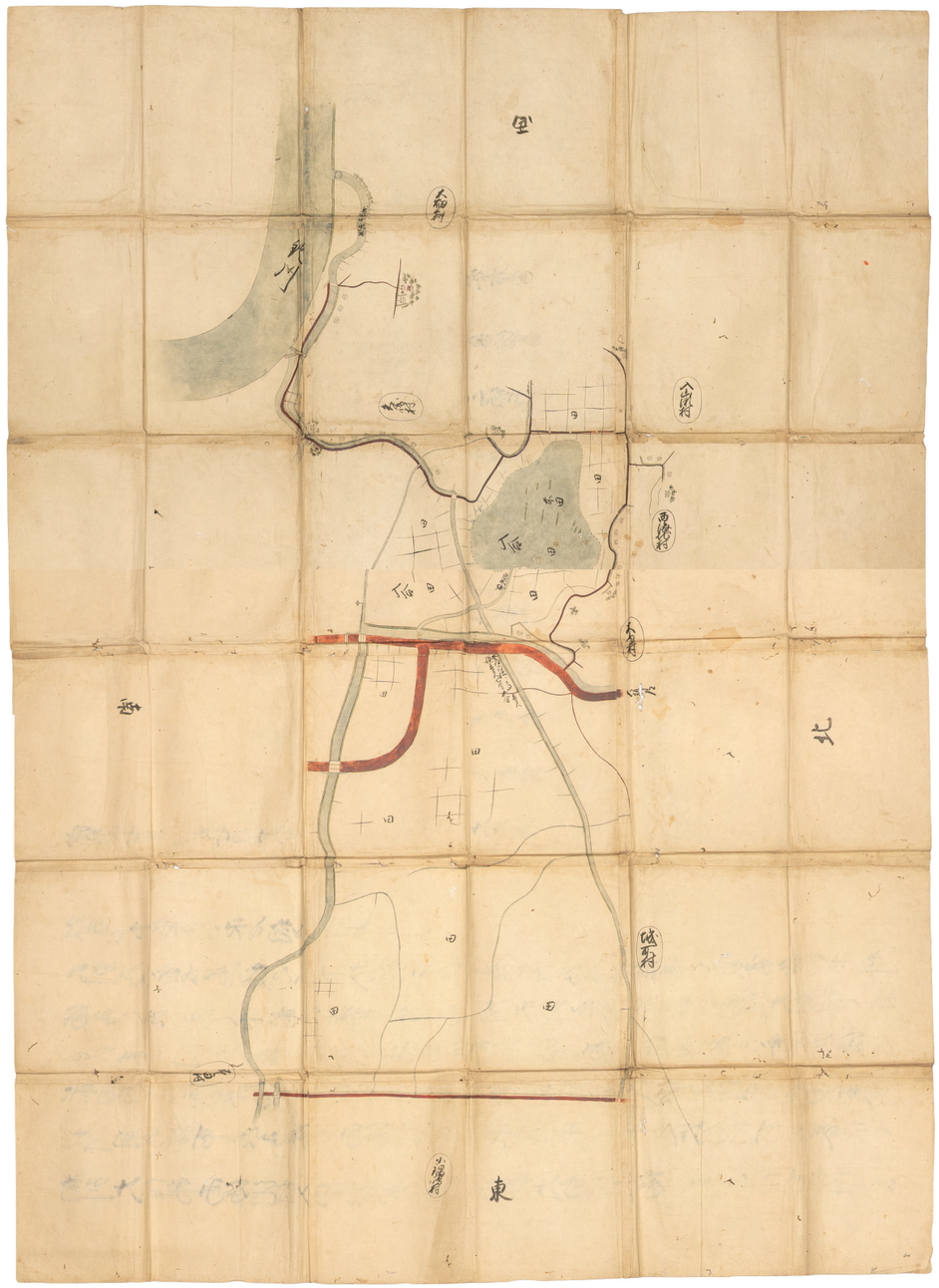

裁許文書へ

相模 34　第三拾三號　宝永七年　相州大住郡西海地村水論絵図
大住 12　平塚市博物館寄託　原本

迅速測図　農研機構農業環境研究部門
歴史的農業環境閲覧システムより

大住郡西海地村（現：平塚市岡崎・ふじみ野）・入山瀬村（現：平塚市岡崎・ふじみ野）・矢崎村（現：平塚市岡崎）と同郡大句村（現：伊勢原市大句）の悪水論。三ヶ村が訴えるには、鈴川用水堀の悪水落合である西海地村の前田が水腐した。大句村が答えるには、前田の悪水堀を浚えば水腐しない。検使を遣し検分の上、前田の地面は低いが、悪水通は流れている。滞りなく浚うこと。満水の節は宮之下前堤の先年築留めたところを五ヶ村立会で築留める。大句村の者は御割道に置土しないこと。下坄樋はそのままとするといった裁許が下された。

検使：瀧野十右衛門手代佐々木竹右衛門・
　　野田三郎左衛門手代青木園右衛門

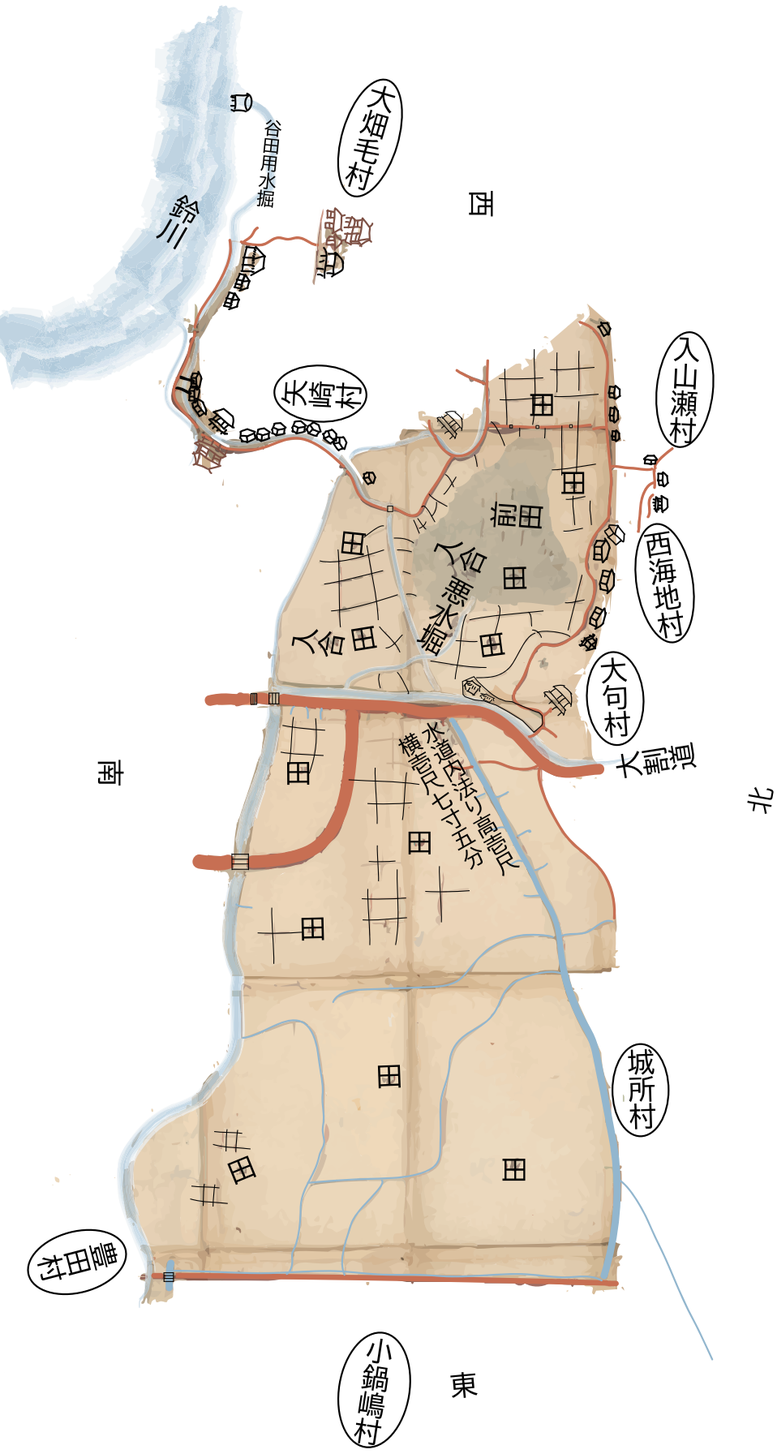

裁許文冒頭

相模 35　第三拾四號　〔延宝〕宝永七年　相州大住郡堀山下村山論絵図
大住 13　個人蔵　写

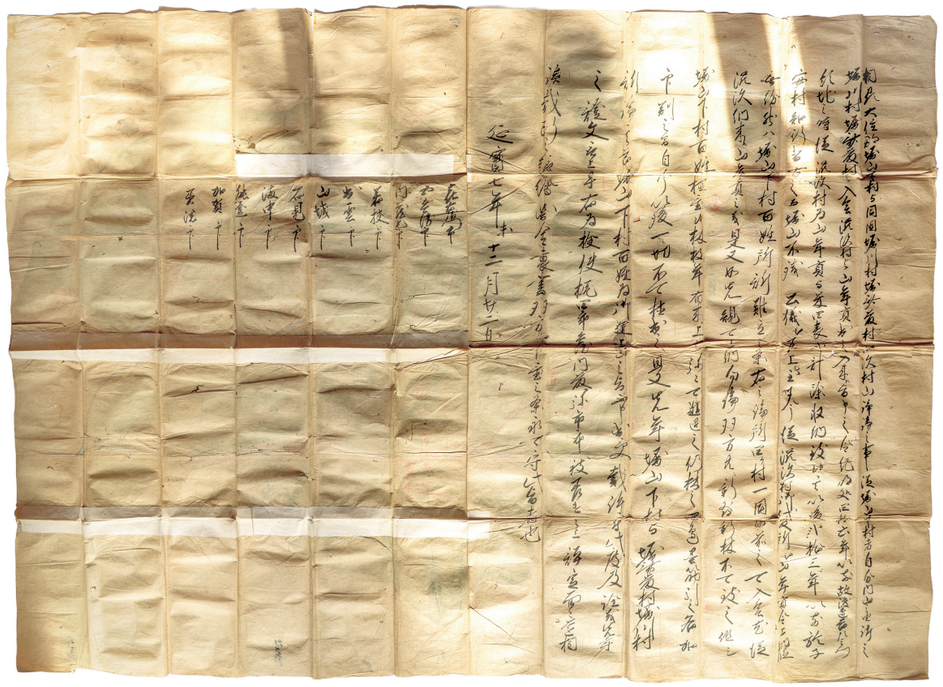

大住郡堀山下村（現：秦野市堀山下）と堀川（現：秦野市堀川）・堀斎藤（現：秦野市堀西周辺）・渋澤村（現：秦野市渋沢）の山争論。堀山下村は自分内山と訴えるが、堀川村・堀斎藤村の者は入会であると主張。糺明を遂げたところ、46年以前、渋沢村より山年貢を納めるが、23年以前堀山は残らず公儀へ差上げとなり、渋沢村より代官所への年貢上納は紛れなく、堀山下村の主張は通らない。論所は前のごとく四ヶ村入会、渋沢村山年貢は引き続き上納、今後双方ともに新発新林は不可。堀山下村の百姓植林があり、林の四辺に墨筋を引き、一切植出は不可とする。先年堀山下村と堀斎藤村・堀川村の争論の節、堀山下村の百姓が御運上山の旨を申出ず裁許を受けたことに付いて詮議に及び、先年の証文は取り上げるとの裁許が下された。

検使：梶四郎兵衛・内藤弥市郎

国郡境争論ではないが、老中が加印している。先年の裁許が詮議となり、證文取り上げとなったことと関係があるのだろうか。

墨筋を引かれた堀山下村の者が植え付けた林

相模 41　絵図

裁許文冒頭

相模 41　第四拾號　享保十年
相州高倉郡〔高座郡〕座間村畑論絵図
高座 4　個人蔵　原本
座間市指定重要文化財

高座郡座間村（本来は座間宿村と座間入谷村に分離　現：座間市座間・緑ヶ丘周辺）と栗原村（現：座間市栗原周辺）の畑論。座間村が持畑中原の松木を栗原村の者が盗伐したと訴えた。栗原村は所違いと答える。検使派遣、論所は座間村分に紛れなく、栗原から干渉してはならない。此外論地4か所の内、下畑3畝20歩を座間は中原、栗原は西之原とするが、栗原村の林萱畑に入り込む部分は西之原へ付け、残りの林は中原へ付ける。座間村喜兵衛持分の下畑20歩は中原なだれの中と決し、座間村庄兵衛持分下畑2畝歩は座間の水帳高内。座間村中原の芝地を栗原村は七兵衛地添の馬繋ぎ場と申が、後谷戸より一段高い別地であり、並木を植えておらず、地添とは言えない。芝地内の畑は座間村が切開いたので座間分であると決した。

検使：代官川原清兵衛・鈴木小右衛門手代
目久尻川の谷底低地の利用にかかわる争論。

かにが沢公園

谷底低地と座間丘陵の高低差

裁許文冒頭

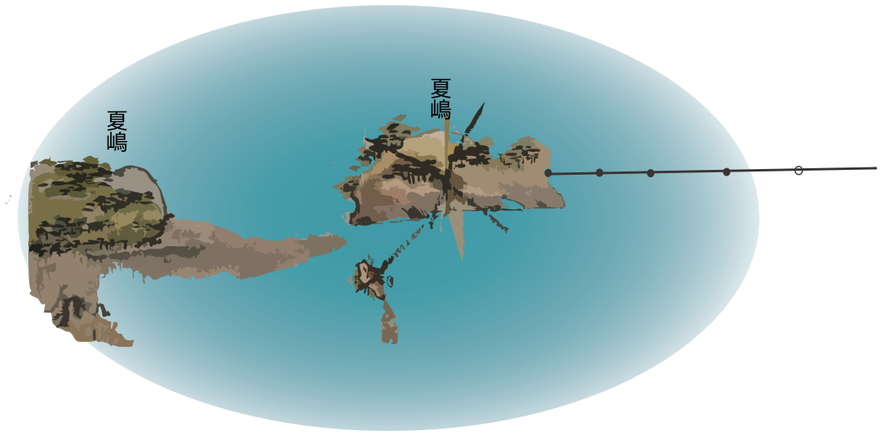

相模 43　第四拾貳號　享保十四年　相州三浦郡浦々村〔浦郷村〕猟場論絵図
三浦 5　神奈川県立公文書館所蔵中里村文書　写

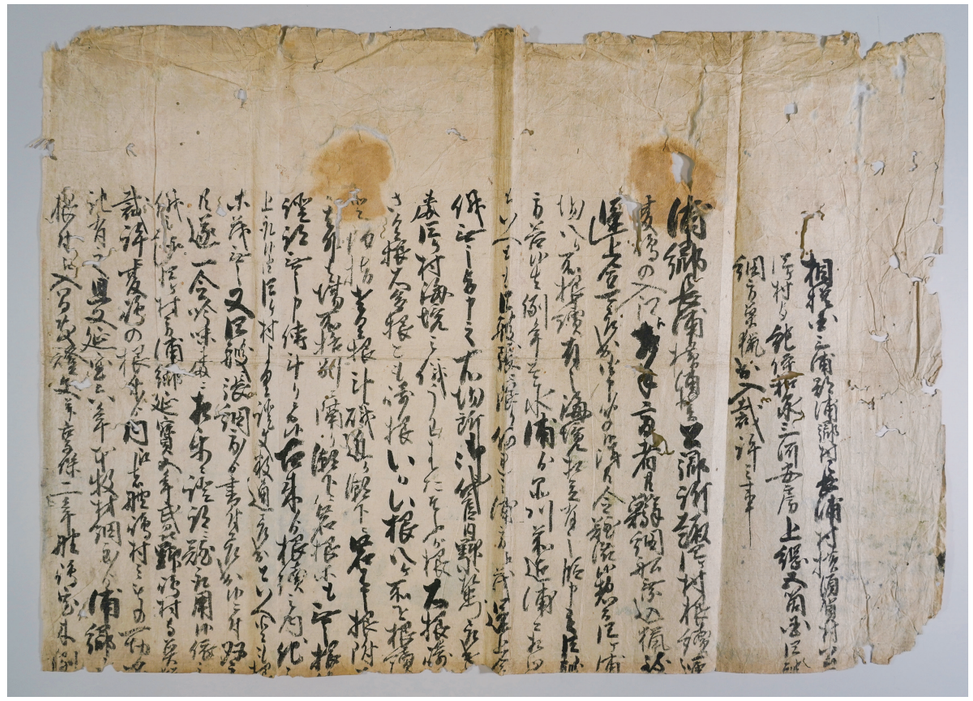

三浦郡浦郷（現：横須賀市浦郷町）・長浦（現：横須賀市長浦町）・横須賀（現：横須賀市稲岡町・汐入町・本町・日の出町周辺）・公郷（現：横須賀市公郷町）四ヶ村と紀伊・和泉・三河・安房・上総五ヶ国の四艘張網方との魚猟場争論。浦郷・長浦・横須賀・公郷村が訴えるには、四ヶ村根続きの運上場である夏嶋の入江へ、相手方共の鰯網船が乗込み猟をするので、運上金を差出すよう求めたが、了承しなかった。四ヶ村運上場は八ヶ所根続きで、海境を設定してあると主張した。

四艘張網方が答えるには、例年走水浦より品川前まで浦々を廻り猟をしているが、四艘張に限り運上金を差出してはいないと主張。検使を遣わし見分を遂げた所、四ヶ村海境の根付八ヶ所のうち、さく根以外は根続とは言い難く、猟船より運上を取った證文を差し出すとも根続の字等もなく、四艘張網方提出の證文も証拠なしとした。浦郷村の延宝5年野嶋村との魚猟出入裁許、延宝6年・享保2年の證文を論拠として、夏島よりさく根、それより猿島まで見通し、四ヶ村の根付と定め、他の猟師の進入を禁止した。そのほか七ヶ所は入会とした。運上場で他の猟師が猟するときは運上金を払うことが定められた。

検使：御代官日野小左衛門

写で部分。県史掲載翻刻文と見比べると、この資料は写全体の四分の一程の大きさと考えられる。

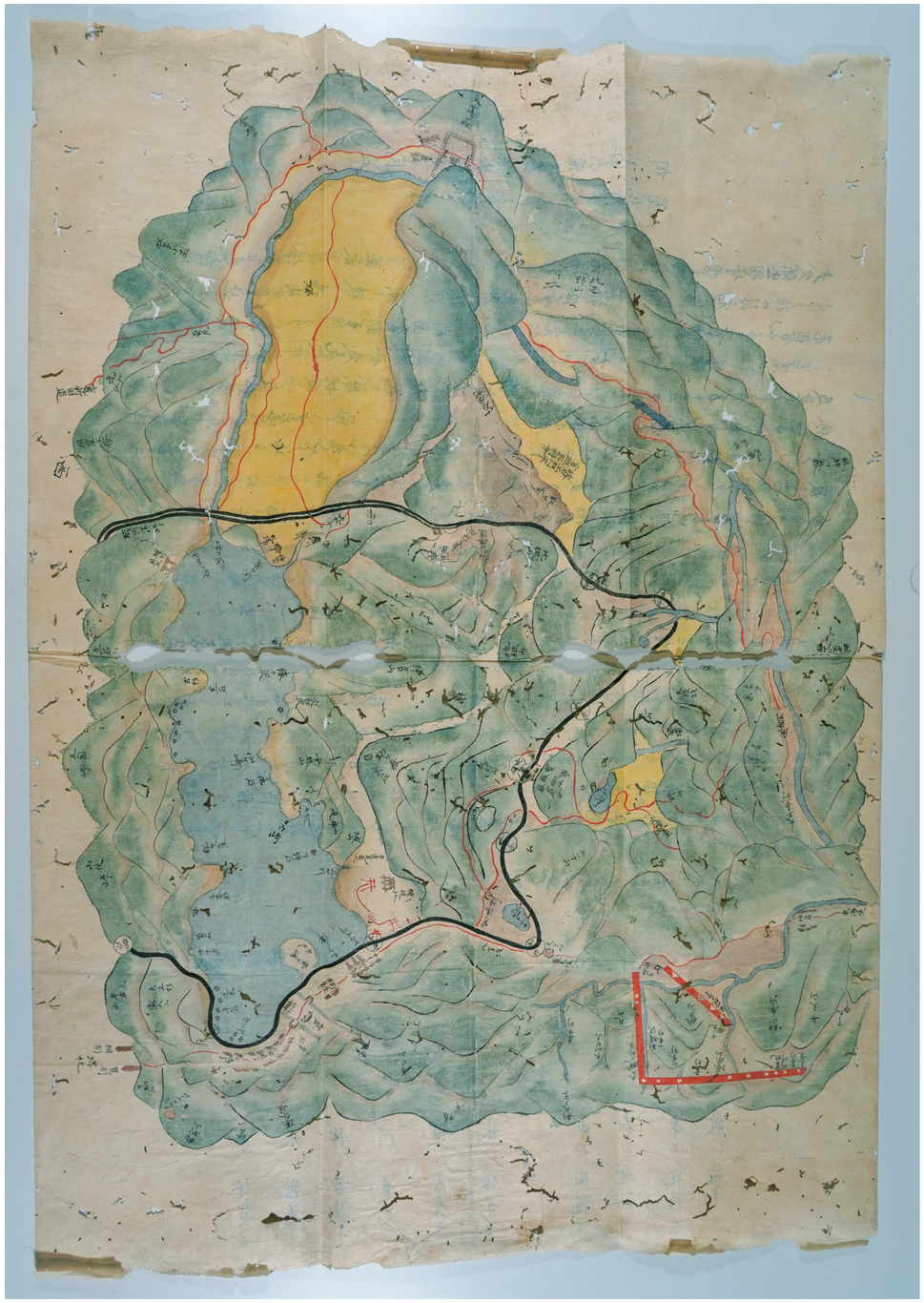

相模 45　第四拾四號　元文四年　相州小田原大久保出羽守ト権現領山境論絵図
足柄下 3　神奈川県立公文書館所蔵相模国・武蔵国各郡文書（新収）　写

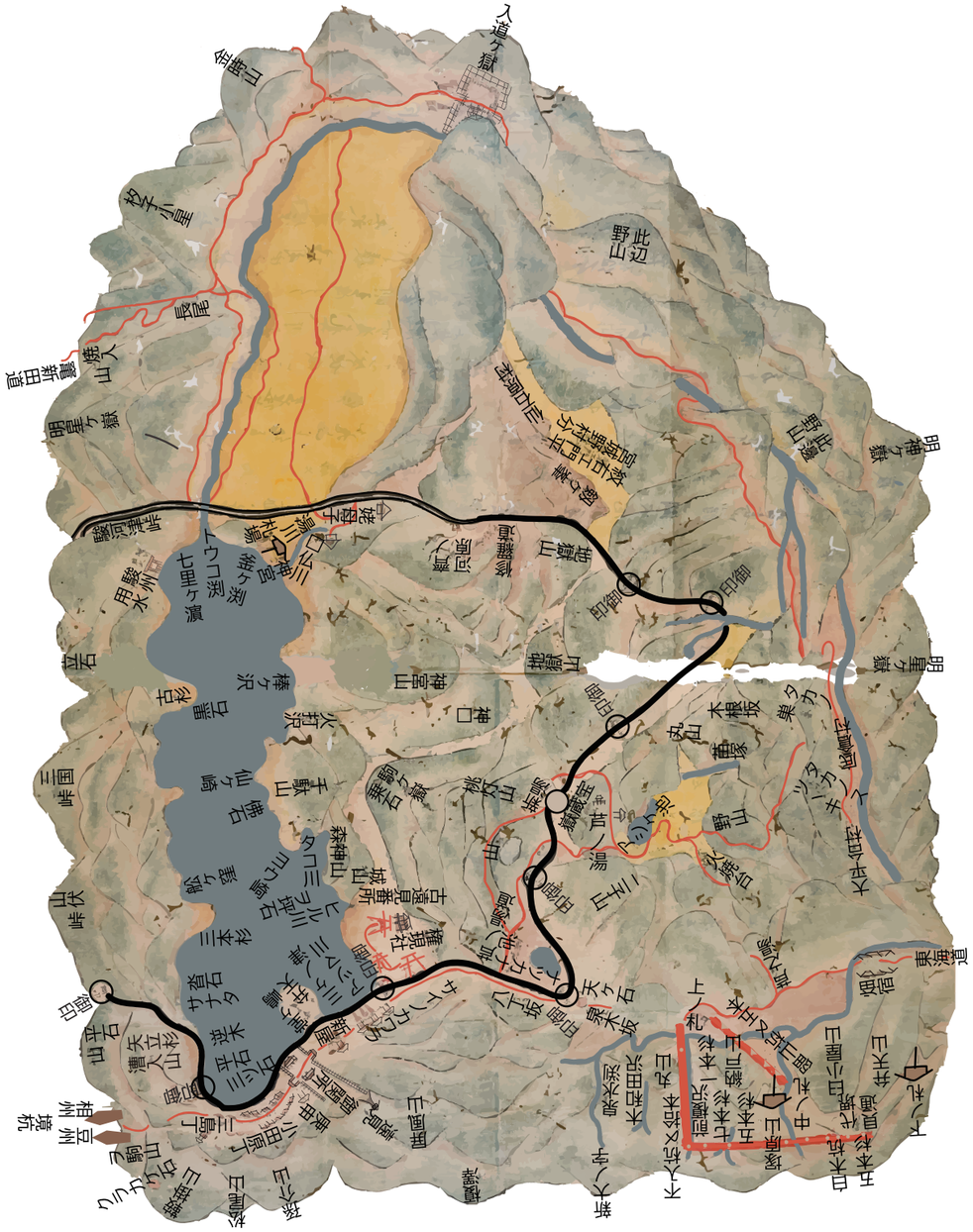

大久保出羽守（小田原藩主）と箱根権現領（箱根神社）との境界争論。大久保出羽の出願、権現領元箱根の者が小田原領内に温泉を取立塔婆を建て、権現領であると主張。元箱根は箱根関所・仙石原関所の間で御要害の地であり、境がわからず、境を建てたいと申した。箱根権現別当金剛王院は、取立てた温泉は往古の湯場で、塔婆を建てるのも古例であるとする。検使見分に及び、双方無証拠、そもそも駒ヶ嶽・冠ヶ嶽・地獄山・斎野河原は権現領、二子山・蘆之湯・宝蔵ヶ嶽は小田原領であることは歴然。享保16年の裁許の墨引に続けて「斎野河原より地獄山境小澤通り、底倉村地境、丸山之裾へ引下し、宝蔵ヶ嶽と駒ヶ嶽間之沢へ見通し、死出之山・東之沢・二子山裾、奈津那ヶ池縁通り、東海道へ移り、吾妻川を限り、湖水端新屋の後、堂ヶ嶋の境通り、湖水之縁ニ随い、漕入山の出先押廻し、山伏峠の流と平石山の境□筋山上国境迄」を権現領境に定めた。湖水と西山は権現領内。西山の内漕入山は箱根宿分、湖水の堂ヶ島より南、漕入山の出先は箱根関所裏に入り込むため決して干渉しないこと。御要害のため必ず守ること。元箱根が取立の湯場は新湯に間違いないが、病人のために建てる。その道筋は関所・小田原城を見下す所は禁止、蘆野湯道より通ること。蘆野湯も小田原領なので、ほか村々と一統に入会うことは禁止。箱根宿は元箱根と近辺山々へ入会、湖水中は船通路は先例の通りとすること。との裁許が下された。

検使：斎藤喜太郎・永井孫次郎

墨引きが二重線になっている部分が、享保16年の箱根権現領と足柄上郡仙石原村の境論裁許の墨引きである。

小型の写。

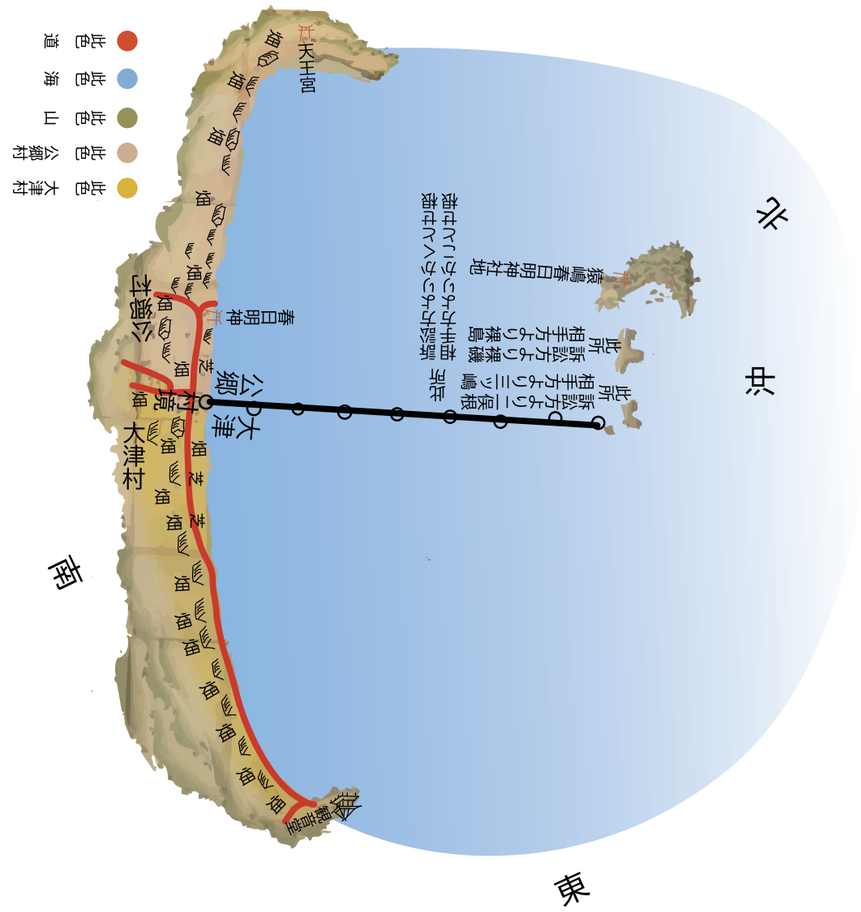
北
東
南
西
公郷村
大津村
春日明神
公之大井
猿島
春日明神社
此所相模手方ヨリ三ツ鳥居
此所相模手方ヨリ猿島
此所相模手方ヨリ猿島
宮下
東
東
東

裁許文冒頭

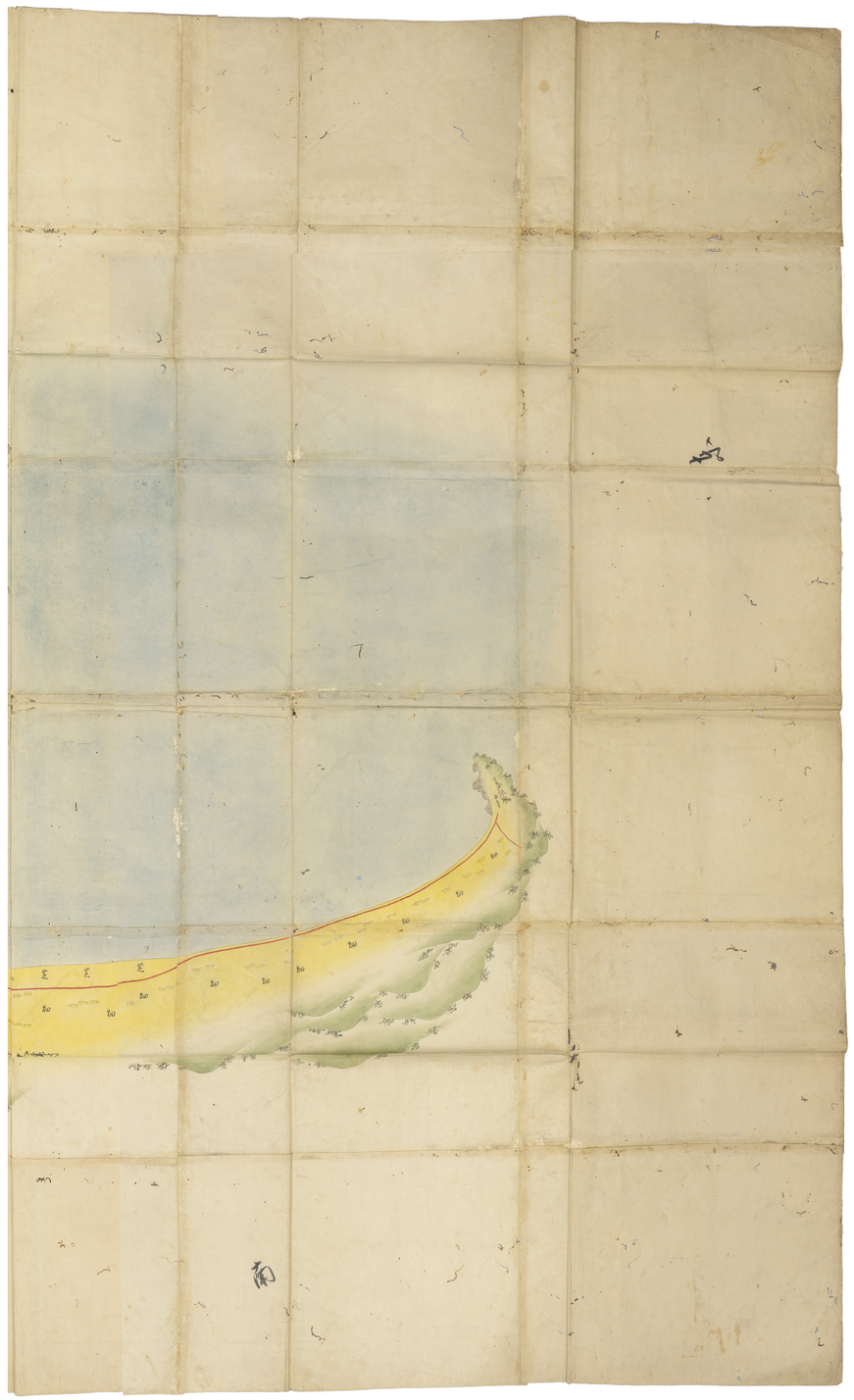

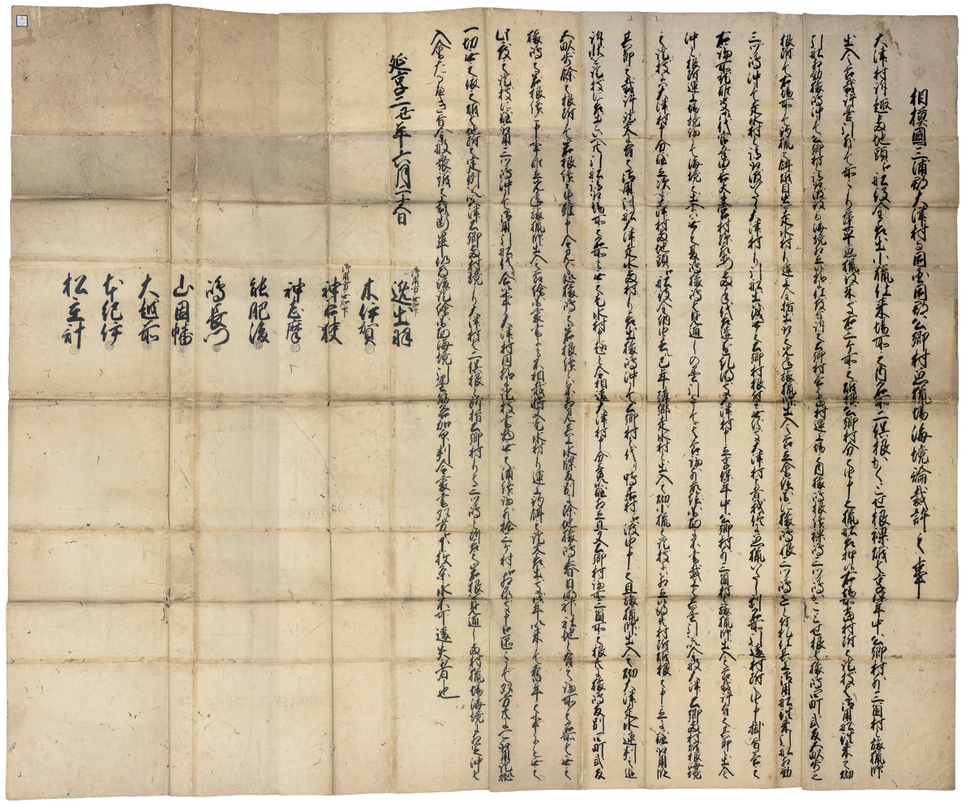

裁許絵図封筒

三浦郡大津村（現：横須賀市大津町）と公郷村（現：横須賀市公郷町）の魚猟場海境争論。大津村が訴えるには、両地頭へ船役金を差出し小猟をしてきた場所の内、二俣根とかくとせ根・裸磯では享保年中裁許墨引外のため前々から藻草・魚猟をしてきたが、公郷村が三か所の磯根は自村であるといい、猟船を押さえた。この場所は御用船往来の際引船を勤め、猿島沖で公郷村へ受け渡しをする場所であり、海境を立てたいと訴えた。公郷村が答えるには、運上場の内猿島根続の裸嶋・三ツ島・かことせ根は猿嶋の根付にて、この場所で走水村は運上金を指し出して釣猟餌の磯目虫を採取している。旅猟師出入の節立会絵図に猿島根三ツ島迄と付札をし、其上御用船往来の引船を勤め、三ツ嶋沖で走水村と請渡をしているため、公郷村根付に違いないと主張した。検使派遣糺明を遂げたところ、磯は地付の定例を持って大津・公郷村境より大津村二俣根と指す所、公郷村よりは三ツ嶋と指す岩根を見通し、両村の猟場海境に定め、沖は入会とする裁許が下された。

検使：代官幸田善大夫・宮村孫左衛門両手代

相模 52　第五拾壱號　延享四年
相州大住郡戸川村山論絵図
大住 17　秦野市所蔵横野区有文書
立会絵図

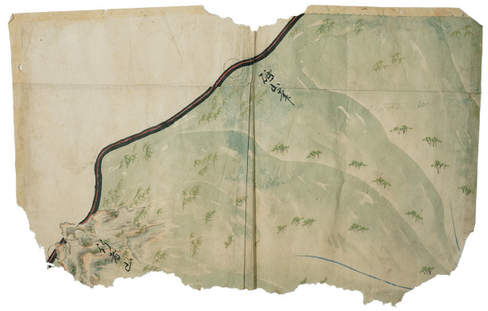

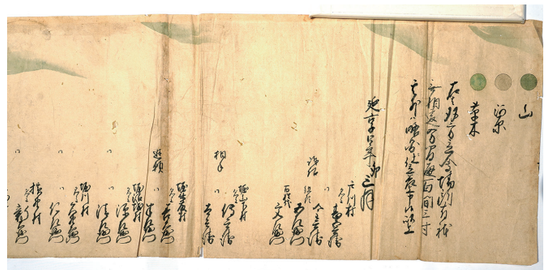

大住郡戸川村（現：秦野市戸川）と堀山下村（現：秦野市堀山下）の山論であったが、周辺村々も加わった入会秣山論。戸川村が訴えるには、去冬戸川村入山の「いよこう山」へ堀山下村の者が大勢入り込み、萱刈取るので差し押さえたところ、戸川村の者が打擲にあった。場所は戸川山であると訴えた。相手堀山下村が答えるには、元来堀山は塔嶽よりひかう山迄峯通、それより尾筋引下げ、東は横野山、西は堀山である所を戸川入山と名を付け替え、堀山下村に侵入していると答えた。さらに他村も訴訟に加わり、横野村は戸川村が堀山下村を相手取り、戸川運上山と偽るが、論山は横野山であると訴えた。さらに戸川村枝郷三屋村は論山へ入会いたいとし、堀斎藤・堀沼代、堀川三ヶ村は、前々より論所の堀山へ入会ってきた。向後戸川村が入らないようにしたいと申立てた。吟味を遂げるに、訴訟方は戸川村入山と言い、相手方は堀山という。横野村は横野山という。戸川・横野両村は此度論山について酉年より去春まで出入りに及んでおり、斎藤喜三郎が吟味内済、両村の入会は明らかである。裁許の結果、戸川村・横野村の入会となり、戸川は人馬とも、横野は歩行だけの入会とすること。戸川村枝郷三屋村は山手銭を親村へ出して入会うこと。堀四ヶ村は無証拠のため入会禁止と定めた。

この争論の裁許絵図は現存しないが、関連する絵図がバラバラの状態で発見された。一枚が凡そ竪三〇㎝×横四五㎝の絵図破片で、組み上げると一枚の巨大な絵図が出来上がった。この絵図には「右者双方立会場所有躰無相違、分間通百間三寸、其外ハ略図ニ仕立差上申候、以上　延享四年卯三月」とあり、訴訟方・相手方双方が立会で作成する立会絵図であり、一〇〇間を三寸で表す分間絵図でもあることが明らかとなる。評定所一座が捺印する場所には〇印がつけられている。

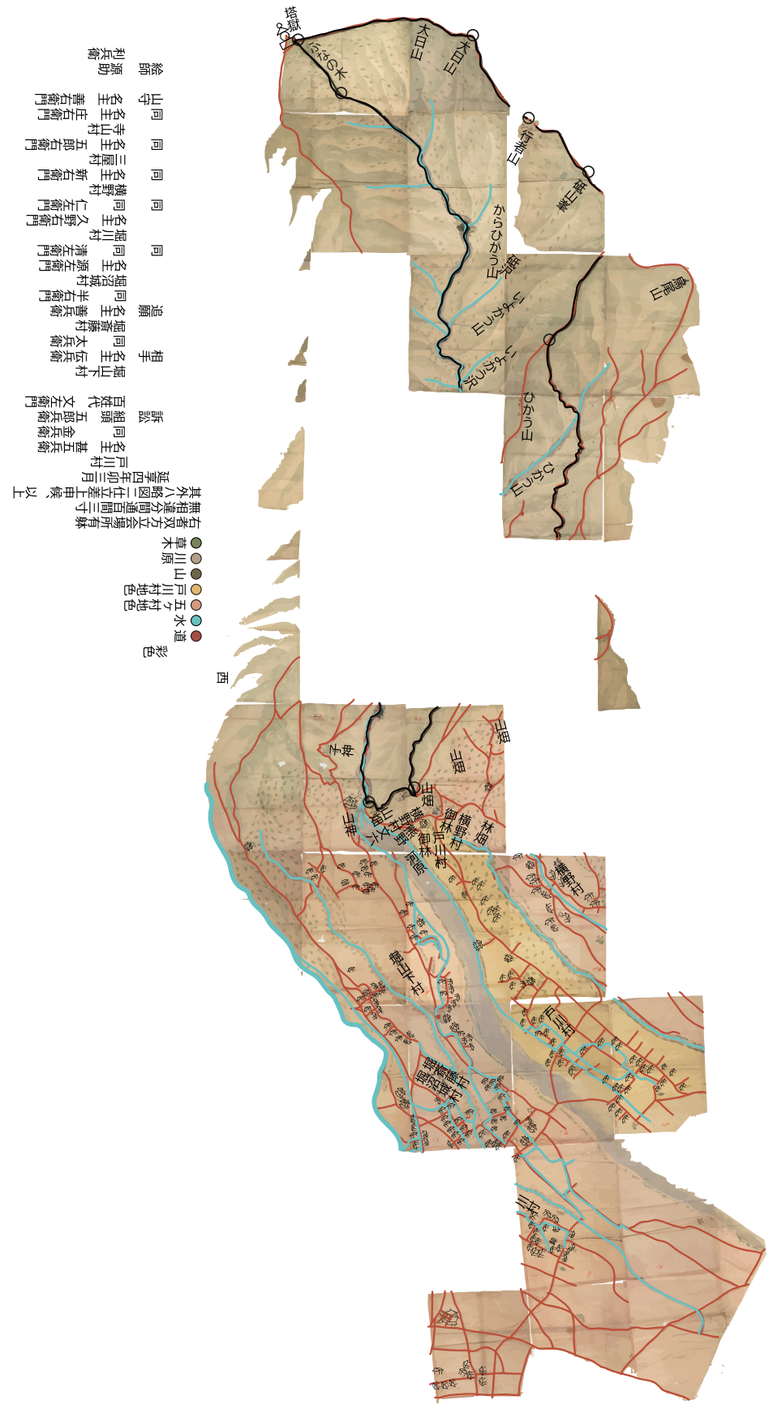
塔嶽
ひかう山
いよこう山
戸川
堀山下
横野
堀斎藤
堀沼代
堀川
林畑
山畑
御林戸川村
横野村
堀山下村
戸川村
堀斎藤村
堀沼代村
堀川村
三屋村
論山
山畑
御林
横野
堀山下
戸川
堀斎藤
堀沼代
堀川
三屋
論山
山
栗木原
山畑其外
水流
道
屋敷
其外図中に書き入れ候分
百姓持山
御林
戸川村持山
堀山下村持山
百姓持山
御林
横野村持山
名主屋敷
名主屋敷
名主屋敷

裁許文冒頭

相模 53　第五拾貳號　安永二年　相州鎌倉郡腰越村魚猟論絵図　鎌倉 7　神奈川県立歴史博物館所蔵　原本

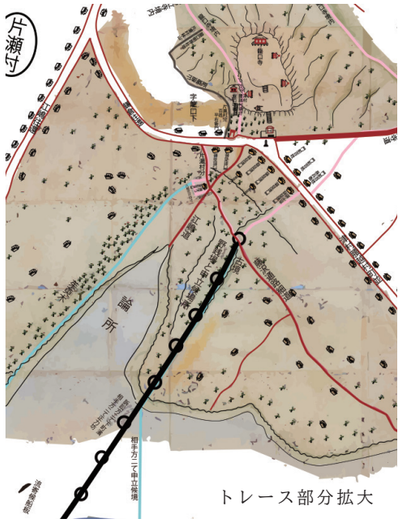

裁許絵図　箱

鎌倉郡津村腰越村（現：鎌倉市津・腰越）と同郡片瀬村（現：藤沢市片瀬）の魚猟場論とあるが、魚猟場については争っておらず、正しくは村境論・境内帰属論。津村腰越村が訴えるには、享保12年龍口寺輪番八箇寺との争論裁許の結果、境を立てたところ、両村地先へ難船の船板が流れ着いたのを片瀬村が取ったと主張。片瀬村が答えるには、享保の裁許があっても、片瀬村は論外であり、字正力坊から南海際までを境、西は片瀬地内なので船板を取ったと主張した。地改をし吟味を遂げ、裁許の結果、新たな村境に墨引き捺印がなされ、龍口寺・龍口寺門前百姓、龍口明神地ともに片瀬村分と決した。魚猟場に関しては津村腰越村は沖猟・片瀬村は地引網猟の仕来り通り心得ることと定められた。

地改役人：御普請役御代官小笠原友右衛門手代　代官：蓑笠之助

「旧幕府裁許絵図目録」掲載の相模国・武蔵三郡の絵図で最大の大きさを誇り、裁許文の文字数も最多である。

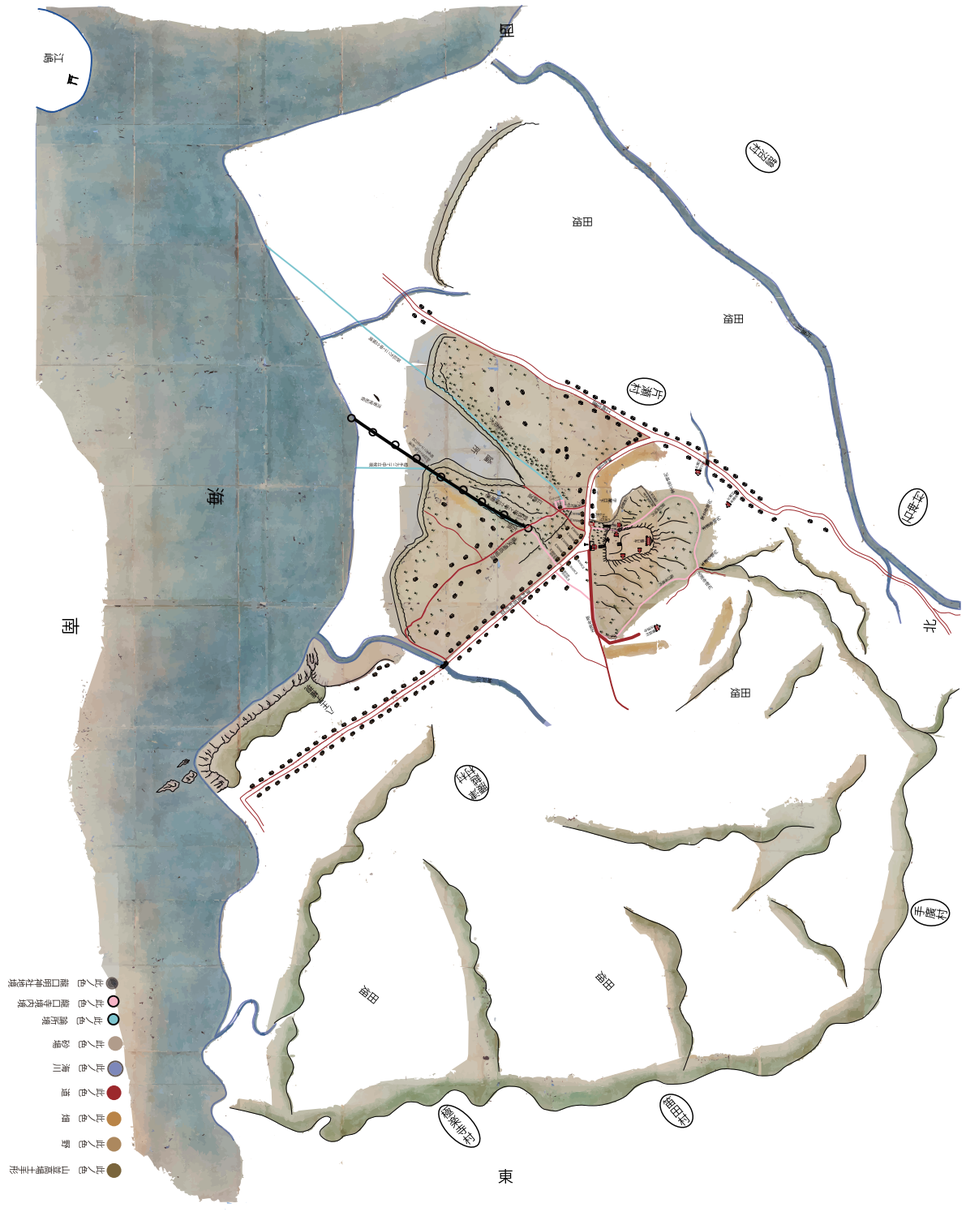

裁許文冒頭

相模 54　第五拾三號　安永八年　相州津久井縣青野原村山論絵図
津久井 4　相模原市立博物館所蔵天野家文書　原本

安永八年二月六日

山信濃

兼伊豫

安彈正

石渓路

津久井縣青野原村（現：相模原市緑区青野原）と同縣鳥屋村（現：相模原市緑区鳥屋）の山境論。青野原村が訴えるには、奥野稼山は前々より山元で鳥屋村も入会、申三月に山内のつくら岩で炭焼したところ、鳥屋村の者が持山であると言い、炭竈を打ち潰した。鳥屋村答えるには、奥野稼山は入会ではない。青野原村が炭竈を作り雑木伐採し炭焼きするので打ち潰したと答えた。論所地改を派遣、糺明を遂げるところ、焼山頂上は双方と青根村とも三ヶ村山境にて、一村に一社の権現社あり、分間始の杭より一番杭へ見通し、両村山境とするとの青根村の申口が符合する。

評議の上、字竹野の峯より焼山分間始の杭まで峯伝を境とし、右杭より青野原、鳥屋両村持ち権現領社の間一番杭へ見通し、両村持山境に極め、一番杭より字ひるか嶽まで押廻し、東南は鳥屋一村の持山と心得、青野原村入会ってはならないとの裁許が下った。

地改役人：御普請役関根五郎市・御代官中井清太夫手代

焼山山頂の三ヶ村の境界とそれぞれの権現社

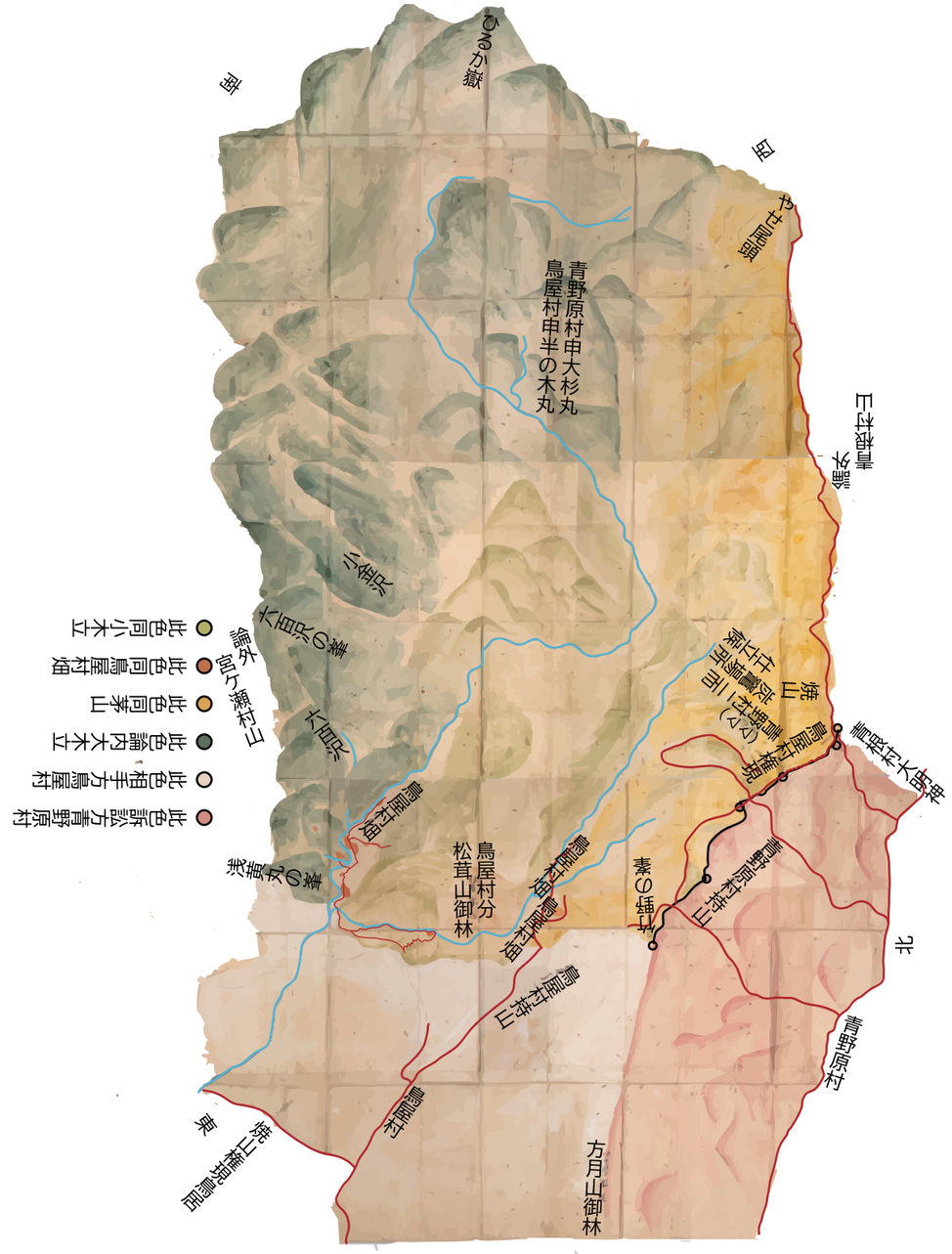
ひるか嶽
青野原村申大杉丸
鳥屋村申半の木丸
論所
論所
論所

裁許文冒頭

武蔵１　第六號　寛文五年　同国都筑郡川和村野論絵図
都筑１　個人蔵　写

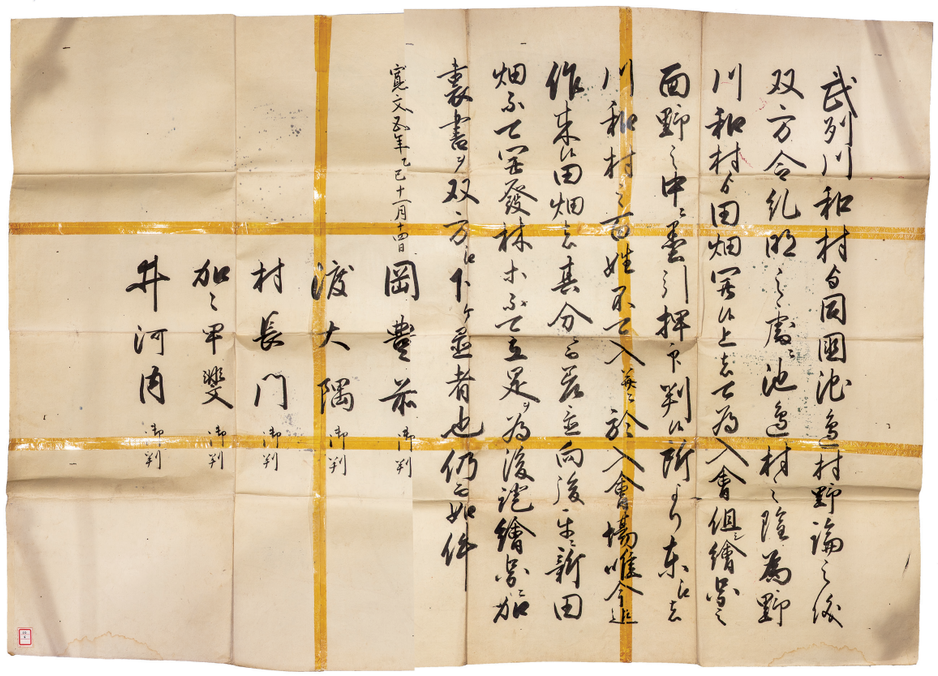

裁許絵図と同じ封筒に入っていた天保 12 年の川和村の訴訟文書

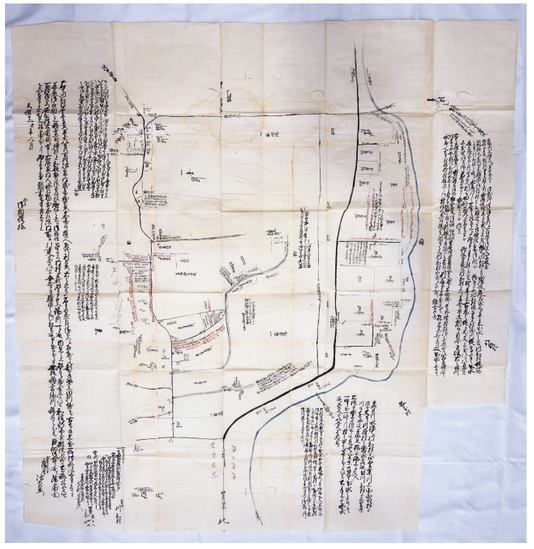

都筑郡川和村（現：横浜市都筑区川和町）と池邊村（現：横浜市都筑区池辺町）の野論。双方糺明せしめたところ、池邊村野は川和村が田畑を開発したので入会とする。絵図面の墨引より東へは川和村の百姓は入ってはならない。入会野は、今までの田畑は差置、今後新田畑の開発をしてはならない。林も仕立ててはならないとの裁許が下った。

この裁許絵図は、他の裁許絵図と比べて建物の描き方などが大きく異なるが、天保12年に川和村で「新土手築立田所掘下ヶ古土手上屋一件」の訴訟が起こった際に、関連文書として作られた写であると考えられる。

裁許文書原本 →

武蔵６　第六拾六號　元禄五年　同国稲毛領諏訪河原村地論絵図
橘樹１　世田谷区立郷土資料館所蔵長崎家文書　写

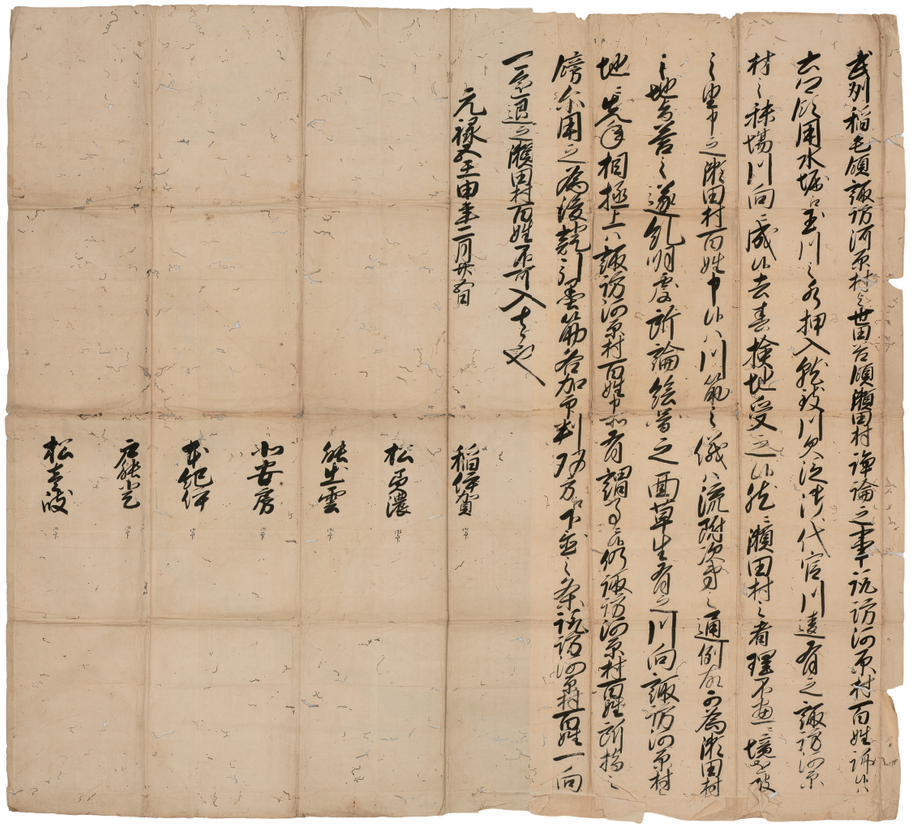

西
北
東
瀬田村
瀬田領
瀬田領
玉川
瀬田領
瀬田領
瀬田領

幾浦文書

武蔵８　第八拾八號　元禄十四年　同国久良岐郡野島村魚猟場論絵図
久良岐２　富津市教育委員会所蔵　原本　富津市指定重要文化財

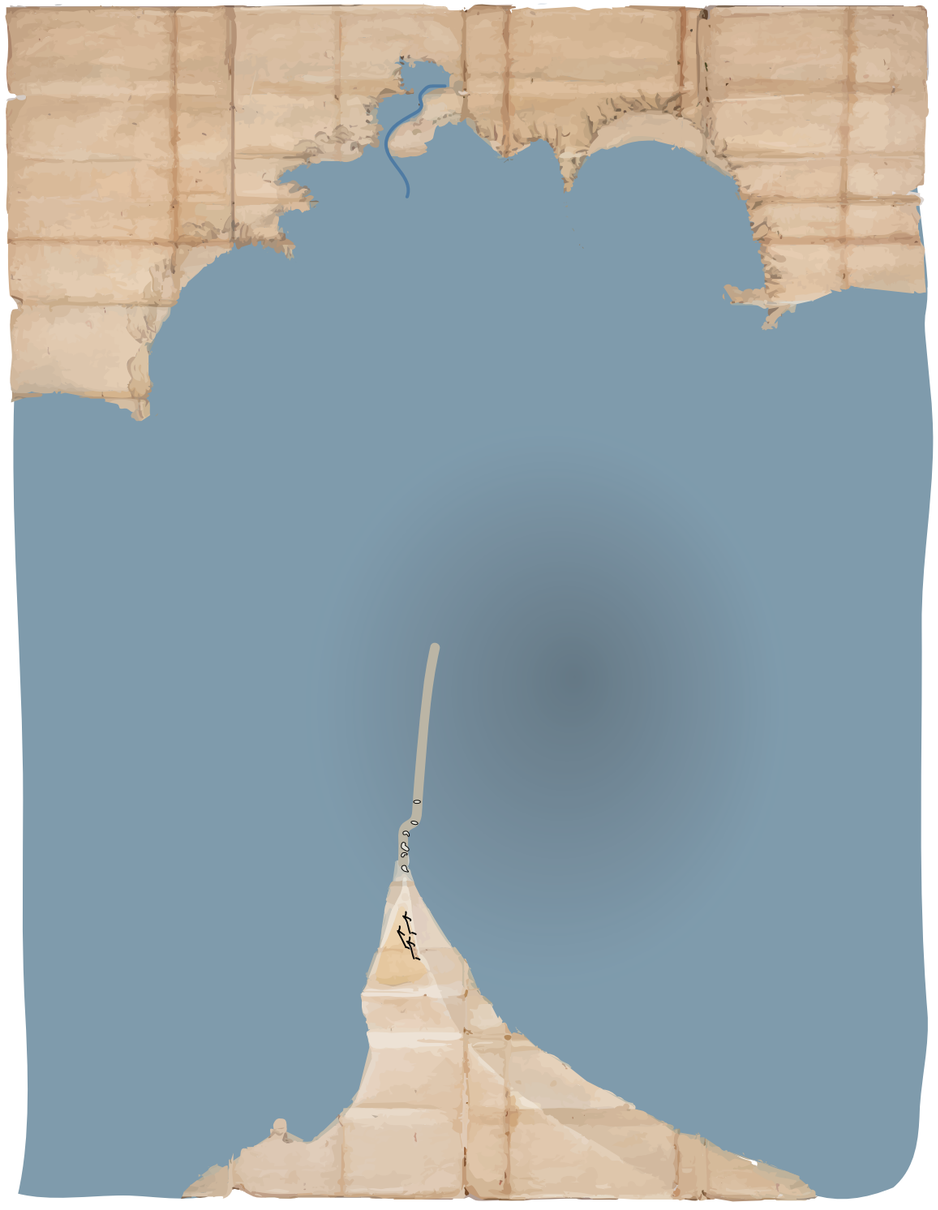

裁許文冒頭

久良岐郡野島浦（現：横浜市金沢区野島町）と上総国周淮郡富津村（現：富津市富津）の漁猟場論。野島浦百姓が訴えるには、野島浦は両村入会で魚猟をしてきたが、富津村の者が猥に猟船を押えたと主張。富津村の百姓が答えるには、富津村と野島浦へは海上七里あり、船留場は富津村地付の猟場に紛れなく、野島浦の者が理不尽に入り込んだので船を押置いたと申した。糺明を遂げたところ、野島浦の者が入会で魚猟をしてきたというが、富津浦を江戸と他国の者が請け負う証文を富津村が差出したので、浦請の者を召し寄せ尋ねたところ、富津村の申すところ間違いなく、入会ではない。海上七里之場、両村地付より海上迄三里ずつ内海をさだめ、その余は両村入会とする。内海へは互いにはいるべからず。野島浦の者が非分を訴え出たため、過怠のため庄屋は籠舎という裁許が下った。

海上七里（約28㎞）とあるが富津岬から野島までは実際には約13・5㎞程しかなく、幕末の御固図でも「三里余」と記される。

富津岬（東京湾に突き出した約３㎞にもわたる砂嘴）からみた三浦半島と富士山

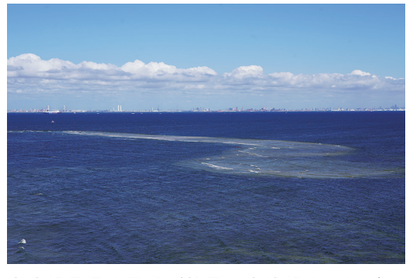

富津岬周辺の干潟（絵図で富津岬の先にぼんやり白くなっている部分）

裁許文冒頭

武蔵 10　第九拾五號　　元禄十五年　同国都筑郡寺家村野論絵図
都筑６　個人蔵　原本

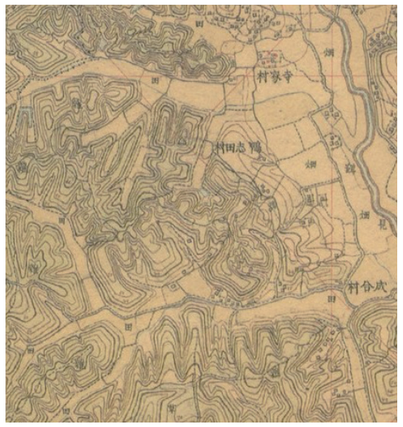

迅速測図　農研機構農業環境研究部門
歴史的農業環境閲覧システムより

都筑郡寺家村（現：横浜市青葉区寺家町）と同郡鴨志田村（現：横浜市青葉区鴨志田町）の野論・村境論。寺家村百姓が訴えるには、先規より鴨志田村野内へ入会い、寺家村野へも鴨志田村の者が入っていたが、鴨志田村内野で寺家村古林境の野道がある場所まで、猥に新林を仕立ててきたと訴えた。鴨志田村が答えるには、前々峯を限り両村境と決めたので、寺家村内野へは入会わないので、鴨志田野へも入らないようにと申す。糺明を遂げたところ、寺家鴨志田両村境は峯を限り、鴨志田村内野に年貢収納の新古畑あり、寺家村の入会の証拠は一切なし。入会わないことが明らかである。鴨志田村より新林仕立て、寺家村作場道通路を留めると申すが、寺家村の申すことは不確かである。寺家村の者は境を一切越えてはならない、との裁許が下った。

形態は軸装。資料を縁取るように表装されており、表裏ともに確認できる。

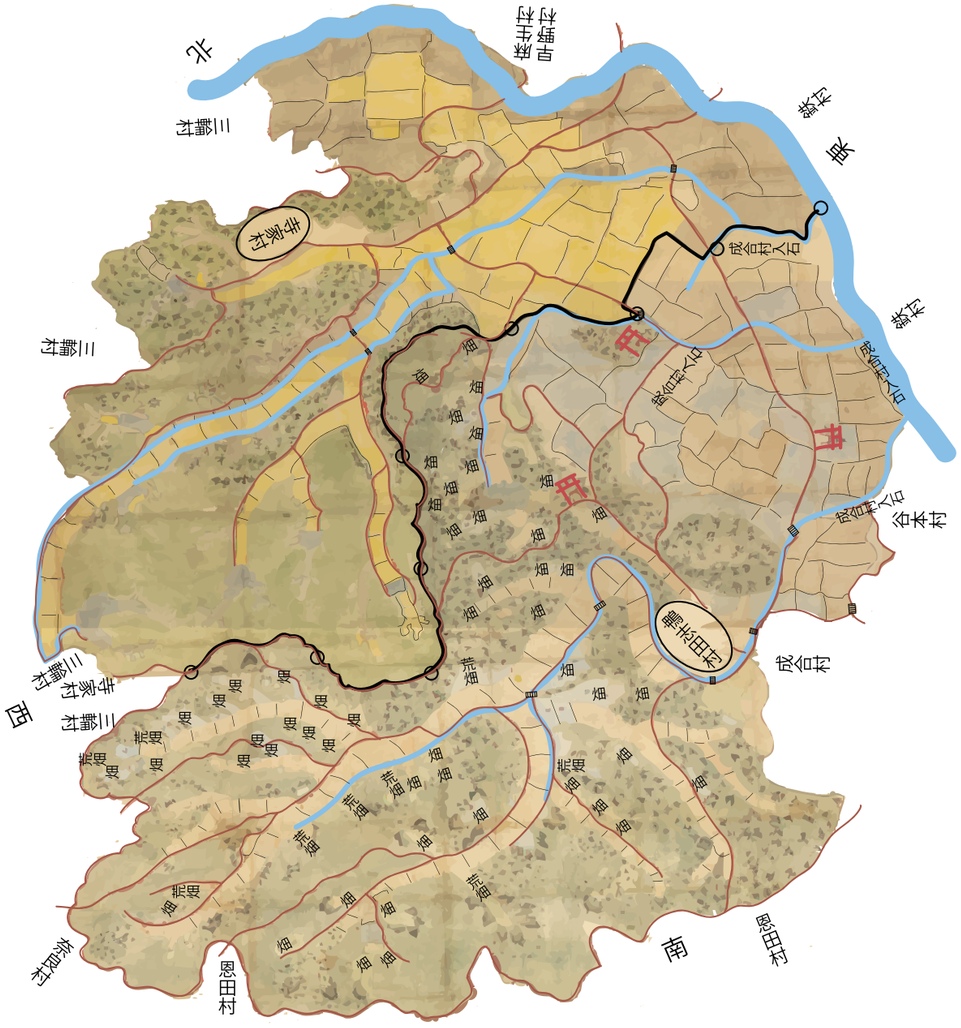

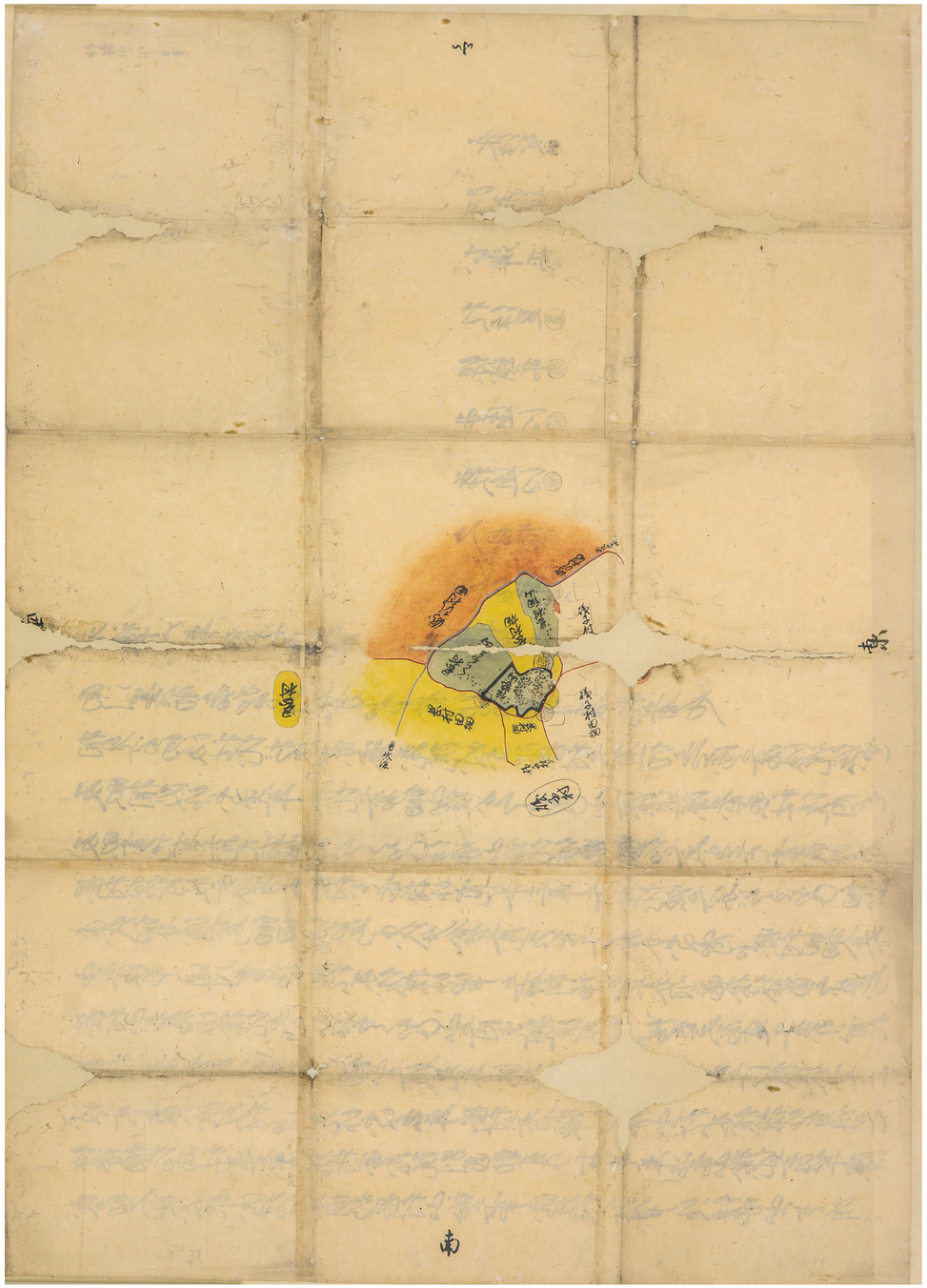

裁詰文書頭

武蔵 11　第九拾六號　元禄十六年　同国久良岐郡岡村山論
久良岐 3　横浜市歴史博物館所蔵安室家文書 原本

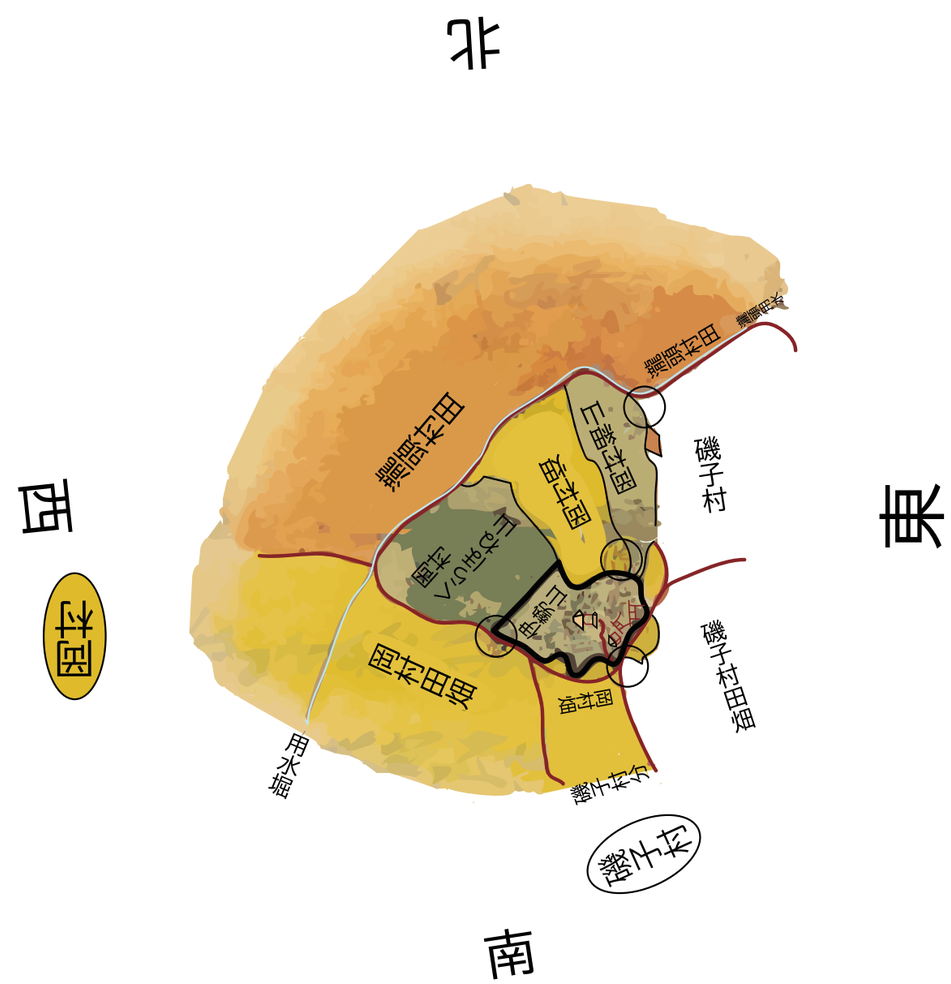

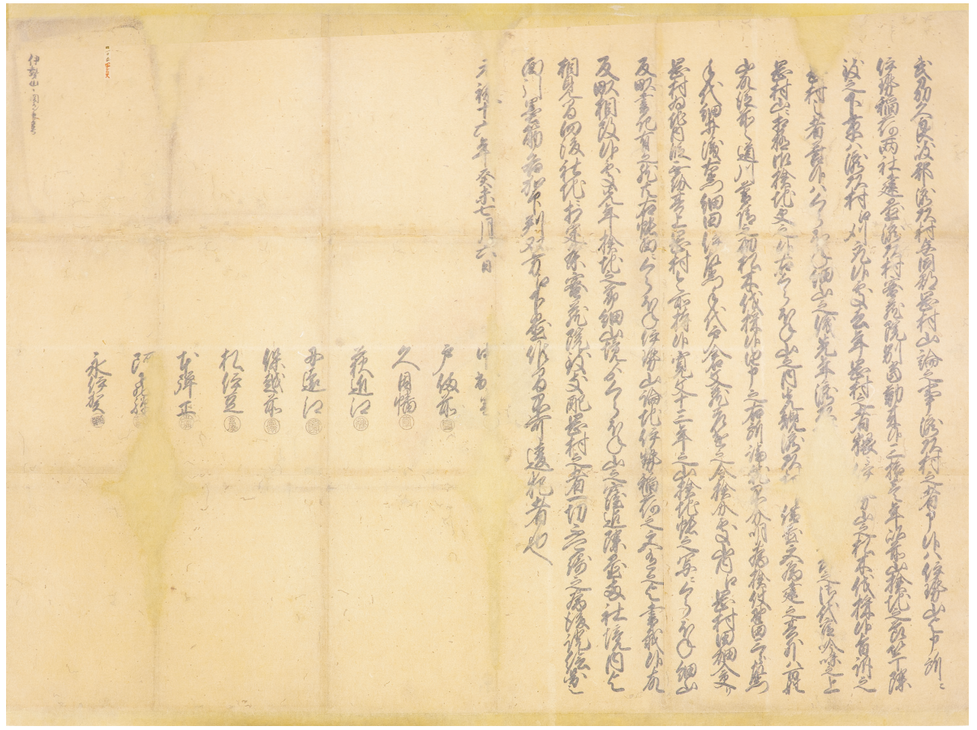

久良岐郡瀧頭村（現：横浜市磯子区滝頭周辺）と同郡岡村（現：横浜市磯子区岡村）の山論・社地論。瀧頭村の者が申すには、伊勢山に伊勢・稲荷の両社を建て、瀧頭村密蔵院が別当を勤めて来た。31年前、山検地の時検地除外地とし、下草は瀧頭村が刈取った。去年岡村の者が伊勢山松木を伐採したと訴えた。岡村が答えるには、くらほね・細山は、御代官吟味の上、岡村の山に決め、検地を受けた。くらほね山のうちを瀧頭村が借り、宮を建てた。その外は百姓山なので前々より道・川普請の時は松木を伐採したという。論所不分明につき検使を遣わし検分したところ、山内へ岡村の田畑が入交り、岡村地内なのは紛れない。岡村が所持している寛文13年の山検地帳写にくらほね・細山の反畝の記載があり、さらに伊勢・稲荷の宮ありとの記載があったため、反畝を改めたところ、検地の節細山境よりくらほね山の窪まで除かれていた。両社境内と見える。今後は社地と定め、密蔵院支配とする。岡村の者は一切干渉しないこととの裁許が下った。

検使：野田三郎左衛門手代細井浅右衛門、
　　細田伊左衛門手代戸倉文蔵

太神宮は明治期に岡村天満宮に合祀され、伊勢山は土地の造成により失われている。

修復済み　裏書裁許文面の上に裏打紙あり。

裏書文書面 ←

武蔵 12　第百四號　宝永七年　　同国多摩郡宇奈根村外二ヶ村村境論
橘樹 3　世田谷区立郷土資料館寄託井山家文書　写

区宇奈根）・大蔵（現：世田谷区大蔵）・鎌田村（現：世田谷区鎌田）の多摩川の河原村境論。久地村が訴えるには、久地村と宇奈根村両村の畑境より新玉川（多摩川）を越え、古玉川まで見通し両村の境とした。大蔵村との村境は大蔵畑際古玉川の流跡通りを境とする。宇奈根村は久地村の悪水堀をむだ堀と名付け、境とすると申し、大蔵村からは新玉川中央が境であると申しかけた。論地の内、久地村本石は林と鎮守社地などがあり、満水の後河原となるが、諸役は勤めてきたと主張。宇奈根村が答えるには、宇奈根・大蔵両村境よりむだ堀まで見通し、久地村境である。久地村が少々の流れを古玉川と名付け、新境と申してきた。大蔵村が申すには、玉川中央が古来より久地村境であり、論地は大蔵と鎌田両村の本石欠敷に畑を開発し年貢を上納、柳・雑木を植えた。鎌田村が申すところは大蔵村と同じ。検使を派遣し糺明を遂げたところ、久地村本石地林の欠敷諸役を勤めているといっても、論地のうちに大蔵・鎌田の畑があり雑木を植えたことは紛れなく、久地村申す事は証拠一切なし。久地村は新玉川・古玉川と名付けているが、古玉川は枝川であり、新玉川が玉川である。右玉川の中央を大蔵村鎌田村と久地村の境とする。久地・宇奈根村境は川欠でわからず、向後久地村よりは宇奈根村畑境より北へ直に玉川中央までを限り、宇奈根村から大蔵畑境より南へ直に見通し右川の中央まで限り、久地村・宇奈根村の境とするとの裁許が下った。

検使：諸星内蔵助手代松井幸右衛門・下嶋甚右衛門手代中山源六郎

多摩川の中央を境としたが、墨引きはなされていない。

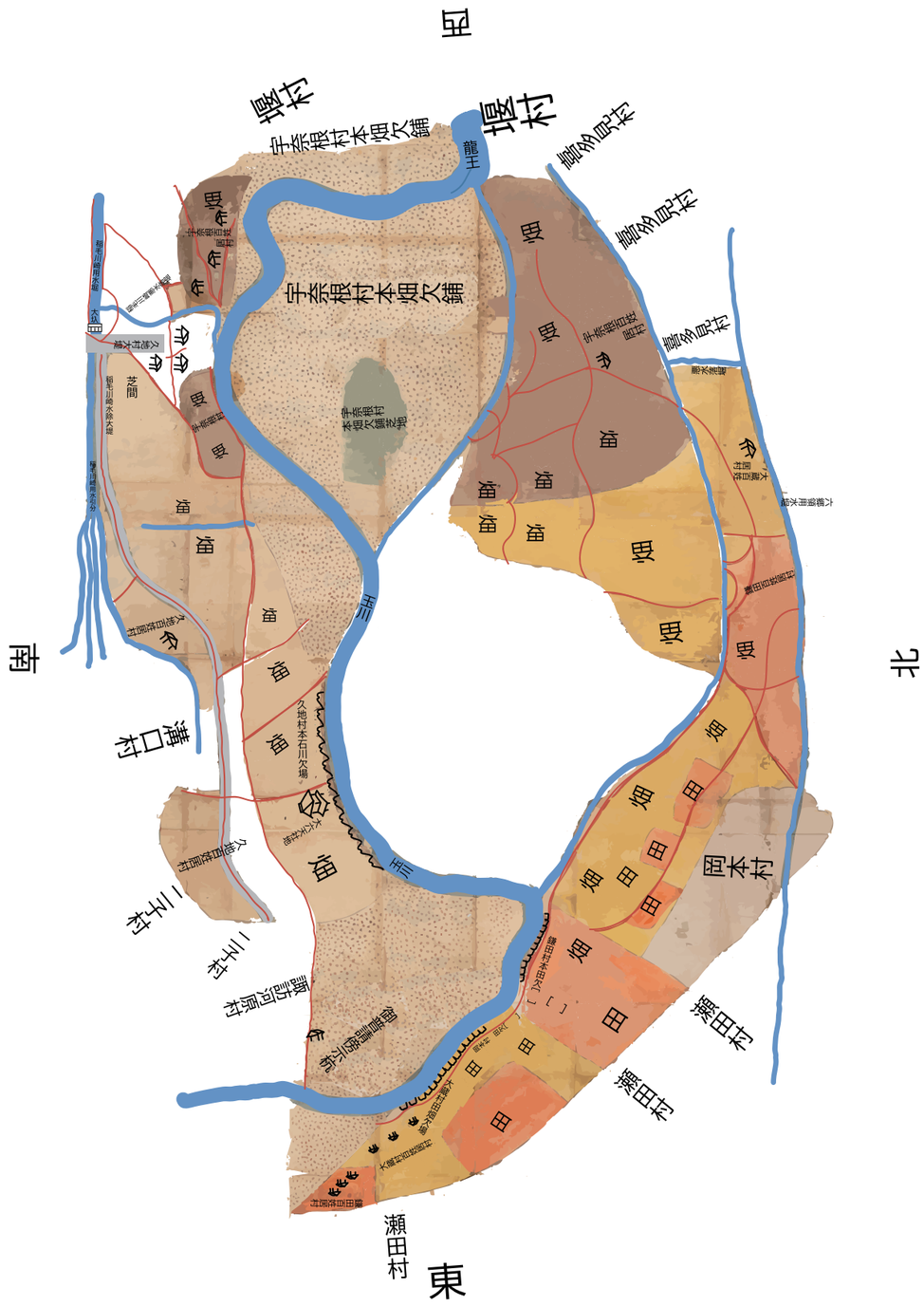
西
北
東
南
大蔵村
宇奈根村
鎌田村
久地村
瀬田村
多摩川
六所神社
鎌田村本田久[ ]
鎌田村本田久[ ]
久地村本石川欠場
大蔵村鎌田村境
大蔵村鎌田村境
大蔵村鎌田村境

幕府文書置場

武蔵 13　第百拾三號　享保二年　同国橘樹郡小杉村地境論絵図
橘樹 4　川崎市市民ミュージアム寄託安藤家文書　原本　写真提供：川崎市市民ミュージアム

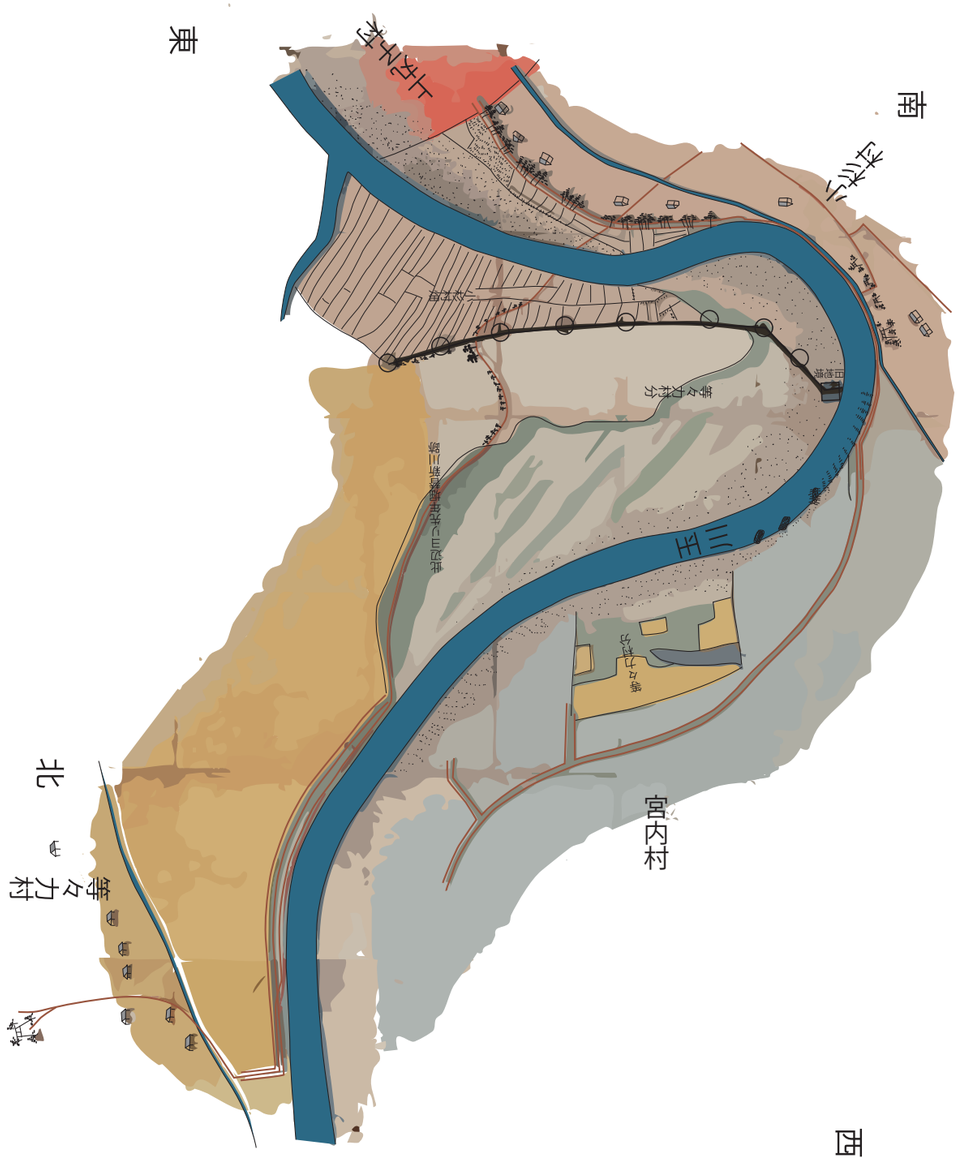

橘樹郡小杉村（現：川崎市中原区小杉御殿町・小杉陣屋町・小杉町周辺）と荏原郡等々力村（現：世田谷区等々力）の河原村境論。小杉村が訴えるには、往古田地が川欠になり、90年以前に玉川（多摩川）を堀替、新川を両村境に立て、その後年々川筋を付け替えても新川跡地を境にしてきたが、境を越え等々力村が開発したと主張。等々力村が答えるには、両村の地境は分明であり、論所は等々力村本田と野高の内であると申す。糺明を遂げたところ、元禄八年の検地の節、玉川の北の小杉村本田は検地を受けたが、論地の分は検地を受けていない。小杉村の證文を差し出すが、地境は立ちがたく、寛永年中等々力村水帳には新川向と記す田畑が沢山ある。論所は等々力村地内。元禄八年以来の川欠地は詮議とし、小杉村本田地先より旧地境を見通し、小杉村地境に定めるとの裁許が下った。

川崎市市民ミュージアムに寄託されていたが、令和元年の台風19号により被災。絵図・裏書裁許文ともに写真は被災前の様子。

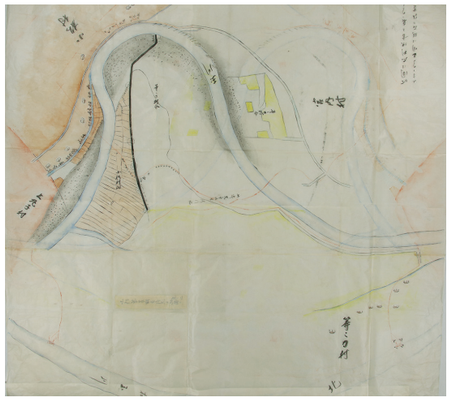

参考：小杉・等々力論争判決書附属地図写
川崎市市民ミュージアム寄託安藤家文書
この資料は被災後修復済み。
写真は被災修復後撮影。現在の多摩川の流れが描き加えられている。

裁許文書順

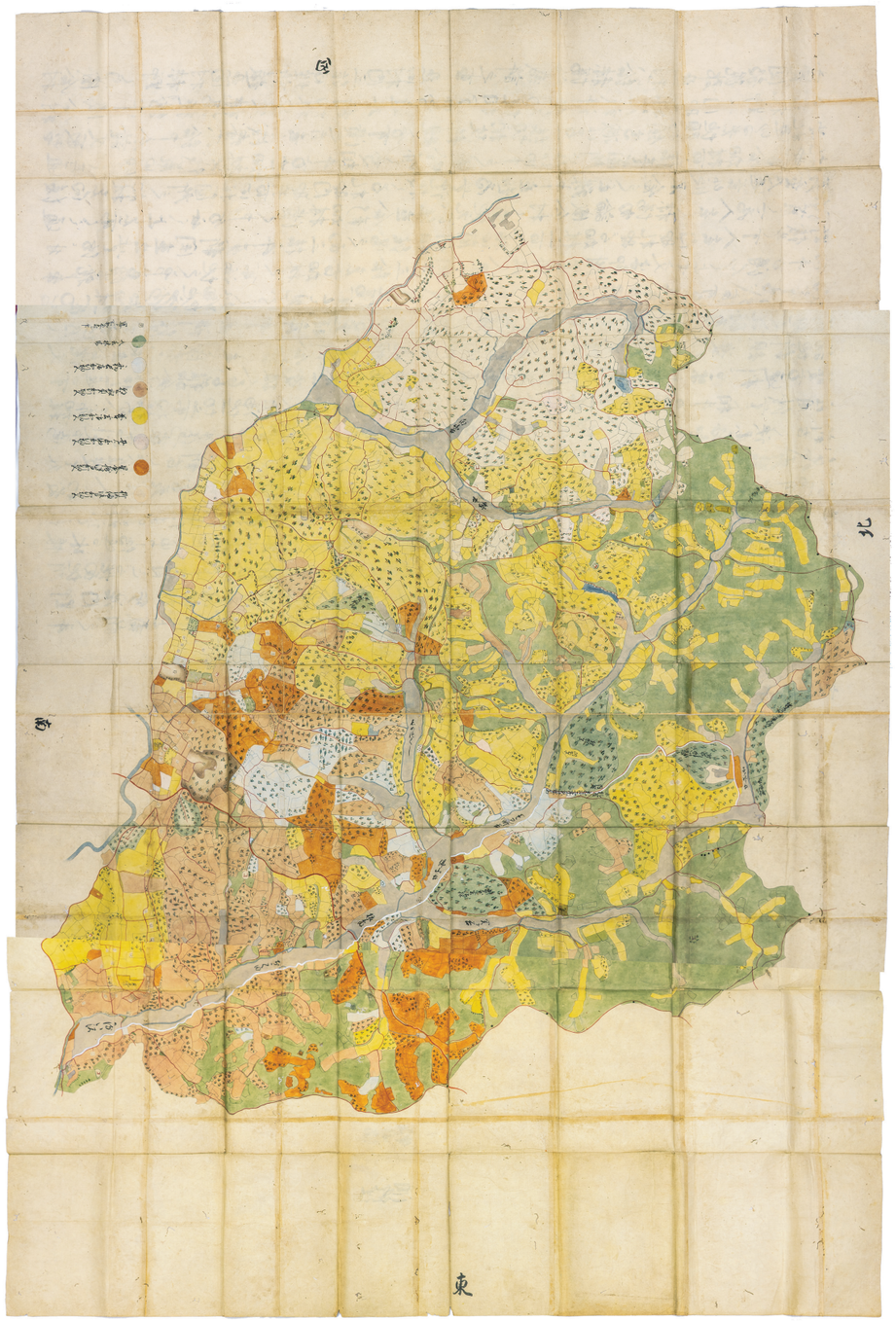

武蔵 14　第百拾五號　享保五年　同国都筑郡恩田村六給秣場論絵図
都筑 7　横浜市歴史博物館所蔵松本家文書

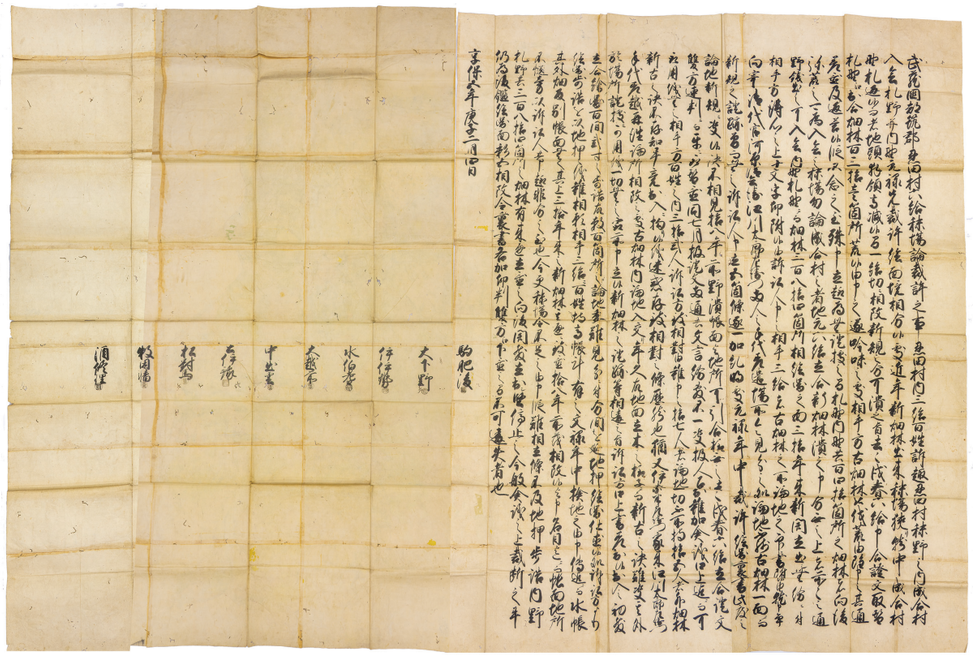

武蔵国都筑郡恩田村ニ給林場論裁許之事
恩田村ニ給百姓訴越恩田村林野ニ内風谷村
入会札野并内野之儀ニ付論所絵図指添相訴
訟方ハ古来新畑林ニ而林場ニ候処近年新畑
ニ仕候ニ付林場次第ニ狭ク罷成候間新畑林
ニ而も札野ニ仕度旨申之候ニ付風谷村入会
札野ニ仕候ハヽ札野ニ而も林場ニ而も無之
候間新畑林ニ仕候儀ハ不苦候得共風谷村入
会ニ仕候儀ハ不相成旨申之候ニ付双方共ニ
絵図ニ書加ヘ奉差上候様ニ申渡候処ニ恩田
村ハ絵図ニ書加ヘ奉差上候ニ付風谷村ハ絵
図ニ書加ヘ不奉差上候ニ付風谷村ハ絵図ニ
書加ヘ不奉差上候ニ付恩田村ハ絵図ニ書加
ヘ奉差上候ニ付風谷村ハ絵図ニ書加ヘ不奉
差上候ニ付恩田村ハ絵図ニ書加ヘ奉差上候
ニ付風谷村ハ絵図ニ書加ヘ不奉差上候ニ付
恩田村ハ絵図ニ書加ヘ奉差上候ニ付風谷村
ハ絵図ニ書加ヘ不奉差上候ニ付恩田村ハ絵
図ニ書加ヘ奉差上候ニ付風谷村ハ絵図ニ書
加ヘ不奉差上候ニ付恩田村ハ絵図ニ書加ヘ
奉差上候ニ付風谷村ハ絵図ニ書加ヘ不奉差
上候ニ付恩田村ハ絵図ニ書加ヘ奉差上候ニ
付風谷村ハ絵図ニ書加ヘ不奉差上候ニ付恩
田村ハ絵図ニ書加ヘ奉差上候ニ付風谷村ハ
絵図ニ書加ヘ不奉差上候ニ付恩田村ハ絵図
ニ書加ヘ奉差上候ニ付風谷村ハ絵図ニ書加
ヘ不奉差上候ニ付恩田村ハ絵図ニ書加ヘ奉
差上候ニ付風谷村ハ絵図ニ書加ヘ不奉差上
候ニ付恩田村ハ絵図ニ書加ヘ奉差上候ニ付
風谷村ハ絵図ニ書加ヘ不奉差上候ニ付恩田
村ハ絵図ニ書加ヘ奉差上候ニ付風谷村ハ絵
図ニ書加ヘ不奉差上候ニ付恩田村ハ絵図ニ
書加ヘ奉差上候ニ付風谷村ハ絵図ニ書加ヘ
不奉差上候ニ付恩田村ハ絵図ニ書加ヘ奉差
上候ニ付風谷村ハ絵図ニ書加ヘ不奉差上候
ニ付恩田村ハ絵図ニ書加ヘ奉差上候ニ付風
谷村ハ絵図ニ書加ヘ不奉差上候ニ付恩田村
ハ絵図ニ書加ヘ奉差上候ニ付風谷村ハ絵図
ニ書加ヘ不奉差上候ニ付恩田村ハ絵図ニ書
加ヘ奉差上候ニ付風谷村ハ絵図ニ書加ヘ不
奉差上候ニ付恩田村ハ絵図ニ書加ヘ奉差上
候ニ付風谷村ハ絵図ニ書加ヘ不奉差上候ニ
付恩田村ハ絵図ニ書加ヘ奉差上候ニ付風谷
村ハ絵図ニ書加ヘ不奉差上候ニ付恩田村ハ
絵図ニ書加ヘ

裁許文冒頭

武蔵 15　第百拾七號　享保八年　同国橘樹郡菅村境論絵図
橘樹 5　川崎市市民ミュージアム所蔵佐保田家文書　写真提供：川崎市市民ミュージアム

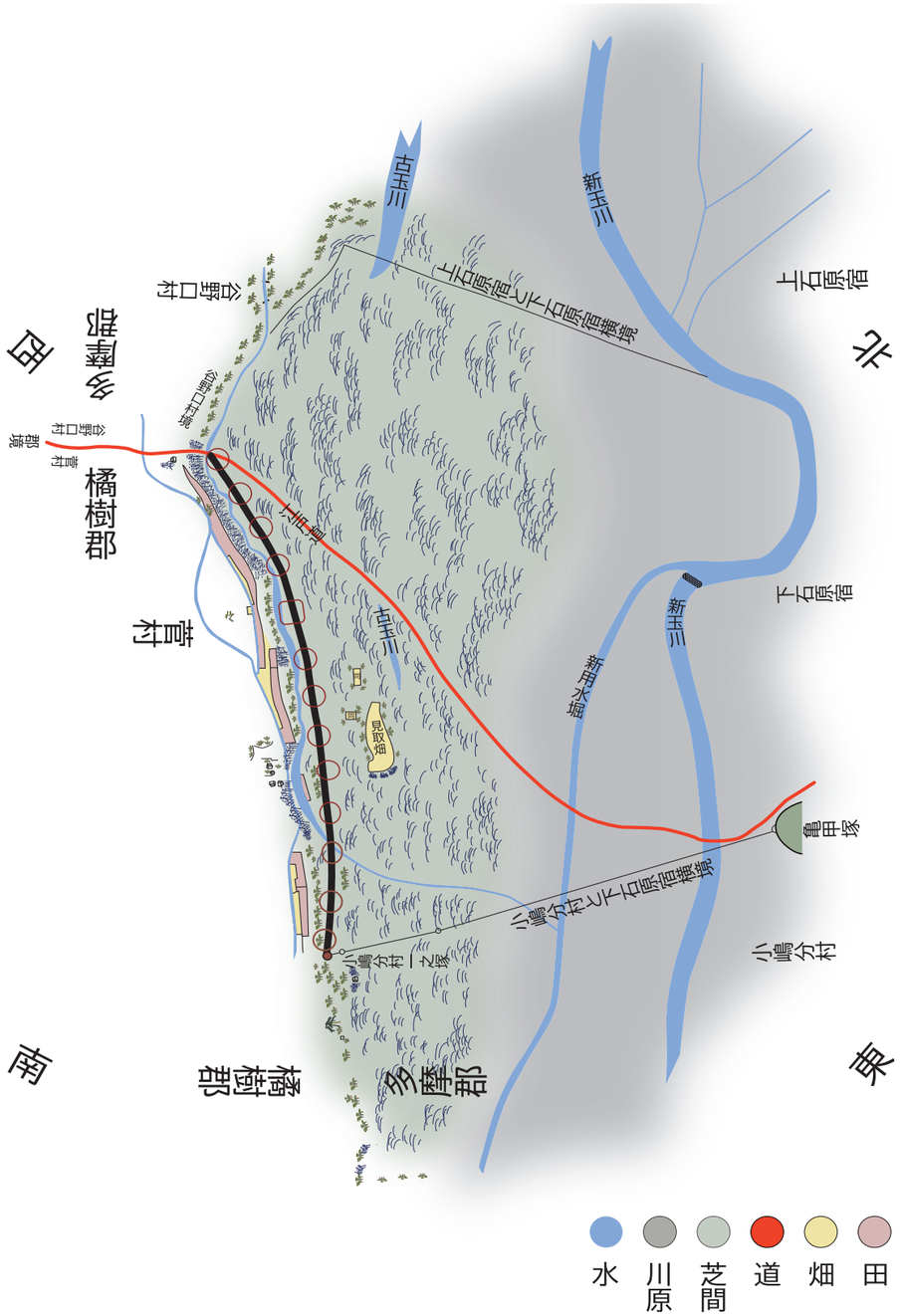

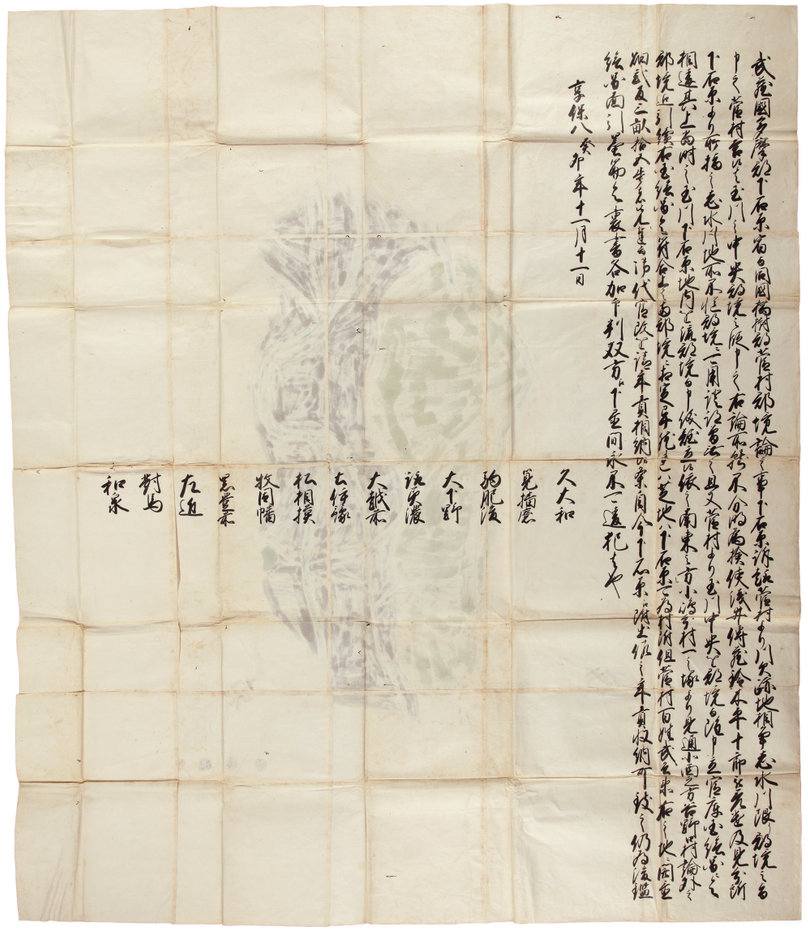

多摩郡下石原宿（現：調布市下石原）と橘樹郡菅村（現：川崎市多摩区菅周辺）の郡境論。下石原宿が訴えるには、菅村と川欠跡地を争い、志水川を限り郡境であると主張。菅村が答えるには、玉川（多摩川）の中央が郡境と主張。論所不分明につき検使を遣し見分のところ、下石原が指す志水川は地所が不確かであり、郡境に用いる証跡がない。菅村が玉川中央を郡境と申し立てても、国絵図と違い、当時の玉川は下石原地内を流れているため郡境とはいえない。これにより、南東の小嶋分村の一の塚より見通し、北西の方谷野口村の郡境迄続く。これは国絵図と符合するため、両郡境に定める。芝地は下石原村付、菅村百姓武兵衛が開いた畑は御代官の改を受け、年貢を収めているため、今後は下石原へ付け、出作の年貢収納とする、との裁許が下った。

検使：浅井伝蔵・鈴木平十郎

多摩郡と橘樹郡の郡境論のため、老中も加印している。川崎市市民ミュージアムの令和元年台風19号により被災。絵図・裏書裁許文ともに写真は被災前のもの。

天保国絵図武蔵国（菅村部分）
国立公文書館所蔵
デジタルアーカイブより
郡境は多摩川右岸にある。

神奈川県域における
江戸幕府評定所裁許絵図の基礎的研究

二〇二二年度～二五年度　科学研究費助成事業
基盤（C）　研究成果報告書
ＪＳＰＳ科研費ＪＰ２２Ｋ００８８５

発行日　令和八年三月一七日
編集発行　研究代表者　根本　佐智子
（神奈川県立歴史博物館）
印　刷　株式会社イメージ・パーク